

第1章 総則

第1節 計画の目的

盛岡市地域防災計画（以下「市計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律 223号）第42条の規定に基づき、盛岡市（以下「市」という。）の市域に係る防災対策に関し、同法第16条第1項の規定に基づき設置している盛岡市防災会議（以下「防災会議」という。）が定める計画であり、市及び一部事務組合、県の出先機関、自衛隊、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の業務の大綱、処理すべき事務及び必要な体制を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、また、被害を最小限に軽減し、住民生活の安定と秩序の維持に努めるとともに、公共の福祉の確保に資することを目的とする。

【資料編1-1-1 盛岡市防災会議条例】

第2節 市民・事業所の責務

大規模な風水害等の災害が発生した場合、市及び防災関係機関の対応には限界があることから、市民及び事業所は、防災組織の一員であるという共通認識のもとに、災害の未然防止と応急復旧対策等に積極的に参加するよう努める。

第1 市民の責務

1 個人の役割

自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加するなどの地域防災に寄与するため、災害に備えた食料等の備蓄や建物の補強、家具の転倒防止措置、居所連絡先の明確化等を市民自らが行う。

2 自主防災組織の役割

「自分達の地域は自分達で守る。」という連帯感を持ち、地域住民が協力して消火・救助活動を行うことができる防災体制の確立を図る。

3 応急対策活動への協力

市が行う防災に関する事業及び災害発生時の救援・救助活動に協力する。

第2 事業所の責務

1 従業員、利用者等の安全確保

防火管理体制を強化するとともに、各種の災害に備えた計画的な防災体制の充実を図り、事業所内の従業員、利用者等の安全を確保する。

2 地域への貢献

事業活動に当たり、地域構成員であることを自覚し、災害に強いまちづくり及び災害に強い人づくりのため、地域の防災活動に協力する。

3 応急対策活動への協力

市が行う防災に関する事業及び災害発生時の救援・救助活動に協力する。

第3節 他の計画及び他の法令に基づく計画との関係

第1 岩手県地域防災計画との関係

市計画は、岩手県地域防災計画（以下「県計画」という。）と整合性を有するものとする。

第2 他の法令に基づく計画との関係

市計画は、盛岡市の地域に係る防災対策として、総合的かつ基本的な性格を有するものであって、水防法（昭和24年法律第193号）第33条に基づき策定する水防計画その他法令に基づき策定する計画等は、市計画と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。

第3 計画の位置付け

市計画は、市域で発生するおそれがある災害に備えて、災害対策基本法に基づき、市の防災対策の基本方針を示す総合的な計画である。

第4節 計画の運用

第1 計画の習熟

市及び防災関係機関は、市計画の遂行に当たって、それぞれの責務が十分に果たせるよう、常に図上訓練、実践的訓練等によって市計画の習熟に努めるとともに、市民への周知を図るため広報・啓発活動に努める。

第2 計画の修正

市又は防災関係機関は、市計画を現状に即したものにするため、常に検討を加え、修正する必要があると認める場合は、防災会議に諮り、修正する。

修正の手順は、次のとおりである。

- (1) 市又は防災関係機関は、修正に係る資料等を整備する。
- (2) 市は、整備された内容に係る資料を取りまとめ、市計画修正原案を作成する。
- (3) 防災会議は、市計画修正原案を審議し、災害対策基本法の規定に基づき、計画の修正について県に報告する。
- (4) 防災会議は、市計画を修正し、その要旨を公表する。

第5節 防災関係機関の責務及び業務の大綱

第1 防災関係機関の責務

防災関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

1 盛岡市

市は、防災の第一次責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 一部事務組合

盛岡地区広域消防組合は、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく消防活動を実施する場合は、市消防団と連携してこれに当たり、その活動については、市計画及び盛岡地区広域消防組合の定める消防活動計画等による。

その他の一部事務組合が防災活動を実施する場合は、その組織活動等については、市計画及びそれぞれの一部事務組合の防災に関する計画等の定めるところによる。

3 県

県は、自ら防災活動を実施し、市及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を支援し、かつ、その総合調整を行う。

4 自衛隊

自衛隊は、県、市及びその他の防災関係機関からの要請に応じて、災害対策に関する支援、協力等を行う。

5 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう、指示、指導、助言等を行う。

6 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務が公共性及び公益性を有することから、防災に関する計画を策定し、これを実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には防災対策業務を行い、市その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

【資料編1-5-1 消防・防災関係機関一覧表】

第2 防災関係機関の業務の大綱

1 盛岡市

<p>(1) 災害予防対策</p> <p>ア 防災会議に関すること。</p> <p>イ 各種施策に対する防災対策の検討及び実施に関すること。</p> <p>ウ 防災組織の整備に関すること。</p> <p>エ 防災の調査研究、教育及び訓練に関すること。</p> <p>オ 食料その他物資の備蓄及び確保に関すること。</p> <p>カ 防災施設及び設備の整備に関すること。</p> <p>キ 市民の防災活動の啓発及び指導に関すること。</p> <p>ク その他市域の災害予防対策に関すること。</p> <p>(2) 災害応急対策</p> <p>ア 関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>イ 避難の指示及び避難場所等の開設に関すること。</p> <p>ウ 情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。</p> <p>エ 消防、水防その他の応急措置及び被害拡大の防止措置に関すること。</p> <p>オ 被災者の救護及び保護に関すること。</p> <p>カ 被災児童及び生徒の応急教育に関すること。</p> <p>キ 清掃、防疫及びその他保健衛生に関すること。</p> <p>ク ボランティア活動に対する支援に関すること。</p> <p>ケ 緊急輸送路の確保に関すること。</p> <p>コ その他市域の災害応急対策に関すること。</p> <p>(3) 災害復旧対策</p> <p>ア 公共土木施設の復旧整備に関すること。</p> <p>イ 学校教育施設及び社会教育施設の復旧整備に関すること。</p> <p>ウ 社会福祉施設の復旧整備に関すること。</p> <p>エ 上下水道施設の復旧整備に関すること。</p> <p>オ その他市域の災害復旧対策に関すること。</p>

2 一部事務組合

機関名	業務の大綱
盛岡地区広域消防組合 (盛岡中央・西・南消防署)	(1) 消防業務に関すること。 (2) 災害情報等の収集及び広報に関すること。 (3) 災害の防御、警戒及び鎮圧に関すること。 (4) 要救助者の救出及び救助に関すること。 (5) 傷病者の救出及び搬送に関すること。 (6) その他防災会議が必要と認める業務に関すること。
盛岡・紫波地区環境施設組合 岩手・玉山環境組合	一般廃棄物となる災害ごみの適正処理に関すること。
盛岡地区衛生処理組合 盛岡北部行政事務組合	災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の適正処理に関する こと。

3 県の出先機関

機関名	業務の大綱
盛岡広域振興局経営企画部	(1) 市が処理する事務、事業の指導及びあっせんに関すること。 (2) 災害に関する情報の収集、伝達及び指示に関すること。 (3) その他災害の防除と拡大の防止に関すること。
盛岡広域振興局保健福祉環境部	災害救助に係る連絡・調整に関すること。
盛岡広域振興局土木部	(1) 所管する土木施設及び河川の防災対策及び復旧対策に関すること。 (2) 災害時における土木関係全般の指導及び災害に関すること。
盛岡広域振興局農政部	農地、農業用施設等に係る災害復旧の指導に関すること。
盛岡東警察署 盛岡西警察署	(1) 災害情報の伝達及び広報に関すること。 (2) 危険箇所の警戒に関すること。 (3) 被災者の救出及び避難に関すること。 (4) 死体（行方不明者）の捜索及び検視に関すること。 (5) 交通規制及び交通秩序の確保に関すること。 (6) 防犯その他社会秩序の維持に関すること。
県央保健所	(1) 医療施設の保全に関すること。 (2) 医療救護に関すること。 (3) 防疫その他保健衛生に関すること。
盛岡農業改良普及センター	(1) 営農指導及び技術指導に関すること。 (2) 種苗、農業その他営農資材の確保に関すること。

4 自衛隊

機関名	業務の大綱
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請又は出動命令に基づく応急救援及び応急復旧に関すること。

5 指定地方行政機関

機関名	業務の大綱
盛岡財務事務所	(1) 民間金融機関等に対する金融上の措置要請に関すること。 (2) 地方公共団体の災害対策事業、災害復旧事業等に関する融資に関すること。 (3) 災害発生時における国有財産の無償貸付等に関すること。 (4) 公共土木施設、農林水産業施設等の災害査定の上会に関すること。 (5) 財務局が講じた施策に関する被災者への情報提供に関すること。
盛岡労働基準監督署	(1) 事業場における労働災害の防止に関すること。 (2) 被災労働者の救済に関すること。 (3) 被災労働者の就労あっせんに関すること。

機関名	業務の大綱
	(4) 復旧・復興工事における労働災害の防止に関すること。
東北農政局岩手県拠点	災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること。
盛岡森林管理署	(1) 国有林野の保安林、保安施設等の整備に関すること。 (2) 山火事防止対策に関すること。 (3) 災害復旧用資材の供給に関すること。
盛岡地方気象台	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 (4) 県や市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 (5) 防災気象情報の理解促進及び防災知識の普及啓発に関すること。
東北地方整備局 （岩手河川国道事務所及び北上川ダム統合管理事務所）	(1) 直轄公共土木施設の整備及び災害防止に関すること。 (2) 指定河川の洪水予報・警報の発表及び伝達に関すること。 (3) 水防活動の指導に関すること。 (4) 災害時における通行規制及び緊急輸送道路の確保に関すること。 (5) 直轄公共土木施設の復旧に関すること。 (6) 緊急を要すると認められる場合、申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関すること。 (7) 災害対策支援に係る調整に関すること。

6 指定公共機関

機関名	業務の大綱
日本赤十字社岩手県支部	(1) 災害時における医療救護に関すること。 (2) 救援物資の配布に関すること。 (3) 義援金の受付に関すること。 (4) 防災ボランティアの連絡調整等に関すること。
日本放送協会盛岡放送局	(1) 気象予報・警報等の放送に関すること。 (2) 災害状況及び災害対策についての放送に関すること。 (3) 市長からの要請に基づく災害放送に関すること。 (4) 防災知識の普及啓発に関すること。
東日本高速道路（株）東北支社盛岡管理事務所	(1) 高速道路の整備及び災害防止に関すること。 (2) 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること。 (3) 高速自動車道の復旧に関すること。

機関名	業務の大綱
東日本旅客鉄道（株）盛岡支社	(1) 鉄道施設の整備、災害防止及び災害復旧に関すること。 (2) 災害時における鉄道による緊急輸送に関すること。
日本貨物鉄道（株）東北支社	
東日本電信電話（株）岩手支店	(1) 電気通信設備の整備及び災害の防止に関すること。 (2) 災害時における通信の確保に関すること。 (3) 電気通信設備の復旧に関すること。
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株）	
（株）NTTドコモ	
KDDI（株）	
ソフトバンク（株）	
楽天モバイル（株）	
日本通運（株）盛岡支店	災害時における車両による緊急輸送に関すること。
東北電力ネットワーク（株）盛岡電力センター	(1) 電力施設の整備及び災害防止に関すること。 (2) 災害時における電力供給に関すること。 (3) 電力施設の災害復旧に関すること。
日本郵便（株）盛岡中央郵便局	(1) 災害時における郵便局の業務運営の確保に関すること。 (2) 災害時における郵便局の業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。

7 指定地方公共機関

機関名	業務の大綱
（株）IBC岩手放送	(1) 気象予報・警報等の放送に関すること。 (2) 災害状況及び災害対策についての放送に関すること。 (3) 市長からの要請に基づく災害放送に関すること。 (4) 防災知識の普及啓発に関すること。
（株）テレビ岩手	
（株）岩手めんこいテレビ	
（株）岩手朝日テレビ	
（株）エフエム岩手	災害時における車両による緊急輸送に関すること。
（公社）岩手県トラック協会	
（公社）岩手県バス協会	(1) 鉄道施設の整備、災害防止及び災害復旧に関すること。 (2) 災害時における鉄道による緊急輸送に関すること。
I GRいわて銀河鉄道（株）	
岩手県土地改良事業団体連合会	(1) 水門、水路、ため池等の防災上の整備及び管理に関すること。 (2) 水門、水路、ため池等の災害復旧に関すること。
（一社）岩手県高圧ガス保安協会	(1) ガス施設の整備及び災害防止に関すること。 (2) 災害時におけるガス供給に関すること。 (3) ガス施設の災害復旧に関すること。
盛岡ガス（株）	
（一社）岩手県医師会	(1) 医療救護又は歯科医療救護に関すること。 (2) 遺体の検視、検案、身元確認及び処理に関する協力に関する
（一社）岩手県歯科医師会	

機関名	業務の大綱
	ること。
(一社) 岩手県薬剤師会	(1) 医療救護に関すること。 (2) 災害時における医薬品の供給及び管理に関すること。
(公社) 岩手県栄養士会	災害時における栄養管理に関すること。
(公社) 岩手県看護協会	医療救護及び保健衛生に関すること。
社会福祉法人岩手県社会福祉協議会	(1) 防災ボランティアの連絡調整等に関すること。 (2) 岩手県災害派遣福祉チームの派遣調整に関すること。
(一社) 岩手県獣医師会	災害時における愛玩動物の応急治療及び保護・管理に関すること。
(一社) 岩手県建設業協会	(1) 災害時における道路啓開及び除雪に関すること。 (2) 公共土木施設等の災害応急対策に関すること。

8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機関名	業務の大綱
(一社) 盛岡市医師会	(1) 医療救護に関すること。 (2) 遺体の検視、身元確認及び処理に関する協力に関すること。
社会福祉法人盛岡市社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの設置・運営に関すること及びボランティアの受入場所の開設調整に関すること。
農業協同組合、森林組合等	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧に関すること。 (2) 農林水産関係に係る市が実施する被害調査及び応急対策に対する協力に関すること。 (3) 被災農林家に対する融資及び融資のあっせんに関すること。 (4) 被災農林家に対する種苗その他営農資材の確保のあっせんに関すること。
盛岡商工会議所	(1) 商工業関係に係る市が実施する被害調査及び応急対策への協力に関すること。 (2) 災害時における物価安定についての協力に関すること。 (3) 救助物資、復旧用資機材等の確保に対する協力に関すること。
病院等医療関係施設の管理者	(1) 災害時における傷病者等の受入れ及び保護に関すること。 (2) 災害時における被災負傷者の治療及び助産活動に関すること。 (3) 災害時における受入者の保護及び誘導に関すること。
社会福祉施設の管理者	災害時における受入者の保護及び誘導に関すること。
一般運送事業者	災害時における緊急輸送に関すること。
一般燃料供給事業者	災害時における緊急通行車両等への燃料の優先的な供給に関すること。
ダム施設の管理者	ダム施設の防災上の整備及び管理に関すること。
土地改良区	(1) 水門、水路、ため池等の防災上の整備及び管理に関すること。

機関名	業務の大綱
	(2) 水門、水路、ため池等の災害応急対策及び災害復旧に関すること。
学校等の施設の管理者	(1) 災害時における応急教育対策計画の確立及び実施に関すること。 (2) 避難者の受入れ及び保護への協力に関すること。
危険物関係施設の管理者	(1) 災害時の安全確保及び被害拡大の防止に関すること。 (2) その他危険物の安全確保に関すること。
観光団体	(1) 観光客等への周知及び避難誘導に関すること。 (2) 風評被害対策に関すること。
避難促進施設	(1) 施設利用者等に対する周知に関すること。 (2) 施設利用者等の避難誘導に関すること。

第6節 盛岡市の概況

第1 位置

市は、北上盆地の北部に位置しており、東部に北上高地、西部に奥羽山脈が南北に縦走し、この山間地間を南流する北上川は、東西の山地に水源を有する丹藤川、松川、雫石川、中津川などの支流を合わせて一大水系となり市の中央部を貫流している。

市の面積は 886.47km²で、市域の73.2%は林野であり、市街地の西部平坦地は生産力の高い農業地域となっている。

市域は、北部に八幡平市、岩手町、葛巻町、東部に岩泉町、宮古市、南部に花巻市、紫波町、矢巾町、西部に滝沢市、雫石町の10市町と接している。

また、東北新幹線、秋田新幹線や東北自動車道などの高速交通網により県内外の各方面と連絡しており、県都としてだけでなく、北東北においても物流・交流の拠点として重要な位置にある。

盛岡市の位置



第2 沿革

市の都市としての始まりは、16世紀末の南部氏による盛岡城築城であり、その後は、盛岡藩の城下町として栄えた。盛岡藩は、明治4年（1871年）の廃藩置県により盛岡県、翌年岩手県となった。本市は、明治22年（1889年）、市町村制の施行により盛岡市となり、岩手県の県庁所在地として現在に至っている。

明治23年（1890年）に東北本線が盛岡まで開通し、輸送の主役は北上川の舟運から鉄道に代わっていくとともに、盛岡駅が当時の市街地と北上川を隔てた背面であったため、架橋や新たな幹線道路の設置を促し、その後の市街地形成に大きな影響を与えた。

大正時代には、鉄道駅の開設や支線の開通が相次ぎ、交通結節点としての地位が高まった。

戦後の昭和30年代後半には、人口増加に伴う市街地周辺の宅地開発が進行し、昭和45年の岩手国体を契機に都市施設整備や中心商業地の形成及び都市機能の拡充が進んだ。

さらに、昭和50年代の東北自動車道及び東北新幹線の開通により、高速交通網が整備され、首都圏との交流が一層進むことになった。

この間、隣接町村との相次ぐ合併により市域が拡大し、平成4年に都南村、平成18年には玉山村と合併して現在に至っている。

第3 自然条件

1 地形・地質

盛岡市の市街地の大半は、北上川、雫石川、中津川などの河川が運んできた砂れきによって

形成された扇状地及び段丘上に位置し、地盤は比較的良好である。

市の山地地盤を構成する地質は、東西で異なる。東側の北上高地は、中生代・古生代に形成された堆積岩を中心とし、一部の地域には貫入による花崗岩が分布する。一方、西側の奥羽山脈は、活火山の岩手山を除くと新第三紀の堆積岩及び火山岩が中心となる。

また、北上盆地と奥羽山脈の境界付近には複数の活断層が分布し、盛岡市内には北上低地西縁断層の北端が存在する。

市内の氾濫原・谷底平野は、主に雫石川沿岸及び北上川・雫石川・中津川の合流点周辺から南の北上川沿岸に分布しており、広い範囲で降雨があると、雨水が集中するため、これらの地域は洪水被害を受けやすい地形条件にある。

玉山地域内の北上川や松川及びその支流の地域では、台風や豪雨に起因する河川の氾濫による浸水被害を受けやすい地形条件にある。

段丘類は、沖積段丘が雫石川及び北上川沿いに分布し、段丘は四十四田ダムから北上川沿いに一部分布している。

扇状地は、市西南部の猪去沢や、箱ヶ森から赤林山にかけての山地斜面の東側に分布している。また、緩扇状地は、米内川・中津川の合流点から本町通・清水町付近までと、市南西部の中羽場に分布している。

山麓斜面地形は、市南西部の山地や東部の北上山地中に分布する。旧飛鳥、旧県営都南牧場周辺、大ヶ生などでは、谷幅が広く傾斜の緩やかな山麓斜面が分布している。

大規模な人工改変地としては、湯沢団地・松園・黒石野・桜台の住宅地、盛岡ハイランドカントリークラブ・盛岡カントリークラブといったゴルフ場がある。

2 気象

本市の気象は、次のとおりである。

観測地点	平均気温 (℃)	最高気温 (℃)	最低気温 (℃)	最多 風向	平均風速 (m/s)	年間降水量 (mm)	積雪 日数	統計期間
盛岡	10.6	37.2 (注1)	-20.6 (注1)	南	2.9	1,279.9	88.2	大正12年 ～令和4年
好摩	9.9	36.0 (注2)	-21.6 (注2)	南南西	2.3	1,178.5	— (注3)	昭和51年 ～令和4年
藪川	6.4	31.8 (注2)	-27.6 (注2)	西南西	1.3	1,405.1	— (注3)	昭和51年 ～令和4年

注1 盛岡の最高気温・最低気温は、大正12年から令和4年の統計期間内における極値である。

注2 好摩・藪川の最高気温・最低気温は、昭和51年から令和4年の統計期間内における極値である。

注3 好摩・藪川では、積雪の深さを観測していない。

注4 平均気温・最多風向・平均風速・年間降水量・積雪日数は、平年値（統計期間1991年～2020年）である。

第4 社会的条件

1 人口

本市の人口は、28万 9,731人（令和2年国勢調査）である。

岩手県の人口をみると、121万 534人で、昭和45年以降の増加基調が昭和60年から平成2年にかけて減少に転じており、平成2年から平成7年に一時増加したものの、平成7年から令和2年は再び減少に転じている。本市人口は県人口の23.9%を占めている。

本市の人口の年齢構成は、全国的な少子・高齢化傾向と同様に、年少人口（0～14歳）の割合が減少し、老年人口（65歳以上）の割合が増加しており、令和2年の国勢調査では、年少人口率が11.9%、生産年齢人口率が59.6%、老年人口率が28.4%となっている。

また、通勤通学による流出入人口では周辺町村からの流入が多く、一貫して流入超過となっており、令和2年は12,625人の流入超過となっている。このため、昼間人口率は104.4%である。

2 産業経済

(1) 産業別就業人口

令和2年国勢調査における第1次産業就業者は4,280人で全体の3.0%、また、就業者のうち約半分は65歳以上の高齢者が占めており、他の産業と比較し高齢化が進んでいる。

第2次産業就業者は18,902人で13.3%を占めているが、全国平均の23.0%と比べると、約半分である。

第3次産業就業者は114,792人で81.0%と極めて高い割合（全国平均70.6%）となっており、仙台市（80.9%）とほぼ並び、第3次産業中心の都市であることを示している。

(2) 産業指標

工業については、盛岡市は県内6位の製造品出荷額であり、11,040,705万円となっており、県全体の4.4%を占めている。主体となるのは、食料品製造業や金属製品製造業などである。（令和3年経済センサス活動調査）

商業では、卸売業が年間商品販売額795,342百万円で県全体の41.0%を占めており、集積機能に優位性を持つ盛岡市に集積している。また、小売業は、年間商品販売額382,543百万円で県全体の30.0%を占めている。（令和3年経済センサス活動調査）

3 土地利用・都市基盤

市域面積88,647haのうち、都市計画区域は44,570haで約50%を占め、うち市街化区域が5,230haで、都市計画区域の11.7%（市域の5.9%）となっている。

市街化区域のうち、住居系用途地域3,941ha（75.3%）、商業系用途地域694ha（13.3%）、工業系用途地域595ha（11.4%）で、工業系用途地域の割合が小さい。

交通については、JR東北新幹線、JR東北本線、JR田沢湖線、JR秋田新幹線、JR山田線、JR花輪線及びIGRいわて銀河鉄道線が通っており、中心駅である盛岡駅を中心に東西南北に伸びている。

道路については、東北自動車道が市域の西部を南北に貫き、盛岡IC及び盛岡南ICが設置され、盛岡南IC南西には流通センターが整備されている。国道は、市街地を南北に貫く4号を中心に、46号、106号、282号、396号及び455号が市街地から放射状に伸びている。

一方、中心部については、市内が戦災を免れたことから、戦後の土地区画整理事業により整備された地区を除き、城下町特有の狭隘な道路で、多車線のネットワークが形成されていない

状況となっている。

汚水処理については、令和4年度末で96.6%（汚水処理人口普及率）となっている。

第7節 盛岡市の災害発生状況

第1 風水害について

1 風害

市で記録されている主な風害は、下表の12事例である。

表のうち、事例番号3、4、6、7、10及び11の発生時期は、冬期から融雪期に発生している。これは強い冬型の気圧配置で、強い季節風が吹いたためと考えられる。被害の内容は、家屋の屋根が飛ばされたり、窓ガラスが割れたりしたことが多数を占める。

また、事例番号2は強風を伴った昭和56年8月23日の台風第15号によるもので、強風による構造物や樹木等の落下による負傷者や、屋根からの転落による負傷者が多数出ている。事例番号8は令和元年10月12日の台風第19号によるものである。

盛岡市の主な既往風害一覧

事例番号	発生年月日	被害地域	被害内容
1	大正13年	飯岡村、湯沢地区	家屋被害10戸
		飯岡小学校羽場分教場	半壊
2	昭和56年8月23日	下太田下川原地区他17箇所	重傷者1名、軽傷者18名
3	昭和59年4月20日	砂子沢	家屋半壊1戸 家屋一部破損6戸
		根田茂	非住宅半壊1戸
4	平成3年2月16日	城西他11箇所	家屋一部破損14戸 家屋・非住宅一部破損5戸 アイスリーナ一部破損
5	平成21年10月8日	市内一円	家屋一部破損58戸 非住家・施設一部破損43件
6	平成24年4月3日	市内一円	家屋一部破損19件 施設被害66件
7	平成25年4月6日	川目町	家屋半壊1件
8	令和元年10月12日	市内一円	重傷者1名 家屋一部破損58件 非住家全壊1件
9	令和2年3月20日	市内一円	重傷者1名 家屋一部損壊3件 非住家一部損壊6件
10	令和3年2月15日	市内一円	家屋一部損壊3件 非住家一部損壊15件
11	令和3年4月13日	市内一円	家屋一部損壊3件 非住家一部損壊15件

※ 概ね人的被害1名以上又は家屋等被害10件（半壊以上の被害については1件）以上の被害が生じた風害を掲載。

2 水害

市では、過去に水害が多く、明治以降でも数年おきに発生している。被害は市中心部の市街地とその周辺の平地に集中している。

また、水害が発生するような台風や梅雨前線等の大雨では、土砂災害や風害を併発する傾向がある。

既存資料から把握することができる市の水害事例は、人的被害、河川橋りょう流出（落橋も含む）、家屋浸水、その他（道路損壊などを含む。）の4種類である。各被害のうち、昭和20年以降の主要なものは、下表のとおりである。

既往水害のうち特に市に河川氾濫や家屋浸水など多大な被害を与えた水害としては、昭和22年カスリン台風（昭和22年9月16日）、昭和23年アイオン台風（昭和23年9月16日～17日）、昭和34年伊勢湾台風（昭和34年9月26～27日）、昭和41年台風第4号（昭和41年6月28日）、昭和56年台風第15号（昭和56年8月23日）、平成14年台風第6号（平成14年7月11日）、平成19年秋雨前線（平成19年9月17～18日）、平成25年8月9日の大雨、平成25年9月16日の台風第18号といった台風や前線、大気不安定によるものである。

盛岡市の主な既往水害一覧

事例番号	発生年月日	被害内容	備考
1	昭和22年9月16日	死者4名、床上浸水 2,043戸、床下浸水 2,659戸、流出家屋37戸	カスリン台風
2	昭和23年9月16～17日	全壊家屋2戸、床上浸水 155戸、床下浸水 343戸	アイオン台風
3	昭和33年9月17～18日	旧玉山村 永井橋流出、水田等被害 被害面積 55.6ha	台風第21号、第22号
4	昭和34年9月26～27日	半壊家屋1戸、床上浸水53戸、床下浸水 378戸、道路損壊1箇所、河川橋りょう流出3箇所、堤防決壊2箇所、山崩れ2箇所、り災世帯59,290戸	伊勢湾台風
5	昭和41年6月28～29日	床上浸水 275戸、床下浸水 521戸、道路損壊23箇所、橋りょう流出3箇所、土砂崩れ3箇所	台風第4号
6	昭和47年9月12日	旧玉山村 門前寺、玉山、船田、松島地区に径3cmの降雹、被害面積 100ha	雹害
7	昭和54年8月5日	床下浸水44戸、倒壊家屋1戸、中津川決壊、橋の流出	洪水
8	昭和56年8月23日	床上浸水27戸、床下浸水22戸、道路損壊10箇所	台風第15号
9	昭和63年8月29～30日	旧玉山村 集中豪雨による河川、道路の決壊、田畑の埋没、冠水、被害面積 184ha	
10	平成元年9月	旧玉山村 長雨による稲の倒伏、農業施設の被害、災害地域に指定、被害面積 1,397ha	
11	平成2年7月18～19日	床下浸水3戸、集中豪雨による河川、道路の決壊、激甚災害指定（旧玉山村）	
12	平成2年9月20日	床上浸水4戸、床下浸水80戸	

事例番号	発生年月日	被害内容	備考
13	平成3年8月31日	田畑の埋没、冠水、被害面積 156ha	台風第14号
14	平成6年9月30日	河川の増水、道路の決壊、被害面積15ha	台風第26号
15	平成7年8月	豪雨による河川の氾濫、道路の決壊、 激甚災害指定（旧玉山村）、被害面積9ha	
16	平成10年8月	豪雨による河川の氾濫、道路の決壊、 激甚災害指定（旧玉山村）、被害面積28ha	
17	平成14年7月11日	床上浸水21戸、床下浸水 147戸、道路損壊62箇所、 橋りょう損壊2箇所、堤防崩落2箇所	台風第6号
18	平成17年8月15日	床上浸水7戸、床下浸水9戸、国道4号通行止め、 土砂崩れ7箇所	低気圧
19	平成19年9月17～18日	死者1名、床上浸水7戸、床下浸水82戸、国道106号・396号通行止め、 市道冠水・法面崩壊等74箇所、農地等被害多数	秋雨前線
20	平成25年8月9日	全壊5戸、大規模半壊2戸、半壊13戸、床上浸水9戸、 床下浸水 171戸、道路・橋りょう等被害 171箇所、 農地法面崩壊等 912箇所、その他土砂崩れ、 河川被害等多数	大気不安定
21	平成25年9月16日	全壊2戸、大規模半壊17戸、半壊52戸、床上浸水1戸、 床下浸水30戸、一部損壊3戸、道路・橋りょう等被害 112箇所、 農地等法面崩壊・土砂流入等 612箇所、その他農業機械・畜産関係被害多数	台風第18号
22	平成29年7月23日	床下浸水7戸、一部損壊2戸、敷地内土砂崩れ2戸、 道路・橋りょう等被害80箇所、農地等法面崩壊・土砂流入等51箇所、 その他施設等被害13箇所（庁舎等4箇所、公園等9箇所）、 下水道噴出等多数	
23	平成29年8月22日	床下浸水3戸、敷地内土砂崩れ3戸、道路・橋りょう等被害30箇所、 河川関係被害10箇所、農地等被害2箇所、その他施設等被害4箇所	
24	平成29年8月24日	床下浸水3戸、敷地内土砂崩れ2戸、道路・橋りょう等被害55箇所、 農地等被害多数、その他施設等被害14箇所（庁舎等7箇所、公園等7箇所）	
25	令和4年8月3日	床下浸水2戸、道路・橋りょう等被害9箇所、 農地等被害多数、その他施設等被害15箇所	前線 低気圧

※ 平成25年度以降については、一般資産水害統計調査において報告対象となった水害を掲載。

【資料編1-7-1 洪水浸水想定区域図】

第2 その他の災害について

1 土砂災害

一般に土砂災害の発生は、台風・豪雨時及び地震時に多く発生しているが、市における既往土砂災害は、全て降雨を誘因としている。

被害内容は、畑や果樹園周辺の自然斜面や法面が崩れたことによる土砂の家屋への流入、道路法面の崩壊などである。

既往資料を見る限り、土砂災害による人的被害の記録はなく、住宅や道路などの物的被害が中心である。把握した土砂災害のなかで、住宅に被害を及ぼした事例は、下表のとおりである。

盛岡市の主な既往土砂災害一覧

事例番号	発生年月日	被害地域	災害種類	被害内容
1	昭和54年8月5日	東桜山	がけ崩れ	半壊家屋1戸
		つつじが丘	がけ崩れ	家屋3戸に土砂流入
		繫	がけ崩れ	つなぎホテル大観
		川目	がけ崩れ	半壊家屋1戸
		東桜山	道路崩壊	家屋1戸に崩壊土砂流入
2	平成22年8月14日	川目	宅地法面崩壊	家屋1戸に土砂流入
3	平成22年8月18日	山岸	宅地法面崩壊	家屋1戸一部破損
4	平成25年8月9日	繫地区、猪去地区、太田地区、乙部地区、黒川地区等を中心に市内一円	がけ崩れ、宅地法面崩壊、土石流	全壊5戸、大規模半壊2戸、半壊13戸、床上浸水9戸、床下浸水171戸
5	平成29年7月23日	上米内、日戸	土砂崩れ	床下浸水7戸、敷地内土砂崩れ2戸

家屋以外の被害としては、道路施設への被害が中心となっている。道路被害の内容は、道路脇の法面崩壊や道路路盤の崩壊による通行への支障の発生と、斜面崩壊による土砂の道路敷地内への流入が主なものとなっている。

土砂災害による住宅被害以外の被害の発生状況は、下表のとおりである。

盛岡市の主な既往土砂災害一覧（住宅被害以外）

事例番号	発生年月日	被害地域	被害内容	備考
1	昭和34年9月26日		山崩れ2箇所	伊勢湾台風
2	昭和41年6月28日		土砂崩れ3箇所	台風第4号
3	昭和54年8月5日	県道盛岡大迫線	土砂崩れ1箇所	
4	昭和56年8月23日		土砂崩れ10箇所	台風第15号
5	平成2年9月20日	山岸地区	がけ崩れ1箇所	
		松園地区	がけ崩れ1箇所	
		県道盛岡大迫線	土砂流出5箇所	
6	平成14年7月11日		土砂崩れ35箇所	台風第6号

7	平成19年9月18日		土砂崩れ31箇所	秋雨前線
8	平成25年8月9日		土砂崩れ57箇所	大気不安定
9	平成29年7月23日		法面崩壊・土砂流出69箇所	大気不安定

2 火山災害

市の中心から北西方向約20kmに位置する岩手山の噴火活動については、貞享3年（1686年）以降の記録が残されており、これまでの約300年間に、14事例の火山活動が記録されている。火山活動の履歴は、下表のとおりである。

噴火により溶岩流や泥流等斜面を火山性物質が流下する現象と推定されるもの、噴気・噴煙が確認されたもの、その他火山性の地震があるが、いずれの事例も被害内容は不明である。

岩手山の活動記録

事例番号	発生年月日（西暦）	年号	被害等の状況
1	1686年3月23日～11月	貞享3年	噴火：溶岩流・泥流、多量の降灰、家屋損壊
2	1687年4月	貞享4年	噴火：噴石、地震群発、噴煙
3	1732年	享保16～17年	噴火：北東山麓（焼走）に溶岩流 1732年1月22日（享保16年12月25日）に噴火を開始し、最盛期は数日で終わり、その後1か月程活動が続いた。
4	1832年9月～1834年4月	文政6～7年	地震群発（岩手・秋田境付近）
5	1919年7月	大正8年	大地獄谷で水蒸気爆発（山頂西3km）、泥流発生、降灰
6	1934年7月～1935年	昭和9～10年	噴気活発化
7	1939年7月～9月	昭和14年	噴気活発化及び小爆発
8	1972年4月10日	昭和47年	噴煙（妙高岳から白色噴煙 300m）
9	1995年9月～	平成7年	低周波地震・火山性微動
10	1995年11月	平成7年	妙高岳から噴気
11	1997年～1998年	平成9～10年	火山性地震多発
12	1998年9月3日	平成10年	岩手山南西地震（雫石町で震度6弱、M6.1）
13	1999年5月29日	平成11年	黒倉山付近から噴気上昇
14	1999年10月4日	平成11年	妙高岳から数メートルの噴気確認

【資料編1-7-2 岩手県火山防災マップ】

3 大火災

市において発生した大火については、享保14年（1729年）以降、300戸以上焼失した火災が7事例発生している。4月、11月の乾燥又は強風時に発生しており、このことは、地勢及び気象の関係から現在も同様の傾向が見られる。

盛岡市の主な既往大火災一覧

事例 番号	発生年月日(西暦)	年号	被害等の状況
1	1729年4月29日	享保14年	城西新築地から出火、全焼 1,933戸、死者6名
2	1732年4月20日	享保17年	水主丁から出火、焼失家屋 327戸、寺院6か寺
3	1748年4月26日	寛延元年	長町から出火、焼失家屋 480戸
4	1778年5月6日	安永7年	城西夕顔瀬片原町から出火、焼失家屋 2,426戸、 寺院22か寺
5	1780年7月6日	安永9年	焼失家屋 130戸
6	1806年4月10日	文化3年	石丁から出火、焼失家屋 541戸、土蔵13棟、鐘楼 1
7	1865年3月4日	慶応元年	盛岡城下厨川村三ツ家から出火、焼失家屋 1,200 戸余
8	1875年4月17～19日	明治8年	山岸浦から出火、焼失家屋30戸
9	1884年11月7日	明治17年	下の橋際、盛岡監獄から出火、焼失 1,432戸
10	2014年4月27日 ～5月5日	平成26年	玉山区林野火災、焼失 78.35ha

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識普及計画

第1 基本方針

市及び防災関係機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く市民に対して防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及及び徹底を図る。なお、防災知識の普及を図る際には、高齢者、障がい者等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。

また、被災時の性別によるニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティ（LGBTQ等）の視点にも配慮する。

第2 防災知識の普及

1 防災知識普及計画の作成

市及び防災関係機関は、防災業務に関する事項について、年度当初において防災知識普及計画を作成し、その積極的な実施を図る。

2 職員に対する防災教育

(1) 市及び防災関係機関は、職員に対し、災害時における適正な判断力を養成し、円滑な防災活動に資するため、講習会、研修会、検討会等を開催し、又は防災関係資料を配布して、防災教育の普及及び徹底を図る。

(2) 防災教育は、次の事項に重点をおいて実施する。

- ア 防災対策関連法令
- イ 防災対策、防災組織その他防災活動に関する事項
- ウ 災害に関する基礎知識
- エ 災害を防止するための技術
- オ 住民に対する防災知識の普及方法
- カ 災害時における業務分担の確認

3 市民に対する防災知識の普及

(1) 市は、被害の防止、軽減の観点から、市民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断でタイミングを逸することなく適切な避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、市民の理解と協力を得る。

(2) 市及び防災関係機関は、防災士その他防災に関する知識を有するものと連携しながら、次の方法等を利用して、市民に対する防災知識の普及に努める。

- ア 講習会、研修会、講演会、展示会等の開催
- イ インターネット及び広報紙の活用
- ウ 起震車等による災害の疑似体験
- エ 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用

- オ 防災関係資料の作成及び配布
 - カ 防災映画、ビデオ、スライド等の制作、上映及び貸出
 - キ 自主防災活動に対する指導
 - ク 防災情報施設（岩手県立総合防災センター、岩手山火山防災情報ステーション、南部片富士湖防災センター（四十四田ダム）、御所湖防災センター（御所ダム）、盛岡中央消防署防災学習コーナー）の活用
- (3) 防災知識の普及活動は、次の事項に重点をおいて実施する。
- ア 市計画及び各防災関係機関の防災体制の概要
 - イ 気象警報、避難指示等の避難情報の意味及びとるべき行動
 - ウ 平常時における心得
 - (ア) 地域の危険箇所や避難場所、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、旅館・ホテルなどの避難場所、避難経路等を確認する。
 - (イ) 他地域を訪問する予定がある場合は、あらかじめ当該地域の避難計画を確認する。
 - (ウ) 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄及び非常持出品（救急箱・お薬手帳・懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備を行う。
 - (エ) いざというときの対処方法を検討する。
 - (オ) 防災訓練等へ積極的に参加する。
 - (カ) 災害時の家族内の連絡方法や避難の仕方を決めておく。
 - (キ) 愛玩動物との同行避難や避難所での飼養に備え、しつけ、ワクチン接種などを行う。また、ペットフードなどの必要品を備蓄する。
 - (ク) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行う。
 - (ケ) 広域避難の実効性を確保するため、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方を確認する。
 - エ 災害時における心得、避難誘導
 - (ア) 所在（居住又は滞在）する自治体等から災害情報や避難指示等の避難情報を収集する。
 - (イ) 所在（居住又は滞在）する自治体による防災対策に従う。
 - オ 心肺蘇生法、止血法等の応急措置
 - カ 電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等
 - キ 災害危険箇所に関する知識
 - ク 過去における主な災害事例
 - ケ 災害に関する基礎知識
- (4) 防災知識の普及に併せ、被災地に小口・混載による義援物資を送ることは、被災地方公共団体等の負担となることから、支援に当たっては現地のニーズを踏まえた上で行うようにするなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その普及に努める。
- (5) 市は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。
- (6) 市は、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、暴力の防止に向けた教育・啓発の促進に努める。

4 児童、生徒等に対する教育

(1) 市及び防災関係機関は、児童、生徒等に対し、防災教育を実施するとともに、教職員、父母等に対し、家族間で避難の仕方を決めておく等災害時における避難等に関する心得及び知識の普及を図る。また、生涯学習活動などにおいても、防災教育の実施とその充実及び防災に関する教材（副読本）の充実を図る。

特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

(2) 市及び防災関係機関は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

5 防災文化の継承

(1) 市及び防災関係機関は、防災士その他防災に関する知識を有するものと連携しながら、災害の経験や教訓を次世代に継承し、防災を文化にまで昇華し、「防災文化」として将来に活かすことにより、地域防災力の向上を図る。

(2) 市及び防災関係機関は、災害の経験や教訓を次世代に継承していくため、災害に関する資料を収集・整理・保存し、住民等が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるとともに、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく次世代に伝えていくよう努める。

(3) 住民等は、自ら災害の経験や教訓を次世代に継承するよう努め、防災関係機関等は、各種資料の活用等により、これを支援する。

6 事業所における防災知識の普及

事業所単位で、大規模災害時における行動や地域との連携、災害時の対応方法などについての防災マニュアル等を作成し、従業員の防災意識が高揚されるよう、その啓発に努める。

7 防災と福祉の連携

市は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。

8 専門家の活用

市は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

第2節 地域防災活動活性化計画

第1 基本方針

- 1 地域住民が「自分達の地域は自分達で守る」という、自主的な防災活動を促進するため、自主防災組織の育成及び強化を図る。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。
- 2 地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の活性化を推進する。
- 3 市は、市の一定の区域内の住民等から市計画に地区防災計画を位置付けるよう提案を受けたときは、その必要性を判断した上で、市計画に地区防災計画を定める。

第2 自主防災組織の育成強化

- 1 自主防災組織の結成促進及び育成
 - (1) 町内会、自治会等の既存の地域コミュニティを中心として、防災活動を自主的かつ組織的に実施する自主防災組織の結成を促進し、その育成に努める。

【資料編2-2-1 自主防災組織一覧表】

- (2) 防災士その他防災に関する知識を有するものと連携しながら、研修会、講習会等の開催等を通じて、自主防災活動の地域リーダーの育成に努める。
- (3) 自主防災組織の結成及び自主防災活動に必要な防災用資機材等の整備を図るとともに、必要な指導及び援助を行う。

2 自主防災組織の活動

自主防災組織が効果的な防災活動を行えるよう、あらかじめ自主防災組織が実施する活動を定め、平常時及び災害時に分担する任務を、班編成等により明確にする。

(1) 平常時の活動

- ア 防災知識の普及
- イ 消火訓練、避難訓練、避難所運営訓練その他防災訓練の実施
- ウ 情報の収集・伝達体制の確立
- エ 家庭及び地域の火気使用設備、器具等の点検
- オ 防災用資機材等の備蓄及び管理
- カ 地域の危険箇所や避難場所等の把握、発災時における地域内での連絡体制の構築

(2) 災害時の活動

- ア 安否確認及び避難誘導
- イ 出火防止及び初期消火
- ウ 住民等に対する避難指示等の避難情報の伝達、確認
- エ 地域内の被害状況等の情報収集
- オ 救出及び救護活動の実施及び協力
- カ 炊き出し及び救援物資等の配分に対する協力

第3 事業所に対する指導

事業所に対し、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等の実施を指導し、防災体制の確立を図る。

事業所の防災体制の充実は、おおむね次の事項に沿って行う。

- (1) 従業員の防災教育
- (2) 情報の収集・伝達体制の確立
- (3) 火災その他災害予防対策
- (4) 避難対策の確立
- (5) 応急救護等の対策
- (6) 飲料水、食料、生活必需品等の確保
- (7) 地域の防災活動への協力
- (8) 要配慮者対策

第4 消防団の活性化

地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の活性化を推進し、その育成を図るため、地域住民の理解、支援、協力及び参加を得ながら、次の事業等を積極的に推進する。

- (1) 「消防団活性化計画」の策定
- (2) 消防団の施設・設備の充実強化
- (3) 消防団員の教育訓練の充実強化
- (4) 報酬・出動手当の引上げ、表彰制度の充実等による処遇改善
- (5) 消防団総合整備事業等の活用
- (6) 競技会、行事等の開催
- (7) 青年層、女性層及び公務員の消防団への加入促進
- (8) 地域防災及び消防団活動に関する広報活動並びに企業等への協力要請

第5 住民等による地区内防災活動の推進

- (1) 市の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等自主的な防災活動の推進に努める。
- (2) 市の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、必要に応じて計画提案を行う等、市と連携する。
- (3) 市は、計画提案を受けたときは、その必要性を判断した上で市計画に地区防災計画を定める。
- (4) 市は、計画提案の制度の普及に努める。

第3節 防災訓練計画

第1 基本計画

市及び防災関係機関は、次の目的のために、その所掌する事務又は業務に応じた防災訓練を、単独又は合同で、毎年度計画的に実施する。

- 1 職員の防災に対する実務の習熟と実践的能力のかん養
- 2 防災関係機関相互の協力体制の確立
- 3 地域住民等に対する防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚

第2 実施要領

1 実施方法

(1) 市は、災害対策基本法に基づき、自ら主催者及び実施者となり、広く防災関係機関に参加を呼びかけ、訓練の目的を明確にした上で防災訓練を実施するとともに、訓練結果の事後評価を通して成果及び課題を明らかにし、その改善に努める。

(2) 防災訓練は、図上訓練又は実動訓練により実施し、地域において発生する可能性が高い複合災害も想定するなど、具体的な災害想定に基づくより実践的な内容とするよう努める。

ア 図上訓練は、机上の図面や通信手段を用い、各々の対策要員が災害発生時の活動要領を確認、検証するために実施する。

イ 実動訓練は、防災対策用資機材を用い、各々の対策要員が防災関係機関と連携し、実動により防災活動を習熟するため実施する。

(3) 訓練区分は、次のとおりとする。

ア 単独訓練

市及び防災関係機関は、その所掌する事務又は業務に関連した訓練を行う。

イ 合同訓練

市及び防災関係機関は、具体的な災害の想定に基づき、訓練種目を選定して、図上又は実動により合同で訓練を行う。

ウ 総合防災訓練

市及び防災関係機関は、地震等による大規模災害の発生を想定し、自衛隊等の関係機関、地域住民等と一体となり、年1回以上、総合防災訓練を実施する。

(4) 実施する主な訓練項目は、次のとおりとする。

ア 災害対策本部訓練

- (ア) 災害対策本部設置運営訓練
- (イ) 職員非常招集訓練
- (ウ) 現地災害対策本部設置運営訓練
- (エ) 災害情報収集伝達訓練
- (オ) その他必要な訓練

イ 応援要請訓練

- (ア) 自衛隊災害派遣要請訓練

- (イ) その他必要な訓練
- ウ 通信情報連絡訓練
- エ 施設復旧訓練
 - (ア) 上下水道施設復旧訓練
 - (イ) 応急給水訓練
 - (ウ) 道路復旧、障害物排除訓練
 - (エ) 電気、通信、ガス施設等復旧訓練
 - (オ) その他必要な訓練
- オ 救援救護訓練
 - (ア) 救助救出訓練
 - (イ) 医療救護訓練
 - (ウ) 緊急物資輸送訓練
 - (エ) 応急食料炊出訓練
 - (オ) ボランティア受入訓練
 - (カ) その他必要な訓練
- カ 火災防ぎょ訓練
- キ 水防訓練
- ク 住民参加訓練
 - (ア) 初期消火訓練
 - (イ) 避難訓練
 - (ウ) 応急手当訓練
 - (エ) その他必要な訓練

【資料編2-3-1 総合防災訓練年次別実施状況】

2 実施に当たって留意すべき事項

市は、訓練の企画及び実施に当たっては、次の事項に留意する。

(1) 地域の実情等を踏まえた災害想定

訓練の実施に当たっては、ハザードマップや被害想定を活用するなど、地域のおかれている地勢的な条件や過去の災害履歴等を考慮し、より実践的な災害想定を行う。

(2) 広域的な訓練の実施

広域応援体制の確立を図るため、近隣の市町村や管外の消防機関をはじめとする防災関係機関に広く参加を呼びかけ、応援協定等に基づく広域応援要請訓練その他の各種訓練を実施する。

(3) 地域住民、教育機関等の参加促進

訓練の実施に当たっては、自主防災組織、NPO・ボランティア、民間企業等の各種団体に参加を呼びかけ、また、地域住民主体による訓練の促進、自主防災組織の結成及び育成を図るため、地域住民等の積極的な参加を得て、次の点に留意した各種の訓練を実施する。

また、児童・生徒の参加は防災意識・教育上の地域への普及の核心となることから、管内の幼稚園、保育所、小中学校、高等学校等の参加を得る。

ア 市民

- (ア) 地区ごとに防災訓練を推進し、災害に対する意識の高揚を図り、初期消火、避難誘導、救助・救護活動等の地域における自主防災力の向上に努める。
- (イ) 避難訓練の実施に際しては、身体障がい者、高齢者、幼児、病弱者等の介助に配慮した避難訓練を実施する。
- (ウ) 災害時の初期消火・救出・救護活動に活用できるよう、消防団屯所等の必要な場所に救出・救護資機材を整備する。また、地域の実情に応じた防災用資機材の配置に努める。

イ 事業所

- (ア) 事業所ごとに防災訓練を推進する。
 - (イ) 地域で実施する防災訓練に参加し、避難誘導、救護活動等の地域と密着した自主防災力の向上に努める。
- (4) 防災関係機関の参加
防災関係機関の緊密な協力体制を確立するため、防災関係機関の参加を得て各種訓練を実施する。
- (5) 各種訓練の有機的な連携
有事の際の実践的な対応を想定し、関係機関等が自己の所有する専用車両、資機材を有効に活用し、合同あるいは各訓練が有機的に連携した訓練を実施する。

第4節 気象業務整備計画

第1 基本方針

災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的として、災害に結びつく自然現象の状況の的確な把握、防災気象情報の質的向上を図るとともに、防災関係機関や報道機関等を通じて住民に適時・適切に、防災気象情報を提供する。

第2 観測体制の整備等

市及び防災関係機関は、観測体制の整備充実及び観測結果の防災対策への活用を図るため、それぞれが設置している観測施設のデータの相互利用を進めるなど、協力及び連携体制の強化に努める。

- 1 気象官署
盛岡地方気象台
- 2 気象観測地点

観測所の種類	個所数	設置場所	備考
気象台	1	盛岡	気圧、気温、湿度、風向・風速、降水量、積雪の深さ、降雪の深さ、日照時間、日射量、視程、大気現象等の気象観測
地域気象観測所 (アメダス)	2	好摩、藪川	降水量、気温、風（風向・風速）、日照時間（推計気象分布（日照時間）の推計値）

- 3 地震観測施設

施設名	個所数	設置場所
震度観測点	1	盛岡地方気象台

(気象庁以外の機関が設置している主な観測施設)

施設名	個所数	設置場所	設置機関
全国強震ネットワークシステム（強震計）	2	馬場町5-5、藪川字外山93-1	独立行政法人防災科学技術研究所
高感度地震観測施設	1	藪川字外山35-16	
震度情報ネットワークシステム（計測震度計）	1	渋民字泉田360	岩手県
電子基準点（GNSS連続観測点）	2	川崎字川崎1-1、藪川字町村98-2	国土地理院

第3 防災気象情報の伝達体制の整備

盛岡地方気象台は、県や市等の防災関係機関が行う防災活動の迅速な立ち上がりや住民への避難を促す情報伝達等の災害応急対策の円滑な実施及び住民の自主防災活動に資するよう、防災気象情報の伝達体制を整備するとともに、防災気象情報を適時・的確に発表し、報道機関等の協力を得て住民に周知するよう努める。

第4 防災に関する知識の普及啓発の実施

盛岡地方気象台は、住民の防災気象情報への理解を促進し、公助にとどまらず自助・共助の場面においても防災気象情報がより積極的かつ適切に活用されることが災害による被害を最小限にするための有効な手段であることを認識し、関係機関との協力の下、防災気象情報の活用能力の向上を含め、様々な状況下で住民一人ひとりが自らの判断で危険を回避し安全を確保する行動をとることを可能とするための知識の普及啓発を図り、住民の防災活動を推進する。

1 防災気象情報の活用能力向上

盛岡地方気象台は、自らが発表する防災気象情報について解説を行うよう努め、その理解を促進するとともに、情報を受けた利用者が適切な対応をとることができるように情報活用能力の向上を図る。

2 安全知識の普及啓発

盛岡地方気象台は、気象現象等の急な発生・変化や情報伝達手段の途絶等により情報の入手が困難な場合でも、住民一人ひとりが周囲の状況から自ら判断して安全確保の行動ができるよう、安全知識の普及啓発を図る。

3 実施事項及び実施にあたっての留意事項

- (1) 盛岡地方気象台は、平常時からパンフレットや映像教材等の広報資料の作成、ホームページの活用、講演会の開催、講師の派遣などを行う。
- (2) 盛岡地方気象台は、災害には地域特性があることを踏まえ、各地域の地理的・社会的状況や過去の災害の発生状況、自然災害について抱えているリスク等も考慮する。
- (3) 盛岡地方気象台は、関係機関の協力を得て、防災関係者及び一般向けの講習会等を実施するほか、気象台の果たす役割の説明等を行う。

4 災害教訓の伝承

盛岡地方気象台は、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を収集し、保存し、及び公開すること等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第5節 避難対策計画

第1 基本方針

- 1 火災、水害等の災害から住民の生命、身体及び財産を守るため、避難計画を作成し、避難場所、避難道路等の整備を促進するとともに、住民への周知徹底を図る。
- 2 学校、病院、社会福祉施設等の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速かつ確実に行うため、避難計画を作成し、その周知徹底を図る。
- 3 市民は、災害時に的確な避難行動がとれるよう、平常時から災害に対する備えに努める。
- 4 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難場所等における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた対策を推進する。

第2 避難計画の作成

1 避難計画

(1) 指定緊急避難場所（以下「避難場所」という。）及び指定避難所（以下「避難所」という。）（以下「避難場所等」と総称する。）として指定する施設の管理者その他関係機関等と協議し、次の事項を内容とした避難計画を作成する。

ア 高齢者等避難（高齢者等の避難行動要支援者等に対して避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の一般住民に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや自主的な避難を呼びかけるもの）、避難指示及び緊急安全確保（以下「避難情報」という。）の発令基準、発令区域・タイミング及び伝達方法

イ 避難場所等の名称、所在地、対象地区及び対象人口

ウ 避難場所等への経路及び誘導方法

エ 避難場所等の管理

(ア) 管理責任者

(イ) 管理運営体制

(ウ) 職員の動員体制

(エ) 災害対策本部及び各避難場所等との連絡手段

(オ) 食料、生活必需品等の物資の調達方法

(カ) 電気、ガス、水道等が損壊した場合の復旧方法

(キ) 医療機関との連携方法

(ク) 避難受入中の秩序維持

(ケ) 避難者に対する災害情報の伝達

(コ) 避難者に対する応急対策の実施状況の周知徹底

(サ) 避難者に対する各種相談業務

(シ) 自主避難者に対する各避難場所等の随時開放体制

オ 避難者に対する救援・救護措置

(ア) 給水

(イ) 給食

- (ウ) 空調
- (エ) 医療・衛生・こころのケア
- (オ) 生活必需品の支給
- (カ) その他必要な措置

カ 避難行動要支援者に対する救援措置

- (ア) 情報の伝達
- (イ) 避難の誘導及び避難の確認
- (ウ) 避難場所等における配慮
- (エ) 平常時からの関係機関による避難行動要支援者情報の収集・共有
- (オ) 避難支援プラン（全体計画・個別計画）の策定
- (カ) 指定福祉避難所として社会福祉施設等を指定・協定締結
- (キ) 指定緊急避難場所から指定一般避難所又は指定福祉避難所への移送手段

キ 避難場所等の整備

- (ア) 受入施設（耐震強化、設備・機器の整備、資機材の整備、生活必需品の備蓄等）
- (イ) 給食施設
- (ウ) 給水施設
- (エ) 情報伝達施設
- (オ) 使用施設の区分・運営体制等の事前協議
- (カ) 運営マニュアル等

ク 市民に対する広報

- (ア) 表示板の整備（多言語併記等）
- (イ) 防災マップの配布

ケ 避難訓練

- (2) 避難計画作成に当たっては、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。
- (3) 避難計画作成に当たっては、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織、防災関係機関及び平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険事業者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、避難行動要支援者の避難支援の体制を整備し、避難行動要支援者情報の共有と定期的な更新や支援者をあらかじめ明確にするなど、避難誘導が迅速に行われるよう特に配慮する。また、避難誘導體制の整備に当たっては、木造密集地域における大規模な災害の発生など二次災害の発生も考慮する。
- (4) 「避難情報に関するガイドライン」を参考に避難情報の具体的な発令基準を定め、市計画に明記するとともに、その内容について避難計画とあわせて住民に周知する。また、災害が発生する危険性が高くなっている地域に対して、避難情報を適切に発令することができるよう、具体的な避難情報の発令範囲についてもあらかじめ設定するよう努める。
- (5) 避難計画に盛り込む避難情報の発令基準は、地域の特性等を踏まえつつ、気象警報等の内容に応じたものとし、その策定又は見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、当該情報等を取り扱う国及び県の機関との連携に努める。この場合において、国及び県の機関は、市による避難情報の基準の策定又は見直しを支援する。
- (6) 避難手段は原則として徒歩によるものとする。ただし、避難場所等までの距離や避難行動

要支援者の有無などの実情に応じ、やむを得ず自動車により避難せざる得ない場合については、避難者が自動車で安全かつ確実に避難するための方策を講ずる。

- (7) 避難支援等実施者（消防団、自主防災組織、民生委員、町内会、自治会、社会福祉施設等の職員等であって、避難の誘導、避難者の確認等に従事する者をいう。）の危険を回避するため、防災対応や避難誘導に係る行動ルールや非常時の連絡手段等の安全確保策を定める。
- (8) 避難計画の作成に当たっては、夜間等様々な条件に配慮する。
- (9) 避難情報を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口の確認等必要な準備を整える。
- (10) 避難計画の周知を行うため、防災訓練の実施及びハザードマップ等の作成、配布等を行うよう努める。なお、ハザードマップ等の作成に当たっては、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努め、住民等が作成に参加することができるよう考慮する。
- (11) 洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川及び水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難情報の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難情報の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

2 学校、病院、社会福祉施設等における避難計画

- (1) 学校、病院、社会福祉施設、事業所、地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。以下同じ。）などの多数の者が出入りし、勤務し、又は居住している施設の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速かつ確実に行うため、避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図る。
- (2) 施設の管理者は、市、消防機関、警察機関等と密接な連携を図るとともに、避難訓練の実施等により、避難体制の確立に万全を期す。
- (3) 洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市計画に名称及び所在地を定められた学校、病院、社会福祉施設等の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等を含めた水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保計画を関係機関の協力を得て作成し、これを市長に報告するとともに、計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。
- (4) 市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。
- (5) 学校、幼稚園、保育所等においては、児童、生徒及び園児を集団的に避難させる場合の避難場所、経路、誘導方法、指示伝達方法のほか、災害発生時における児童等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。
- (6) 病院においては、患者を他の医療機関等に集団的に避難させる場合に備えて、移送可能施設の把握、移送方法、入院患者に対する保健・衛生の実施方法等を定める。
- (7) 地下街等の管理者は、利用者や従業員の安全確保のために水防の責任者、連絡体制、避難

誘導計画等を定めた浸水被害を防止するための計画を作成する。特に、洪水浸水想定区域内に位置し、市計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表するものとする。なお、当該計画の作成に当たっては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努める。

(8) 洪水浸水想定区域内に位置し、市計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画を作成し、これを市長に報告する。

(9) 観光施設等の不特定多数の者が集まる場所においては、来訪者に対する避難情報の周知方法、避難させる場合の避難場所、経路及び誘導方法等を定める。

3 避難行動要支援者避難計画

(1) 民生委員等との協力の下、本人の意思及びプライバシーの保護に十分留意しながら、要援護高齢者、障がい者等の所在等の把握に努める。

(2) 避難行動要支援者である高齢者、障がい者、外国人等の避難が円滑に行われるよう、町内会、自治会、自主防災組織等の協力が得られる体制づくりを推進する。

4 広域避難及び広域一時滞在

(1) 市は、災害が発生するおそれがあり、自らの区域内で、市民等の生命、身体を保護し、又は居住地を確保することが困難な場合において、市民等の県内各市町村又は他都道府県への避難（以下「広域避難」という。）が円滑に実施できるよう、県内の他の市町村その他関係団体との応援協定の締結や具体的な手続き、移動手段の確保等を定めたマニュアル等の整備に努める。

(2) 市は、災害が発生し、自らの区域内で、避難者の生命、身体を保護し、又は居住地を確保することが困難な場合において、避難者の県内各市町村又は他都道府県への一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）が円滑に実施できるよう、県内の他の市町村その他関係団体との応援協定の締結や具体的な手続、移動手段の確保等を定めたマニュアル等の整備に努める。

(3) 市は、広域避難又は広域一時滞在の受入れ（他都道府県からの受入れを含む。以下「広域避難等」という。）を想定し、受け入れるべき施設をあらかじめ定めるなど、具体的な受入方法を定めたマニュアル等の整備に努める。

第3 避難場所等の整備等

1 避難場所等の整備

(1) 避難場所等の確保

ア 避難場所等の確保は、次の事項に留意するとともに、施設の管理者の同意を得て、地区ごとに確保する。

イ 市は、避難場所等を確保する際は、広域避難等の用にも供することについて定めるなど、他市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

この場合、過去の災害の状況や新たな知見を踏まえて、避難場所等の指定について必要に応じて随時に見直しを行う。

<p>指定緊急 避難場所 の指定基 準</p>	<p>ア 洪水災害 洪水浸水想定区域に近接し、次のいずれかに該当する施設及び場所 (ア) 洪水浸水想定区域に近接した施設であり、かつ、洪水浸水想定区域外であること。 (イ) 洪水浸水想定区域内であっても、河川氾濫に対して安全な構造（コンクリート造など）であり、かつ、浸水想定高さよりも上に避難できる空間があること。</p> <p>イ 土砂災害 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害危険箇所等に近接した施設であり、これら土砂災害のおそれのある箇所の区域外であること。</p> <p>ウ 地震災害 次のいずれかに該当し、敷地内の施設の倒壊等によって避難者の身体に危険を及ぼすおそれのない施設 (ア) 昭和56年6月1日以後に着工した建築物に適用される新耐震基準に適合する施設 (イ) 耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であると判断された施設 (ウ) 耐震改修により地震に対して安全な構造であると判断された施設</p> <p>エ 大規模な火災 火災延焼から安全を確保できる十分な広さを有する公園、緑地、広場、その他の公共空地があること。</p> <p>オ 火山災害 火山泥流危険区域外であり、かつ、危険区域内住民が避難可能な距離にある岩手山火山災害対策図によって定められた施設</p>
<p>指定避難 所の指定 基準</p>	<p>次の全てを満たす施設</p> <p>ア 立退き避難を行った被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するもの</p> <p>イ 生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するもの</p> <p>ウ 想定される災害による影響が少ない場所であること</p> <p>エ 物資の輸送等が比較的容易な場所であること</p>

(2) 避難場所等の区分

ア 指定緊急避難場所

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）で定める基準に適合する施設又は場所を同令で定める異常な現象の種類ごとに指定する。

イ 指定避難所

災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設）の確保を図るための災害対策基本法施行令で定める基準に適合する公共施設その他の施設

(ア) 指定一般避難所

指定避難所のうち、災害対策基本法施行令第20条の6第1号から第4号までに定める基準にのみ適合する施設

(イ) 指定福祉避難所

指定避難所のうち、災害対策基本法施行令第20条の6第1号から第5号までに定める基準に適合する施設であり、避難者の中でも高齢者や障がい者の方など特別な配慮を必要とする者に対して、当該特別な配慮をする避難所

(3) 避難場所等の選定

避難誘導等の災害応急対策を迅速かつ効果的に行うため、指定緊急避難場所及び指定避難所を次の6地区に区分して選定する。

地区名	区域名
中央地区	北上川以東で中津川以北の区域
西地区	北上川以西で雫石川以北の区域
南地区	北上川以西で雫石川以南の区域
東地区	北上川以東で中津川以南及び築川以北の区域
南東地区	北上川以東で築川以南の区域
玉山地区	玉山地域の区域

(4) 避難場所等の指定

ア 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所は、災害種別ごとの安全区域にある学校、地区活動センター、児童・老人福祉センター、公民館、公園、緑地等とする。

【資料編2-5-1 指定緊急避難場所一覧表】

イ 指定避難所

(ア) 指定一般避難所

指定一般避難所は、学校（基本的に屋内運動場とするが、必要に応じて校舎の一部）、体育館、地区活動センター、児童・老人福祉センター、公民館等とする。避難の長期化が見込まれる場合、このうちの畳のある施設を要配慮者を受け入れる指定一般避難所とする。

【資料編2-5-2 指定一般避難所一覧表】

(イ) 指定福祉避難所

指定福祉避難所は要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設等

とする。

- a 指定一般避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が適切な支援を受けることができるよう、指定福祉避難所の指定施設増加に努める。

また、個別避難計画を作成し、要配慮者の避難が必要となった際は、指定福祉避難所として開設する施設と調整の上、直接避難することができるよう努める。

- b 医療的ケアを必要とする者を受け入れる場合は、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な措置を講ずる。

【資料編2-5-3 災害時における災害時要援護者避難支援の協力に関する協定締結施設一覧】

【資料編2-5-4 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書】

- ウ 前イの指定避難所には、避難生活に必要な物資を確保する。

【資料編2-5-5 備蓄物資一覧表】

【資料編2-5-6 災害時における必要な物資の賃貸借に関する協定（株式会社レンタルのニッケン）】

【資料編2-5-7 災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定（イオン）】

【資料編2-5-8 災害時における防災活動の協力に関する協定（イオンスーパーセンター株式会社）】

【資料編2-5-9 災害時における物資の賃貸借に関する協定（東北シート工業株式会社）】

【資料編2-5-10 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書（株式会社アクティオ）】

【資料編2-5-11 災害時における物資供給に関する協定書（NPO法人コメリ災害対策センター）】

【資料編2-5-12 災害時における量の提供に関する協定書（「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会）】

【資料編2-5-13 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定（株式会社ダスキン盛岡）】

【資料編2-11-1 災害時における生活物資の確保及び供給に関する協定（盛岡卸センター）】

【資料編3-19-8 盛岡広域圏における備蓄物資の相互融通に関する覚書】

- エ 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合は、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを住民等へ周知するよう努める。

- オ 市は必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、避難場所等を近隣市町村に設けるものとする。

- カ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

- キ 市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。

(5) 避難場所等の安全性の確認

- ア 市は、避難場所等を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。

- イ 市は、災害の規模に鑑み、必要な避難場所等を、可能な限り当初から開設するよう努める。

2 避難道路の確保

避難場所等へ通じる避難道路は、次の事項に留意し、地域の実情に応じて地区ごとに選定し、

確保する。

- (1) 道路付近に延焼の危険のある建物及び危険物施設がないこと。
- (2) 落下物、倒壊物による危険やがけ崩れなど、避難に当たっての障害のおそれがないこと。
- (3) 通行不能となった場合の代替経路の確保が可能な道路であること。
- (4) 浸水等の危険のない道路であること。
- (5) 避難道路は、原則として相互に交差しないこと。

【資料編 2-5-14 玉山地域避難道路一覧表】

3 避難場所等の環境整備

避難場所等は、次の事項に留意し、環境の整備を図る。

- (1) 避難情報を迅速に住民に伝達する手段の確保
- (2) 非常用電源の配備とその燃料備蓄
- (3) 避難場所等及び周辺道路への案内標識、誘導ロープ等の設置
- (4) 避難場所等での給水活動を行うために必要な資材の整備
- (5) 医療救護、給食、情報連絡等の応急活動に必要な設備等の整備
- (6) 毛布及び暖房器具、暖房施設等の整備
- (7) 要配慮者に配慮した環境の整備
- (8) 運営マニュアル等の作成
- (9) 施設の区分及び運営体制の事前協議
- (10) 施設・設備、周辺環境等の定期的な検討
- (11) プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮した環境の整備
- (12) 避難の長期化に応じた入浴施設及び洗濯等の環境の整備
- (13) 市は、避難場所標識等を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であることを明示するよう努める。
- (14) 避難場所等での感染症対策を行うために必要な資器材の整備

4 避難場所等の運営体制の整備

- (1) 市は、避難場所等を円滑に設置し、及び運営するため、あらかじめ避難場所等の設置及び運営に係るマニュアル等の作成、訓練を通じて、その内容について住民への普及啓発に努める。この際、住民等が主体的に避難場所等を運営できるように配慮するよう努める。
- (2) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、防災担当部局、保健福祉担当部局及び関係機関等が連携し、感染症対策に配慮した避難場所等の開設及び運営に係る訓練を積極的に実施する。

第4 避難に関する広報

市民が的確な避難行動をとることができるよう、平常時から、避難場所等を示した防災マップ、広報紙、パンフレット等の活用や講習会、防災訓練の実施、ホームページやアプリケーションなど、多様な手段を利用して避難に関する広報活動を行い、市民に対する周知徹底を図る。

避難場所等に関する事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難場所等の名称、所在地 2 避難場所等の用途 3 避難場所等への経路 4 災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方
避難行動に関する事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 平常時における避難の心得 2 避難情報の用語の意味 3 避難情報の伝達方法 4 避難の方法 5 避難後の心得
災害に関する事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に関する基礎知識 2 過去の災害の状況

第5 避難訓練の実施

- 1 災害時に住民が的確な避難行動をとることができるよう意識高揚を図り、避難経路や避難場所等を住民自らが実際に確認し、又は避難場所等の運営訓練を実施するよう督励するとともに、防災訓練の一環として、又は単独で、避難訓練を実施する。
- 2 訓練の実施に当たっては、居住者及び滞在者を含めた避難対象地区のすべての住民が参加するよう配慮する。

第6 応急仮設住宅対策

災害によって住家が滅失し、自らの資力では住宅を確保できない被災者に対し、早期に一時的な安定が図られる体制の整備に努める。

- 1 建設候補地の事前選定
市域の公共空地等の中から、応急仮設住宅が建設可能な候補地の事前選定に努める。
なお、候補地の選定に当たっては、一戸当たり29.7㎡以上の面積（ネット面積）が確保できる場所とする。
- 2 高齢者・障がい者に配慮した住宅の確保
応急仮設住宅については、県と協力して、高齢者や障がい者の生活に配慮した構造・設備の応急仮設住宅が確保されるように努める。
- 3 災害救助法の適用時に対応した住宅等の確保
災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合における集会等利用施設及び福祉住宅の設備を備えた住宅等資材及び用地の確保に努める。

第6節 孤立化対策計画

第1 基本方針

災害時において、道路状況や通信手段の確保の状況等から孤立化が想定される地域をあらかじめカルテ化し、最新の状況を随時把握するとともに、現地の消防団員等から直接被害状況を収集できる体制を構築するなど、予防対策に努める。

第2 災害時孤立化想定地域の状況について

盛岡市内において孤立化のおそれがある地域は38地域となっており、その孤立化の発生要因としては、「集落に通じるアクセス道路の全てが損傷、道路への土砂堆積のおそれがある場合」及び「集落へのアクセス道路が1本しかない場合」が多くを占めている。

【資料編2-6-1 災害時孤立化想定地域一覧表】

第3 孤立化想定地域への対策の推進

1 通信手段の確保

- (1) 災害時優先電話、衛星携帯電話等の公衆通信網のみならず、防災行政無線、簡易無線機等の多様な通信手段の確保に努め、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法の習熟を図る。
- (2) 防災ヘリコプター等による空中偵察に対し住民側から送る合図を定め、その方法をあらかじめ周知する。

(合図)

- | | |
|---|-----------------------------|
| ア | 赤旗（地域に重症者がいるなど、早急な救助を求める場合） |
| イ | 黄旗（負傷者等はいないが、救援物資を求める場合） |
| ウ | 白旗（地域に重症者等はなく、早急な支援は要しない場合） |

- (3) 孤立化想定地域の自治会と協議し、あらかじめ連絡責任者を数名定め、孤立化のおそれがある場合に住民の安否確認を行う体制・連絡網の整備に努める。

2 避難先の検討

集落内に避難場所等がない場合には、災害時に集合する集落内の安全な場所や家をあらかじめ定めるなど、避難先の確保に努める。

3 救出方法の確認

孤立化想定地域において飛行場外離着陸場等の確保に努める。

また、地域内に飛行場外離着陸場等が確保できない場合等は、隣接する地域において飛行場外離着陸場等の確保に努める。

4 備蓄の奨励

孤立化想定地域においては、孤立しても住民が支え助け合うことができるよう、備蓄を推進する。

また、備蓄に当たっては、飲料水、食料等の生活物資に加え、非常用電源、簡易トイレ等を集落単位で備蓄することが望ましいが、まずは各家庭において3日分程度の飲料水・食料の備蓄の奨励に努める。

5 防災体制の強化

住民自らが、救助・救出、避難誘導、避難所生活の支援ができるよう、自主防災組織の結成促進と育成強化に努める。

第7節 防災施設等整備計画

第1 基本方針

災害時において、迅速かつ的確な災害応急対策が実施できるよう、防災施設等の整備を促進する。

第2 防災施設等の機能強化

防災施設等の整備を推進し、次に掲げる機能の強化を図る。

- 1 災害応急対策活動における中枢機能
- 2 市庁舎等の被災時における移転先本部機能
- 3 災害応急活動を支援するための防災ヘリポート機能
- 4 市民に対する防災知識の普及、教育及び訓練機能
- 5 人員、物資等の輸送及び集積機能
- 6 災害対策用資機材の備蓄機能
- 7 自家用発電装置、太陽光発電その他の再生可能エネルギー利用設備等による非常時電力供給機能
- 8 被災住民の避難及び収容機能
- 9 警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点機能

【資料編3-6-1 義援物資等集積場所一覧表】

【資料編3-6-12 ヘリポート等一覧表】

【資料編3-12-4 自衛隊派遣部隊の集結場所】

【資料編3-13-1 奉仕団宿泊施設一覧表】

第3 公共施設等の整備

1 市の施設

避難路、避難地（都市部における公園、緑地、道路などの住民の退避地を含む。）等を整備するとともに、避難場所等となる学校等の公共施設の不燃化及び非常用電源設備の整備等に努める。

2 防災関係機関の施設

災害応急対策上の重要施設、広域経済活動上の重要施設、多数を収容する重要施設等についての不燃化及び非常用電源設備の整備等に努める。

第4 通信施設の整備

1 市の通信施設

- (1) 災害対策本部の災害情報収集機能を強化するため、ファクシミリ、電話等の整備に努める。
- (2) 市防災行政無線の機能の拡充を図るとともに、非常電源設備の整備を図る。

2 防災関係機関の通信施設

- (1) 防災関係機関は、気象予報・警報の伝達、災害情報収集等のため、通信施設の整備を図るとともに、その運用、輸送体制等の整備に努める。
- (2) 防災関係機関は、災害時における情報収集や連絡を円滑に行うため、専用通信施設、コンピュータ等に係る非常電源設備の整備を図るとともに、通信手段の複数化に努める。
- (3) 防災関係機関は、情報通信関係施設の機能を確保するため、定期的に点検を実施する。

第5 消防施設の整備

地域の実情に即した消防車両、消防水利その他の消防施設及び設備を整備拡充し、常時点検整備を行う。

第6 防災資機材の整備

1 防災用資機材等の整備

大規模な災害において、災害応急対策を円滑に実施するため、防災資機材を整備し、定期的に点検するとともに、必要な補充を行う。

- 2 災害対策本部又は現地災害対策本部の機能を強化するため、必要な資機材を整備する。

【資料編2-7-1 防災施設の現況】

第8節 都市防災計画

第1 基本方針

- 1 市及び防災関係機関は、災害時の安全性を確保するため、市街地の不燃化や防災空間の確保、都市基盤施設の防災機能の強化、土木構造物の耐震対策の実施、ライフライン施設や公共交通機関施設の災害対応力の強化などによって、都市防災機能の強化を図り、災害に強いまちづくりを推進する。
- 2 市及び防災関係機関は、所管施設について、地震及び大火災による建築物被害の防止並びに軽減を図るため、建物の点検整備を強化し、耐震・耐火性を保つよう努める。特に、教育施設、庁舎等の公共建築物について耐震化・不燃化を推進する。また、民間の建築物についても、耐震化・不燃化の促進を図るとともに、その重要度に応じて防災対策の周知徹底を図り、安全確保の指導に努める。
- 3 文化的遺産として、歴史上、学術上又は芸術上の価値の高い文化財を災害から守り、後世に伝えるために、文化財保護思想の普及徹底を図るとともに、防災施設の整備等を計画的に進める。

第2 市街地の整備

市は、都市計画マスタープランや緑の基本計画等に基づいて、市民合意を得ながら、市街地の不燃化や避難地・避難路となる公園・道路等の都市基盤施設の効果的整備による防災空間の確保など都市防災機能の強化を図り、災害に強いまちづくりを推進する。

1 防災機能を高める都市施設配置

本市の市街地は、城下町を中心に幹線道路沿いに拡大する形で形成されてきたため、周辺市街地では土地区画整理事業などで計画的に整備が行われているが、既存市街地の一部では、木造家屋の密集と細街路が目立ち、公園等の都市施設整備が遅れていることから、防火区画を考慮した計画的な施設整備が望まれる。

このため、既存市街地等の木造家屋が密集し、延焼の危険性が高い地域を中心に、北上川、雫石川、中津川等の主要河川、都市計画道路を中心とした主要幹線道路、鉄道、公園等で構成される延焼遮断帯で囲むことによって延焼を食い止める防火区画の概念を活用した施設配置を検討する。

【資料編2-8-1 市街地再開発事業の状況】

【資料編2-8-2 土地区画整理事業の状況】

2 市街地の不燃化の促進

(1) 防火地域等の指定

大規模市街地火災等を防止するため、商業系地域、避難路及び避難地周辺地区等、都市防災上不燃化を推進する必要がある地域、公共施設等重要施設の集合地域及び木造家屋が密集した地域については、防火地域・準防火地域の指定の拡大に取り組む。

【資料編2-8-3 防火・準防火地域の指定状況】

(2) 既存市街地の整備

道路・公園等の防災関連施設が整わないまま市街化された地域については、幹線道路等の整備促進や地区計画等を活用し、民間の建築活動を適切に誘導し、生活道路の拡幅整備、公共空地の確保等の推進に努める。

第3 防災空間の確保

公園・緑地、道路、河川等の都市基盤施設は、災害時における指定緊急避難場所、避難路及び火災の延焼防止のためのオープンスペースとして機能するとともに、救助・救護活動、応急物資集積の基地として、また、ヘリポート等としても活用できる重要な施設である。

このため、市及び防災関係機関はこれらの都市基盤施設の効果的整備に努め、防災空間の確保を図る。

1 道路・緑道の整備

道路・緑道は、災害時における避難路として、また、消火・救助・救護活動及び災害応急活動のための物資の緊急輸送路、大規模火災時の延焼遮断帯として重要な機能を有しているため、その機能充実及び整備に努める。

- (1) 避難路及び緊急道路の円滑な連絡を図るため、市域の骨格道路である国道4号、同46号、同106号、同396号、同455号等の整備を図る。
- (2) 避難路、指定緊急避難場所及び主要幹線道路の円滑な連絡並びに街路で囲まれた市街地の防火区画化を図るため、都市計画道路の整備を進める。
- (3) 避難路及び延焼遮断空間としての機能を強化するため、幅員の不十分な既存道路の拡幅を図るとともに、沿道建築物の不燃化及び工場等の大規模沿道施設の緑化を促進する。

2 都市公園等の整備

(1) 都市公園等の整備

災害時における指定緊急避難場所の確保、火災の延焼防止並びに各種災害応急活動の円滑な実施を図り、防災拠点など防災的機能を発揮する空間を確保するため、都市公園等の体系的な整備を促進する。

このため、指定緊急避難場所となる近隣公園や緊急避難の広場となる身近な公園等を、その配置や規模等の検討を行いながら積極的に整備する。

(2) 緑地・広場等の整備・保全

火災による延焼防止を図るため、道路、公園・緑地、広場等のオープンスペースの整備を推進するとともに、並木、工場等の大規模施設の周辺緑地、生産緑地、農地及び林地の保全に努め、延焼遮断効果の向上を図る。

第4 防災対策の推進

市及び防災関係機関は、公園、道路、河川等の都市基盤施設に、災害対策において有効な防災機能の整備を進める。

1 道路の防災機能の強化

避難路及び延焼遮断帯としての機能を強化するため、既存幹線道路等の歩道の拡幅、耐火性

能の高い樹種による緑化及び無電柱化を検討するとともに、不法占有物件の除去に努める。

2 公園等の防災機能の強化

指定緊急避難場所となる都市公園等における災害応急対策に必要となる施設（放送設備、備蓄倉庫、耐震性貯水槽等）の整備を進める。

3 河川の防災機能の強化

大雨などによる洪水及び浸水を防止するため、河川・水路改修を整備促進するとともに、災害時において、河川等を緊急用水の供給源として活用できるような整備に努める。

第5 建築物等の安全確保の促進

市は、建築物の安全性を確保し、市民の生命を保護するため、建築物の敷地、構造及び設備について、建築基準法（昭和35年法律第201号）等に基づく指導・助言を行うとともに、防災知識の普及や要配慮者対策を実施し、建築物などの安全対策を推進する。

また、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）等に基づき、不特定多数の人々が利用する建築物等の福祉的整備を促進する。

1 土砂災害危険区域の防災促進

「土砂災害警戒区域」の指定による災害発生の危険性が高い地区などにおける建築の規制・誘導を行うとともに、防災関係機関と連携の下、ポスターや印刷物の配布、広報紙の活用、講習会の開催等によって、市民に対し建築物に関する防火対策、土砂災害対策等の災害予防の知識の普及に努める。

2 特殊建築物及び建築設備の安全確保

(1) 不特定多数の人々が出入りする特殊建築物（建築基準法第12条第1項）及び建築設備（同法同条第3項）については、建築基準法に基づく定期報告の時期に防災上必要な指導を行う。

「特殊建築物」 劇場、百貨店、ホテル、病院、共同住宅、遊技場などの不特定多数の人々が利用する建物

「建築設備」 換気設備（中央管理方式の空調設備に限る。）、排煙設備（排煙機を有する排煙設備に限る。）、非常用の照明設備（蓄電池別置型、自家発電機型及び両者併用型に限る。)

(2) 消火設備、避雷設備等の防災設備を設置又は改修するとともに、警備体制の充実を図る。

(3) 管理者などに対し、防火管理体制の確立を指導するとともに、防火研修会、講演会等を通じて防火管理が適切に実行されるよう指導し、自主防火管理体制を強化する。

(4) 定期的あるいは随時に立入検査を実施し、防災に関する指導を行う。

(5) 落下物に対する防護、土留め工事、建方工事の崩壊防止等、工事現場の危害防止について防災関係機関の指導により安全確保を図る。

(6) 震動によって落下事故等が生じるおそれがある屋外広告物については、防災関係機関との連携の下に、設置者に対して改善措置を講ずるよう指導を行う。

(7) 地下施設の管理者に対し、浸水による地下室の危険性について周知するとともに、避難誘導体制の整備等について指導を行う。

(8) 防水扉及び防水板の整備など建物や地下街等を浸水被害から守るため、関係者に対する指

導を行う。また、地下街等の管理者は、浸水被害を防止するため土のう等の水防資材の備蓄等の対策を講じるよう努める。

3 住宅の不燃化促進

(1) 公営住宅の不燃化促進

ア 公営住宅、改良住宅等の公的住宅の不燃化を促進し、住宅団地の防災強化を図る。

イ 周辺地域の防災拠点としても利用できるよう、オープンスペース等の適切な配置を考慮した団地造りを推進する。

(2) 民間住宅の不燃化促進

市街地における住宅の不燃化や防災面での行政指導を強化し、民間住宅の不燃化を積極的に促進する。

第6 文化財の災害予防対策

1 文化財保護思想の普及

文化財に対する防火思想及び火災予防の徹底を図るため、文化財保護強調週間、文化財防火デー等の行事を通じ、市民の防火防災意識の高揚を図る。

2 防災施設等の整備

文化財の所有者又は管理者は、災害から文化財を守るため、必要な防災施設等の整備を図るとともに、定期的な保守点検を実施する。

(1) 建造物

指定建造物は木造が多いため、火災等の災害から指定建造物を守ることは文化財保護事業の中でも重要な課題であり、立地条件に応じて自動火災報知設備、消火栓等の設置を促進する。

(2) 美術工芸品、考古資料及び有形民俗文化財

指定文化財については、収蔵施設の設置が進んでいるが、搬出不可能な文化財に対して耐火耐震構造の収蔵施設の設置計画を策定するとともに、自動火災報知設備等を整備する。

(3) 史跡及び天然記念物

史跡及び天然記念物は、その物件により災害発生状況も異なるので、その地域に合わせて災害予防の措置を講ずる。

3 文化財防災組織の編成、訓練等

(1) 文化財の所有者又は管理者は、防災に関する責任体制を確立し、常に防災診断を行うとともに、所有者、管理者、地域住民等による自衛消防隊等の防災組織を編成し、防災活動に必要な訓練を行う。

(2) 災害時における文化財の搬出に万全を期するため、災害の種別、規模等を想定し、文化財ごとに搬出計画を定める。

ア 文化財の性質及び保全の知識を有する搬出責任者を定める。

イ 文化財の避難場所を定める。

ウ 搬出用具を準備する。

第9節 交通施設安全計画

第1 基本方針

災害による道路施設及び鉄道施設の被害を防止し、又は軽減し、交通機能を確保するため、防災施設及び災害対策用資機材の整備等を図る。

また、災害発生時に消火、救助・救急、医療及び緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努める。

第2 道路施設

1 道路の整備

災害時における道路機能を確保するため、所管道路について、法面等危険箇所調査を実施し、補修等対策工事の必要箇所を指定して、道路の整備を促進する。

- (1) 道路法面の路面への崩落が予想される箇所及び路体の崩落が予想される箇所を把握するため、道路法面及び盛土欠落危険調査を実施する。
- (2) 上記調査に基づき、道路の防災補修工事が必要な箇所について、工法決定のための測量、地質調査、設計等を行い、その対策工事を実施する。

【資料編2-9-1 道路施設の現況】

2 トンネルの整備

災害時におけるトンネルの交通機能を確保するため、所管トンネルについて、安全点検調査を実施し、補強等対策工事の必要箇所を指定して、トンネルの整備を促進する。

- (1) トンネル安全点検調査を実施し、補強対策工事の必要箇所を指定する。
- (2) 上記調査に基づき、補強対策工事が必要と指定された箇所について、トンネルの補強工事を実施する。

【資料編2-9-2 トンネル一覧表】

3 障害物除去用資機材の整備

事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、災害時の緊急交通路としての機能を確保するため、レッカー車、クレーン車等の障害物除去用資機材の整備に努める。

【資料編2-9-3 障害物除去機械一覧表】

第3 鉄道施設

1 鉄道施設の整備

橋りょう、木工造物等の線路建造物並びに電気及び建築施設を主体に、線区に応じた補強対策を推進する。

2 防災業務施設及び設備の整備

- (1) 気象予報・警報等の伝達、情報の収集、観測施設相互間の連絡等に必要な気象観測設備、通信連絡設備、警報装置等を整備する。

(2) 大規模な災害が発生した場合の情報収集、連絡等を行うため、携帯電話、可搬型衛星通信装置等の無線系通信設備を配備するなど、通信施設の整備充実を図る。

3 復旧体制の整備

災害発生後の早期復旧を図るため、次の体制を整備する。

- (1) 復旧要員の動員及び関係機関との協力応援体制
- (2) 復旧用資機材の配置及び整備体制
- (3) 列車及び旅客等の取扱方法の事前広報体制
- (4) 消防及び救護体制

第4 緊急輸送体制の整備

陸上輸送、航空輸送、水上輸送等、緊急時に確保可能な輸送手段を把握するとともに、平常時から災害時に備えて防災関係機関、民間団体等との協力体制の推進に努める。

1 陸上輸送体制の整備

災害応急活動を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送路の選定や効率的な陸上輸送を行うための事前対応に努める。

(1) 緊急輸送道路の選定

ア 県選定の緊急輸送道路

(ア) 1次路線

(イ) 2次路線

イ 地域輸送路の選定

防災関係機関と協議の上、広域輸送路と災害時用飛行場外離着陸場、備蓄場所、緊急医療機関等を連絡する輸送路の選定に努める。

(2) 緊急通行車両の事前届出

市所有の車両については、警察に緊急通行車両の事前届出手続を行う。

(3) 備品等の整備

カラーコーン、通行禁止等の看板等、必要な備品の整備に努める。

(4) 道路障害物除去対策の検討

ア 障害物を除去する道路の優先順位及び障害物除去方法の検討を推進する。

イ 防災関係機関や道路管理者と、災害時のための対処方法の協議に努める。

ウ 建設用重機を所有する民間団体や業者等との協定締結を推進するなど、災害時の協力体制の確立に努める。

2 航空輸送体制の整備

県等の防災関係機関の協力による災害時の救出・救助活動、緊急物資の輸送等に、ヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑に実施するため、災害時用ヘリポートの整備や飛行場外離着陸場の選定に努める。

3 交通混乱の防止対策

(1) 災害時の応急点検体制の整備

道路管理者は、平常時から緊急輸送路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時

の通行支障に関する情報収集体制や応急点検体制の整備に努める。

(2) 災害時避難のあり方の周知徹底

災害時の避難に当たり、水害、火山災害など災害に応じて車両を使用してはならない旨の周知を徹底する。

(3) 交通規制・管制体制の整備

交通安全施設の整備など県公安委員会及び警察が行う交通規制・管制体制の整備に協力する。

4 公共交通機関の確保

災害発生時においても安全で円滑な交通手段を確保するため、平常時から体制が整備されるよう、各公共交通機関に要請する。

(1) 鉄道事業者

災害発生時における乗客の避難、災害発生直後の被害状況及び安全点検を行うための人材の確保、応急復旧のための資機材が確保されるよう、鉄道事業者に要請する。

(2) バス事業者

災害時においても可能な限り運行が確保されるとともに、利用者の安全確保及び混乱防止を図るよう、バス事業者に要請する。

第10節 ライフライン施設等安全計画

第1 基本方針

災害による電力、ガス、上下水道、電気通信等のライフライン施設の被害を防止し、又は軽減するため、防災施設・設備、災害対策用資機材の整備等を図るとともに、巡視点検の実施等安全対策に万全を期する。

第2 電力施設

電気事業者は、災害による電力施設の被害を防止し、又は軽減するため、災害に応じた設備、資機材の整備等を図るとともに、電気工作物の巡視、点検、広報活動の実施等により、電気事故の防止を図る。

1 施設の整備

(1) 水害対策

発電設備	ア 過去の災害及び被害の状況、河床上昇等を考慮した水位予想に各発電所の特異性を考慮し、防水壁、排水ポンプの設置、機器の嵩上げ、通信確保のための設備の設置及び建物の密閉化（窓の密閉化、ケーブルダクトの閉鎖等）等を実施する。 イ 特に、洪水に対する被害防止に重点を置き、次の箇所の点検及び整備を実施する。 （ア）ダム、取水口の諸設備、調整池及び貯水池の上・下流護岸 （イ）導水路と溪流との交叉地点及びその周辺地形との関係 （ウ）護岸、水制工、山留壁及び水位計	
送電設備	架空電線路	土砂崩れ、洗堀などが起こるおそれのある箇所のルート変更、擁壁強化等を実施する。
	地中電線路	ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。
変電設備	浸冠水のおそれのある箇所は、浸水想定高に応じて屋外機器操作函等への防水対策や周囲柵の嵩上げと正門の防水対策による浸水対策（又は減災対策）を計画、実施する。	

(2) 風害対策

各設備共通	ア 計画設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮する。 イ 既設設備の弱体箇所は、補強等により対処する。
-------	---

(3) 雪害対策

水力発電・変電設備	雪崩防護柵の取付け、機器の防雪カバーの取付け、機器架台のかさ上げ、融雪装置（ヒーター）の取付け、設備の隠蔽化等を実施する。
-----------	---

送電設備	<p>ア 鉄塔にオフセット及び耐雪結構を採用し、がいし装置の耐張型化又は必要な箇所の電線に難着雪化を行う。</p> <p>イ 降雪期前に、樹木の伐採を行うとともに、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替により、災害の防止又は拡大防止に努める。</p>
配電設備	<p>ア 縁まわし線の支持がいしの増加、難着雪電線の使用等を行う。</p> <p>イ 降雪前期に、樹木の伐採を行う。</p>

(4) 雷害対策

送電設備	<p>ア 架空地線の設置、避雷装置の取付け、接地抵抗の低減を行う。</p> <p>イ 電力線の溶断防止のため、クランプの圧縮化、アーマロッドの取付け等を行う。</p> <p>ウ 気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替を行い、災害の拡大防止に努める。</p>
変電設備	<p>ア 避雷器、気中放電キャップを設置するとともに、架空地線による遮蔽を行う。</p> <p>イ 重要系統の保護継電装置を強化する。</p>
配電設備	<p>襲雷頻度の高い地域においては、断線保護ホーン、耐雷ホーンを取り付け、対処する。</p>

(5) 火山災害対策

ア 土石流及び火山泥流対策

水害対策に準ずる対策を推進する。

イ 降灰対策

雪害対策に準ずる対策を推進する。

ウ 火砕流・火砕サージ・溶岩流対策

火砕流・火砕サージ・溶岩流の火山災害は事故防止できない現象であることから、施設整備等は、必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保を推進する。

2 電気工作物の予防点検等

(1) 電気工作物は、常に法令に定める技術基準に適合するよう保持するとともに、事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害の発生のおそれがある場合は、特別の巡視）を行う。

(2) 自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火に至る原因の早期発見とその改修に努める。

(3) 一般公衆に対し、電気安全東北委員会岩手電気協議会等と協力して、電気の正しい取扱いと適正配線の重要性についての広報に努める。

3 災害対策用資機材の確保等

各設備の必要最小限の資機材の種類及び数量を定め、次の事項に重点を置き、その整備を推進する。

- (1) 所要資機材計画
- (2) 輸送計画（車両、ヘリコプター等）
- (3) 保管施設の整備
- (4) 資機材の調達
- (5) 資機材輸送の調査確認

4 ヘリコプターの活用

- (1) 災害が発生した場合に備え、航空会社との出動協力及び連絡体制を整備する。
- (2) 災害時においては、ヘリコプターの基地を有する電気事業者は、その設備の整備状況を点検するとともに、除雪その他着陸準備を早急に完了して、その旨を災害対策本部に報告する。

5 応急復旧体制の整備

- (1) 被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備及び対策要員の動員体制の整備とともに、優先復旧計画の策定を推進する。
- (2) 災害時に的確な復旧情報等の広報ができるよう、平常時から市との連携体制の整備に努める。

6 協力体制の整備

災害時における被害に対し、災害復旧資機材の相互融通等を行い、電気事業本来の責務を遂行できるよう協力体制の整備を推進する。

第3 ガス施設

ガス事業者は、災害によるガス施設の被害を防止し、又は軽減するとともに、二次災害を防止するため、防災施設及び災害対策用資機材等の整備を図るとともに、需要家に対する器具の取扱い方法等の周知徹底を図る。

1 施設の整備

(1) 都市ガス施設

供給施設	ア 「ガス工作物の技術上の基準」等に基づき、設計する。 イ ガスホルダー及びガス導管は、安全装置、遮断装置、離隔距離等を考慮して設置する。 ウ ガス導管材料は、高・中・低圧別に区分し、それぞれの状態に応じた最適な材料、継手、構造等を採用する。 エ 二次災害を防止するため、ホルダーの緊急遮断装置による緊急遮断、導管網のブロック化、中圧導管の緊急減圧措置を行う。 オ 集中監視システムの普及・導入を行う。
安全器具	災害防止に効果のあるマイコンメーターの設置を促進する。

(2) LPガス施設

貯蔵所	二次災害を防止するため、緊急遮断弁、消火設備、保安用電力の確保等の整備を行う。
容器置場	火気との距離を確保するとともに、雪害等を考慮して設定する。

容器	容器の転落及び転倒を防止するため、適切な鎖掛け等を行うとともに、定期点検を実施する。
安全器具	ア 災害防止に効果のあるマイコンメーターの設置を推進する。 イ 容器等からのガス漏れを防止するため、ガス放出防止器等の設置を推進する。 ウ ガス放出防止器等の設置に当たっては、容器のバルブの閉止が困難な高齢者世帯等を優先的に行うよう配慮する。

2 災害対策用資機材の確保等

災害時に必要な資機材の在庫管理を行い、調達を必要とする資機材については、その確保体制を整備する。

3 防災広報活動

災害時における二次災害の防止等を図るため、平常時から需要家に対して次の事項の周知徹底を図るとともに、周知内容の多様化（高齢者世帯や外国人世帯に対する工夫等）を図る。

- (1) ガス栓の閉止など、地震が発生した場合のガス器具に対してとるべき措置
- (2) ガス漏れ等の異常に気づいた場合の措置

4 協力体制の整備

「非常事態における応援要綱」（一般社団法人日本ガス協会）に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者からの協力が得られる体制づくりを推進する。

第4 上水道施設

水道事業者は、災害による上水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、防災施設及び災害対策用資機材の整備等を図る。

1 施設の整備

- (1) 浄水施設等は、被災時の停電を考慮して、必要な自家発電設備の整備を図る。
- (2) 送・配水幹線は、耐震継手、伸縮継手など耐震性の高い構造及び材質とするほか、配水系統間の相互連絡を行う。
- (3) 配水管は、管路の耐震化を進め、断水範囲の局所化及び迅速な断水解消を可能とする配水区域のブロック化による災害に強い管網を構築する。
- (4) 既設管は、漏水箇所の早期発見及び早期修繕を継続すると共に破損及び老朽度を考慮し、管路の耐震化と併せて計画的に更新を行う。特に、医療機関や要援護者収容施設等の重要給水施設への供給ルートについては、優先的に耐震管への布設替えを実施する。
- (5) 火山災害の対応として、水源については、取水口上流等の周辺の状況を把握し、火山災害の原水水質の安全が確保できるかを確認し、他浄水場の増量運転など応援体制の確立を図る。

2 応急復旧体制の強化

- (1) 被害状況の迅速かつ的確な把握及び円滑な応急復旧を実施できるよう、あらかじめ損傷度が高いと予想される施設の把握に努める。
- (2) 上下水道局災害対策マニュアルの整備及び管路図の整備等を実施し、定期的な見直しを行う

う。

3 給水体制の整備

水道事業者は、災害時において、被災者が必要とする最小限の飲料水（1人当たり1日3リットル以上）の供給を確保できるよう、給水タンク車の増強、応急配管及び応急復旧用資機材の備蓄等の整備を図る。また、応急復旧資機材の調達など確保体制の整備に努める。

4 協力体制の整備

- (1) 災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関係事業者等との協定締結に努めるなど、協力体制を整備する。
- (2) 災害時に迅速な応急復旧活動等に必要な情報を収集し、総合調整、指示及び支援を実施するため、県と協力して県間等の応援協定及び公益社団法人日本水道協会等を利用した広域応援体制を確保する。

第5 下水道施設

下水道施設の管理者は、災害による下水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、防災施設及び防災対策用資機材の整備等を図る。

1 施設の整備

下水管渠	(1) 新たな下水管渠の敷設は、耐震性の確保のため、構造面での耐震化を図るとともに、管路の複数ルート化に努め、流下機能を確保する。 (2) マンホール蓋の点検を行い、飛散、摩耗等の危険な箇所の補修及び交換を行う。 (3) 下水管渠の流下機能を確保するため、マンホール間のバイパス等の資機材の確保を図る。
ポンプ場、 終末処理場	(1) ポンプ場及び終末処理場は、非常用発電設備を整備する。 (2) 新たなポンプ場及び処理場の建設は、耐震性の確保のため、構造面での耐震化を図る。 (3) 既設のポンプ場及び処理場は、耐震診断を行い、危険な施設の改修を行う。

【資料編2-10-1 下水道施設の現況及び整備計画】

2 下水道体制の整備

下水道施設の管理者は、災害時に対応ができるよう、下水管渠及び応急復旧用資機材の備蓄等の整備を図る。

- (1) 被害状況の迅速かつ的確な把握及び円滑な応急復旧を実施できるよう、あらかじめ損傷度が高いと予想される施設の把握に努める。
- (2) 応急復旧マニュアルの整備及び施設管理図書等の整備を推進する。
- (3) 災害によって被災した下水道施設を迅速に応急復旧できるよう、必要な応急復旧資機材等の備蓄を推進するとともに、保有資機材の整備点検に努める。
- (4) 応急復旧用資機材の調達など確保体制の整備に努める。
- (5) 災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関係業者等との協定締結に努めるなど、協力体制を整備する。

- (6) 県と協力して広域的な支援体制の整備をはじめ、国、他の地方公共団体等と相互支援体制づくりを推進する。

第6 通信施設

1 電気通信施設

電気通信事業者は、災害時における通信の確保を図るため、防災施設及び災害対策用資機材の整備等を図る。

(1) 施設の整備

ア 電気通信設備及びその附帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の防災設計を実施する。

(ア) 大雨、洪水等のおそれのある地域の電気通信設備等については、耐水構造化を促進する。

(イ) 暴風又は大雪のおそれのある地域の電気通信設備等については、耐風又は耐雪構造化を促進する。

(ウ) 地震又は火災に備え、主要な電気通信設備等については、耐震及び耐火構造化を促進する。

イ 災害が発生した場合における通信の確保を図るため、次により、通信網を整備する。

(ア) 主要な伝送路は、多ルート構成又はループ構成とする。

(イ) 主要な中継交換機は、分散配置する。

(ウ) 主要な電気通信設備は、必要な予備電源を設置する。

(エ) 重要加入者については、当該加入者との協議により、2ルート化を推進する。

(2) 重要通信の確保

ア 災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備する。

イ 常時、そ通状況を常時管理し、通信リソースを効率的に運用する。

ウ 災害時には、設備の状況を監視しつつ、トラフィックコントロールを行い、電気通信のそ通を図る。

(3) 災害対策用機器及び車両の配備

保管場所及び数量を指定して、次に掲げる機器、機材、車両等を配備する。

ア 非常用衛星通信装置

イ 可搬型衛星地球局

ウ 可搬型無線機

エ 移動基地局及び臨時基地局

オ 移動電源車及び可搬型発電機

カ 応急ケーブル

キ 電気通信設備等の防災用機材（消火器、土のう等）

(4) 災害対策用資機材の確保等

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から、災害対策用資機材、器具等の確保に努める。

(5) 電気通信設備の点検調査

電気通信設備は、常に法令に定める技術基準に適合するよう保持するとともに、事故の未

然防止を図るため、定期的に電気通信設備の巡視点検（災害の発生のおそれがある場合は、特別巡視）を行い、不具合の早期発見及びその改修に努める。

(6) 協力体制の整備

グループ会社及び工事会社と協調するとともに、商用電源、発電用燃料、冷却水等の確保及び緊急輸送等の協力体制づくりに努める。

2 放送施設

放送局は、災害時における放送の送出及び受信を確保するため、放送施設・設備の整備拡充を図るとともに、災害応急対策及び災害復旧に必要な資機材の整備を図る。

(1) 施設の整備

ア 放送設備のうち、特に放送主系統施設、受配電設備、非常用発電設備等の防火防災対策を実施する。

イ 放送設備等重要な設備については、代替又は予備の設備を設ける。

ウ 防火設備等を設け、二次災害の発生を防止する。

エ 建物、構築物、放送設備等の防災性について、定期的に自主点検を実施する。

(2) 放送継続体制の整備

災害により、放送機、中継回線、スタジオ等に障害が発生し、平常時の運用が困難になった場合に備え、他の放送系統による臨機の番組変更、常置以外の必要機器の仮設など、放送を継続できる体制の整備を図る。

(3) 防災資機材の整備

災害応急対策及び災害復旧に必要な資機材の整備及び備蓄を図る。

第11節 生活関連物資等の確保計画

第1 基本方針

災害発生後から、飲料水、食料、生活必需品等の流通が確保されるまでの間、被災した市民に対して必要な物資を供給するため、その確保体制の整備をする。

第2 備蓄の種類

備蓄の種類については、次のとおりである。

- (1) 災害に備え、市、事業所、市民が主体となり備蓄する物資（備蓄物資）
- (2) 災害発生時、市に対して市外の住民や民間事業者、団体等から善意で寄せられる物資で、調達費用等の対価が生じないもの（義援物資）
- (3) 市が、災害に備え、民間事業者等とあらかじめ締結した協定等に基づき、災害時に必要量調達する物資で、協定の内容により異なるが、基本的には調達費用等の対価が生じるもの（流通在庫備蓄）
- (4) 国が、市からの具体的な要望を待たず、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送する仕組み（プッシュ型支援）

第3 飲料水の確保

1 応急給水拠点等の整備・充実

災害時において、被災者1人当たり1日3リットル以上の飲料水を確保できるよう、市民の協力を得ながら、普段から非常用飲料水の備蓄に心がけるよう促す。

- (1) 給水タンク車による応急給水体制の整備を図る。
- (2) 被災の状況に応じて市内各所の避難場所等の給水拠点及び消火栓を活用した応急給水を実施する体制の整備を図る。

2 応急給水用資機材の整備

揚水型給水タンク車、給水タンク、仮設給水栓、非常用飲料水ポリ袋等の応急給水用資機材の整備・充実を図る。

第4 食料及び生活必需品の確保

1 備蓄

食料、毛布、その他必要な物資の備蓄に努め、備蓄に当たっては、高齢者、障がい者、難病患者、食物アレルギーを有するもの、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮する。

- (1) 重要物資の備蓄
 - ア アルファ米
 - イ 毛布
 - ウ 紙おむつ
 - エ 生理用品
 - オ その他必要な物資

(2) その他用品の確保

- ア 精米、即席めんなどの主食
- イ 野菜、漬物、菓子類などの副食
- ウ 被服（肌着等）
- エ 炊事用具・食器類（鍋、炊飯用具等）
- オ 光熱用品（LPガス、LPガス用品、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等）
- カ 日用品（石鹸、タオル、ちり紙、歯ブラシ等）
- キ 医薬品等（常備薬、救急セット）
- ク 要配慮者等介護機器、補装具、日常生活用具等（車椅子、トイレ、盲人用つえ、補聴器、点字器等）
- ケ 新聞
- コ 衛生用品（マスク、消毒液等）

2 緊急調達体制の整備

- (1) 他の市町村との災害時の応援協定による緊急調達体制を整備する。
- (2) 災害時における食料、生活必需品等を確保し、さらに災害応急対策の円滑化を図るため、民間業者と調達に関する協定を締結し、緊急時の物資調達に万全を期する。
- (3) 物資集積拠点をあらかじめ定め、集積拠点における在庫管理、各避難所への輸送、配布を行う体制を整備する。

【資料編2-5-6 災害時における必要な物資の賃貸借に関する協定（株式会社レンタルのニッケン）】

【資料編2-5-7 災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定（イオン）】

【資料編2-5-8 災害時における防災活動の協力に関する協定（イオンスーパーセンター株式会社）】

【資料編2-5-9 災害時における物資の賃貸借に関する協定（東北シート工業株式会社）】

【資料編2-5-10 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書（株式会社アクティオ）】

【資料編2-5-11 災害時における物資供給に関する協定書（NPO法人コメリ災害対策センター）】

【資料編2-5-12 災害時における量の提供に関する協定書（「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会）】

【資料編2-5-13 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定（株式会社ダスキン盛岡）】

【資料編2-11-1 災害時における生活物資の確保及び供給に関する協定（盛岡卸センター）】

【資料編2-11-2 災害時におけるプロパンガス等の供給に関する協定（岩手県高圧ガス保安協会）】

【資料編3-6-5 災害時における応急対策用燃料等の調達に関する協定書（岩手県石油商業協同組合）】

【資料編3-19-8 盛岡広域圏における備蓄物資の相互融通に関する覚書】

【資料編3-19-9 地方創生に関する包括連携協定書（大塚製薬株式会社）】

第5 備蓄管理体制の整備

- 1 物資の備蓄計画（品目、数量、配置場所）を定めるものとし、計画を定める場合にあっては、性別、性的マイノリティ（LGBTQ等）のニーズの違いや高齢者、障がい者、難病患者、食物アレルギーを有する者、宗教上等の理由により食事制限のある者、乳幼児及び妊産婦等（要配慮者）の多様なニーズに配慮する。
- 2 災害が発生した場合、迅速に使用できるよう、備蓄品を避難場所等に分散して備蓄する。
- 3 随時備蓄品の点検・整備を行い、耐用年数、賞味期限等あるものは、随時入替えを行うなど、

備蓄品の適切な管理に努める。

第6 市民等における備蓄の推進

1 市民の役割

- (1) 市民は食料等の救援が途絶した状況にも対応できるよう、家族構成を考慮して、最低3日分の食料（そのまま食べられるか、簡単な調理で食べられるレトルトのご飯、缶詰など）及び飲料水（缶入りやペットボトルのミネラルウォーターなど）を非常時に持ち出しできる状態で備蓄するよう努める。
- (2) 食料のほか、カセットコンロ等の調理器具及び熱源、停電時でも使用可能な石油ストーブ等の暖房器具及び燃料などの備蓄に努める。
- (3) 避難の際に持ち出しする必要最小限の物品の準備を行うよう努める。

2 事業所の役割

- (1) 事業所等は、災害発生に備えて、従業員やその家族、地域住民を考慮しながら、食料、飲料水等の3日分程度の備蓄に努める。
- (2) 病院、社会福祉施設等は入院患者、入居者及び職員等が必要とする3日分程度の物資の備蓄に努める。

3 市の役割

市は、市民等が自発的に食料、飲料水、生活用品等の備蓄に取り組むよう、啓発に努める。

第12節 危険物施設等安全計画

第1 基本方針

危険物災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備、災害対策用資機材等の整備を図るとともに、保安教育、指導等による保安体制の強化を図る。

第2 石油类等危険物

1 保安教育の実施

危険物施設の所有者等は、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対し、保安管理の向上を図るため、消防機関等と連携し、講習会、研修会等の保安教育を実施する。

2 指導の強化

消防機関は、危険物施設に対し、次の事項を重点として立入検査等を実施する。

- (1) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理の検査
- (2) 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法の検査及び安全管理の指導
- (3) 施設・設備等の耐震化の指導
- (4) 危険物施設の所有者、危険物保安監督者等に対する非常時にとるべき措置の指導

3 屋外貯蔵タンクからの流出油事故対策

(1) 沈下測定の実施

危険物施設の所有者等は、屋外貯蔵タンクの沈下測定を定期的に行い、その実態の把握に努める。

(2) 不等沈下の著しいタンクの措置

ア 消防機関は、不等沈下の著しいタンクについて、法令の定めるところにより、タンクの底部の厚さ、溶接部の損傷、亀裂、腐食等の欠陥の有無の確認等保安検査を実施する。

イ 消防機関は、欠陥が発見されたタンクについて、必要な改修を行わせるとともに、タンクの基礎の改修により不等沈下を是正させ、保安の確保に努める。

(3) 敷地外流出防止措置

消防機関は、危険物の流出事故が発生した場合における敷地外への流出による二次災害を防止するため、危険物施設の所有者等に対し、土のう等の流出油防除資機材の整備など、必要な措置を講じるよう指導する。

4 事業所の防災組織の強化

事業所における防災組織の結成を促進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。

5 防災用資機材の整備

複雑多様化する危険物に対応するため、化学消防力の強化に努める。また、事業所に対しても必要な資機材の整備及び備蓄について指導・助言を行う。

【資料編2-12-1 化学消火薬剤備蓄一覧表】

第3 高圧ガス及び火薬類災害予防対策

保管施設責任者は、高圧ガス及び火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、自主保安体制等の強化を図る。

1 保安意識の高揚

- (1) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第 204号）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第 149号）、火薬類取締法（昭和25年法律第 149号）等の関係法令の周知徹底を図るため、保安教育講習、保安推進パトロール等を実施する。
- (2) 高圧ガス及び火薬類の取扱者、従事者等に対する技術講習を実施する。
- (3) 危害予防週間を設け、保安意識の高揚に努める。

2 自主保安体制の整備

- (1) 保安教育計画に基づく保安教育及び防災訓練の実施により、業務上の保安の確保に万全を期する。
- (2) 定期的な自主検査の完全実施及び責任体制の確立を図る。
- (3) 災害発生時の自主防災対策を策定する。

第4 毒物・劇物災害予防対策

保管施設責任者は、毒物・劇物による保安衛生上の危害を防止するため、毒物・劇物営業者及び毒物・劇物の取扱者に対して、次の指導を行い、災害予防対策を講じる。

区分	内容
毒物・劇物営業者	営業施設の位置、構造及び設備の技術上の基準への適合
毒物・劇物の貯蔵タンクを有する施設	屋外タンク、屋内タンク及び地下タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準への適合

第5 放射線災害予防対策

防災関係機関及び放射性同位元素の届出、許可等使用者は、災害時における放射性物質による事故を未然に防止するため、施設の防災対策、防災業務従事者に対する教育訓練及び防護資機材の整備など、災害予防対策を推進するとともに、放射性物質の輸送に対しての安全確保に努める。

1 市内保有施設（医療機関、研究施設等）の防災対策

県をはじめとする防災関係機関と協力して、放射性同位元素に係る施設の設置者等による、施設の耐震・不燃化対策を図るとともに、放射線防災に関する知識の普及など各種予防対策を促進する。

2 放射性物質輸送安全対策

市内の幹線道路を経由して行われる放射性物質の輸送については、防災関係機関等と密接な連携を図り、輸送のコース・日程の正確な把握など、安全の確保に努める。

第13節 風水害予防計画

第1 基本方針

- 1 洪水等による水害を予防するため、風水害に強いまちづくりを進めるとともに、河川改修事業を計画的に実施し、情報収集体制及び避難体制等の整備を図る。
- 2 市その他の防災関係機関は、風水害対策やその知識の普及啓発を図る。
- 3 市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての市民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、市民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

第2 風水害に強いまちづくり

- 1 豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討し、評価結果を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。
- 2 豪雨、洪水、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や居室を有する建築物の建築禁止のみならず、地方公共団体が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討する。
- 3 立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進に当たっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。
- 4 溢水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、風水害に強い土地利用の推進に努める。

第3 河川改修事業

準用河川改修、普通河川改修及び都市基盤河川改修の事業を推進するとともに、緊急度が高く防災効果の大きい河川の改修を実施する。

【資料編2-13-1 準用河川改修事業一覧表】

【資料編2-13-2 普通河川改修事業一覧表】

【資料編2-13-3 都市基盤河川改修事業一覧表】

【資料編2-13-4 国、県管理の河川改修事業一覧表】

【資料編1-7-1 洪水浸水想定区域図】

1 水害の防止

- (1) 国及び県に協力して、北上川水系、雫石川水系、中津川水系等の全体計画に基づいた改修整備を促進し、都市化による雨水流出量の増大に対処する。
- (2) 市内河川の河道改修を促進するとともに、流域での保水・遊水機能を向上するため、保水機能を有する農地の潰廃等を抑制する。
- (3) 市が管理する用排水路等の改修については、公共下水道との整合を図りながら推進する。
- (4) 降雨による浸水被害を防止するため、雨水を排水する管渠能力の向上と雨水ポンプ能力の増強に努めるとともに、河川への集中的な流出を抑制するため、雨水の貯留・浸透方式の改善を推進する。
- (5) 雨期前には、水路の重点箇所の点検並びに幹線水路のしゅんせつ及び清掃を実施する。

2 水防施設等の点検・整備

(1) 河川施設等の点検・整備

河川等管理者は、水防施設の破損による氾濫防止と治水機能維持のため、施設の点検・整備を行う。また、平常時から主要堤防の法面等の巡視・点検を行い、予防対策を検討する。

(2) 雨量計・量水標の点検・整備

河川等管理者は、観測に障害が発生しないよう、定期的に機器を点検・整備するとともに、必要に応じて観測機器を増設する。

(3) 水路施設の整備

市は、用排水路の改修整備事業の実施を図るとともに、水利組合及び土地改良区等の協力を得て、平常時から危険箇所の把握に努める。

3 水防倉庫・資機材の点検・整備

水防管理者は、応急対策活動に支障がないよう、鍵の管理、倉庫内の整理及び資機材の調達等を行うとともに、必要に応じて倉庫の増設や資機材の見直しをする。

第4 情報収集体制等の整備

市及び防災関係機関は、水害に関する必要な情報を迅速かつ的確に地域住民等に伝達するため、情報収集体制及び伝達体制の整備を図る。

第5 避難体制の整備

- 1 洪水等による水害に対処するため、被害の実態に即応した避難場所等の整備を図る。
- 2 人命の安全を第一とし、時間的余裕をもって避難情報の発令を行うことができるよう、その伝達体制の整備を図る。
- 3 高齢者、障がい者など、自力で避難することが困難な者の避難を考慮して、防災関係機関等の協力を得ながら、避難誘導體制の整備を図る。

第6 施設の管理

洪水等による被害を軽減するため、河川等に設置された水門、樋門及び樋管については、施設

ごとの責任者を定めるなど、有事に即応した適切な措置が講じられるよう、管理体制を整備する。

第7 浸水想定区域の周知

- 1 市は、洪水予報河川又は水位周知河川に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として、住民、滞在者、その他の者へ周知する。
- 2 市は、洪水浸水想定区域の指定があったときは、市計画において、その区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路等に関する事項、避難訓練に関する事項その他円滑かつ迅速な避難を図るために必要な事項について定める。
- 3 市は、市計画において、浸水想定区域内にある地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると認められるものを含む。））で、洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があるもの、要配慮者が利用する施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設）の所有者若しくは管理者から申し出があった施設で、洪水時に浸水の防止を図る必要があるものにあつては、これらの施設の名称及び所在地について定めるとともに、これらの施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法について定める。
- 4 市長は、市計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ、内水ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講ずる。
- 5 水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効果があると認めるときは、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。
- 6 水防法第14条に基づく洪水浸水想定区域が指定されている河川は、次のとおりである。

(1) 国管理河川

水系・河川名	指定公表年月日	備考
北上川水系 北上川	平成14年6月28日	東北地方整備局告示第78号
	平成28年6月30日	東北地方整備局告示第160号
北上川水系 雫石川	平成17年12月27日	東北地方整備局告示第133号
	平成26年10月9日	東北地方整備局告示第143号
	平成28年6月30日	東北地方整備局告示第160号
北上川水系 中津川	平成17年12月27日	東北地方整備局告示第133号
	平成28年6月30日	東北地方整備局告示第160号

(2) 県管理河川

水系・河川名	指定公表年月日	備考
北上川水系 北上川	平成30年6月15日	岩手県告示第487号
北上川水系 松川	平成30年6月15日	岩手県告示第488号
北上川水系 築川	平成30年6月15日	岩手県告示第489号
北上川水系 諸葛川	令和4年3月22日	岩手県告示第161号
北上川水系 芋沢川	令和4年3月22日	岩手県告示第162号
北上川水系 木賊川	令和4年3月22日	岩手県告示第162号

- 7 水防法第15条に規定される浸水区域内の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止をする必要があると認められる地下街等、要配慮者利用施設及び大規模な工場その他の施設は「資料編2-13-5 水防法第15条に基づく浸水想定区域内の施設一覧表」のとおりとする。また、洪水時の避難場所は「資料編2-5-1 指定緊急避難場所一覧表」のとおりとする。

【資料編2-5-1 指定緊急避難場所一覧表】

【資料編2-13-5 水防法第15条に基づく浸水想定区域内の施設一覧表】

第8 風害予防の普及啓発

市その他の防災関係機関は、暴風や竜巻等突風による災害等を踏まえ、風害対策やその知識の普及啓発を図る。

第9 関係者間の密接な連携体制の構築

- 1 水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、北上川上流大規模氾濫減災協議会、北上川水系（北上川上流）流域治水協議会等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。
- 2 市は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

第14節 雪害予防計画

第1 基本方針

大雪、雪崩等による災害を防止し、市民生活の安全と産業経済等の機能を確保するため、雪害対策を推進する。

第2 雪崩防止対策

1 雪崩危険箇所の調査及び周知

各実施機関は、適期に雪崩の発生が予測される危険箇所を調査し、注意標識の設置その他の方法により、関係者に対して適切な周知を行う。

実施機関	調査対象
市	(1) 地域内の一般住宅に危険を及ぼすもの (2) 市道や農林道に危険を及ぼすもの
盛岡広域振興局土木部	所管する国道及び県道に危険を及ぼすもの
警察署	各機関と協力し、主として人命に危険を及ぼすもの
岩手河川国道事務所	所管する国道に危険を及ぼすもの
盛岡労働基準監督署	事業所における寄宿舍等の施設及び作業場に危険を及ぼすもの
東日本旅客鉄道(株)盛岡支社	鉄道に危険を及ぼすもの
I G Rいわて銀河鉄道(株)	

【資料編2-14-1 東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社雪崩等重点警備箇所一覧表】

2 雪崩危険箇所の整備

雪崩災害を未然に防止するため、雪崩防止柵、スノーシェッド等の整備に努める。

第3 道路交通の確保

1 除雪対策

(1) 各実施機関は、次の区分により除排雪を行い、交通を確保する。

- ア 国道 「国土交通省東北地方整備局道路の維持管理計画」によるものとする。
- イ 県道 「岩手県県土整備部冬期道路確保(除雪)実施要領」によるものとする。
- ウ 市道 毎年度定める「盛岡市道除排雪計画」及び同実施要領によるものとする。
- エ 農林道 毎年度定める「盛岡市農林道除雪計画」によるものとする。

(2) 各実施機関は、除雪用機械を整備するとともに、除雪要員の確保等を図る。

【資料編2-14-2 除雪機械一覧表】

(3) 道路管理者は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪(以下、本節中「集中的な大雪」という。) 時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留

車両の排出を目的とした転回路の確保等を行うよう努める。

- (4) 道路管理者は、集中的な大雪に対して道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。
- (5) 市は、建設業者における熟練したオペレータの高齢化や減少等、除雪体制確保の課題に対応するため、除排雪の契約方式の検討を行うなど、地域の建設業者の健全な存続に努める。
- (6) 道路管理者は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワークごとにタイムラインを策定するよう努める。
- (7) 道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、予防的な通行規制区間を設定する。
- (8) 道路管理者は、立ち往生車両を速やかに排除できるよう、リスク箇所にレッカー車やトラクタシャベル等の機材を事前配備するよう努める。さらに、スノーモービルや簡易な除雪車の配備、融雪剤の用意等、大規模な滞留に対応するための資機材を地域の状況に応じて準備するよう努める。
- (9) 道路管理者は、関係機関等と連携し、大雪時の道路交通を確保するための合同実動訓練を実施する。
- (10) 道路管理者は、降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制の予告発表をする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示す。また、降雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。
- (11) 市は、地域住民からなる地域コミュニティによる道路除雪の促進を図る。
- (12) 道路管理者及び関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うことができるよう、支援体制の構築に努める。

2 凍雪害防止対策

- (1) 冬期の安全かつ円滑な交通を確保するため、スノーシェッド、雪崩防止柵、堆雪帯等の施設を整備するとともに、歩道及び車道の融雪施設の整備を促進する。
- (2) 積雪及び路面凍結による自動車のスリップ事故を防止するため、早期の除雪及び路面凍結防止剤の散布を効果的に実施する。

第4 鉄道交通の確保

- 1 東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社、日本貨物鉄道株式会社盛岡支店及びIGRいわて銀河鉄道株式会社は、次の事項について対策を講じる。
 - (1) 越冬設備
 - (2) 雪害時の輸送対策
 - (3) 排雪列車のダイヤ設定
 - (4) 排雪列車の運転手配

(5) 雪掻車の配置運用

2 降雪前に、鉄道除雪協力班を編成するなど、防災関係機関との協力体制を整備する。

第5 医療の確保

市は、次の方法により県が編成する医療班と連携し、豪雪時における地域住民の医療を確保する。

1 救急医療

救急患者の受入れ・治療を目的とする救急医療班を編成し、待機させる。

2 通常医療

無医地区のうち、特に医療に恵まれない地域については、巡回医療班を派遣し、患者の早期発見早期治療に当たり、必要な場合は医薬品の配置を行う。

【資料編2-14-3 救急医療班及び巡回医療班一覧表】

第6 雪害予防の普及啓発

県公安委員会や運送事業者等は、地域の実情に応じ、各種研修等を通じて、大雪時も含め冬期に運転する際の必要な準備について、車両の運転者への周知に努める。

第15節 土砂災害予防計画

第1 基本方針

土砂災害による被害を防止するため、情報収集体制及び避難体制等の整備を図るとともに、著しく土砂災害が発生するおそれがある区域については、一定の開発行為の制限や住宅移転を促進するなど土砂災害防止対策を推進する。

第2 情報収集体制の整備

- 1 市及び防災関係機関は、土砂災害に関する必要な情報を迅速かつ的確に地域住民等に伝達するため、情報収集体制及び伝達体制の整備を図る。
- 2 地域住民に対し、危険箇所の周知徹底を図るとともに、防災意識の高揚を図る。
- 3 危険地区の情報の早期把握に努める。
- 4 地域住民に気象予報・警報（大雨、洪水）の周知徹底を図るとともに、土砂災害危険箇所の警戒巡視を行い、災害の未然防止に努める。
- 5 市は、警報の伝達、避難等の措置がとれる警戒避難体制を整備し、土砂災害の未然防止に努める。
- 6 市は、土砂災害警戒区域内において、防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、施設の名称及び所在地を把握するとともに、土砂災害に関する必要な情報を迅速かつ適切に伝達するよう努める。

【資料編2-15-1 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表】

【資料編2-15-2 土石流危険渓流区域一覧表】

【資料編2-15-3 地すべり危険箇所一覧表】

【資料編2-15-5 土砂災害警戒区域一覧表】

【資料編2-15-6 山地災害危険箇所一覧表】

【資料編2-15-9 土砂災害（特別）警戒区域内要配慮者利用施設一覧】

第3 土砂災害予防措置

1 地権者等に対する防災措置の指導

土砂災害危険箇所の地権者等に対して、防災措置の積極的な指導を行うとともに、災害が発生するおそれのある場合には、近隣の居住者に対して予め注意を喚起する。

2 急傾斜地崩壊防止対策の推進

急傾斜地崩壊危険区域における崩壊防止対策を促進するとともに、相当数の居住者の危険が予想される急傾斜地崩壊危険箇所については、地域住民の協力を得ながら急傾斜地崩壊危険区域としての指定を受け、崩壊防止工事の実施を促進する。

第4 避難体制の整備

- 1 集中豪雨等による土砂災害に対応するため、被害実態に即応した避難場所等の整備を図る。
- 2 人命の安全を第一とし、時間的余裕をもって避難情報の発令を行うことができるよう、その伝達体制の整備を図る。
- 3 高齢者、障がい者など、自力で避難することが困難な者の避難を考慮して、防災関係機関等の協力を得ながら、避難誘導體制の整備を図る。

第5 宅地防災対策

- 1 市は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定を行い、盛土等に伴う災害を防止する。

【資料編2-15-4 宅地造成工事規制区域図】

- 2 市は、がけ崩れ等による災害発生のおそれがある地区において、関係住民と協力して、がけ地近接等危険住宅移転事業を推進する。

第6 各種データの保存

市及び防災関係機関は、治山施設等の所管施設が被災した際に、円滑な応急復旧、又は改良復旧等が施行できるよう、施設台帳等の各種データの整備・保存、重要な公共土木施設等の資料の整備及び複製の別途保存に努める。

第7 土砂災害防止対策の推進

- 1 県及び市は、危険箇所に関する情報を地域住民に提供し、適切な土地利用及び日頃の防災活動、降雨時の対応等について周知を図る。
- 2 県は、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域指定等のための基礎調査を行い、遅滞なく、基礎調査結果を公表するとともに、市長の意見を聞き、その区域を指定する。
- 3 県及び市は、土砂災害から住民の生命及び身体を守るため、土砂災害特別警戒区域において一定の開発行為の制限、建築物の構造の制限に関する所要の措置等を実施する。
- 4 地方公共団体は、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施する。
- 5 市は、土砂災害警戒区域等の指定があったときは、市計画に、当該警戒区域ごとに次の事項について定める。
 - (1) 警戒区域ごとの土砂災害に係る情報の積極的な収集に努めるとともに、予報又は警報の発表及び伝達は、別に定める気象予報・警報等の伝達計画に準じて行う。
 - (2) 土砂災害ハザードマップを順次作成し、住民への配付を行う。

- (3) 土砂災害に係る避難訓練の実施計画を策定し、年に一度、訓練を行う。
 - (4) 警戒区域内において、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主に防災上の配慮を要する者が利用する施設であり、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合は、施設の名称及び所在地を記載した一覧を作成し、公表する。
 - (5) 救助については、別に定める避難・救出計画に準じて行う。
 - (6) その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制を整備する。
- 6 市は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。

第8 土砂災害警戒情報の発表

1 目的及び発表機関

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、岩手県と盛岡地方気象台が共同で発表する。市内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当

2 発表・解除基準

(1) 発表基準

大雨警報（土砂災害）発表中に、気象庁が作成する降雨予測に基づく値が1kmメッシュごとの監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したときに、県と盛岡地方気象台は協議の上、そのメッシュを含む市町村単位で発表する。

また、地震等により地盤が脆弱になっている可能性が高くなり、土砂災害の危険性が現状よりも高いと考えられる場合は、発表基準を引き下げる。

(2) 解除基準

解除基準は、監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるときに解除する。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合には、県と盛岡地方気象台が協議の上で、基準を下回っても解除しない場合がある。

3 情報の伝達体制

(1) 県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）第27条（土砂災害警戒情報の提供）の規定により、土砂災害警戒情報を市に伝達するとともに、一般に周知させるための必要な措置を講ずる。

(2) 気象台は、気象業務法（昭和27年法律第165号）第15条により大雨警報（土砂災害）を県に通知することが義務付けられている。土砂災害警戒情報は大雨警報（土砂災害）を解説する気象情報の1つとして関係機関に伝達し、伝達系統は大雨警報と同様の経路で行う。

(3) 伝達先及び系統図については、別図1－2 土砂災害警戒情報伝達系統図（第3章第2節）に示すとおりである。

4 土砂災害警戒情報の利用に当たっての留意点

(1) 避難情報の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺の溪流・斜面の状

況や気象状況、県の補足情報（土砂災害警戒情報システムの危険度を示す指標）等も合わせて総合的に判断する。

- (2) 土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難指示等の災害応急対策が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。しかし、土砂災害はそれぞれの斜面における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することまではできない。
- (3) 土砂災害警戒情報の対象とする土砂災害は、表層崩壊等による土砂災害のうち大雨による土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり、融雪期の土砂災害等については発表対象とするものではないことに留意する。
- (4) 土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報(土砂災害)が発表された場合は、警戒レベル5緊急安全確保の発令を検討する。なお、発令対象区域の絞り込みについては、土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)において「災害切迫(黒)」(実況で大雨特別警報(土砂災害)の基準に到達)のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合、あらかじめ警戒レベル5緊急安全確保の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に警戒レベル5緊急安全確保を発令する。

5 避難情報発令のための情報提供

県は、補足情報として、危険度を表示した地図情報や危険度の時間変化を知らせる参考情報を総合防災情報ネットワークにより市に提供する。県民には、県ホームページで提供する。

(土砂災害危険度情報)

危険度	表示	状況
極めて危険	濃い紫	すでに土砂災害警戒情報の基準に到達
非常に危険 【警戒レベル4相当】	薄い紫	2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想 (避難指示の判断が必要な状況)
警戒 【警戒レベル3相当】	赤	2時間先までに警報基準に到達すると予想 (高齢者等避難の検討が必要な状況)
注意 【警戒レベル2相当】	黄	2時間先までに注意報基準に到達すると予想
今後の情報等に留意	白	—

※ 警戒避難判定参考情報として、危険度を1kmメッシュごとに色分けした地図情報が県から市に提供される。

※ 「極めて危険」(濃い紫)：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用

第9 土砂災害緊急情報の発表

1 目的

県及び国土交通省は、重大な土砂災害の急迫した危険が予想される場合は、緊急調査を実施し、土砂災害が想定される区域及び時期に関する情報を市に通知し、あわせて一般住民に周知

し、適切な避難に資するものとする。

2 緊急調査

県及び国土交通省は、大規模土砂災害現象の発生を覚知した場合は速やかに現地を調査し、下表に示す重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況があると認められるときは、緊急調査に着手するものとする。

緊急調査は、重大な土砂災害が想定される区域及び時期を明らかにするために実施する。

(重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況及び緊急調査実施機関)

重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況		緊急調査実施機関
項目	内容	
河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流	<ul style="list-style-type: none"> 河道閉塞の高さがおおむね20m以上ある場合 おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合 	国土交通省
河道閉塞による湛水	<ul style="list-style-type: none"> 河道閉塞の高さがおおむね20m以上ある場合 おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合 	国土交通省
火山噴火に起因する土石流	<ul style="list-style-type: none"> 河川勾配が10度以上である区域のおおむね5割以上に1cm以上の降灰等が堆積した場合 おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合 	国土交通省
地すべり	<ul style="list-style-type: none"> 地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合 おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合 	県

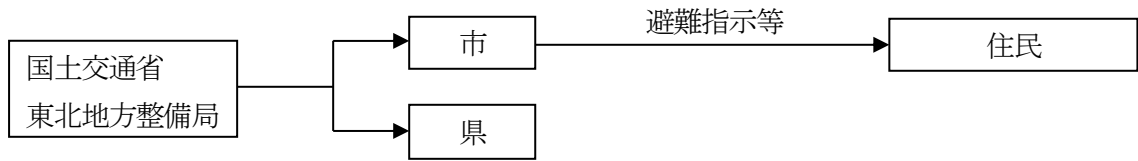
3 土砂災害緊急情報

県又は国土交通省は、災害対策基本法第60条第1項に規定する避難指示等の判断に資する情報として、緊急調査によって得られた情報(土砂災害緊急情報)について、県にあっては市に、国土交通省にあっては県及び市に通知するとともに、報道機関を通じ、及びホームページへの掲載等により一般周知する。

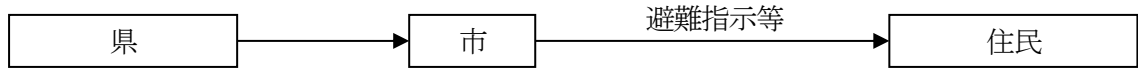
4 情報の伝達体制

情報の伝達は、次の系統図により行う。

【国土交通省が緊急調査を行う場合の伝達系統図】



【県が緊急調査を行う場合の伝達系統図】

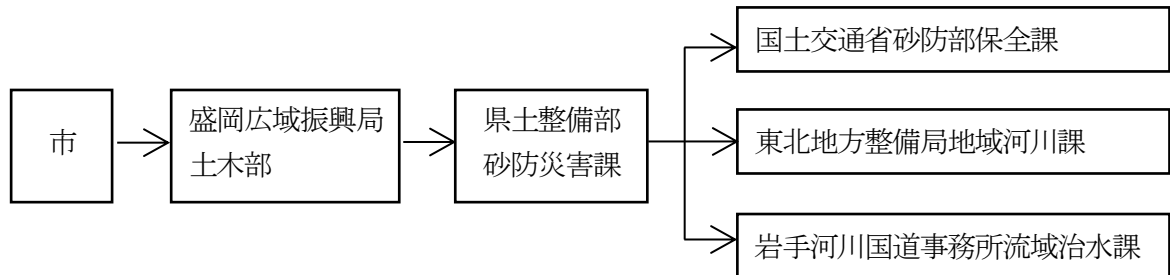


第10 土砂災害発生時における情報収集及び報告系統

県及び市は、地すべり、土石流、がけ崩れ、雪崩が発生した際には被害状況の早期把握に努め、別添各災害報告様式により報告系統のとおり報告する。

【資料編2-15-8 災害（地すべり・土石流等・がけ崩れ・雪崩）報告様式】

【土砂災害発生時における報告系統】



第16節 火山災害予防計画

第1 基本方針

- 1 火山現象による被害を軽減するため、観測体制、情報収集体制、避難体制の整備・開発行為の制限等を図るとともに、地域住民等に対する防災知識の普及を図る。
- 2 火山災害は、噴火に伴い発生する現象が多岐にわたり長期化するおそれがあるほか、被害が複数の市町村に及ぶ等、その影響が多方面にわたることから、行政機関、防災関係機関、学識者においては、県及び市町村が共同で設置する火山防災協議会の検討を通じて、役割分担を明確にした上で、互いに連携し、火山防災対策を進める。
特に、火山災害の特殊性に鑑み、学識者等専門家との緊密な連携を図るものとする。
- 3 活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）の規定により、市計画に定めるべきとされた事項については、火山防災協議会の意見を踏まえて規定することとする。

第2 観測体制の整備

- 1 仙台管区气象台は、岩手山、秋田駒ヶ岳、栗駒山及び八幡平の4火山を対象に、計画的に機動観測を実施する。
- 2 気象庁では、火山活動の活発化等により活動状況をより詳細に把握する必要がある場合に、臨時の機動観測を実施する。
- 3 気象庁は、機動観測を実施するために必要な機器等の整備・充実に努める。
- 4 仙台管区气象台、盛岡地方气象台、県及び市は、火山の異常現象等を早期に把握し、適切な防災対策が実施できるよう、大学等の研究機関との連携を図りながら、調査、観測体制の強化に努める
- 5 仙台管区气象台は、気象状態の現況を把握し、市の大気汚染防止活動に協力する。
- 6 火山灰調査体制の整備
火山灰の組成や降灰量に関する調査・分析は、火山活動のモニタリングやその後の噴火形態を予測する上での貴重なデータとなる。
山体が目視できない場合には、周辺地域への降灰状況から、噴火形態や山体への火山灰のたい積状況等を推測することが必要となる。
このため、市及び防災関係機関は、火山周辺における降灰状況や火山灰の調査・分析等に関する体制を整備する。
市及び防災関係機関は、火山周辺の降灰状況について、迅速な調査体制を整備する。

第3 情報収集・伝達体制の整備

- 1 仙台管区气象台は、岩手山について異常を認めた場合、又は他の機関から火山に関する情報を受け、異常と認めた場合は、火山に関する予報・警報を発表し、盛岡地方气象台が伝達する。

仙台管区気象台は、岩手山火山防災協議会で合意された避難開始時期・避難対象地域の設定に基づき、「警戒が必要な範囲」と関係機関・住民等が「とるべき防災対応」を5段階に区分した噴火警戒レベルを付して、噴火警報・噴火予報を発表する。

火山に関する予報・警報・情報の種類と内容

種類	内容
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	噴火に伴って生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、火山名、「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」等を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）又は噴火警報」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報」として発表する。
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	
噴火予報	火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。
噴火速報	<p>噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表する。</p> <p>なお、噴火速報は以下のような場合に発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合 ・ 噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※） ・ このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合 <p>※ 噴火の規模が確認できない場合は発表する。</p> <p>なお、噴火の発生を確認するにあたっては気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。</p>
火山の状況に関する解説情報	<p>現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引き上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があるると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。</p> <p>また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。</p>

降灰予報	<p>気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。</p> <p>(1) 降灰予報（定時） 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表する。 18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。</p> <p>(2) 降灰予報（速報） 噴火が発生した火山^{（備考1）}に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表する。 噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。</p> <p>(3) 降灰予報（詳細） 噴火が発生した火山^{（備考2）}に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表する。 噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供する。</p>
火山ガス予報	<p>居住地に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報で、仙台管区気象台が発表する。</p>
火山現象に関する情報等	<p>(1) 火山活動解説資料 写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。</p> <p>(2) 月間火山概況 前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめ、毎月上旬に発表する。</p> <p>(3) 噴火に関する火山観測報 噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。</p>

備考1 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表する。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。

備考2 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表する。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。

降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表する。

岩手山の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要	融雪型火山泥流また火砕流・火砕サージが居住地域まで到達、あるいは切迫している。
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者及び「特別に被害が予想される区域（施設）」の避難、住民の避難の準備等が必要	融雪型火山泥流または火砕流・火砕サージが居住地域まで到達する可能性がある。
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制等。状況に応じて要配慮者及び「特別に被害が予想される区域（施設）」の避難準備等が必要 住民は通常の生活。	東岩手山の火口から概ね4 km以内及び西岩手山の火口から概ね2 km以内に影響が及ぶ噴火が発生、または予想される。
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等。（登山道は入口から立入規制） 住民は通常の生活	東岩手山及び西岩手山の火口から概ね2 km以内に影響が及ぶ噴火が発生、または予想される。
予報	噴火予報	火口内等に留意)	1 (活火山であることを留意)	火山活動は静穏。	状況に応じて火口内への立入規制等	火口内で少量の噴気や火山ガス等が発生

※ 火口は東岩手山山頂または西岩手山の大地獄谷から姥倉山付近までの稜線に想定される。

※ 「特別に被害が予想される区域（施設）」とは、融雪型火山泥流が流下する危険のある「滝沢市一本木地区砂込川沿いの区域」及び「岩手山焼走り国際交流村」を指す。

【資料編2-16-2 岩手山の噴火警戒レベル】

【資料編2-16-3 岩手山の噴火警戒レベル判定基準】

- 2 市及び防災関係機関は、噴火予報・噴火警報・噴火速報・火山情報及び必要な情報を迅速かつ的確に地域住民等に伝達する体制の整備を図る。

【資料編2-16-1 火山情報等の伝達先（玉山地域）一覧表】

- 3 市及び防災関係機関は、火山活動に関する異常現象が発見者から市及び盛岡地方気象台に迅速かつ的確に通報されるよう、あらかじめ地域住民に周知徹底する。

火山活動に関する異常現象

噴火現象	噴火（噴石、溶岩流、火砕流、火砕サージ、土石流、火山泥流等）及びこれに伴う降灰等
噴火以外の異常現象	(1) 火山地域での地震の群発 (2) 火山地域での鳴動の発生 (3) 火山地域での顕著な地形変化（山崩れ、地割れ、土地の昇沈陥没等） (4) 噴気、噴煙の顕著な異常現象（噴気孔、火孔の新生拡大・移動、噴気・噴煙の量、色、臭、温度、昇華物の異常変化） (5) 火山地域での湧泉の顕著な異常変化（湧泉の新生、湧出量、味、臭、色、濁度、温度の異常変化等） (6) 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生拡大、移動及びそれに伴う草木の立ち枯れ等 (7) 火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常変化（量、濁度、臭、色の変化、軽石、死魚等の浮上、発泡、温度の上昇等）

- 4 市は、噴火予報・噴火警報・噴火速報・火山情報、避難情報を迅速かつ的確に地域住民等に伝達するため、情報伝達や広報を実施する手段の確保に努める。

第4 火山防災協議会活動計画

1 基本方針

- (1) 活動火山対策特別措置法に基づく火山災害警戒地域（以下「警戒地域」という。）に指定された県及び関係市町は、共同して火山防災協議会を設置する。
- (2) 県及び関係市町は、火山防災協議会において、警戒避難体制の整備に関する事項について、協議する。
- (3) 県及び関係市町は、火山防災協議会の意見を踏まえ、当該警戒地域ごとに、警戒避難体制に関する事項について地域防災計画に定める。

2 火山防災協議会の組織

- (1) 岩手山に関する警戒地域に指定された県及び盛岡市、八幡平市、滝沢市及び雫石町は、共同して岩手山火山防災協議会を設置する。
- (2) 火山防災協議会は、関係県、関係市町、気象台、地方整備局、自衛隊、警察、消防機関、学識者、観光事業者等により構成する。
- (3) 火山防災協議会は、必要に応じて、検討事項に応じた作業部会等を設置する。

3 火山防災協議会における協議事項等

- (1) 県、関係市町その他の防災関係機関は、火山防災協議会において、噴火シナリオの作成、火山ハザードマップの作成、噴火警戒レベルの設定、避難計画の策定等、一連の警戒避難体制の整備に関する取組について、地域の実情に応じて必要な事項を協議する。
- (2) 関係市町は、火山防災協議会で協議した火山ハザードマップに避難場所その他の防災上必要な情報を付加した火山防災マップを作成する。
- (3) 県、関係市町その他の防災関係機関は、火山防災協議会の場を活用して退避壕及び退避舎等の必要性等、避難施設の整備等について検討する。

4 警戒地域の指定に基づき定める事項

岩手山に関する警戒地域の指定に基づき定める事項については次のとおりとする。

- (1) 火山現象の発生及び推移に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項

同節第3のとおりとする。

- (2) 警戒地域の住民等がとるべき避難のための措置について市長が行う通報及び警告に関する事項
市は、気象庁から噴火警報（居住地域）が発表され、噴火により被害が発生又は切迫している状態にあり、人の生命又は身体を災害から保護する必要がある場合の、警戒区域の設定により立入規制や避難情報発令のための基準を以下のとおり定める。

ア 立入規制（災対法第63条）の基準

市は、噴火警戒レベルに合わせて警戒区域（立入規制区域）を設定し、住民、登山者等を区域内から退去するよう命じることができる。

イ 高齢者等避難の発令の基準

市は、噴火警報（居住地域）が発表され、噴火警戒レベル4（高齢者等避難）に引き上げられるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）場合、「高齢者等避難」を、立入規制区域内にある避難対象区域に発令する。

ウ 避難指示発令（災対法第60条）の基準

市は、噴火警報（居住地域）が発表され、噴火警戒レベル5（避難）に引き上げられるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生又は切迫している状態にあり、人の生命又は身体を災害から保護する必要がある場合、「避難指示」を、立入規制区域内にある避難対象区域に発令する。

また、多くの住民等が自主的に避難した場合等に、住民の安全確保のため必要と判断した地域にも発令する。

- (3) 避難場所及び避難経路等に関する事項

避難場所等については、【資料編2-5-1 指定緊急避難場所一覧表】及び【資料編2-5-2 指定一般避難所一覧表】のとおりとする。避難経路については、岩手山火山避難計画のとおりとする。

【資料編2-16-4 岩手山火山避難計画】

- (4) 避難訓練に関する事項

市は、県及び関係機関と連携し、火山活動に伴う各種応急活動を迅速かつ円滑に進めることを目的として、単独又は合同で訓練を実施し、その効果を十分検証する。

訓練の実施にあたっては、要配慮者利用施設、避難行動要支援者等の要配慮者に配慮するほか、

突発的な噴火も想定するよう努める。

(5) 施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要となる施設の名称及び所在地

市は、火山防災協議会での協議を踏まえて、避難確保計画を作成すべき集客施設等を避難促進施設として市計画に指定する。避難促進施設の指定にあたっては、火口からの距離、影響する火山現象、利用者数、施設の規模、その他地域の実情等を考慮し、当該施設の所有者等と十分に調整を行うものとする。

【資料編2-16-5 避難促進施設一覧表】

(6) 救助に関する事項

県、市及び関係機関は、避難対象者のリストと避難所等で作成された避難者名簿等を照合することにより、要救助者の情報集約・整理を行い、情報共有を図る。

第5 避難体制の整備

- 1 市は、火山災害から住民、登山者、観光客等の生命・財産を守るため、避難計画を作成し、火山活動による噴火、噴石、降灰、溶岩流、火山ガス、泥（土石）流、火砕流及び地殻変動などの予想される火山災害を踏まえ、避難路の指定及び実態に即した避難場所等の整備を図るとともに、住民、登山者、観光客等への周知を図る。
- 2 人命の安全確保を第一とし、時間的余裕をもって避難情報の発令を行うことができるよう、その伝達体制の整備を図る。
- 3 避難行動要支援者など、自力で避難することが困難な者の避難に考慮して、防災関係機関等の協力を得ながら、避難誘導體制の整備を図る。
- 4 火山防災協議会での協議を踏まえて策定した避難計画の内容については、【資料編 2-16-4 岩手山火山避難計画】のとおりとする。
- 5 関係市町は、円滑かつ迅速な避難のために、火山ハザードマップに避難対象地域等の避難計画の内容、噴火警戒レベルの解説、情報伝達に関する事項など、実際に避難行動をとる住民や登山者に必要な防災情報を付け加えた火山防災マップを作成し、住民等に周知する。
- 6 市は、火山防災協議会において協議された火山ハザードマップ及び避難計画等を参考にしつつ、火山現象の高まりに応じて適切に避難対象地域を拡大しながら、段階的な避難情報の発令を行う。

第6 避難促進施設における避難確保計画

- 1 避難促進施設（集客施設及び要配慮者利用施設をいう。以下同じ）の所有者又は管理者は、火山現象の発生及び推移に係る情報伝達に関する事項、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画を作成・公表し、市長に報告する。
- 2 避難促進施設の所有者又は管理者は、作成した避難確保計画に基づき、避難訓練を実施し、

その結果について市長に報告する。

- 3 市は、避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者の取組を支援する。

第7 危険区域における開発行為等の制限

火山災害の危険地域に想定される地域については、一定の開発行為の制限や、施設整備の際に、火山災害の危険性の高い地域であることを認識した上で整備するよう指導を行う。

第8 防災知識の普及等

- 1 噴火等の火山災害や異常現象が発生した場合の対応等について、地域住民に周知徹底し、防災意識の高揚を図る。
- 2 火山災害に関する防災知識については、次の事項を基本として普及を図る。
 - (1) 火山災害の特性
 - ア 火山災害は、前兆現象が把握されずに突発的に発生することがあること。
 - イ 噴火に伴い発生する現象が多岐にわたること。
 - ウ 長期化するおそれがあること。
 - エ 被害が広域に及ぶこと。
 - オ 被害や影響が多方面にわたること。
 - (2) 平常時における心得
 - ア 日頃から火山に関する予報・警報・情報や、報道機関の防災情報に関心を持つ。
 - イ 避難場所・避難路等の確認をしておく。
 - ウ 家族や近所で避難の仕方を話し合っておく。
 - エ 防災訓練に参加する。
 - オ 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー等の整備を行う。
 - カ 非常用品をリュック等に入れて準備しておく。
 - (3) 災害時における心得
 - ア 市から避難情報が発せられた場合は、速やかに避難する。
 - イ 市、警察、消防等の正しい情報を入手し、デマ・うわさに惑わされないようにする。
 - ウ 緊急時には避難を最優先にする。
 - エ あわてずに落ち着いて（冷静に）行動する。
 - (4) 避難方法（噴火時、又は噴火の危険性が高い場合）
 - ア 噴石

噴石の多くは火口から数km程度以内に落下するため、火口から十分離れた箇所では危険性はない。火山に近づかないようにする。

風に流されるような小さな噴石は、火口から10km以上遠方まで到達し落下する場合もあり、屋内への退避が必要になることもある。
 - イ 火砕流及び火砕サージ

火砕流及び火砕サージは高速（時速 100km以上）で流れ下るため、発生してからの避難

はほとんど困難である。噴火の危険性が高い状況になった場合は、噴火予報・噴火警報・火山情報などに十分注意し、速やかに到達範囲外に避難する。

ウ 溶岩流

溶岩流は、一般に速度が遅く、徒歩でも逃げるのが可能な場合が多い。落ち着いて、到達範囲の外に避難する。

エ 火山灰などの降下

火山灰がたくさん積もった場合には、家屋がつぶされないよう、屋根の上の火山灰を除去する。少量でも火山灰が降り出したら、タオルやマスクなどで吸い込まないようにする。帽子を用意する。昼間でも急に暗くなることがあり、火山灰が道路に降り積もることによりスリップ事故を引き起こしたり、通行不能になることがある。

オ 土石流

土石流は、雨により発生し、高速（流速は時速数十kmに達することもある。）で流れるため、噴火後には、台風の接近など、あらかじめ大雨が想定される場合には、土石流の到達範囲から避難する。万が一、避難が遅れた場合には、沢から離れた少しでも高いところに避難する。

カ 融雪型火山泥流

融雪型火山泥流は、高速（流速は時速数十kmに達することもある。）で居住地まで流れる可能性があるため、速やかな避難が必要である。噴火の危険性が高い状況になった場合は、噴火予報、噴火警報、火山情報などに十分注意し、できるだけ早く到達範囲の外に避難する。万が一、避難が遅れた場合には、少しでも高いところに避難する。

3 防災関係機関、観光事業者、地域住民等の参加協力を得て、必要に応じて避難訓練等を実施する。

訓練の実施に当たっては、住民のみならず、登山者、観光客等への対応についても想定し、また、岩手山火山防災マップや噴火を想定した噴火シナリオ等を活用するなど、地域のおかれている地勢的な条件等を考慮し、より実践的な災害想定を行う。

【資料編1-7-2 岩手山火山防災マップ】

4 市は、県が行う住民等に対する定期的な情報提供の取組に協力する。

5 県及び市は、観光施設等と連携し、登山者等に対して、登山者等の情報を把握するため、登山者カード（登山計画書）の記入を促すとともに、登山者への適切な情報提供のため、いわてモバイルメールへの登録等を行うよう広報活動を行う。

第17節 火災予防計画

第1 基本方針

- 1 火災の発生を防止し、又は延焼の拡大を防止するため、防火思想の普及を図るとともに、出火防止対策等を推進する。
- 2 消防力の充実強化を図るため、消防施設の整備等を推進する。

第2 出火防止、初期消火体制の確立

1 火災予防の徹底

- (1) 出火防止等を重点とした防火ポスターを掲出するとともに、防火座談会の開催や車両等による広報を実施し、火災予防の徹底を図る。
- (2) 出火防止又は火災の延焼拡大の防止を図るため、地域住民に対し、初期消火に必要な消火資機材、住宅用防災機器（火災警報器）、消防用設備等の設置及びこれら消火器の設置を促進するとともに、その器具等の取扱方法について、指導の徹底及び普及啓発を図る。

火災予防指導の内容

対象	指導の内容
一般家庭	ア すべての住民が参加できるよう全区域を対象に防災指導等を行い、火災の恐ろしさ、出火防止、初期消火の重要性等について、知識の普及を図る。 イ 火災予防週間等には、重点的に各家庭の巡回指導を実施し、出火防止等に関する適切な指導啓発を行う。 (ア) 火気使用設備の取扱方法 (イ) 消火器の設置及び取扱方法 (ウ) 住宅用防災機器（火災警報器）の設置及び取扱方法 ウ 寝たきりの高齢者、独居の高齢者等に対しては、家庭訪問を行い、出火防止及び避難方法等について、詳細な指導を行う。
職場	予防査察、火災予防運動、防火管理者講習会、防災指導等の機会を捉え、関係者に対する防火思想の普及を図る。 (ア) 災害発生時における応急措置要領の作成 (イ) 消防用設備等の維持管理及び取扱方法の徹底 (ウ) 避難・誘導體制の確立 (エ) 終業後における火気点検の励行 (オ) 自衛消防隊の育成

2 地域ぐるみの防火防災訓練及び防火クラブの育成

火災発生時において、消防機関の活動とともに、地域住民が初期消火活動等を行えるよう、防火防災訓練の実施や防火クラブの育成に努める。

(1) 防火防災訓練の実施

住民参加による地域ぐるみの防火防災訓練を実施し、初期消火等に関する知識、技術の普及を図る。

- (2) 防火クラブの育成
 - ア 婦人防火クラブの育成
家庭における防火思想の普及を図るため、婦人を対象とした防火クラブの育成に努める。
 - イ 幼年少年消防クラブの育成
幼年少年期から火災予防思想の普及を図るため、園児、小中学生を対象とした消防クラブの育成に努める。
- 3 予防査察の強化
 - (1) 防火対象物の予防査察を年間計画等により、定期的に実施する。
 - (2) 火災発生時において人命に危険があると認められる防火対象物については、定期査察のほか、随時に特別査察を行う。
- 4 防火対象物の防火管理体制の推進
多数の者が出入りする防火対象物については、次の事項を指導し、当該対象物の防火管理体制の確立を図る。
 - (1) 防火管理者の選任
 - (2) 消防計画の作成
 - (3) 消防計画に基づく消火、避難等の訓練の実施
 - (4) 消防用設備等の点検整備
 - (5) 火気の使用又は取扱方法
 - (6) 消防用設備等の設置
- 5 危険物等の保安確保指導
 - (1) 石油類
 - ア 危険物による災害を未然に防止するため、必要に応じて危険物施設の立入検査を実施し、当該施設の位置、構造、設備及び管理の状況が法令に定める技術上の基準に適合し、安全に管理されているかを指導する。
 - イ 危険物施設の所有者、管理者又は占有者に対し、定期的な点検、点検記録の作成及び保有を励行させ、災害発生の防止に努める。
 - ウ 危険物施設の従業員に対し保安教育を行い、防災に関する諸活動が円滑に運用され、応急対策が完全に遂行されるよう、自主保安体制の確立を図る。
 - (2) 化学薬品
病院、学校等が保有している化学薬品について、転倒落下の衝撃及び他の薬品との混合に伴う発火発熱を防止するため、適切な貯蔵、保管場所の不燃化等について指導する。

第3 消防力の充実強化

大火災等に対処するため、消防力の充実強化を図る。

- 1 総合的な消防計画の策定
消火活動に万全を期するため、次の事項を掲げた総合的な消防計画を策定する。

災害警防計画	消防機関が、適切かつ効果的な警防活動を行うための活動体制、活動要領の基準等を定める。
火災警防計画	火災が発生し、又は発生するおそれがある場合における消防職団員の非常招集、消防隊の出動基準、警戒等を定める。
危険区域の火災防ぎょ計画	木造建築物の密集地域及び消防水利の不備等により火災が発生すれば拡大が予想される地域について定める。
特殊建築物等の防ぎょ計画	建物の構造、業態又は規模が、火災の対象事象のいずれから判断しても延焼拡大し、人命救助の必要がある高層建築物、地下街等について定める。
危険物の防ぎょ計画	爆発、引火、発火その他火災の防ぎょ活動上危険な物品を貯蔵する建物、場所等について定める。
ガス事故対策計画	ガス漏洩事故、ガス爆発事故等に際し、消防機関をはじめ防災関係機関相互の協力の下に、被害の軽減を図るための対策について定める。

2 消防活動体制の強化

火災発生時における初動体制を確立するため、消防署、消防出張所等の適正配置に努めるとともに、大火災等に対処するため、消防相互応援体制の確立を図る。

「消防力の整備指針」（平成12年消防庁告示第1号）に基づき、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を図る。

【資料編2-17-1 消防力一覧表】

【資料編2-17-2 消防相互応援協定】

【資料編2-17-3 消防相互応援に関する協定】

3 消防施設の整備

(1) 消防特殊車両等の増強

ア 特殊車両等の増強

建築物の高層化、複雑化に伴う火災の立体化、特異化に対応した人命救助及び消火活動を実施するため、はしご車、化学車等の特殊車両及び特殊装備の整備増強を図る。

イ 可搬式小型動力ポンプの増強

災害時の道路損壊等による交通障害下において、同時多発火災に対処できるよう、可搬式小型動力ポンプの増強を図る。

ウ 救助用資機材の整備

人命救助を行うために必要な資機材の整備充実を図る。

(2) 消防水利の確保

消火栓及び防火水槽を計画的に整備するとともに、河川、プール、ため池等の活用等により、消防水利の多様化を図る。

(3) 消防通信施設の整備

災害応急対策活動時に防災関係機関との情報連絡を円滑に実施するため、消防通信施設の整備充実を図る。

(4) ヘリコプターの離着陸場の確保

ヘリコプターによる空中消火活動を実施するため、ヘリコプターの場外離着陸場その他へ

リコプターができる場所の確保及び適正な配置に努める。

第18節 林野火災予防計画

第1 基本方針

林野火災の発生を防止するため、林野火災の予防思想の普及を図るとともに、林野火災出火防止対策を推進する。

第2 林野火災防止対策の推進

1 林野火災の防止体制

盛岡地区山火事防止対策推進協議会において、各防災関係機関及び団体との連絡調整を行い、地域の実情に即した林野火災防止対策の推進を図る。

【資料編2-18-1 盛岡市火入条例】

【資料編2-18-2 盛岡市火入条例施行規則】

2 林野火災予防思想の普及

(1) 山火事防止運動期間（3月1日～5月31日）を中心に、次に掲げる事項を重点として予防運動を実施する。

- ア 枯れ葉等のある危険な場所でのたき火の禁止
- イ 強風時及び乾燥時のたき火及び火入れの禁止
- ウ たき火及びたばこの投げ捨て禁止
- エ 車からのたばこの投げ捨て禁止
- オ 火入れの許可遵守
- カ 子供の火遊びの禁止

(2) ハイカー等の一般入山者、森林所有者、作業従事者、地域住民及び小中学生等に対して、次により広報活動等を実施する。

- ア 横断幕、ポスター等の掲示
- イ 広報紙等に掲載
- ウ 広報車などによる巡回広報
- エ 子供会行事等を通じた防火指導

3 予防及び初期消火体制

防災関係機関等は、背負い式消火水のう、軽可搬ポンプ等の初期消火資機材の整備を図る。

4 組織の強化

(1) 地域の実情に即した予防対策を行うため、初期消火を中心とした消防訓練等を実施するなど、林業関係者、消防関係者等の緊密な連携を図る。

(2) 地域住民、森林所有者等による林野火災予防組織の育成に努めるとともに、これらの組織が自主的に予防活動を行うよう指導する。

5 各防災関係機関別の実施事項

機関	実施事項
市	(1) 林野火災防止に関する打合せ会の開催 (2) 県の広報活動に対する協力、市広報活動及び防火思想の周知徹底 (3) 林野火災予防組織の育成強化 (4) 火災警報等の迅速な伝達及びたき火、喫煙等の規制措置の周知徹底 (5) 火災警報発令時の巡視強化 (6) 初期消火資機材の整備 (7) 火入れに関する条例の住民への周知徹底
消防機関	(1) 火災警報等の警報伝達及び巡視警戒 (2) たき火及び火入れの把握と現場監督者等の指導
盛岡地方気象台	暴風警報・強風注意報・乾燥注意報・火災気象通知等気象情報の発表及び迅速な伝達と周知徹底
盛岡森林管理署	(1) 暴風警報・強風注意報・乾燥注意報発表時のたき火、喫煙等に対する出火防止広報資材の配備 (2) 職員によるパトロールの実施 (3) 防火線、防火林及び防火用施設の設置並びに資機材の整備 (4) 林野火災発生時の応急対策のための組織体制の整備
林業団体等	(1) 火入れの許可・指示事項の遵守 (2) 暴風警報・強風注意報・乾燥注意報発表時における出火防止の周知徹底 (3) 林内作業員等に対する林野火災防止に関する趣旨の周知徹底 (4) 一般入山者に対する防火思想の普及啓発 (5) 林内作業中の喫煙、たき火等の完全消火の励行 (6) 作業小屋の厳正な火気管理及び消火器具の設置 (7) 作業小屋周辺の防火帯の設置 (8) 火災警報等の情報をキャッチするための携帯ラジオの携行
農業関係機関	(1) 火入れの許可・指示事項の遵守 (2) 火災警報発令時における火気厳禁の周知徹底 (3) 広報車等を利用した、農家に対する防災意識の啓発
その他の機関等	(1) 関係職員等に対する防火思想の普及啓発 (2) 林野火災防止対策における関係機関及び団体への協力

第19節 農業災害予防計画

第1 基本方針

災害による農作物及び畜産物等の被害を最小限に防止するため、季節予報、警報及び火山情報等の迅速な伝達を図るとともに、予防技術対策の充実及び普及を進める。また、農地及び集落の防災対策の実施を推進する。

第2 予防対策

1 予防対策

災害による農作物及び畜産物等の被害を最小限に防止することに重点を置き、次の対策を実施する。

冷害防止対策	(1) 耐冷性品種の普及 (2) 地域の気象条件に合ったきめ細かな品種配置及び作期策定の適正化 (3) 育苗技術、適正な水管理等の指導の徹底 (4) 季節予報の伝達の徹底
凍霜害防止対策	(1) 低温注意報・霜注意報の早期伝達 (2) 樹園地における燃料の燃焼、防霜ファンの活用、散水の準備と励行 (3) 施設園芸における保温対策の励行
水・雨害防止対策	(1) 水稻の品質向上のための乾燥施設の利用 (2) 長雨、過湿により発生しやすい黄化萎縮病、白葉枯病、疫病等の防除及び家畜の伝染病の予防
干害防止対策	(1) 水源（ダム、水利施設）の確保 (2) 常襲地帯における井戸、揚水機等の整備 (3) 畑地かんがい施設（スプリンクラー等）の整備
風害防止対策	(1) 防風林及び防風網の設置 (2) 耕土の風食防止のための等高線栽培、ベルト栽培等の実施 (3) 樹園地における枝折れ防止対策（支柱の準備等） (4) 落果防止のための薬剤散布 (5) 畑地かんがい施設の利用
雪害防止対策	(1) 麦等の雪ぐされ防除のための薬剤散布（積雪前） (2) 消雪の促進 (3) 牛乳、飼料等の輸送路の確保 (4) 樹園地における枝折れ防止（支柱、樹上除雪、埋雪枝の引き起こし等） (5) 牧草の雪害防止のため、秋まき牧草の適期播種の励行 (6) 施設園芸等ハウスの倒伏防止のための補強及び除雪の励行
火山災害防止対策	(1) 火山情報及び気象予警報等情報伝達の強化 (2) 降灰に対処するためのビニール等による農産物等の被覆などの予防技術の周知徹底 (3) 降灰、泥流による濁水による養殖魚の斃死等に対処するための取水制限、餌止め等の予防技術の周知徹底

	(4) 農林水産物の生産、流通、加工現場における安全確認の実施
病虫害発生予防	県病虫害防除所等からの病虫害発生予察情報の早期収集

2 異常気象等対策

突発的な異常気象、火山現象等に対しては、その種類に応じた災害防止対策を講じる。

- (1) 生鮮食品の輸送力の確保
- (2) 異常気象による病虫害の発生に備えた防除施設及び設備の整備
- (3) 災害常襲地帯の安定技術の普及
- (4) 被害程度に応じた代作、種苗確保及び対応技術の指導
- (5) 家畜の飼料確保、栄養保持及び家畜伝染病の発生防止

第3 農地・農業用施設の災害防止対策

- 1 農地、農業用施設等における洪水、土砂災害、たん水等の災害を防止及び緊急時の消防水利や生活用水を確保するため、農業用水路施設等の整備を進め、地域の総合的な防災安全度を高める。

【資料編2-19-1 農業用水路改修事業一覧表】

- 2 農業用ため池の管理者は、随時に施設の安全点検を行うとともに、気象情報に留意し、特に災害が発生するおそれがある場合は、直ちに施設の監視及び緊急点検を実施し、異常を確認したときは、市に連絡するとともに、決壊、越流等による被害を最小限にするための応急措置を講ずる。

【資料編2-19-2 盛岡市防災重点ため池一覧表】

【資料編2-19-3 防災重点ため池浸水想定区域図】

- 3 市は、市計画に定めた避難場所等を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ため池ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講ずる。

第20節 情報収集・伝達体制の整備計画

第1 基本方針

- 1 災害時における通信を確保するため、情報通信技術の活用及び通信施設の整備に努めるとともに、通信連絡システムを定め、適切な運用を図る。
- 2 災害時であっても通信が途絶しないよう、通信施設・設備について、被災が想定されない場所への設置や耐震化を進め、及び代替通信手段の確保に努める。
また、通信施設等が損壊した場合に備え、迅速に応急復旧ができるよう、要員及び資器材の確保に努める。
- 3 効率的・効果的な防災対策を行うため、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。

第2 通信施設の整備等

1 衛星携帯電話等

衛星携帯電話、携帯電話等の無線電話の整備充実を図り、非常時の職員への連絡体制の強化に努めるとともに、情報収集の向上に努める。

2 防災行政無線等

災害時における情報の収集・連絡活動を迅速かつ的確に行うとともに、災害時に必要な情報を市民に伝達する手段として、防災行政無線の整備・適切な運用に努める。

(1) 防災行政無線

災害時の有線電話の途絶時等における各種情報の伝達等を速やかに行うため、防災行政無線の整備・適切な運用に努める。

ア 防災行政無線（移動系）

災害警戒時・発生時における庁内各部署間での情報伝達・共有や、災害発生現場、避難場所等との通信体制を確保する。

イ 防災行政無線（同報系）

防災行政無線（同報系）を配備している玉山地域において、地域住民に対し迅速かつ的確に情報を提供する。

(2) コミュニティFM放送への割込放送

ア コミュニティFMラジオ放送局ラヂオもりおかの放送への割込放送により、盛岡地域及び都南地域の住民に対し迅速かつ的確に情報を提供する。

イ 上記アの割込放送を受信した際に自動で起動する緊急告知防災ラジオの普及に努める。

(3) 多重無線通信システム

有線途絶時の情報連絡及び災害現場からのファクシミリ、静止画像等を通信するため、多重無線通信システムの整備を検討する。

(4) 無線従事者の養成

防災行政無線局等の運用を円滑に実施するため、特殊無線技士を養成し、その適正配置に

努める。

3 市内アマチュア無線家との連携

一般社団法人日本アマチュア無線連盟岩手県支部をはじめとした市内のアマチュア無線局及びアマチュア無線クラブ等と平常時から交流を深め、災害発生時に必要な非常通信網の整備及び協力の依頼を推進する。

4 民間事業者との連携

民間事業者が提供する防災情報アプリ等と連携した防災情報の配信を推進するとともに、その普及促進に努める。

【資料編2-20-1 防災情報等の提供に関する協定書（ファーストメディア株式会社）】

【資料編2-20-2 災害に係る情報発信等に関する協定書（LINEヤフー株式会社（旧 ヤフー株式会社））】

5 通信施設の整備・活用

(1) 岩手県総合防災情報ネットワークの活用

災害状況を即座に把握するため、平常時から岩手県総合防災情報ネットワークを活用し、被害状況に応じた初動体制の確立をめざす。

(2) 無線通信施設の整備

衛星通信、移動体無線等の新しい通信手段の導入・活用を図る。

第3 災害広報体制の整備

1 市民への情報提供体制

ホームページや市公式SNSなどインターネットによる情報提供を行うほか、CATVによる情報提供を行う。避難場所等となる施設への電話、ファクシミリ、防災行政無線等の通信手段の整備及び要配慮者にも配慮した多様できめ細かな広報手段の確保に努める。

2 市民への広報手段の周知

(1) 災害時はラジオ等で情報の入手に努めるよう、周知徹底を図る。

(2) あらかじめ、市役所、支所、消防署、駅、避難場所等の災害時情報拠点を設定し、市民に平常時から周知するとともに、災害情報、生活関連情報などを掲示板等で広報する方法を定めておく。

3 災害時の広聴体制の整備

市民等から寄せられる被害情報、災害応急対策状況に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、専用電話及び専用ファクシミリの設置、相談窓口の開設などの広聴体制の整備に努める。

4 報道機関への情報提供

報道機関への情報提供は、原則として、次の手段によるものとする。

(1) Lアラート（災害情報共有システム）による情報提供

※ Lアラート 地方自治体、ライフライン関連事業者など公的な情報を発信する「情報発信者」と、放送事業者、新聞社及び通信事業者などその情報を住民に伝える

「情報伝達者」とが共通に利用することにより、安心・安全に関わる情報が迅速かつ正確に住民に伝えられることを目的とした情報基盤

(2) 市政記者クラブを通じた情報提供

第4 災害情報共有化の推進

災害情報を市庁内で共有することによって、災害応急対策を迅速かつ的確に実施できるよう、市災害情報連携システム及び県災害情報システムの有効活用に努める。

第21節 要配慮者対策計画

第1 基本方針

- 1 市及び防災関係機関は、災害時における要配慮者の安全確保のため、施設及び地域社会の協力の下に、対象者の把握、設備等の点検・改良、施設ごとの防災マニュアル策定と訓練の実施及びその指導・啓発に努める。
- 2 市は、要配慮者利用施設等への情報が確実に伝達されるよう、情報共有の仕組みと情報伝達体制を定めるとともに個別避難計画の作成に努める。また、実際に避難訓練を行うなど、国、県等の防災関係機関、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設設置者等及び地域住民等の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを進める。

第2 要配慮者対策

1 福祉のまちづくりの推進

市域の社会福祉施設、民間福祉団体、社会福祉協議会等の相互の連携に努め、地域ぐるみの支援体制づくりを推進する。併せて、公共施設の整備・改善を推進し、高齢者及び障がい者の積極的な社会参加の促進、地域住民によるコミュニティ強化等、誰もが住みよいまちづくりの推進を図る。また、民間の施設についても、市民、企業及び関係機関との連携を図り、都市環境の整備に併せた防災環境の整備促進を図る。

2 社会福祉施設等における対策

(1) 防災マニュアル及び避難支援計画の策定

災害時の職員の役割分担、動員体制等の防災組織の確立、保護者への緊急連絡、地域との連携等を網羅した綿密な防災マニュアルを各施設ごとに策定する。また、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮した避難誘導方法を確立し、避難支援計画を策定する。

(2) 防災訓練の実施

各施設では市計画が災害発生時に有効に機能し、円滑に消火及び避難が行えるように入所者及び従事者に対し、避難経路及び避難場所等を周知するなど、平常時から基本的な防災行動がとれるように防災教育を行うとともに、定期的に防災訓練を実施する。

(3) 施設等の安全対策

災害時に施設自体が倒壊したり、火災が発生したりすることのないよう、施設を常時点検し、建築年数や老朽度合いに応じ、必要な修繕に努める。特にスロープ等の段差解消設備等を設置し、施設内部や周辺のバリアフリー化に努めるとともに、防災資材や日常生活及び福祉サービスに必要な物資についても配備するよう努める。また、火気については、日頃より安全点検を行う。

(4) 地域社会との連携

社会福祉施設の入居者は、自力での避難が困難である者が多く、災害発生時の避難に当たっては、施設職員だけでは不十分である。このため、常に施設と地域社会との連携を密にし、災害時には地域住民の協力が得られる体制づくりを推進する。

(5) 緊急連絡先の整備

緊急時には、保護者又は家族と確実に連絡がとれるよう、緊急連絡先の整備を行う。

3 避難行動要支援者対策

(1) 避難行動要支援者名簿

ア 市は、避難支援等を円滑に実施するための基礎となる名簿を作成する。名簿に掲載する者の範囲は、次のとおりとする。

なお、避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報やその情報の保護に関する事項及び要支援者の具体的な範囲については、「盛岡市避難行動要支援者名簿の作成等に関する要綱」及び「盛岡市避難行動要支援者名簿における要支援者の範囲について」に定めるとおりとする。

(避難行動要支援者)

(ア) 75歳以上の者だけで構成される世帯の構成員

(イ) 介護保険法（平成9法律第123号）第7条第1項の厚生労働省令で定める区分が要介護3から5までである者

(ロ) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の身体障害者手帳の交付を受けている者で当該身体障害者手帳に記載されている障害の級別が視覚障害1種1級又は2級、聴覚障害1種2級及び肢体不自由1種1級から3級までのもの

(ハ) 知的障害者療育手帳交付規則（昭和49年岩手県規則第57号）第2条の療育手帳の交付を受けている者

(ニ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている障害の級別が1級又は2級のもの

(ホ) 難病患者

(ヘ) その他市長が援護を必要と認める者

イ 市は、避難行動要支援者に関する情報を平常時から収集し、盛岡市避難行動要支援者名簿を、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

(2) 避難行動要支援者個別避難計画

市は、防災担当部局や保健福祉担当部局など関係部局の連携の下、避難支援等の関係者の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者本人が避難先等を確認できるよう個別避難計画の作成に努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、避難支援に支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

(3) 避難の支援

ア 避難行動要支援者の避難支援は、自助・共助を基本とし、避難行動要支援者への支援対策に対応した高齢者等避難を発令するとともに、消防団や自主防災組織、町内会等を通じ、避難行動要支援者及び避難支援等関係者までの迅速・確実な伝達体制の整備を行う。

イ 市は、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、「盛岡市避難行動要支援者名簿の作成等に関する要綱」の定めにより、避難行動要支援者情報提供同意者名簿及び個別避難計画に関する情報（以下「名簿情報等」という。）をあらかじめ避難支援等関係者

に提供する。名簿情報等の提供先は、次に掲げる者及び機関とする。

なお、名簿情報等提供の際には、個人情報の取扱いに配慮するものとする。

(名簿情報等の提供先)

- (ア) 居住する地区の自治会又は町内会の代表者及これを直接補佐する者（1人に限る。）
- (イ) 自主防災組織の代表者及びこれを直接補佐する者（1人に限る。）
- (ウ) 消防団の分団長及び部の代表者（部が設置されている分団に限る。）
- (エ) 当該地区を担当する民生児童委員
- (オ) 盛岡地区広域消防組合消防本部（警防課、通信指令課）
- (カ) 岩手県警察本部（警備部警備課）

ウ 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、必要な配慮をするものとする。

エ 市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

(4) 防災指導・啓発

広報等によって、避難行動要支援者をはじめ、家族、地域住民に対する啓発を行う。

ア 避難行動要支援者及びその家族に対する理解を深め、日頃から対策を講じておく。

- (ア) 日常的に防災に対する理解を深め、日頃から対策を講じておく。
- (イ) 災害発生時には、近隣の協力が得られるよう日常的に努力する。
- (ウ) 地域において、防災訓練等が実施される場合は積極的に参加する。

イ 地域住民に対する指導

- (ア) 町内会等において、地域内の避難行動要支援者の把握に努め、その支援体制を平素から整備する。
- (イ) 災害時には、避難行動要支援者の安全確保に協力する。
- (ウ) 地域防災訓練等に避難行動要支援者及びその家族が参加するよう働きかける。
- (エ) 避難行動要支援者名簿の提供はその提供先が限定されていることから、地域では必要に応じて「地域支え合いマップ」等の作成に取り組むものとし、市や社会福祉協議会が先行事例の紹介などの支援に取り組む。

(5) 情報連絡手段の整備

ア 災害時に情報入手が困難な聴覚障がい者等に対しては、日常生活用具の給付等の措置を通じて、ファクシミリ等の情報伝達手段の整備を進める。

イ 市における消防団や自主防災組織等への情報伝達の責任者（班）を明確にする。

ウ 消防団、自主防災組織等は、情報伝達網の複数ルート化等に配慮するとともに、福祉関係者と連携し、避難支援プラン等を基に情報伝達を実施する。

エ 市は、平常時から避難行動要支援者と接している民生委員、ケアマネージャー、介護職員、社会福祉協議会等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者との連携を深め、発災時には、これらが日常的に利用しているネットワークを情報伝達に活用する。

オ 市は、要配慮者利用施設の管理者に対し、避難情報を確実に伝えるための情報伝達体制

を整備する。

(6) 安全機器の普及促進

災害時に介護支援を必要とする対象者に対しては、防火指導と併せて、簡易型の警報設備やスプリンクラー設備等の安全機器の普及促進に努める。

(7) 避難誘導

警察署、消防署、消防団、自主防災組織などの防災関係機関と協力し、避難行動要支援者を優先した避難誘導體制の整備を図る。

(8) 避難場所等における対策

ア 避難場所等となる施設のスロープ、手摺り等の整備に努める。また、避難状況に応じ速やかな仮設に努める。

イ 避難場所等へ手話通訳、要約筆記、介護のボランティア等の派遣ができるよう、平常時から盛岡市社会福祉協議会との連携に努める。

4 外国人等への対策

前記以外の要配慮者として、言葉に不自由又は地理に不案内な外国人、旅行者等が考えられる。これらの人々が安心して行動できるような環境づくりに努める。

(1) 防災教育、防災訓練の実施

防災関係機関は、県、市及び国際交流関係団体等の協力を得て、外国人に対し、多言語による防災知識の普及に努める。

また、市は、防災訓練の実施に際しては、外国人の参加を呼びかける。

なお、市は、外国人を多く就業させている事業所等に対し、防災講習の開催を働きかけるように努める。

(2) 情報伝達及び案内表示板等の整備

ア 市は、災害時において、外国人が迅速かつ的確に避難することができるように多言語ボランティア等の協力を得て、多言語等による避難情報の伝達手段の確保に努める。

また、避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等について、ピクトグラムの活用等によりわかりやすく効果的なものにするとともに、多言語の併記標示を進め、外国人の避難に支障のないよう努める。

イ 市は、国等と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図る。

(3) 避難計画

避難計画の作成に当たっては、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在留外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ確かな情報伝達の実環境整備や、避難支援体制の整備を行い、避難誘導が迅速に行われるよう配慮する。

また、避難場所等においても、情報伝達手段の確保等、外国人に配慮した環境の整備を行う。

(4) 防災情報等の提供

ア 市は、外国人向けの防災リーフレット等の広報印刷物の配布に努める。また、インターネット等を活用した多言語及びやさしい日本語による災害情報等の提供に努める。

イ 市は、災害時に避難所等において、災害時外国人支援情報コーディネーターを活用し、効果的な情報収集（外国人被災者の状況、ニーズ把握）、情報提供（災害情報、外国人被災者のニーズとのマッチング）を行うよう努める。

(5) ボランティアの育成等

市は、国際交流関係団体等の協力を得て、災害時において通訳等を行う多言語ボランティアの養成、登録、研修を行う。

(6) 地域社会との連携

ア 地域での支援体制づくりに努める。

イ 避難場所等に通訳のボランティア等の派遣ができるよう、平常時から盛岡市社会福祉協議会との連携に努める。

(7) 生活相談

市は、国際交流関係団体等の協力を得て、外国人に対する相談体制を整備する。

第22節 医療対策計画

第1 基本方針

市は、災害時に迅速かつ的確な医療が行えるよう、医療関係機関と連携しながら、医療情報の収集伝達体制及び医療救護班の整備、災害医療の拠点の確保、医薬品の確保等を図り、災害時の医療体制を整備する。

第2 医療体制の整備

1 応急医療体制の整備・拡充

市域の医療機関と協力し、災害時に通常の医療体制では対応できない多数の患者が発生した場合又は医療機関の被害によって被災地域に医療の空白が生じた場合に、適切な医療が実施できるように、医療救護体制を平常時から整備する。

(1) 災害医療情報の収集伝達体制の整備

ア 医療情報連絡員の指名

医療機関の被害状況など、地域における保健医療に関する情報を収集するため、あらかじめ医療情報連絡員を指名する。

イ 救急医療情報システムの整備

災害時に活用できるように救急医療情報システムを整備するとともに、迅速かつ的確な情報の収集伝達ができる通信手段及び情報収集システムの整備に努める。

(2) 医師会との協力体制の確立

市（保健所）は、一時に多数の傷病者が発生したり、交通が混乱して患者の搬送ができない場合に対応するため、盛岡市医師会と常に協力体制を形成しておくなど、確実な応急医療体制を整備する。

(3) 医療救護班の整備

市（保健所）は、盛岡市医師会の協力を得て、医療救護班の編成数、構成、派遣基準、派遣方法等について計画を推進する。

(4) 救護所の設置

指定避難所に救護所を設置する。

【資料編2-22-1 災害時の医療救護活動に関する協定書（社団法人盛岡市医師会）】

2 後方医療体制の充実

市域における災害医療の拠点となる医療機関等の整備を図り、多数の患者の収容力を確保するとともに、医療資源を十分に活用した後方医療体制の整備に努める。

(1) 協力病院の拡充

市内の病院を中心に、多数の傷病者発生に対応できるように、協力病院の拡充を推進する。

(2) 搬送体制の整備

広域搬送が必要な傷病者を想定し、救急車、ヘリコプター等を利用した搬送手段について、関係機関と協議し、搬送体制の整備に努める。

(3) 地域医療連携の推進

災害時における医療スタッフの受入れ及び医療資機材等の応援要請が円滑に進み、協力病院をはじめ、盛岡市医師会との連携した医療活動が実施できるよう、平常時から地域の実情に応じた医療体制づくりを推進する。

3 医薬品等の確保体制の整備

(1) 医薬品等の確保供給体制の整備

夜間急患診療所を中心に医薬品等の備蓄を推進するとともに、平常時から関連業者との協力体制の整備に努める。

(2) 医療用資機材の確保体制の整備

災害の発生後、緊急に必要となる医療用資機材等については備蓄を推進する。

また、盛岡市医師会や関連業者との協力によって、医療用資機材の調達体制の整備を図る。

【資料編2-22-2 災害時における医薬品等の確保に関する協定書（岩手県医療薬品卸業協会）】

【資料編2-22-3 災害時における医療資器材の確保に関する協定書（東北医療機器協会岩手県支部）】

【資料編2-22-4 災害時における施設利用等に関する協定書（北良株式会社）】

第23節 ボランティア活動の環境整備計画

第1 基本方針

市は、日本赤十字社岩手県支部、岩手県社会福祉協議会、盛岡市社会福祉協議会その他ボランティア活動推進機関と相互に連携し、災害時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図る。

- 1 ボランティア活動についての普及啓発を図る。
- 2 ボランティアのリーダー、コーディネーター等の養成に努める。
- 3 ボランティアの登録、活動拠点の確保等その受入体制の整備に努める。

第2 活動環境の整備

1 ボランティアの位置付け

災害時のボランティア活動については、必ずしも総合的な防災力の一員としての調整を十分には受けていないため、次のようにボランティアを位置付け、その活動力が効果的に発揮されるよう計画する。

(1) 一般ボランティア

災害発生と同時に、被災地域外からの自然発生的なボランティアの申出については、組織化された集団ではない場合が多く、組織的な行動を行うこと及び個々の組織又は個人をコーディネートすることが困難である。このため、盛岡市社会福祉協議会等と連携して受付を行うなど、ボランティアが被災地に直接入る前に派遣調整を行う方法等について計画する。

このような一般ボランティアの活動については、次のことが期待される。

- ア 炊き出し及び物資の仕分け・配給への協力
- イ 避難場所等の運営・維持管理などに関する協力
- ウ 安否情報及び生活情報の収集・伝達
- エ 清掃等の衛生管理
- オ その他被災地における軽作業等

(2) 専門ボランティア

専門ボランティアは、次のような公的資格又は特殊技術を持つ者であり、災害支援、目的及び活動範囲が明確である。専門ボランティアの組織化を進めることにより、行政が十分には対応できない分野への協力者として、次のことが期待される。

- ア アマチュア無線技士
- イ 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、助産師等
- ウ 建築物の応急危険度判定士、土砂災害の危険度判定技術者、建築士等
- エ 特殊車両等の操縦、運転その他専門的知識・技能を要する活動等の資格者
- オ 通訳（外国語、手話）
- カ その他専門的知識又は技能を要する活動等

2 ボランティアのリーダー等の養成

(1) 市は、日本赤十字社岩手県支部、岩手県社会福祉協議会、盛岡市社会福祉協議会その他ボランティア活動推進機関と連携し、ボランティア活動について、広報等により普及啓発を行うとともに、ボランティア活動のリーダーの養成及びボランティア活動の需要と供給の調整を行うボランティアコーディネーターの養成に努める。

(2) 市は、ボランティア養成研修等の修了者に対し、適宜、次の情報の提供を行う。

- ア 地域事情に関すること
- イ 要配慮者の状況
- ウ 要配慮者に対する心構え
- エ 避難場所等の状況
- オ 行政機関、関係団体等との連絡調整の方法等

(3) 意識の高揚

市は、防災とボランティアの日及び防災とボランティア週間の諸行事を通じ、ボランティアの意識の高揚等を図る。

3 ボランティアの登録

市は、盛岡市社会福祉協議会との連携の下に、災害時にボランティアとの情報連絡が円滑に行えるよう、岩手県社会福祉協議会が行う事前登録に関する協力を努める。

ボランティア登録は、経験、専門知識、技術の有無及び活動地域等の別に行う。

4 ボランティアの受入体制の整備

(1) 市は、一般ボランティアの受入れ、被災者のニーズの総合的な把握、ボランティア関連情報の受発信、行政との調整を行う盛岡市災害ボランティアセンターの運営を支援する。専門ボランティアについては、関係各課での応援要請、受入れを行うものとする。

(2) 盛岡市災害ボランティアセンターの運営

盛岡市災害ボランティアセンターの運営は盛岡市社会福祉協議会が行うものとし、市は、平時から運営について盛岡市社会福祉協議会との連絡調整に努めるものとする。

(3) 市は、岩手県社会福祉協議会及び盛岡市社会福祉協議会等と連携し、災害応急対策活動中に死亡し、負傷若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となった者に補償を行う「ボランティア保険（災害特約付）」への加入について推進する。

5 関係団体等の協力

市は、あらかじめ、次の団体等と災害時における防災活動への協力方法等について協議する。

- ア 青年団体
- イ 女性団体
- ウ 町内会・自治会等の地縁団体
- エ 自主防災組織等
- オ 大学生、専門学生等

第24節 防災活動体制の整備計画

第1 基本方針

市及び防災関係機関は、平常時から、自らの組織動員体制及び資機材等の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備など、関係機関と相互に連携しながら総合的な防災活動体制の確立に努める。

また、市及び防災関係機関は、災害発生時の業務継続性の確保に努める。

第2 勤務時間外における動員体制の整備

1 主要防災職員への早期情報伝達

災害対策本部員等の防災担当職員に対し、情報伝達の迅速化を図るため、携帯電話等を携帯させる。

2 現地情報収集担当職員の指名

災害発生後、各地区における応急対策を早期に実施できる体制を整えるため、各地区の避難場所等の管理者を現地情報収集担当職員に指名し、その役割の周知徹底を図る。

3 連絡体制の整備

勤務時間外に職員を緊急に参集させる必要がある場合に備え、各部長は、常に所属職員の住所、電話番号等の把握に努め、速やかに連絡が取れる体制を整備するとともに、職員に周知徹底を図る。

4 参集場所の周知

迅速な初動活動を確保するため、あらかじめ職員に参集場所を指定するとともに、周知徹底を図る。

5 初動活動期の参集可能職員の把握

各部長は公共交通機関が途絶した場合に備え、所属職員の代替交通手段を調査し、参集に要する時間の把握に努める。

第3 行動マニュアルの作成

災害時において、迅速かつ的確な災害対策が行えるよう、職員初動行動マニュアルを作成する。

1 マニュアルの作成

災害時の非常配備体制における市計画に定められた役割について、各部局に対応した行動マニュアルを作成する。

2 マニュアルの修正

市計画の改定等により、随時修正を加える。

第4 業務継続性の確保

- 1 市は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図るため、業務継続計画を策定する。
- 2 業務継続計画には、おおむね次の内容について定めるものとする。
 - (1) 災害時において優先して実施すべき業務
 - (2) 市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
 - (3) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎
 - (4) 電気、水、食料等を確保する事項
 - (5) 通信手段の確保に関する事項
 - (6) 行政データのバックアップに関する事項

第5 防災中枢機能等の確保・充実

市は、災害発生時において速やかに災害応急活動体制をとれるよう、防災中枢機能等の確保・充実を図る。

1 防災中枢施設の整備・充実

防災中枢施設となる市役所及び盛岡地区広域消防組合消防本部については、災害対応力の増強及び連携した災害応急対策の実施が可能となるシステムの構築を図るとともに、必要な飲料水、食料等を備蓄する。

2 地域防災拠点の整備

地域の防災拠点となる公共施設及び小・中学校と災害対策本部との連絡体制を整備し、災害時の地域連絡拠点としての防災機能の充実を図るとともに、地域の自主防災組織等の活動拠点となる地区活動センター等の整備を進める。

また、地域の防災活動の拠点となる公園・広場を整備するとともに、隣接した避難場所、物資の備蓄等の機能を備えた公共施設との連携を図り、災害時の応急対策及び復旧対策活動の地域防災拠点として整備を進める。

第6 関係機関等との連携体制の整備

1 関係機関・民間団体等との連携体制

関係機関、防災上重要な施設の管理者その他民間の災害応急対策組織の整備・充実を図るとともに、市との連携及び協力体制を確立する。

2 自衛隊との連携体制

大規模災害時に自衛隊との連携を円滑に行うため、平常時から連絡体制の強化、派遣の要請手続の明確化など、自衛隊との連携体制の整備に努める。

3 資機材の点検

災害応急対策に万全を期するため、車両、防災資機材、救助用資機材等の定期的な点検を行

う。

第7 廃棄物処理体制の整備

1 防災対策

市、盛岡・紫波地区環境施設組合、盛岡地区衛生処理組合、岩手・玉山環境組合及び盛岡北部行政事務組合は、廃棄物処理施設の耐震化及び不燃堅牢化を図るとともに、非常用自家発電設備等の整備、断水時に機器冷却水等に利用するための地下水及び河川水の確保並びに廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄に努める。

2 処理体制

市、盛岡・紫波地区環境施設組合、盛岡地区衛生処理組合、岩手・玉山環境組合及び盛岡北部行政事務組合は、適正に災害廃棄物の処理を行うための体制の整備に努める。

市は、廃棄物処理に係る災害時応急対策を定めるとともに、必要な廃棄物処理が、市、盛岡・紫波地区環境施設組合、盛岡地区衛生処理組合、岩手・玉山環境組合及び盛岡北部行政事務組合の処理施設の処理能力を超える場合又は廃棄物処理施設が被災し使用不能になった場合の対策として、「一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定」に基づき、県内の市町村等と調整するほか、「災害時における廃棄物の処理等に関する協定」に基づき、廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。

県は、市がその責務を十分果たせるように必要な技術的援助を行うとともに、都道府県間及び市町村間における広域支援体制の整備に関し、必要な指導、助言その他の支援を行う。

3 災害時応急体制の整備

市、盛岡・紫波地区環境施設組合、盛岡地区衛生処理組合、岩手・玉山環境組合及び盛岡北部行政事務組合は、廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、次の措置を行うよう努める。

(1) 緊急出動体制の整備

ア 市、盛岡・紫波地区環境施設組合、盛岡地区衛生処理組合、岩手・玉山環境組合及び盛岡北部行政事務組合は、一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行う。

イ 市、盛岡・紫波地区環境施設組合、盛岡地区衛生処理組合、岩手・玉山環境組合及び盛岡北部行政事務組合は、収集運搬車両、清掃機器等を常時整備する。

ウ 市、盛岡・紫波地区環境施設組合、盛岡地区衛生処理組合、岩手・玉山環境組合及び盛岡北部行政事務組合は、廃棄物の収集及び処理に必要な人員、運搬車両等が不足する場合の対策を検討する。

(2) 災害時における応急体制の確保

ア 市、盛岡・紫波地区環境施設組合及び岩手・玉山環境組合は、生活ごみ及び災害廃棄物の一時保管場所となる仮置場の配置計画を作成する。

イ 市、盛岡地区衛生処理組合及び盛岡北部行政事務組合は、し尿及び災害廃棄物の広域的な処理計画を作成する。

(3) 避難場所等の生活環境の確保

ア 市は、仮設トイレ及びその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を行う。

イ 市は、上記の調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。

第8 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

市は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、もりおか女性センターが地域における男女共同参画の視点に立った防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及びもりおか女性センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

第25節 企業等防災対策計画

第1 基本方針

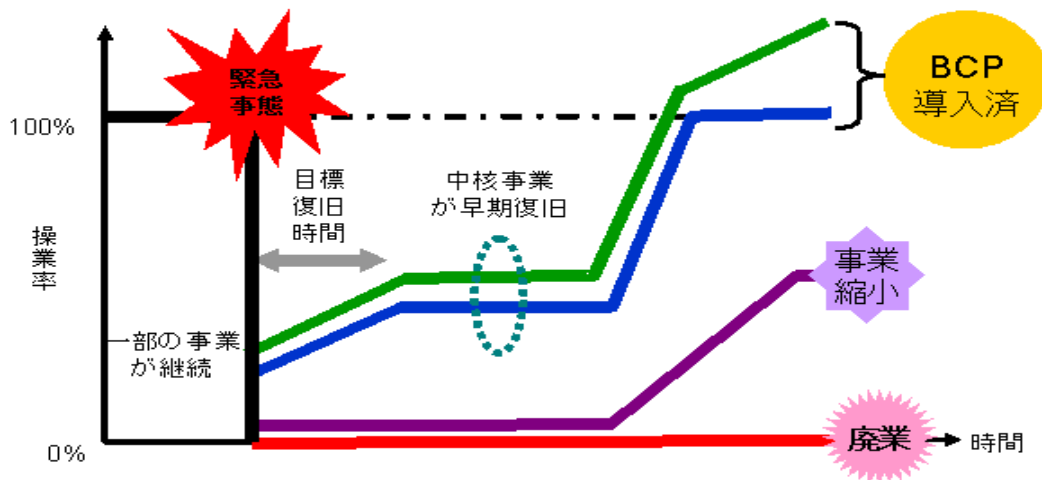
- 1 企業等は、災害時の企業等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続及び地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、自ら防災体制の整備や防災訓練、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保に努めるなど、防災力向上を図る。
- 2 市及び関係団体は、企業等の防災力向上及び事業継続計画（BCP）の策定の促進に努める。
- 3 市及び商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。
- 4 市は、あらかじめ商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

第2 事業継続計画の策定

- 1 企業等は、各企業等において災害時に重要業務を継続するため、事業継続計画（BCP）※を策定するように努める。
- 2 市及び関係機関は、各企業等における事業継続計画（BCP）の策定に資する情報提供等を進める。

※ 事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

〔企業等の事業復旧に対するBCP導入効果のイメージ〕



第3 企業等の防災活動の推進

- 1 企業等は、県及び市との協定の締結、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害の復旧計画策定、各計画の点検・見直しの実施等防災活動の推進に努める。

- 2 企業等は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。
- 3 市は、地域コミュニティの一員である企業の防災力向上を促進するため、次の事項に取り組む。
 - (1) 企業等の職員の防災意識の高揚を図るとともに、企業等の防災に係る取組を積極的に評価するなど、その防災力向上を促進する。
 - (2) 地域の防災訓練等への積極的参加を企業等に呼びかけ、防災に関する情報提供やアドバイスをを行う。

第26節 原子力災害予防対策計画

第1 基本方針

市及び防災関係機関は、原子力災害に対する知識の普及を図るとともに、避難対策、モニタリング、医療保健についてあらかじめ体制の整備を図る。

第2 防災知識の普及

市及び防災関係機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、住民等に対して防災知識の普及に努める。

なお、防災知識の普及を図る際には、放射線、放射性物質、原子力災害の特殊性を十分に踏まえるとともに、高齢者、障がい者等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。

また、被災時の性別によるニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティ（LGBTQ等）の視点にも配慮する。

1 防災知識普及計画の作成

防災関係機関は、その所掌する防災業務に関する事項について、毎年度、年度当初において防災知識普及計画を作成し、その積極的な実施を図る。

2 職員に対する防災教育

(1) 防災関係機関は、職員に対し、原子力災害における適正な判断力を養成し、円滑な防災活動に資するため、講習会、研修会若しくは検討会を開催し、又は防災関係資料を配布して、防災教育の普及を図る。

(2) 防災教育は、次の事項に重点を置いて実施する。

- ア 防災対策及び原子力災害対策関連法令
- イ 防災対策、防災組織その他防災活動に関する事項
- ウ 放射性物質、放射線の特性に関する事項
- エ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関する事項
- オ 原子力事業所の概要及び施設・設備に関する知識
- カ 原子力災害とその特性に関する事項
- キ 住民に対する防災知識の普及方法
- ク 災害時における業務分担の確認

3 市民に対する防災知識の普及

(1) 防災関係機関は、次の方法等を利用して、住民等に対する防災知識の普及に努める。

- ア 講習会、研修会、講演会、展示会等の開催
- イ ホームページ、SNS、広報誌等の活用
- ウ 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用
- エ 防災関係資料の作成、配布
- オ 防災映画、ビデオ、スライド等の製作、上映、貸出し

(2) 防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。

- ア 市計画並びに各防災関係機関及び原子力事業者の防災体制の概要
- イ 避難のための立ち退き又は屋内への退避の指示の意味及び内容
- ウ 放射性物質及び放射線の特性並びに原子力災害とその特殊性に関する事項
- エ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関する事項
- オ 原子力事業所の概要及び施設・設備に関する知識（各原子力事業所におけるPAZ及びUPZを含む市町村の名称を含む）

※ PAZ (Precautinary Action Zone)

原子力施設から概ね半径5km圏内（発電用原子炉の場合）。放射性物質が放出される前の段階から予防的に避難等を行う。

※ UPZ (Urgent Protective action planning Zone)

全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階において、住民の屋内退避を実施。放射性物質の放出後、原子力災害対策本部が緊急時モニタリングの結果に基づき空間放射線量率が一定値以上となる区域を特定し、同本部長（総理大臣）の指示を受け一時移転等を実施。

カ 平常時における心得

- (ア) 原子力事業所のPAZ及びUPZ圏内の地域を訪問する予定がある場合は、あらかじめ当該市町村の避難計画を確認する。
- (イ) 原子力事業所のUPZを含む市町村と生活圏や経済圏を共有している場合は、あらかじめ当該市町村の避難計画を確認する。

キ 災害時における心得、避難誘導

- (ア) 所在（居住又は滞在）する自治体等から災害情報や避難情報を収集する。
- (イ) 所在（居住又は滞在）する自治体による防災対策に従う。

4 児童、生徒等に対する教育

市は、児童・生徒に対し、防災教育を実施するとともに、教職員、父母等に対し、原子力災害時における心得及び知識の普及を図る。

5 相談体制の整備等

市は、市民からの相談や問合せに対応できるよう、対応窓口を明確化するなど、相談体制の整備を図る。

第3 情報の収集・伝達連絡及び通信確保

1 通信施設・設備の整備等

市及び防災関係機関は、平常時から緊急時の情報通信手段の確保に努める。

2 市民への情報伝達手段の整備

- (1) 市は、市民、事業者等に対し、正確な情報を迅速かつ確実に伝達することができるよう、防災関係機関と連携し、市民への情報伝達手段の整備を図る。
- (2) 情報伝達手段の整備に当たっては、防災行政無線のほか、携帯端末の緊急速報メールの活用など、情報手段の多重化・多様化を図る。

第4 モニタリング

市は、市内の空間線量率の状況並びに市内で販売される流通食品及び生産・収穫される農林水産物の放射性濃度を把握するため、県が実施するモニタリングに協力するほか、必要に応じて自主的な調査を実施する。

第5 医療・保健活動体制の整備

市は、健康相談の実施、原子力災害発生時における医療機関との連絡体制の構築など、あらかじめ必要な体制の構築に努める。

1 相談体制の整備

市は、健康、医療等に係る市民からの相談や問合せに対応できるよう、対応窓口を明確化するなど、相談体制の整備を図る。

2 避難退域時検査等実施体制の整備

市は、県外等からの避難者等に対する身体の避難退域時検査及び簡易除染の実施に関して県と情報共有を図るとともに、除染の実施が可能な避難所その他の施設の確保に努める。

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

第1 基本方針

- 1 市及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象をいう。）の発生可能性も認識し、各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめその組織体制及び動員体制について計画を定める。
- 2 職員の動員計画については、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合にあっても、職員を確保できるよう配慮する。
- 3 市及び防災関係機関は、災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、あらかじめ連絡調整窓口、連絡方法等を確認するとともに、連絡調整のための職員を相互に派遣することなどにより情報共有を図るなど、相互の連携などを強化し、応援協力体制の整備を図る。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。
- 4 市及び防災関係機関は、退職者や民間人材等の活用も含め、災害応急対策等の実施に必要な人員の確保に努める。
- 5 市及び防災関係機関は、円滑な災害応急対策の実施のため、必要に応じ、外部の専門家等の意見・支援を活用する。
- 6 市及び防災関係機関は、複合災害が発生した場合において、災害対策本部が複数設置された場合には、情報の収集・連絡・調整のための要員の配置調整など、必要な調整を行う。

第2 市の活動体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策に係る所掌事務等を実施するため、災害警戒本部又は災害対策本部を設置する。

1 災害警戒本部の設置

災害警戒本部は、「盛岡市災害警戒本部設置要領」に基づいて設置し、主に災害情報の収集を行う。

【資料編3-1-1 盛岡市災害警戒本部設置要領】

(1) 設置基準

総務部長は、次に掲げる場合において必要があると認めたときは、災害警戒本部の設置を決定する。

ア 気象業務法第13条第1項及び第2項の規定による気象、地象又は水象についての警報(火山現象に係るものを除く。)が発表された場合

- イ 岩手山に噴火警報（火口周辺）のうち噴火警戒レベル3が発表された場合
- ウ 市内で震度4又は震度5弱を観測した場合
- エ 上記アからウに掲げる場合のほか、大雨、長雨、融雪等により、地滑り、土砂崩れその他の地面現象災害が発生するおそれがある場合
- オ 大規模な火災、爆発等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合

(2) 組織

災害警戒本部の組織は、次のとおりとする。



(3) 所掌業務

災害警戒本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- ア 気象予報・警報等の受領及び関係各課等への伝達
- イ 気象情報及び河川の水位情報の収集並びに関係各課等への伝達
- ウ 被害の発生状況の把握
- エ 応急措置の実施
- オ その他の情報の把握

(4) 関係各課の防災活動

災害警戒本部の設置と並行し、関係各課においては、次の防災活動を実施する。

部	課	担当業務
市長公室部	広聴広報課	ア 報道機関への情報提供
		イ インターネットによる情報提供
総務部	管財課	庁舎等の被害情報の収集
	危機管理防災課	ア 災害情報及び地震情報の収集
		イ 気象警報の伝達
		ウ 人的被害及び住家等の被害情報の収集
エ 消防防災施設等の被害情報の収集		
市民部	市民協働推進課	コミュニティ施設等の被害情報の収集
	市民登録課	火葬場等の被害情報の収集
交流推進部	文化国際課	文化施設の被害情報の収集
	スポーツ推進課	スポーツ施設等の被害情報の収集
	観光課	観光施設等の被害情報の収集
環境部	環境企画課	飲料水供給施設の被害情報の収集
	廃棄物対策課	一般廃棄物処理施設等の被害情報の収集
	資源循環推進課	
	クリーンセンター課	
保健福祉部	地域福祉課	社会福祉施設等の被害情報の収集
	障がい福祉課	

部	課	担当業務
	長寿社会課	医療施設等の被害情報の収集
	介護保険課	
	生活福祉第一課	
	生活福祉第二課	
	企画総務課	
子ども未来部	子ども青少年課	要保護児童等の被害情報の収集
	子育てあんしん課	社会福祉施設等の被害情報の収集
商工労働部	経済企画課	商業関係・勤労者福祉施設等の被害情報の収集
	ものづくり推進課	工業関係施設等の被害情報の収集
農林部	農政課	ア 農林業施設等の被害情報の収集
	林政課	イ 農作物等の被害情報の収集
	農業委員課	ウ 家畜等被害情報の収集
		エ 森林等被害情報の収集
	オ 飲雑用水供給施設の被害情報の収集	
建設部	道路管理課	ア 道路、橋りょう施設等の被害情報の収集
		イ 交通規制情報の収集
	河川課	ア 管理河川等の被害情報の収集 イ 河川の水位情報の収集
	建築住宅課	市営住宅等の被害情報の収集
都市整備部	都市計画課	都市計画施設等の被害情報の収集
	景観政策課	保存建造物等の被害情報の収集
	公園みどり課	公園施設等の被害情報の収集
	建築指導課	建築物等の被害情報の収集
	盛岡南整備課	開発区域内の都市施設等の被害情報の収集
	市街地整備課	
玉山総合事務所部	総務課	ア 災害情報及び地震情報の収集
		イ 気象警報の伝達
		ウ 人的被害及び住家等の被害情報の収集
		エ 消防防災施設等の被害情報の収集
	税務住民課	飲料水供給施設等の被害情報の収集
	健康福祉課	被災者の被害情報の収集
	産業振興課	ア 農林業施設等の被害情報の収集
イ 農作物・家畜等被害情報の収集		
建設課	ア 道路・河川・公園等施設の被害情報の収集	
	イ 交通規制情報の収集	
医療部	総務課	医療施設等の被害情報の収集
上下水道部	総務課	上下水道施設等の被害情報の収集
	水道建設課	水道施設等の監視及び警戒

部	課	担当業務
	水道維持課	下水道施設等の監視及び警戒
	浄水課	
	下水道整備課	
	下水道施設管理課	
	玉山事務所課	
教育部	総務課	学校施設等の被害情報の収集
	学務教職員課	児童、生徒、教員等の被害情報の収集
	生涯学習課	社会教育施設の被害情報の収集
	歴史文化課	文化財等の被害情報の収集
応援部	議事総務課	応援部隊の集結場所の被害情報の収集
	選挙管理委員課	
	監査課	

※ 玉山総合事務所部の担当業務は、玉山地域に関するものに限る。

(5) 廃止基準

本部長は、次のいずれかに該当する場合は、災害警戒本部を廃止する。

- ア 気象警報が解除された場合などにおいて、本部長が、災害発生のおそれなくなったと認めたとき。
- イ 災害対策本部が設置されたとき。

2 災害対策本部の設置

災害対策本部は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づいて設置し、災害応急対策を迅速かつ的確に実施する。特に台風等、災害の発生が予測される場合には、災害発生前であっても、災害応急対策を実施するための全庁的な体制に移行する。

また、本部長を補佐し、各部等の総合調整、関係機関との連絡調整、災害応急対策等を円滑に行うための組織を設置する。

【資料編3-1-2 盛岡市災害対策本部条例】

【資料編3-1-3 盛岡市災害対策本部規程】

【資料編3-1-4 盛岡市災害対策本部活動要領】

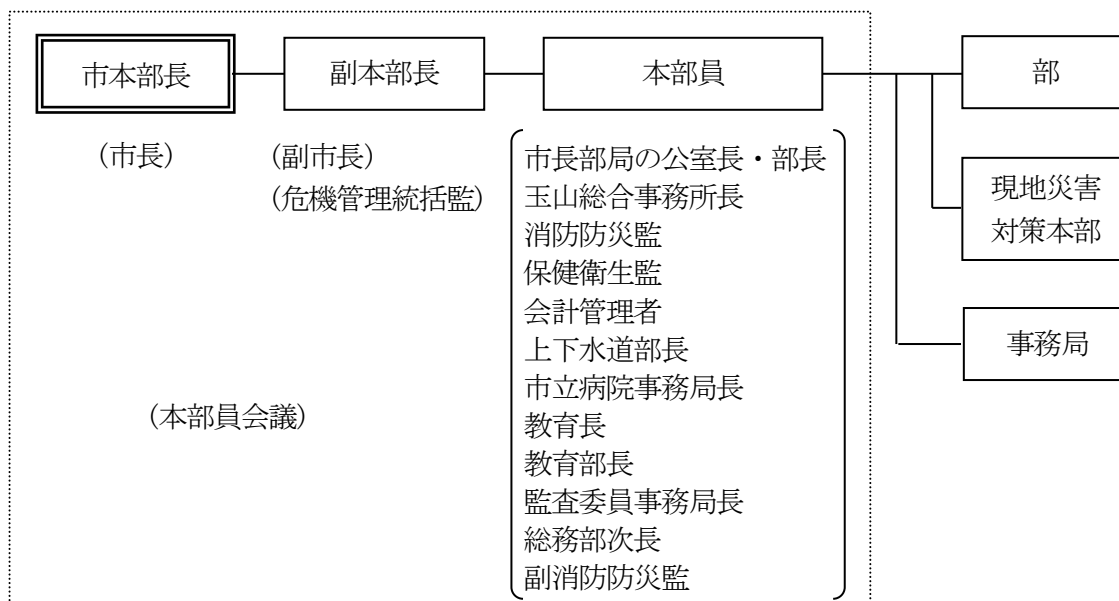
(1) 設置基準

区分	設置基準
警戒配備	<p>ア 次の警報等が発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、本部長が警戒配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。</p> <p>(ア) 気象業務法第13条第1項及び第2項の規定による気象、地象又は水象についての警報（以下「気象警報」という。）（火山現象に係るものを除く。）</p> <p>(イ) 水防法第10条第2項の規定による北上川上流（雫石川及び中津川を含む。）洪水予報又は雫石川洪水予報のうちの氾濫警戒情報（以下「氾濫警戒情報」という。）</p>

	<p>(ウ) 水防法第16条第1項及び第2項の規定による北上川水防警報（出動）、雫石川水防警報（出動）、中津川水防警報（出動）、築川水防警報（出動）、松川水防警報（出動）又は諸葛川水防警報（出動）（以下「水防警報（出動）」という。）</p> <p>イ 大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、本部長が警戒配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。</p> <p>ウ 市内で震度5強を観測したとき。</p> <p>エ 岩手山に噴火警報(居住地域)のうち噴火警戒レベル4が発表されたとき。</p> <p>オ その他本部長が特に必要と認めたとき。</p>
非常配備	<p>ア 次の警報等が発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、本部長が非常配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。</p> <p>(ア) 気象警報（火山現象に係るものを除く。）</p> <p>(イ) 気象業務法第13条の2第1項の規定による気象又は地象についての警報（火山現象に係るものを除く。）</p> <p>(ウ) 氾濫警戒情報</p> <p>(エ) 水防警報（出動）</p> <p>イ 大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、本部長が非常配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。</p> <p>ウ 市内で震度6弱以上を観測したとき。</p> <p>エ 岩手山に噴火警報(居住地域)のうち噴火警戒レベル5が発表されたとき。</p> <p>オ その他本部長が特に必要と認めたとき。</p>

(2) 組織

災害対策本部の組織は、次のとおりとする。



ア 本部員会議

- (ア) 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、災害応急対策を円滑かつ的確に推進する。
- (イ) 本部員会議は、災害応急対策の総合的な方針を決定するとともに、各部において実施する災害応急対策の連絡及び調整を行う。
- (ウ) 本部員会議は原則として非公開とするが、応急対策業務を実施する機関については同席することができる。

イ 部

- (ア) 部は、災害活動組織として、本部員会議の決定した方針に基づき、災害応急対策の実施に当たる。
- (イ) 市本部長の命令の伝達、各部間の連絡調整及び情報収集を行うため、各部に各部長が当該部内の職員のうちから指名する本部連絡員を置く。

ウ 現地災害対策本部

- (ア) 現地災害対策本部は、大規模な災害が発生し、災害応急対策を実施するため、市本部長が必要と認めたときに設置し、災害情報の収集、現地活動の指揮監督及び災害対策本部等との連絡調整を行う。

【資料編3-1-5 火山災害時の現地災害対策本部設置予定場所】

- (イ) 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他災害対策本部の職員のうちから市本部長が指名する者をもって充てる。

エ 事務局

- (ア) 事務局は、本部員会議の運営、本部の事務の総合調整、防災関係機関との連絡調整、災害情報等の整理及び分析、災害応急対策の立案及び現地活動の進捗管理及び災害広報並びに報道機関との連絡調整に関する事務を処理する。
- (イ) 事務局は、事務局長（総務部長）、副事務局長（総務部次長）及び事務局員（総務部危機管理防災課職員及び事務局長が指定する職員）をもって組織する。

(3) 設置場所

災害対策本部は、盛岡市役所別館4階に設置する。ただし、盛岡市役所別館が重大な被害を受けた場合は、盛岡市役所都南分庁舎4階に設置する。

(4) 分掌事務

- ア 災害対策本部の分掌事務は、盛岡市災害対策本部規程のとおりとする。
- イ 各部は、所管する次の事項について、活動マニュアルを作成するなど、迅速かつ円滑な災害応急対策の実施方法を定める。

区分		活動事項
災害発生	ア 事前の情報収集及び連絡調整	(ア) 気象状況の把握及び分析
		(イ) 気象予報・警報等の迅速な伝達
		(ウ) 盛岡地方气象台、県盛岡地方支部その他防災関係機関との連絡、配備体制及び予防対策の事前打ち合わせ並びに警戒体制の強化

区分		活動事項
前	イ 災害対策用資 機材の点検整備	(ア) 災害対策用物資及び機材の点検整備 (イ) 医薬品及び医療資機材の点検整備 (ウ) 防疫薬剤及び防疫用資機材の点検整備
	ウ 避難対策	高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保及び避難誘導の準備
	エ 活動体制の整 備	(ア) 本部員となる部長等による対策会議の設置 (イ) 医療救護班の活動開始準備
	オ 活動体制の徹 底	(ア) 災害対策本部の配備体制及び職員の配備指令の徹底 (イ) 報道機関に対する災害対策本部設置の発表 (ウ) 防災関係機関及び県盛岡地方支部に対する災害対策本部設置の通知 (エ) 災害応急対策用車両等の確保 (オ) 各部及び防災関係機関の配備状況の把握
災 害 発 生 後	カ 情報連絡活動	(ア) 被害状況の迅速かつ的確な把握 (イ) 被害速報の集計及び報告 (ウ) 災害情報の整理 (エ) 災害情報の各部及び防災関係機関への伝達 (オ) 気象情報の把握及び伝達 (カ) 警察署等との災害情報の照合
	キ 本部員会議の 開催	(ア) 災害の規模及び動向の把握 (イ) 災害情報及び現地報告等に基づく災害応急対策の検討 (ウ) 自衛隊災害派遣要請 (エ) 災害救助法の適用 (オ) 災害応急対策の調整 (カ) 配備体制の変更 (キ) 現地災害対策本部の設置 (ク) 市本部長指令の通知
	ク 災害広報	(ア) 災害情報及び災害応急対策の報道機関への発表 (イ) 災害写真及び災害ビデオの撮影並びに災害情報等の広報資料の収集
	ケ 避難及び救出 対策	(ア) 避難指示、緊急安全確保及び避難誘導 (イ) 被災者の救出救護 (ウ) 避難状況の把握 (エ) 避難場所の開設及び運営
	コ 自衛隊災害派 遣要請	(ア) 孤立地帯の偵察及び救援要請 (イ) 被災者の捜索及び救助要請 (ウ) 給食給水活動要請

区分	活動事項
サ 県等に対する 応援要請	(ア) 被災者の捜索及び救助要請 (イ) 食料、生活必需品及び災害応急対策用資機材の調達及びあっせん 要請 (ウ) 災害応急対策活動要員の派遣要請
シ ボランティア 活動対策	(ア) ボランティア活動に対する支援 (イ) ボランティア活動に係る関係機関との連絡調整
ス 災害救助法適 用対策	(ア) 被害状況の把握 (イ) 災害救助法に基づく救助の実施
セ 現地災害対策 本部の設置	(ア) 編成指示 (イ) 編成 (ウ) 派遣
ソ 機動力及び輸 送力の確保対策	(ア) 災害応急対策用車両等の確保 (イ) 道路、橋りょう等の被害状況の把握 (ウ) 道路上の障害物の除去 (エ) 道路交通の確保
タ 医療及び保健 対策	(ア) 応急医療及び保健活動の実施 (イ) 医薬品及び医療用資機材の調達
チ 給水対策	(ア) 水道水の確保及び給水の実施 (イ) 応急復旧・応急給水用資機材の確保
ツ 食料等の応急 対策	(ア) 災害用応急米穀の調達 (イ) 副食品等の調達
テ 生活必需品の 応急対策	被服、寝具その他の生活必需品の調達
ト 防疫対策	(ア) 防疫活動の実施 (イ) 食品衛生活動の実施 (ウ) 防疫用資機材の調達
ナ 文教対策	(ア) 応急教育の実施 (イ) 市立学校等の応急対策の実施
ニ 農林水産応急 対策	(ア) 農林水産被害の把握 (イ) 病虫害防除の実施 (ウ) 家畜防疫の実施
ヌ 土木応急対策	(ア) 土木関係被害の把握 (イ) 道路交通応急対策の実施 (ウ) 下水道応急対策の実施 (エ) 直営工事応急対策の実施 (オ) 浸水対策の実施 (カ) 地すべり等危険地域における被害防止対策の徹底

区分	活動事項
ネ 被災者見舞対策	(ア) 被災者（死亡、行方不明及び全壊家屋）見舞のための職員派遣 (イ) 被災者（死亡、行方不明及び全壊家屋）への見舞金等の措置
ノ 被災者に対する生活確保対策	(ア) 被災者の住宅対策 (イ) 農林水産復旧対策 (ウ) 租税及び学校授業料等の減免並びに奨学金の貸与 (エ) 商工業復旧対策 (オ) 公共土木施設関係復旧対策 (カ) 見舞金及び義援金品の受入れ及び配付

(5) 市は、後発災害の発生が懸念される場合において、当該後発災害にも対処できる配備体制を構築する。

(6) 市本部長は、必要に応じ関係指定地方行政機関又は関係指定地方公共機関に対し、職員の派遣を要請する。この場合において、市本部長は県本部長に対し、当該職員派遣に係るあつせんを求めることができる。

【資料編3-1-6 災害時の情報交換に関する協定（リエゾン協定）】

(7) 市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

(8) 廃止基準

市本部長は、次のいずれかに該当する場合は、災害対策本部を廃止する。

ア 市本部長が、予想された災害の危険が解消したと認めるとき。

イ 市本部長が、災害発生後における応急対策措置がおおむね完了したと認めるとき。

第3 職員の動員配備体制

1 配備体制

災害対策本部等の配備体制は、次のとおりとする。

配備体制		配備職員
災害警戒本部		総務部危機管理防災課及び関係課の職員
災害対策本部	警戒配備	主査以上の職員及び部長があらかじめ指名する職員
	非常配備	全職員

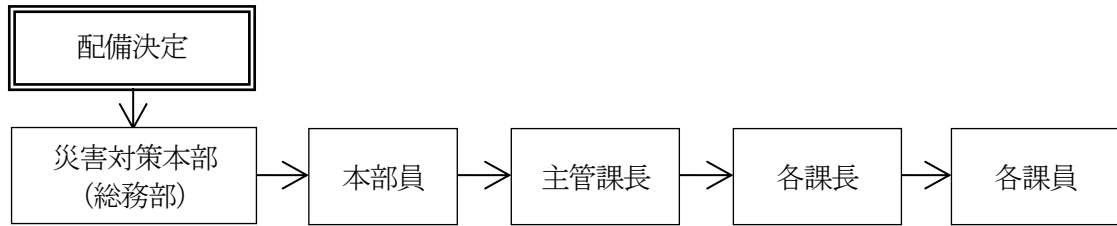
2 動員の系統

動員は、次の系統によって通知する。

(1) 災害警戒本部



(2) 災害対策本部



3 動員の方法

(1) 配備指令の伝達は、次の方法で行う。

区分	伝達方法
勤務時間内	電子メール、庁内放送、電話等
勤務時間外	電子メール、電話、携帯電話等

(2) 各課等の長は、勤務時間外における職員の動員を迅速かつ円滑に行うため、あらかじめ次の事項を定める。

- ア 配備指令の系統及び順位
- イ 職員ごとの参集場所、参集方法及び所要時間
- ウ 勤務所に参集できない場合の参集先
- エ その他必要な事項

【資料編3-1-7 通報順位表】

4 自主参集

各配備体制の対象となる職員は、夜間、休日等の勤務時間外において、配備基準に該当する災害の発生を覚知したときは、配備指令を待たずに直ちに勤務所に参集する。

5 勤務所に参集できない場合の対応

- (1) 職員は、夜間、休日等の勤務時間外において災害が発生し、交通機関の途絶、火災等により勤務所に参集できない場合は、最寄りの市庁舎その他の出先機関に参集する。
- (2) 参集した職員は、参集先の機関の長に対して到着の報告を行い、直ちにその指示に従い、必要な業務に従事する。
- (3) 到着の報告を受けた参集先の機関の長は、その参集状況を取りまとめの上、速やかに市本部長に報告する。
- (4) 参集先の機関の長は、その後の状況によって、所属以外の職員を勤務所へ移動することが可能と判断した場合は、所属長と調整の上、当該職員の移動を命ずる。

6 初動班の参集

震度5強以上の地震が発生した場合は、勤務所からおおむね2キロメートル以内に居住する職員は、初動体制を確立するため、直ちに勤務所に参集し、次の事項を処理する。ただし、所期の目的を達したと認めるときは、担当業務に移行する。

- (1) 被害状況等の情報収集
- (2) 市本部長の指令等の伝達
- (3) 防災関係機関等との連絡調整

7 応援職員の動員

- (1) 各部長は、部内各課の対策要員に不足が生じた場合は、部内の他課の職員を応援させる。
- (2) 各部長は、部内の職員を総動員してもなお不足する場合は、総務部長に対策要員の増員の要請を行う。
- (3) 総務部長は、各部長から増員の要請を受けた場合は、速やかに不足する人員を応援部及び他部から増員するよう職員課長に指示する。
- (4) 職員課長は、他部へ応援可能な人員を常時把握するとともに、総務部長から指示を受けた場合は、速やかに不足する部ごとの人員を増員し、総務部長に報告する。
- (5) 市本部長は、全職員をもってしてもなおかつ対策要員が不足する場合は、第11節「相互応援協力計画」に定めるところにより、対策要員の応援要請を行う。

第4 防災関係機関の活動体制

- 1 防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、所管する災害応急対策を実施する。
- 2 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、後発災害にも対処できる体制を構築する。
- 3 防災関係機関は、所管する災害応急対策を実施するため、必要な組織を整備する。
- 4 災害応急対策の実施に当たっては、市及び他の防災関係機関との連携を図る。
- 5 防災関係機関は、その活動に当たって、職員の安全確保に十分配慮するとともに、こころのケア対策に努めるものとし、必要に応じ、国等に対し、精神科医等の派遣を要請する。

第1節の2 広域防災拠点活動計画

第1 基本方針

- 1 県は、大規模災害が発生した場合において、災害応急対策のため、必要があると認めるときは、広域防災拠点を開設する。
- 2 広域防災拠点は、県内で発生する大規模災害に対応する機能が集約された「全県拠点」としての広域支援拠点及び支援部隊が集結するなど被災地支援の「前進基地」としての後方支援拠点により構成する。

第2 広域防災拠点の開設基準

県本部長、市本部長、広域防災拠点の管理者等は、「岩手県広域防災拠点運用マニュアル」に基づき、広域防災拠点の開設等を行う。

広域防災拠点の開設基準

災害の種類	開設基準
地震災害	県内で震度6弱以上を観測し、県災害対策本部全職員配備（3号）が発令された場合
津波災害	大津波警報が発表され、県災害対策本部全職員配備（3号）が発令された場合
火山災害	噴火警報（居住地域）が発表（噴火警戒レベルが運用されている火山は噴火警戒レベル4以上）され、県災害対策本部全職員配備（3号）が発令された場合
その他	県内外で大規模な災害が発生した場合において、県本部長が本部の全ての組織及び機能を挙げて災害応急対策を講じる必要があると認めるとき

第3 広域防災拠点

岩手県広域防災拠点配置計画に定める広域防災拠点のタイプと配置場所は、次のとおりである。

タイプ	内容	配置場所
広域支援拠点 (タイプA)	効率性や物理的な制約から県内全域で発生する大規模災害に対応する「人」「物」「情報」に関する機能を有する防災拠点	(盛岡・花巻エリア) に配置
後方支援拠点 (タイプB)	被災地により近い場所で被災地支援を担うために、前進基地として「人」「物」「情報」に関する機能を有する公園や道の駅などの防災拠点	・県北部2箇所（二戸エリア、葛巻エリア） ・県南部2箇所（遠野エリア、北上エリア）

1 広域支援拠点

広域支援拠点は、県内で発生する大規模災害に対応する機能が集約された「全県拠点」としての役割を担い、想定する災害ごとに、直接あるいは後方支援拠点と連携を行う。

2 後方支援拠点

後方支援拠点は、支援部隊（警察、消防、自衛隊、インフラ、公共土木施設等の復旧活動部隊）が集結するなど、被災地支援の「前進基地」としての役割を担い、想定する災害ごとに、広域支援拠点や港湾施設等と連携した被災地支援を行う。

第4 広域防災拠点としての盛岡タカヤアリーナ（盛岡市総合アリーナ）の役割及び担当業務

市の施設の中では、盛岡タカヤアリーナ（盛岡市総合アリーナ）が広域支援拠点として位置付けられており、現場活動の支援部隊の要員応対・宿泊機能を有する施設として開設する。

1 役割

ア 施設所有者及び管理責任者は、保有する非常用発電設備等の点検や試運転を行い、発災時に使用可能な状態を保つよう努める。

イ 施設所有者及び管理責任者は、大規模災害が発生した場合には、当該施設の一般利用を中止し、県が開設する広域防災拠点施設の全部又は一部として活用することがある旨を、あらかじめ一般利用者に周知しておくものとする。

2 担当業務

ア 施設利用に係る便宜供与

イ 本部派遣連絡職員との連絡調整

ウ 県本部支援室対策班との連絡調整（県の連絡職員が派遣されない場合に限る。）

エ 施設内で活動する支援部隊との連絡調整（県の連絡職員が派遣されない場合に限る。）

オ 施設の一般利用者等の安全確保及び必要な調整等

第2節 気象予報・警報等の伝達計画

第1 基本計画

- 1 気象等の予報、警報等（以下「気象予報・警報等」という。）及び災害が発生するおそれがある異常な現象に係る情報を収集し、あらかじめ定めた経路によって防災関係機関及び市民に迅速に伝達する。
- 2 通信設備が被災した場合においても、気象予報・警報等を防災関係機関に伝達できるよう、通信手段の複数化に努める。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	情報伝達の内容
市本部長	気象予報・警報等の周知
盛岡地区広域消防組合	火災警報の発表
岩手県	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象予報・警報等の伝達 2 北上川上流（雫石川及び中津川を含む。）洪水予報、雫石川洪水予報等の伝達 3 北上川・雫石川・中津川水防警報の伝達 4 土砂災害警戒情報の発表
盛岡広域振興局土木部	<ol style="list-style-type: none"> 1 県管理河川水防警報等の伝達 2 県管理河川避難判断水位情報等の伝達
岩手河川国道事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 北上川上流（雫石川及び中津川を含む。）洪水予報、雫石川洪水予報等の発表 2 北上川・雫石川・中津川水防警報の発表 3 上記の予報・警報等の関係機関に対する通知
東日本電信電話（株）又は西日本電信電話（株）	気象警報等の伝達
盛岡地方気象台	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象予報・警報等の発表 2 北上川上流（雫石川及び中津川を含む。）洪水予報、雫石川洪水予報等の発表 3 土砂災害警戒情報の発表 4 上記の予報・警報等の関係機関に対する通知
日本放送協会盛岡放送局	気象予報・警報等の放送
（株）IBC岩手放送	
（株）テレビ岩手	
（株）岩手めんこいテレビ	
（株）岩手朝日テレビ	
（株）エフエム岩手	

〔市本部の担当〕

部	課	担当業務

総務部	危機管理防災課	1 気象予報・警報等の伝達 2 水防に関する情報伝達
-----	---------	-------------------------------

第3 実施要領

1 気象予報・警報等の種類及び伝達

(1) 気象予報・警報等の種類

気象予報・警報等の種類及びその内容は、次のとおりである。

ア 気象業務法に基づくもの

(ア) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「市民等がとるべき行動」を5段階に分け、「市民等がとるべき行動」と「当該行動を市民等に促す情報」とを関連付けるものである。

「市民等がとるべき行動」、「当該行動を市民等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、市民等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

(イ) 情報の種類

種類	内容
気象に関する情報	5日先までの警報級の現象の可能性を [高]、[中] の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、内陸、沿岸単位で発表する。大雨に関して、[高]又は[中]が予想された場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1に該当
岩手県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。
記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁が発表する。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水及び中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。
土砂災害警戒情報※1	大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避

	難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で気象庁が発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報を内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

※1 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

(ウ) 注意報の種類と発表基準

種類	発表基準
気象注意報	風雪注意報 雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。 雪を伴い、平均風速が11m/s以上と予想される場合
	強風注意報 強風により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 平均風速が11m/s以上と予想される場合
	大雨注意報 大雨により災害が発生するおそれがあると予想され、盛岡市内で次の基準に到達することが予想される場合 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に該当 表面雨量指数 8 または、土壌雨量指数61
	大雪注意報 大雪により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 12時間の降雪の深さが、平野部で15cm以上、山沿いで20cm以上と予想される場合
	濃霧注意報 濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 濃霧のため、視程が100m以下になると予想される場合
	雷注意報 落雷により災害が発生するおそれがあると予想される場合。また、発達した雷雲の下で発生することが多い竜巻等の突風やひょうによる災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。

種類	発表基準
乾燥注意報	<p>空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想したときに発表する。</p> <p>a 最小湿度40%以下、実効湿度65%以下で風速7 m/s以上が2時間以上継続すると予想される場合</p> <p>b 最小湿度35%以下で実効湿度60%以下と予想される場合</p>
霜注意報	<p>霜により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれのあるときに発表する。</p> <p>早霜、晩霜期に最低気温が、おおむね2℃以下になると予想される場合（早霜期は農作物の生育を考慮し実施する）</p>
低温注意報	<p>低温により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表する。</p> <p>a 夏季 最高、最低、平均気温のいずれかが平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くと予想される場合</p> <p>b 冬季 最低気温が-6℃以下であって、かつ、最低気温が平年より5℃以上低いと予想される場合 最低気温が-6℃以下であって、かつ、最低気温が平年より2℃以上低い日が数日続くと予想される場合</p>
着雪注意報	<p>著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表する。</p> <p>大雪注意報の条件下で、気温が-2℃より高いと予想される場合</p>
着氷注意報	<p>著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表する。</p> <p>大雪注意報の条件下で、気温が-2℃より高いと予想される場合</p>
なだれ注意報	<p>なだれにより災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合</p> <p>a 山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上になると予想される場合</p> <p>b 積雪が50cm以上あり、日平均気温5℃以上の日が継続すると予想される場合</p>
融雪注意報	<p>融雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表する。</p>
洪水注意報	<p>河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想され、盛岡市内で次の基準に到達することが予想される場合</p> <p>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの</p>

種類	発表基準		
	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に該当		
	主な河川	流域雨量 指数基準	複合基準
		流域雨量指数	表面雨量指数 流域雨量指数
	北上川流域	30	5 26
	大沢川流域	5.2	5 5.2
	南川流域	6.8	5 6.8
	雫石川流域	—	6 23.4
	築川流域	13.9	— —
	濁川流域	7.9	5 7.9
	大橋川流域	4.3	5 4.3
	松川流域	18.4	5 14.7
	西郡川流域	4.3	6 3.4
	金洗川流域	4.9	5 4.9
	砂子川流域	4.4	5 4.4
	諸葛川流域	14.4	— —
	米内川流域	12.4	— —
	湯沢川流域	4.6	5 4.5
	生出川流域	7.5	— —
	飛田川流域	4.6	6 3.6
地面現象注意報 ※1	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等により災害が発生するおそれがあると予想される場合		
浸水注意報※1	浸水により災害が発生するおそれがあると予想される場合		

※1 「地面現象注意報」及び「浸水注意報」は、その注意報事項を気象注意報に含めて行い、この注意報の標題は用いない。

※2 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、大雨注意報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

(エ) 警報の種類と発表基準

種類	発表基準
気 象 警 報	暴風警報 暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 平均風速が16m/s以上と予想される場合
	暴風雪警報 雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害」のおそれについても警戒を呼びかける。 雪を伴い、平均風速16m/s以上と予想される場合
	大雨警報 大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、盛岡市内で次の基準に到達することが予想される場合 大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記さ

	れる。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 （浸水害）表面雨量指数基準：13 （土砂災害）土壌雨量指数基準：91																																																																							
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 12時間の降雪の深さが、平野部で40cm以上、山沿いで50cm以上と予想される場合																																																																							
洪水警報	<p>河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想され、盛岡市内で次の基準に到達することが予想される場合</p> <p>河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象として挙げられる。</p> <p>高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">主な河川</th> <th>流域雨量指数基準</th> <th colspan="2">複合基準</th> </tr> <tr> <th>流域雨量指数</th> <th>表面雨量指数</th> <th>流域雨量指数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>北上川流域</td><td>37.6</td><td>6</td><td>33.8</td></tr> <tr><td>大沢川流域</td><td>6.6</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>南川流域</td><td>10.8</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>雫石川流域</td><td>—</td><td>12</td><td>35.7</td></tr> <tr><td>築川流域</td><td>17.4</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>濁川流域</td><td>9.9</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>大橋川流域</td><td>5.4</td><td>8</td><td>4.8</td></tr> <tr><td>松川流域</td><td>23</td><td>6</td><td>20.7</td></tr> <tr><td>西郡川流域</td><td>5.4</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>金洗川流域</td><td>6.2</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>砂子川流域</td><td>5.6</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>諸葛川流域</td><td>18.1</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>米内川流域</td><td>15.5</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>湯沢川流域</td><td>5.7</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>生出川流域</td><td>9.4</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>飛田川流域</td><td>5.7</td><td>—</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>	主な河川	流域雨量指数基準	複合基準		流域雨量指数	表面雨量指数	流域雨量指数	北上川流域	37.6	6	33.8	大沢川流域	6.6	—	—	南川流域	10.8	—	—	雫石川流域	—	12	35.7	築川流域	17.4	—	—	濁川流域	9.9	—	—	大橋川流域	5.4	8	4.8	松川流域	23	6	20.7	西郡川流域	5.4	—	—	金洗川流域	6.2	—	—	砂子川流域	5.6	—	—	諸葛川流域	18.1	—	—	米内川流域	15.5	—	—	湯沢川流域	5.7	—	—	生出川流域	9.4	—	—	飛田川流域	5.7	—	—
主な河川	流域雨量指数基準		複合基準																																																																					
	流域雨量指数	表面雨量指数	流域雨量指数																																																																					
北上川流域	37.6	6	33.8																																																																					
大沢川流域	6.6	—	—																																																																					
南川流域	10.8	—	—																																																																					
雫石川流域	—	12	35.7																																																																					
築川流域	17.4	—	—																																																																					
濁川流域	9.9	—	—																																																																					
大橋川流域	5.4	8	4.8																																																																					
松川流域	23	6	20.7																																																																					
西郡川流域	5.4	—	—																																																																					
金洗川流域	6.2	—	—																																																																					
砂子川流域	5.6	—	—																																																																					
諸葛川流域	18.1	—	—																																																																					
米内川流域	15.5	—	—																																																																					
湯沢川流域	5.7	—	—																																																																					
生出川流域	9.4	—	—																																																																					
飛田川流域	5.7	—	—																																																																					
地面現象警報※1	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合																																																																							
浸水警報※1	浸水により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合																																																																							

※1 「地面現象警報」及び「浸水警報」は、その警報事項を気象警報に含めて行い、この警報の標題は用いない。

※2 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、大雨警報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

【大雨及び洪水注意報・警報基準表の見方】

- (1) 土壌雨量指数基準値は、1 km四方毎に設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、市町村内における基準値の最低値を示す。
- (2) 流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、洪水の欄中には主要な河川における代表地点の基準値を示している。流域雨量指数基準は、その値に到達した場合に、注意報や警報が発表されることを示しており、複合基準については、流域雨量指数及び表面雨量指数の双方の数値に設定されている数値に到達した場合に注意報や警報が発表されることを示している。
- (3) 大雨警報については、表面雨量指数基準に到達することが予想される場合は、「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。

【参考】

(1) 土壌雨量指数

降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを、これまでに降った雨と今後数時間に降ると予想される雨等の雨量データから「タンクモデル」という手法を用いて指数化したもの

降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標である。

(2) 流域雨量指数

河川の流域に降った雨が、どれだけ下流の地域に影響を与えるかを、これまでに降った雨と今後数時間に降ると予想される雨から流出過程と流下過程の計算によって指数化したもの

降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標である。

(3) 表面雨量指数

地面の被覆状況や地質、地形勾配など、その土地がもつ雨水の溜まりやすさの特徴を考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したもの。

(4) 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、大雨注意報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

(5) 警報の危険度分布等の種類と概要は次のとおりである。

種類	概要
土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ア 「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当

	<p>イ 「危険」 (紫) : 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当</p> <p>ウ 「警戒」 (赤) : 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当</p> <p>エ 「注意」 (黄) : ハザードマップ等による災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</p>
<p>浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)</p>	<p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先前までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p>「災害切迫」(黒) : 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当</p>
<p>洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)</p>	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p>ア 「災害切迫」(黒) : 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当</p> <p>イ 「危険」(紫) : 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当</p> <p>ウ 「警戒」(赤) : 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当</p> <p>エ 「注意」(黄) : ハザードマップ等による災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</p>
<p>流域雨量指数の予測値</p>	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を常時10分毎に更新している。</p> <p>水防団待機水位(又は氾濫注意水位)を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準に達する場合は「高齢者等避難」、氾濫注意水位(又は避難判断水位)を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準を大き</p>

	く超過する場合は「避難指示」を発令することが基本となる。
--	------------------------------

(オ) 特別警報の種類と発表基準

種類		発表基準
気象特別警報	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
地面現象特別警報 ※1		大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合

※1 地面現象特別警報は、大雨特別警報（土砂災害）として発表される。

※2 発表の判断に当たっては、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて行う。

(カ) 地震動の警報及び地震情報の種類

種類	内容
緊急地震速報（警報）	気象庁は、震度5弱以上を予想した場合又は長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上を予想した地域又は長周期

		地震動階級3以上を予想した地域に対し、緊急地震速報（警報）を公表 震度6弱以上を予想した場合又は長周期地震動階級4を予想した場合の緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。
地震に関する情報	震度速報	震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの検知時刻を速報
	震源に関する情報	震度3以上を観測したときに、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を公表
	震源・震度に関する情報	震度3以上を観測したとき、又は緊急地震速報（警報）を公表したときに、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村ごとの観測した震度を公表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村ごとの観測した震度を公表
	各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を公表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を公表 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表
	推計震度分布図	震度5弱以上を観測したときに、観測した各地の震度データをもとに、250m四方毎に推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について、マグニチュード7.0以上又は都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合に、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表
	長周期地震動に関する観測情報	震度3以上を観測したときに、高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約10分後に気象庁ホームページ上に掲載）
	その他の情報	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

(キ) 地震活動に関する解説情報等

気象庁は、地震活動の状況等の情報を提供するため、地震活動に関する解説情報等を発表する。

種類	内容
地震解説資料（速報版・詳細版）	震度4以上の地震の観測時等に緊急地震速報及び地震に関する情報や関連資料を編集した資料
月間地震概況及び	月ごと及び週ごとに発表される地震活動状況等に関する資料

週間地震概況	
--------	--

(ウ) 火山に関する予報・警報・情報の種類と内容

第2章第16節「火山災害予防計画」に示すとおり

イ 消防法に基づくもの

種類	通報基準
火災気象通報	気象の状況が火災の予防上危険であると予想され、次の条件に該当する場合（降雨、降雪中は通報しないこともある。） (ア) 最小湿度40%以下、実効湿度65%以下で風速7m/s以上が2時間以上継続すると予想される場合 (イ) 最小湿度35%以下、実効湿度60%以下と予想される場合 (ウ) 平均風速が11m/s以上と予想される場合
火災警報	火災気象通報が通知され、気象状況が火災の発生又は拡大のおそれがあると認められる場合

ウ 水防法に基づくもの

北上川・雫石川・中津川・築川・松川・北上川（県）・諸葛川水防警報	洪水によって災害が起こるおそれがある場合において、水防を行う必要がある旨を警告して行うもの。ただし、河川の状況により必要がないと認められる場合は、「待機」は行わないことができる。		
	種類	内容	発表基準
	待機	水防団員の足留を行うもの	雨量・水位・流量その他の河川状況等により必要と認められるとき。
	準備	水防資機材の準備点検・水門等の開閉の準備、水防団幹部の出動等に対するもの	水位が水防団待機水位（指定水位）に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められるとき。
	出動	水防団員の出動を通知するもの	水位・流量・その他の河川状況等により氾濫注意水位（警戒水位）を越え又は越えるおそれがあり、なお増水が予想され出動の必要があると認められたとき。
	解除	水防活動の終了を通知するもの	水防作業の必要がなくなったとき。
情報	水位の上昇下降・滞水時間・最高水位の大きさ時刻等、その他水防活動上必要な状況を通知するとともに、越水・漏水・法壊・亀裂その他河川状況により	適宜	

		特に警戒を必要とする事項を通知するもの	
県管理河川氾濫危険水位情報		河川の水位が氾濫危険水位（洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位をいう。）に達したとき、洪水により川が氾濫し避難等が必要となるおそれがあることを発表するもの	
県管理河川避難判断水位情報		河川の水位が避難判断水位（氾濫注意水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）に達したとき、洪水により川が氾濫し、避難等が必要となるおそれがあることを発表するもの	

エ 水防法及び気象業務法に基づくもの

(ア) 一般河川等の水防活動の利用に適合する特別警報・警報・注意報

種類	内容
水防活動用気象注意報	大雨注意報をもって代える。
水防活動用気象警報	大雨特別警報又は大雨警報をもって代える。
水防活動用洪水注意報	洪水注意報をもって代える。
水防活動用洪水警報	洪水警報をもって代える。

(イ) 指定河川洪水予報

種類	概要
北上川上流（雫石川・中津川を含む。）・雫石川氾濫発生情報	<p>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表する。</p> <p>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当</p>
北上川上流（雫石川・中津川を含む。）・雫石川氾濫危険情報	<p>氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表する。</p> <p>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況。避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当</p>
北上川上流（雫石川・中津川を含む。）・雫石川氾濫警戒情報	<p>氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続し</p>

	<p>ているとき（水位の上昇の可能性が無くなった場合）に発表する。</p> <p>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当</p>
北上川上流（雫石川・中津川を含む。）・雫石川氾濫注意情報	<p>氾濫注意水位に到達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表する。</p> <p>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</p>

(2) 伝達系統

気象予報・警報等の発表機関及び伝達系統は、次のとおりである。

種類	発表機関	伝達系統
気象、洪水についての予報及び警報等並びに火災気象通報	盛岡地方気象台	気象警報、洪水警報、火災気象通報及び地震に関する情報伝達系統図（別図1-1）のとおり
土砂災害警戒情報	盛岡地方気象台及び岩手県	土砂災害警戒情報伝達系統図（別図1-2）のとおり
地震に関する情報	気象庁 仙台管区気象台 盛岡地方気象台	気象警報、洪水警報、火災気象通報及び地震に関する情報伝達系統図（別図1-1）のとおり
北上川上流（雫石川・中津川を含む。）・雫石川洪水予報	盛岡地方気象台及び岩手河川国道事務所	北上川上流洪水（雫石川・中津川を含む。）・雫石川予報伝達系統図（別図2）のとおり
北上川上流（雫石川・中津川を含む。）・築川・松川・北上川（県）・諸葛川水防警報（情報、警報）	岩手河川国道事務所 岩手県河川課 広域振興局土木部	北上川・雫石川・中津川・築川・松川・北上川（県）・諸葛川水防警報及び氾濫危険水位情報等伝達系統図（別図3）のとおり
県管理河川避難判断水位・氾濫危険水位情報	盛岡広域振興局土木部	北上川・雫石川・中津川・築川・松川・北上川（県）・諸葛川水防警報及び氾濫危険水位情報等伝達系統図（別図3）のとおり
ダム放流情報	四十四田、御所、綱取ダム管理事務所等	ダム放流連絡系統図（別図4～6）のとおり
火山に関する予報・警報・情報	仙台管区気象台	噴火警報、噴火予報、噴火速報、火山情報伝達系統図（別図7）のとおり
火災警報	盛岡地区広域消防組合	火災警報伝達系統図（別図8）のとおり

(3) 伝達機関等の責務

- ア 気象予報・警報等の発表機関及び伝達機関は、気象予報・警報等の発表、伝達、周知等が迅速かつ正確に行われるよう、伝達体制等の整備を図るとともに、所管する防災事務に基づき、気象予報・警報等の伝達先その他必要な要領を定める。
- イ 気象予報・警報等の受領及び伝達に当たっては、夜間、休日等の勤務時間外における体制の整備に留意する。
- ウ 気象予報・警報等の伝達機関は、災害による通信設備が損壊した場合においても、気象予報・警報等の受信、伝達等ができるよう、通信手段の複数化に努める。

(4) 市の措置

- ア 気象予報・警報等の通知を受けた場合は、次により、直ちに通知又は通報を行う。

内容	担当部	通知先
気象予報・警報等、火山に関する予報・警報、火災気象通報、土砂災害警戒情報及び地震に関する情報	総務部	(ア) 関係課 (イ) 消防団 (ウ) 住民
北上川上流（雫石川・中津川を含む。）洪水予報、北上川・雫石川・中津川・築川・松川・諸葛川水防警報及びダム放流情報、県管理河川氾濫危険水位情報	総務部 保健福祉部	(ア) 関係課 (イ) 消防団(水防団) (ウ) 盛岡地区広域消防組合 (エ) 市内各学校 (オ) 市出先機関 (カ) 指定緊急避難場所 (キ) 住民 (ク) 浸水区域内の地下街等及び災害時要配慮者施設
火災警報	総務部	(ア) 関係課 (イ) 消防団 (ウ) 住民
火山に関する予報・警報・情報	総務部	(ア) 関係課 (イ) 消防団 (ウ) 住民

- イ 市は、盛岡地区広域消防組合から、当該消防組合が入手した気象予報・警報等の通報を受ける。
- ウ 勤務時間外、休日等において気象予報・警報等を受理したときは、直ちに総務部に伝達する。
- エ 市の伝達経路は、別図1から8及び別表のとおりとする。
- オ 市は、同報系防災行政無線の整備等により、住民、団体等に対する気象予報・警報等の伝達手段の確保に努める。
- カ 火災警報の発令及び気象予報・警報の広報は、おおむね次の方法による。
 - (ア) テレビ・ラジオ放送
 - (イ) インターネット（ホームページ及び携帯端末に配信できるサービス）

- (ウ) 電話
- (エ) 広報車
- (オ) サイレン
- (カ) CATV
- (キ) 自主防災組織等の広報活動
- (ク) 同報系防災行政無線
- (ケ) ダム放流警報設備

【資料編3-2-1 四十四田ダム及び御所ダム放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定書】

【資料編3-2-2 網取ダム放流警報設備による災害情報等の伝達に関する協定書】

キ 水防法第15条の規定による、浸水想定区域内の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる地下街等及び主として要配慮者が利用する施設への洪水予報等の伝達は、別図2及び電話等により行うものとする。

ク 市は、気象特別警報を受領又は自ら知ったときは、直ちに、その内容を地域内の住民、団体等に周知させる措置をとるとともに、関係機関に通知する。

ケ 気象特別警報等については、「全国瞬時警報システム」(Jアラート)を活用し、入手・伝達経路の複数化を図る。

※ Jアラート 弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国(内閣官房、気象庁及び消防庁を経由)から送信し、市区町村の同報系の防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム

コ 防災気象情報の提供にあたり、参考となる警戒レベルもあわせて提供するものとする。

(5) 防災関係機関の措置

ア 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社

警報又は特別警報を受領した場合は、一般通信に優先して電話回線により、市に伝達する。

イ 放送事業者

ラジオ放送においては番組を利用し、また、緊急の場合は番組を中断し、テレビ放送においては字幕等により放送する。

ウ その他の防災関係機関

それぞれの所管事務に応じて、関係団体等に通知する。

2 異常現象発生時の通報

(1) 異常現象発見者の通報義務

ア 災害が発生するおそれがある異常な現象及び災害の発生により被害のある現象を発見した者は、速やかに最寄りの防災関係機関等に通報する。

イ 防災関係機関等は、異常現象の通報を受けたときは、市に通報する。

ウ 市は、異常現象の通報を受けたときは、その内容に応じて予防等の措置を講ずるべき所管の関係課に通知するとともに、次の区分に従い、担当機関に通報する。

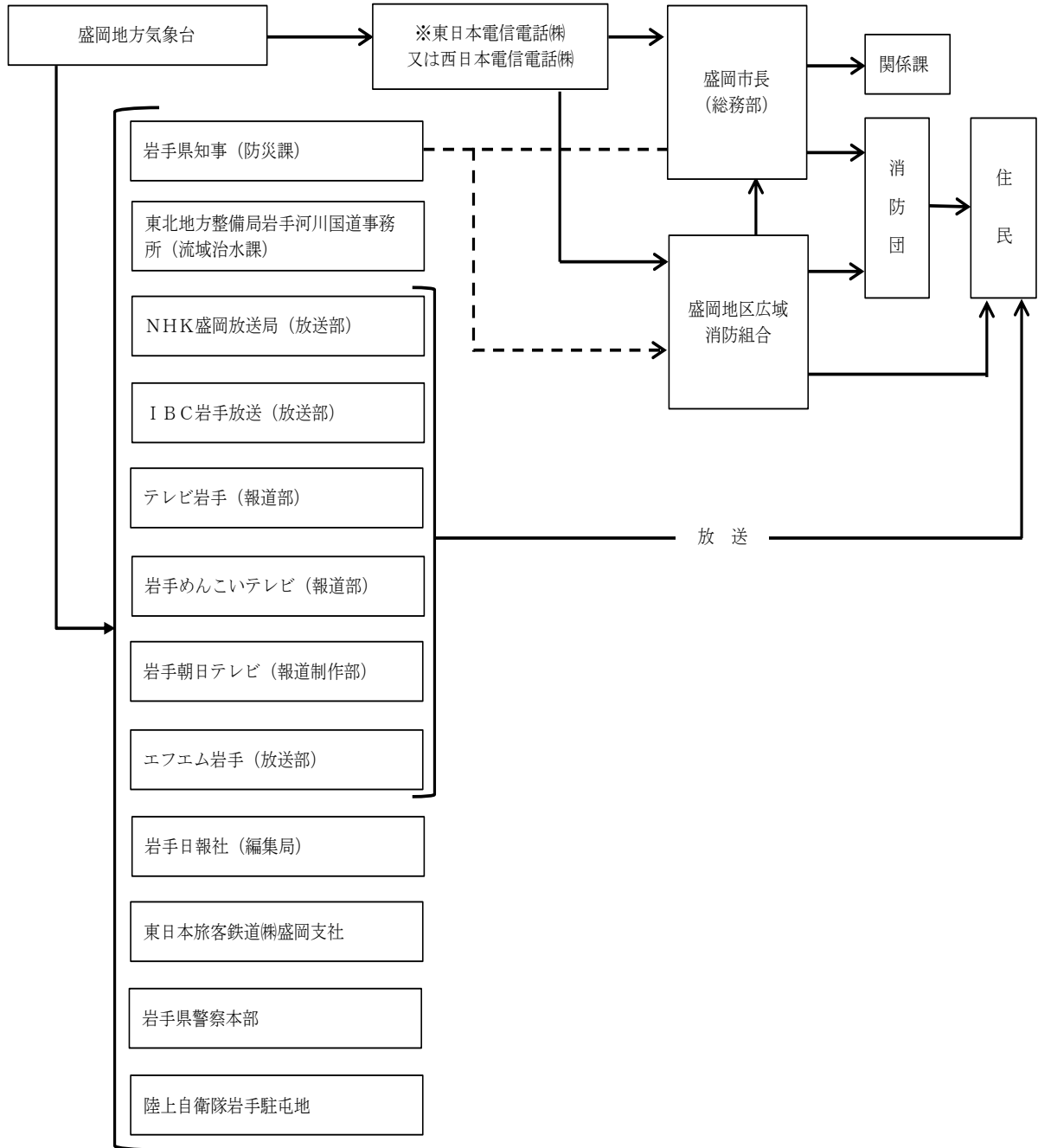
種別	担当機関	通報を要する異常現象の内容
水防に関するもの	岩手河川国道事務所 盛岡広域振興局土木部 岩手県復興防災部防災課	国又は県の管理に関する河川に係るもの
気象、地象及び水象に関するもの	盛岡地方気象台 岩手県復興防災部防災課	気象、地象、及び水象に係るすべてのもの
その他に関するもの	岩手県復興防災部防災課	国又は県が予防等の措置を必要と認められるその他の現象

(2) 異常現象の種類

通報を要する気象及び地象に関する異常現象は、おおむね次のとおりである。

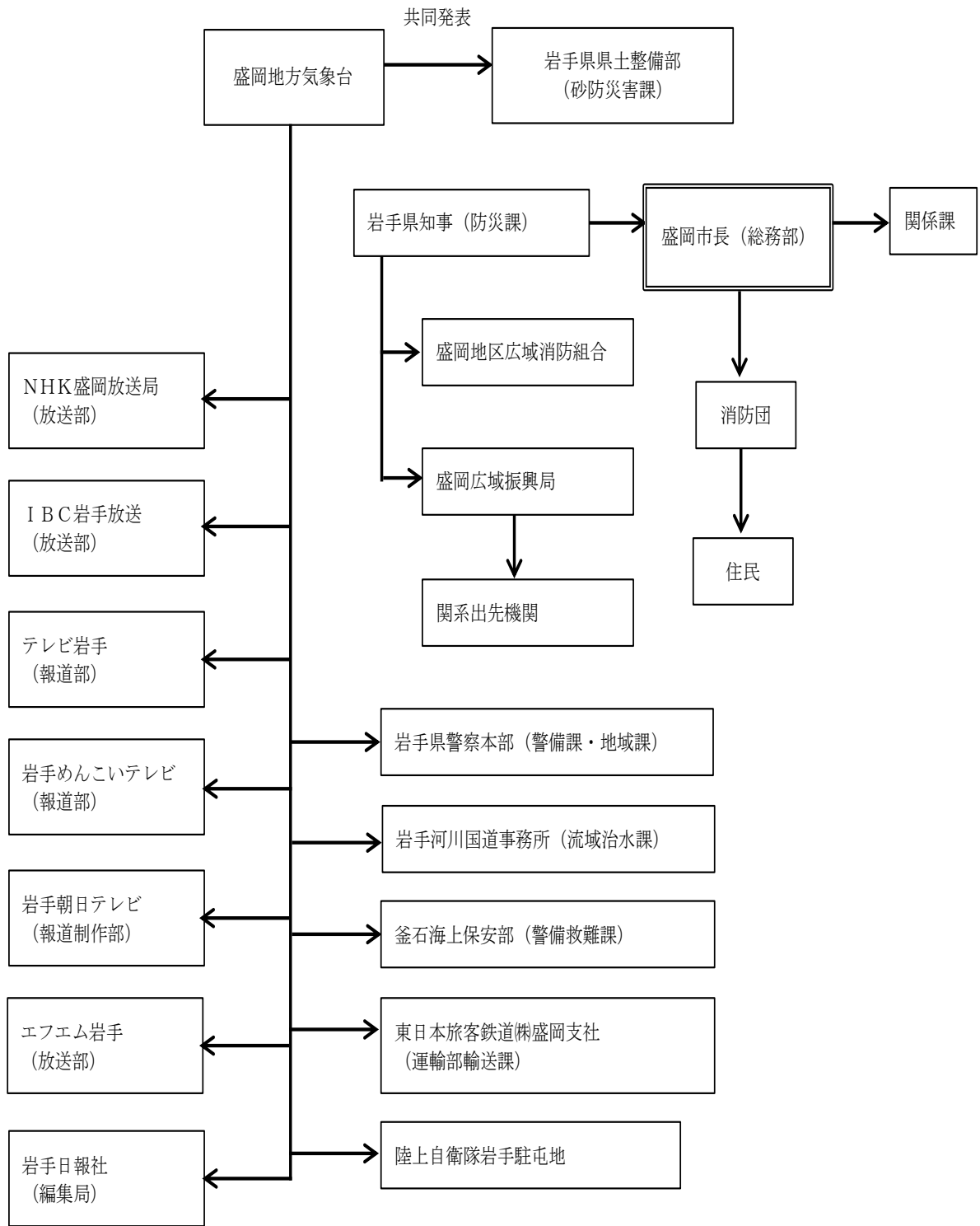
区分	異常現象の内容
水防に関する事項	堤防の異常
気象に関する事項	竜巻、強い降 ^{ひょう} 雹、強い突風等で著しく異常な気象現象
地象に関する事項	<p>火山関係</p> <p>ア 噴火現象 噴火（噴石、火砕流、火砕サージ、溶岩流、土石流、火山泥流等）及びこれに伴う降灰砂等</p> <p>イ 噴火以外の火山性異常現象 （ア）火山地域での地震の群発 （イ）火山地域での鳴動の発生 （ウ）火山地域での顕著な地形変化（山崩れ、地割れ、土地の昇沈陥没等） （エ）噴気、噴煙の顕著な異常変化（噴気孔、火孔の新生拡大、移動噴気・噴煙の量、色、臭い、温度、昇華物の異常変化） （オ）火山流域での湧泉の顕著な異常変化（湧泉の新生、湧出量、味、臭い、色、濁度、温度の異常変化等） （カ）火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生拡大、移動及びそれに伴う草木の立ち枯れ等 （キ）火山付近の海洋、湖沼、河川の水の顕著な異常変化（量、濁度、臭、色の変化、軽石、死魚等の浮上、発泡、温度の上昇等）</p> <p>地震関係</p> <p>数日間にわたり頻繁に感ずるような地震</p> <p>土砂災害関係</p> <p>ア 溪流 流水内での転石、流木の発生、流水の急激な濁り、土臭いにおい、地鳴り</p> <p>イ かけ崩れ 小石の落下、亀裂の発生、湧水の異常（量の増加、濁り等）、斜面のはらみ出し、地鳴り</p>
その他に関する事項	通報を要すると判断される上記以外の異常な現象

別図1-1 気象警報、洪水警報、火災気象通報及び地震に関する情報伝達系統図

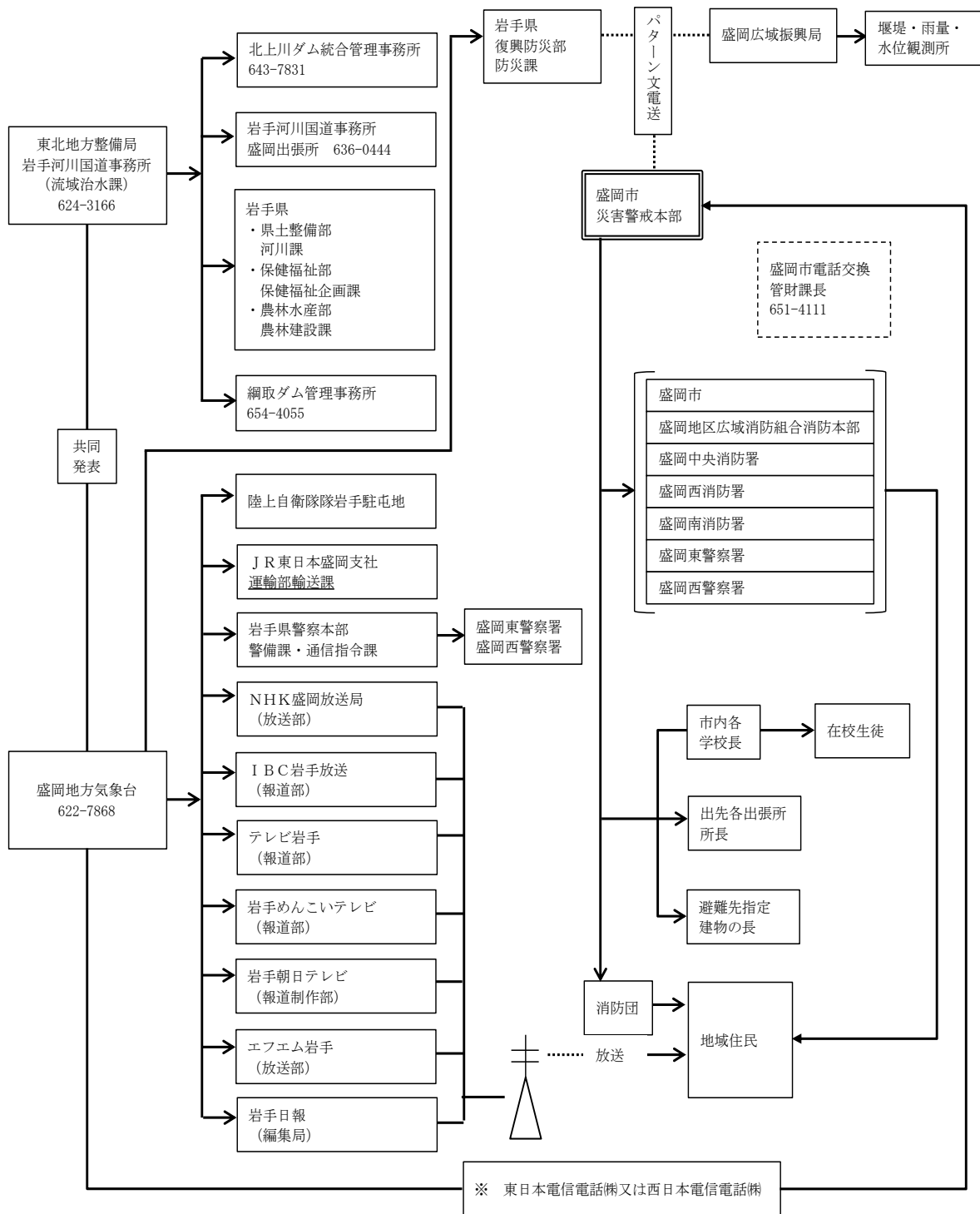


- 1 表中の - - - - は、岩手県総合防災情報ネットワークによる通報を示す（以下同じ。）
- 2 火災気象通報は、岩手県知事に対してのみ通報される。
- 3 地震に関する情報は、東日本電信電話(株)・西日本電信電話(株)には伝達されない。
- 4 ※警報発表及び解除のみ

別図1-2 土砂災害警戒情報伝達系統図

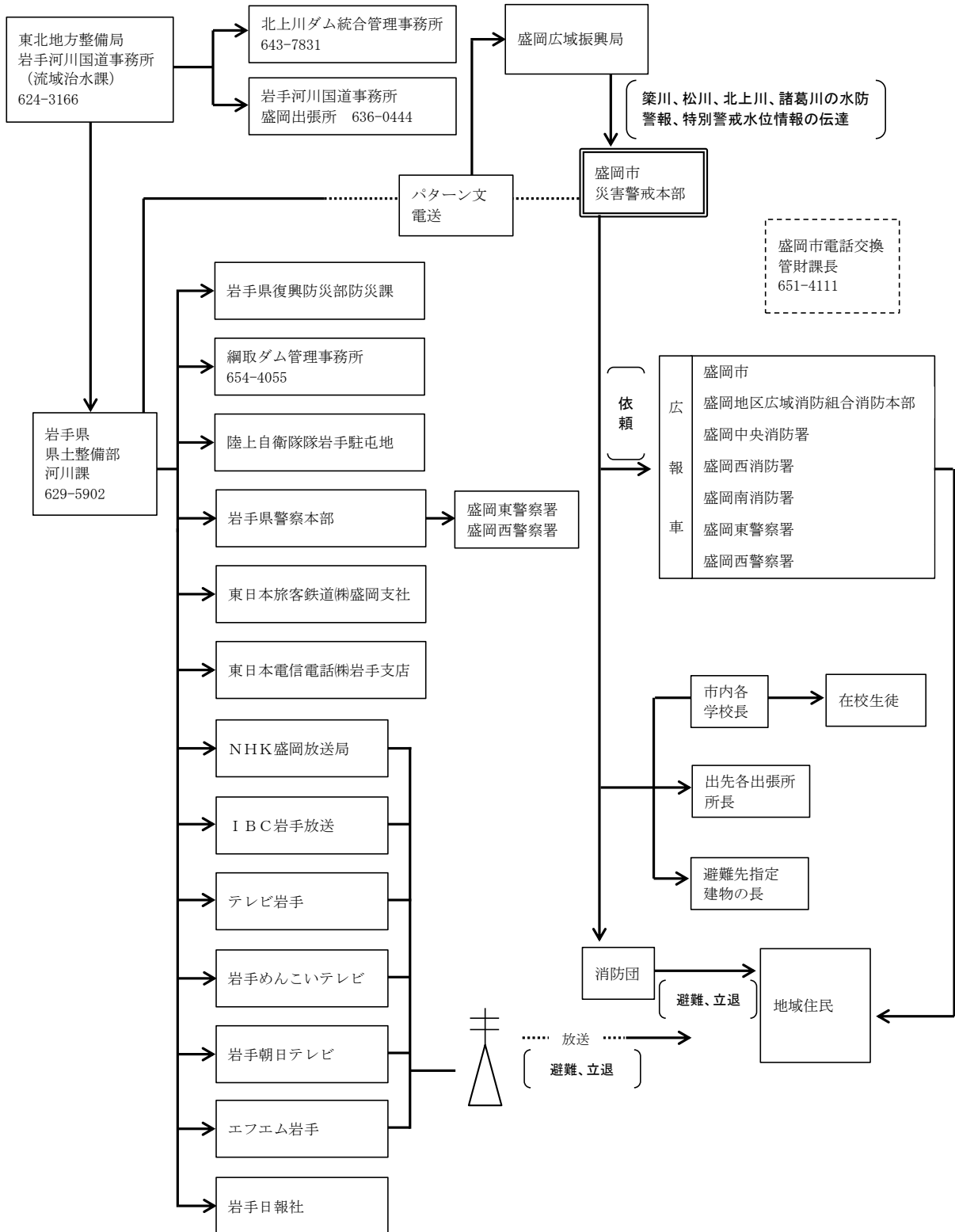


別図2 北上川上流（雫石川・中津川含む）・雫石川洪水予報伝達系統図

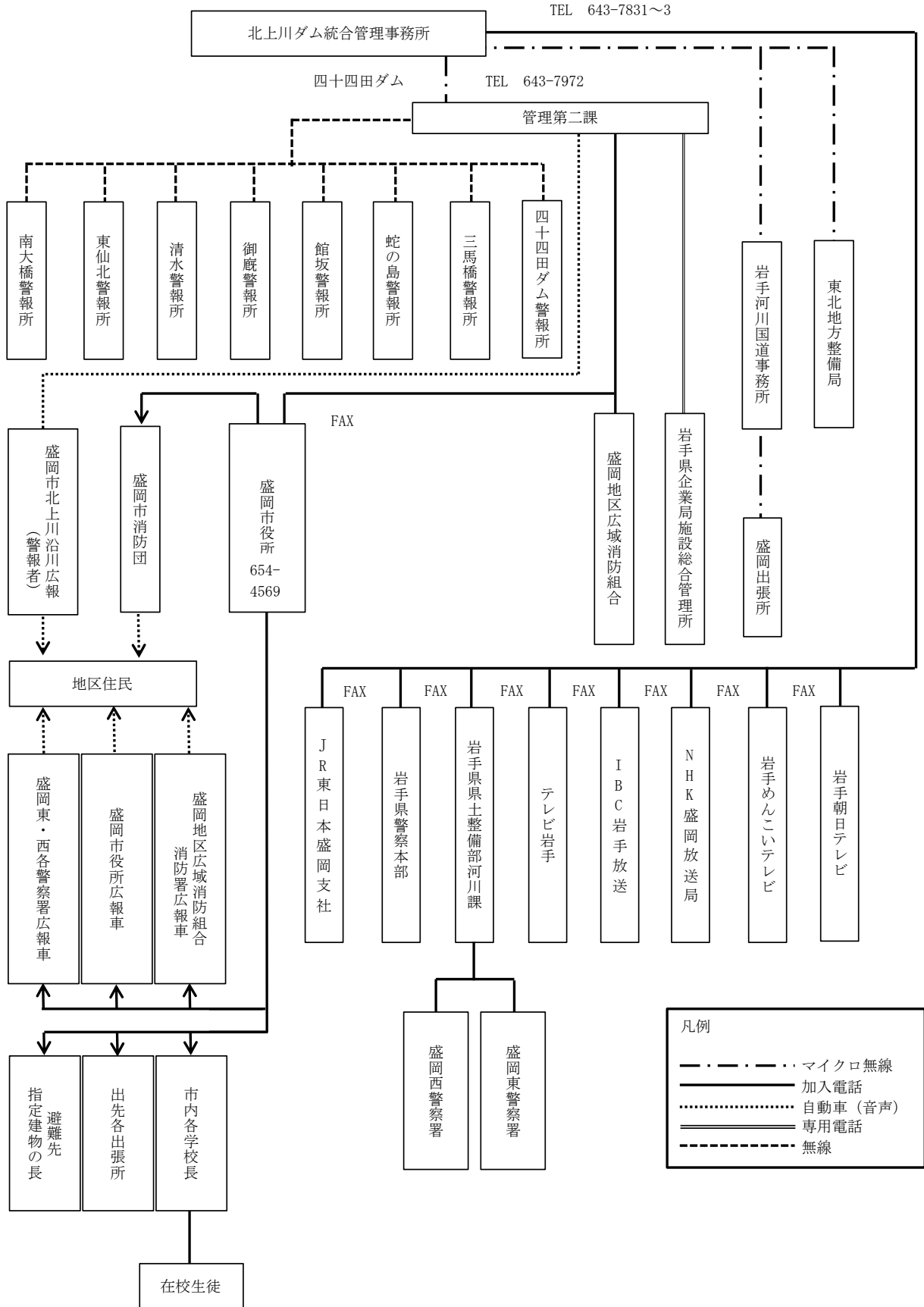


※は北上川上流洪水予報（洪水警報）の発表及び解除のみ。ただし、指定河川の洪水警報の通知は、一般の利用に適合する洪水警報（気象業務法第13条の1項）の通知をもってかえることができる。

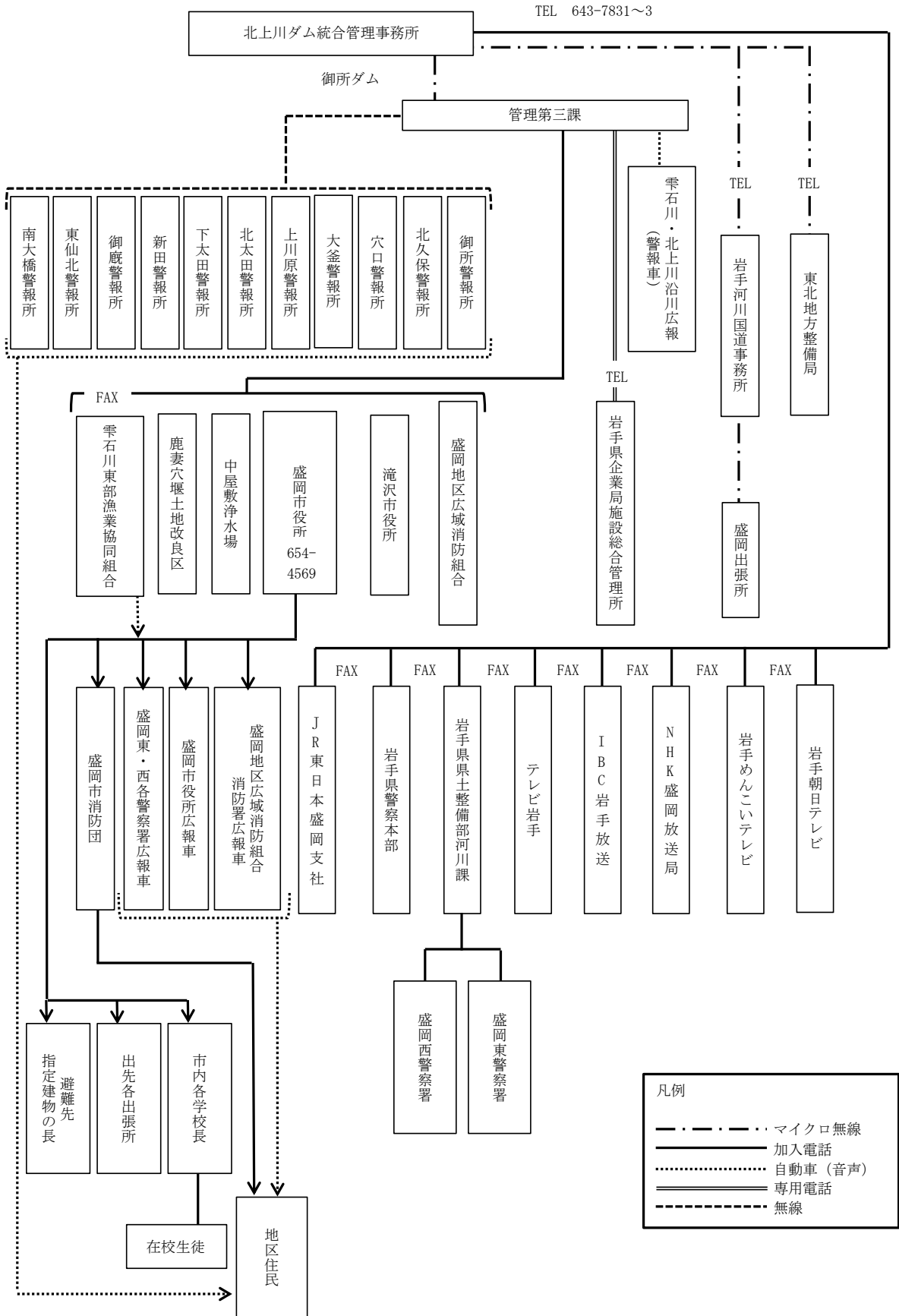
別図3 北上川・雫石川・中津川・築川・松川・北上川（県）・諸葛川水防警報及び氾濫危険水位情報等伝達系統図



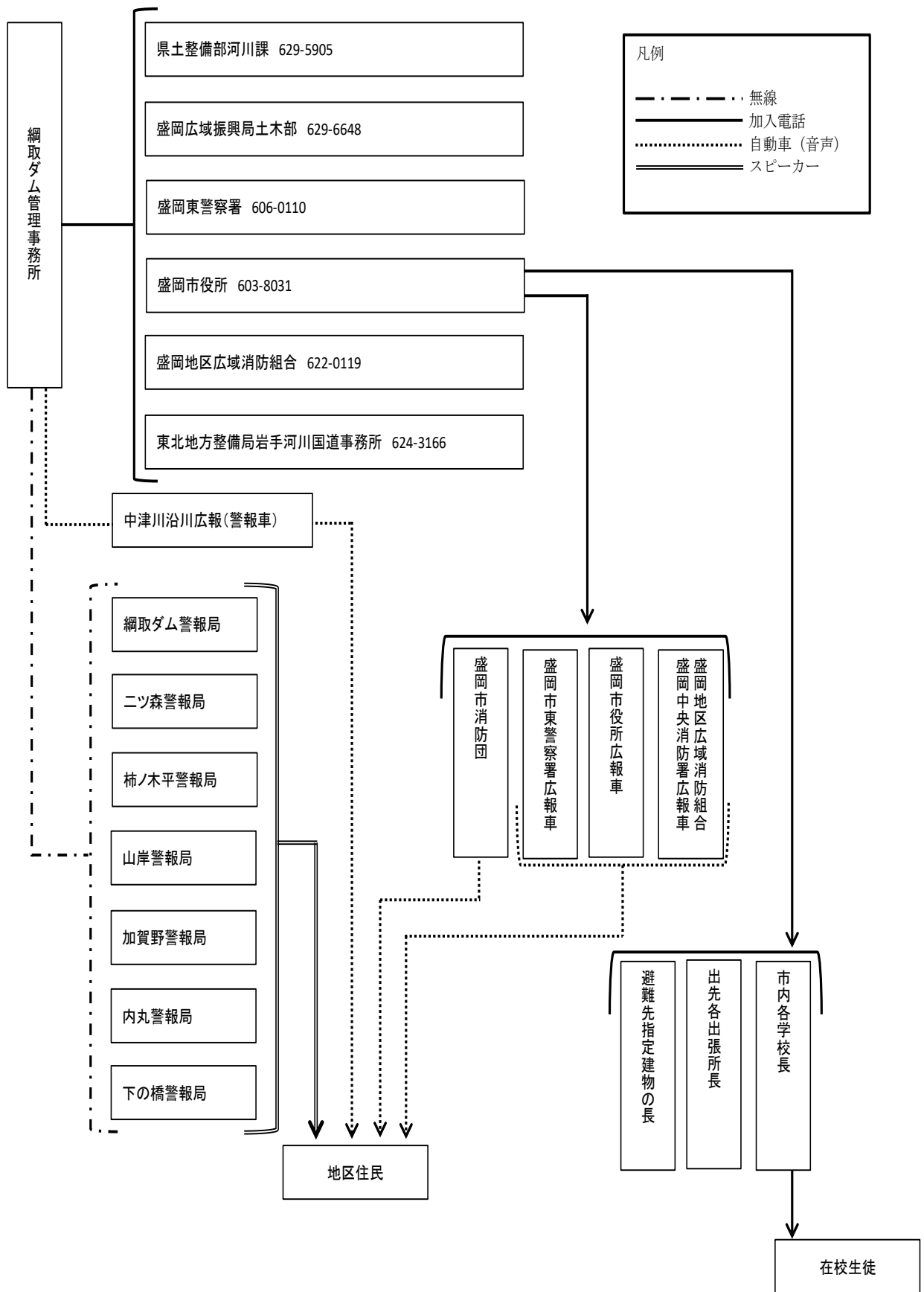
別図4 四十四田ダム放流連絡系統図



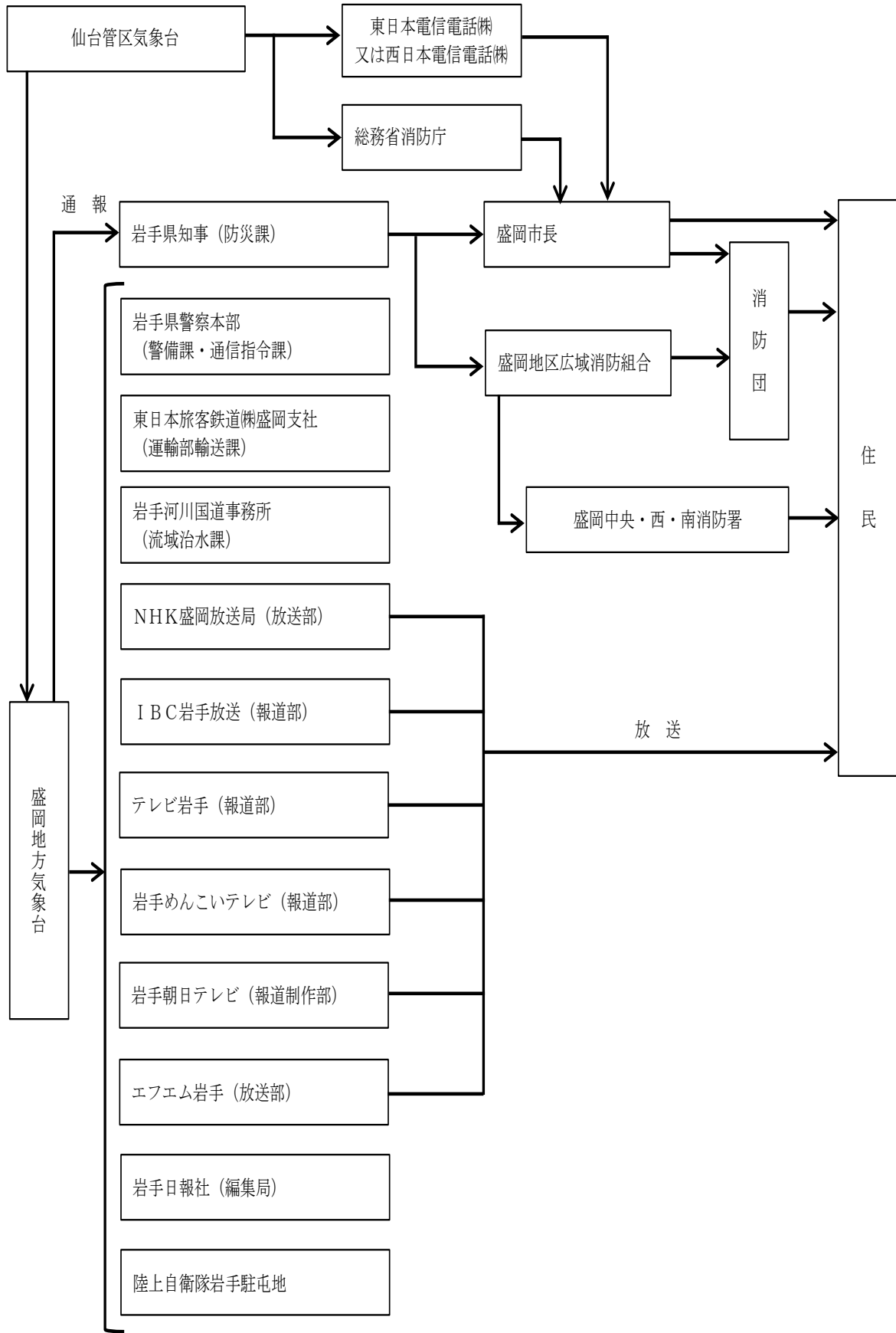
別図5 御所ダム放流連絡系統図



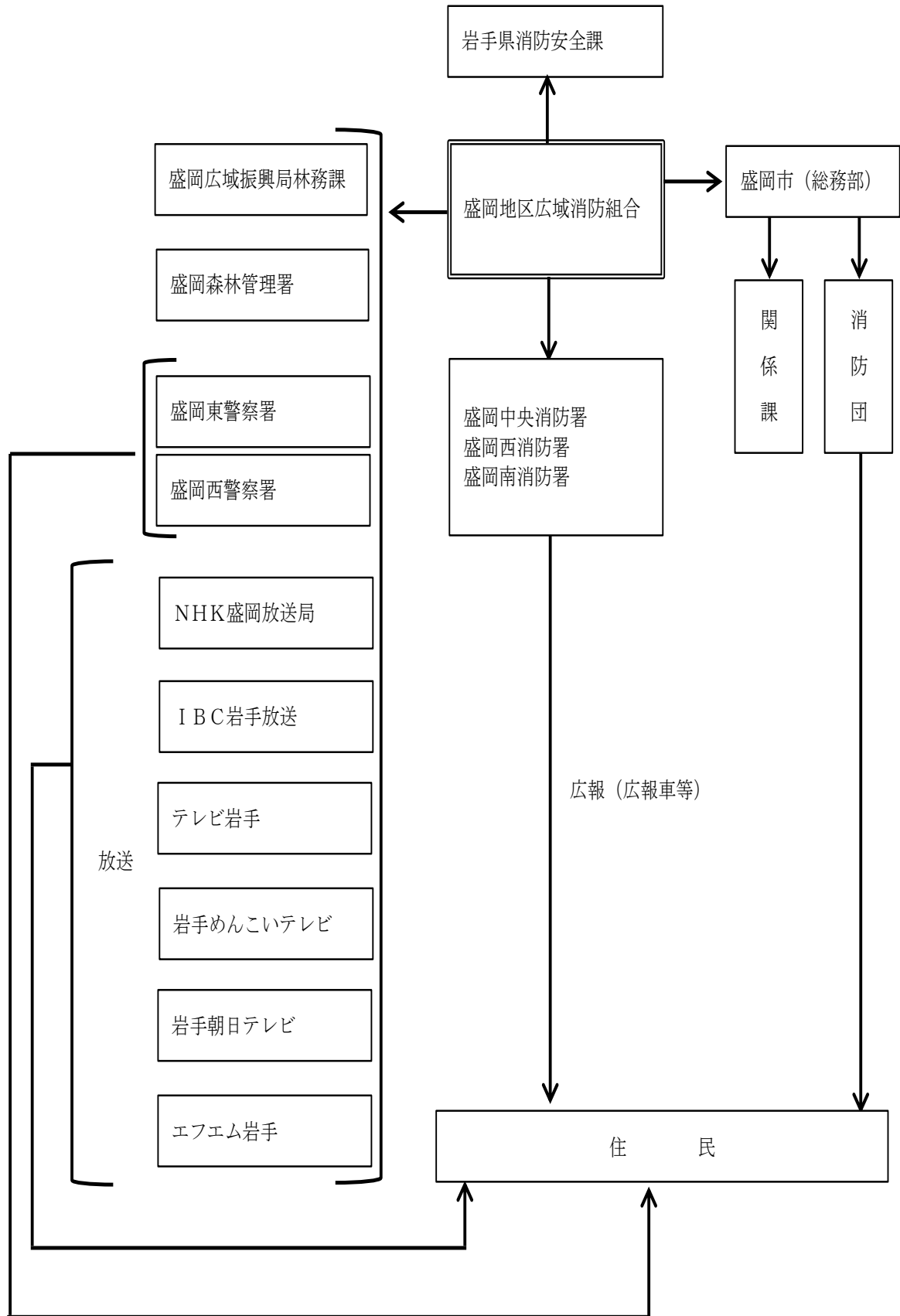
別図6 網取ダム放流連絡系統図



別図7 噴火警報、噴火予報、噴火速報、火山情報伝達系統図



別図8 火災警報伝達系統図



別表 気象予報・警報等通知計画

区分	気象予報・警報等の種類別伝達要否																									
	気象情報	気象注意報									気象警報						特別警報									
		風雪注意報	強風注意報	大雨注意報	大雪注意報	雷注意報	乾燥注意報	霜注意報	低温注意報	なだれ注意報	洪水注意報	暴風警報	暴風雪警報	大雨警報	大雪警報	洪水警報		火災警報								
通知受領者																										
市長公室部	広聴広報課長	○	○	○	○	○	○	○							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
総務部	総務課長	○	○	○	○	○	○	○							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	危機管理防災課長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
財政部	財政課長				○										○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
市民部	市民協働推進課長				○										○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
交流推進部	文化国際課長				○	○		○	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
環境部	環境企画課長															○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
保健福祉部	地域福祉課長															○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
子ども未来部	子ども青少年課															○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
商工労働部	経済企画課長				○	○		○	○	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
農林部	農政課長				○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
建設部	道路管理課長	○	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
都市整備部	都市計画課長				○											○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
玉山総合事務所	総務課長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
出納部	会計課長															○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
医療部	総務課長															○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
上下水道部	総務課長				○		○								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
教育部	総務課長			○	○	○		○							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
応援部	監査課長															○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

第3節 通信情報計画

第1 基本方針

- 1 市及び防災関係機関は、災害時における通信を確保するため、専用通信施設の整備に努めるとともに、有線及び無線を通じた通信連絡システムを定め、通信手段の適切な運用を図る。
- 2 災害時において通信を確保できるよう、通信施設・設備の耐震化及びサブシステム化並びに代替通信手段の確保に努める。
また、通信施設等が損壊した場合において、迅速に応急復旧ができるよう資機材及び要員の確保に努める。
- 3 災害時における通信は、原則として専用通信施設により行うものとするが、災害により使用できない場合又は緊急を要する場合においては、他の防災関係機関等の有する専用通信施設等を利用して通信の確保を図るものとし、東北地方非常通信協議会等を通じて防災関係機関相互の連携を強化する。

第2 実施要領

1 電気通信設備の利用

災害時において電気通信設備がふくそうした場合は、災害時優先電話又は非常・緊急電報を利用し、通信を確保する。

(1) 災害時優先電話の指定

市及び防災関係機関は、災害時優先電話を利用するため、あらかじめ通信事業者に非常・緊急通話用の電話番号を申請し、承認を受ける。

【資料編3-3-1 災害時優先電話一覧表】

(2) 災害時優先電話の利用

市及び防災関係機関は、電気通信設備による通話が困難である場合は、災害時優先電話用の電話機において通信を行う。

(3) 非常・緊急電報の利用

電話により非常・緊急電報を依頼する場合は、115番をダイヤルし、自己の電話番号及び発信責任者名を電報サービス取扱所に伝えて申し込む。

2 専用通信施設の利用

(1) 災害時における通信連絡に当たっては、それぞれの専用通信施設を有効に活用する。特に移動系無線局については、防災拠点や被災地に重点配備する。

(2) 災害により専用通信施設が損壊した場合においても通信を確保できるよう、通信施設のシステム化に努めるとともに、応急復旧に必要な要員及び資機材を確保する。

【資料編3-3-2 専用通信施設の設置機関一覧表】

3 電気通信設備が利用できない場合の通信の確保

(1) 他の機関が設置する通信設備の利用又は使用

ア 市本部長は、災害対策基本法第57条及び第79条の規定により、次の通信設備を利用し、使用することができる。

- (ア) 消防通信設備
- (イ) 水防通信設備
- (ウ) 警察通信設備
- (エ) 気象通信設備
- (オ) 自衛隊通信設備
- (カ) 電力通信設備
- (キ) 鉄道通信設備

イ これらの通信設備を利用し、使用する場合には、次の事項を管理者に申し出て行うものとするが、当該機関相互において、あらかじめ協議又は協定の締結により、円滑な利用を図る。

- (ア) 利用又は使用しようとする通信施設
- (イ) 利用又は使用しようとする理由
- (ウ) 通信の内容
- (エ) 発信者及び受信者
- (オ) 利用又は使用を希望する機関
- (カ) その他必要な事項

(2) 非常通信の利用

ア 市本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できないとき、又は利用することが著しく困難であり、災害応急対策等のために必要であると認めるときは、非常通信を利用して通信の確保を図る。

イ 非常通信は、地震、台風、洪水、火災その他の非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保及び秩序の維持のために行われる場合に限られる。

ウ 非常通信は、無線局の免許人が自ら発受信するほか、防災関係機関等からの依頼に応じて発信する。また、無線局の免許人は、防災関係機関等以外の者からの依頼であっても、人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の場合においては、非常通信を実施する。

エ 非常通信による通報の内容は、「非常通信運用細則」に定めるところによる。

【資料編3-3-3 非常通信運用細則】

オ 市本部長は、災害時に利用できる無線局を把握するとともに、非常通信の利用について、無線局とあらかじめ協議を行う。

カ 非常通信は、次の要領により、通信文を電文形式（片仮名）又は平文で記載の上、無線局に依頼する。

- (ア) あて先の住所、氏名（職名）及び電話番号
- (イ) 字数は200字以内（平文の場合は片仮名換算）にする。
- (ウ) 本文中の濁点及び半濁点は字数に数えない。
- (エ) 用紙の余白の冒頭に「非常」と朱書きし、また、末尾に発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入する。

キ 非常時において、他の通信手段が確保できない場合においては、アマチュア無線団体に対して協力を求める。

【資料編3-3-4 アマチュア無線団体一覧表】

(3) 自衛隊の要請

市本部長は、通信支援の必要がある場合は、第12節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、自衛隊の災害派遣を要請する。

(4) 放送の利用

ア 市本部長は、緊急を要する場合で、他の電気通信設備又は無線設備による通信ができないとき、又は著しく困難なときにおいては、「災害時における放送要請手続きに関する協定書」に定める手続きに基づき、災害に関する放送を日本放送協会盛岡放送局、株式会社IBC岩手放送、株式会社テレビ岩手、株式会社エフエム岩手、株式会社岩手めんこいテレビ、株式会社岩手朝日テレビ、株式会社ラヂオもりおか及び岩手ケーブルテレビジョン株式会社に対して要請する。

【資料編3-3-5 災害に関する放送要請協定一覧表】

【資料編3-3-6～13 災害時における放送要請手続きに関する協定】

イ 放送の要請は、次の事項を放送局長に文書により通知して行う。ただし、緊急を要する場合は、担当部局に電話又は口頭により要請する。

- (ア) 放送を求める理由
- (イ) 放送内容
- (ウ) 放送範囲
- (エ) 放送希望時間
- (オ) その他必要な事項

4 防災相互通信用無線の整備

市及び防災関係機関は、大規模な災害が発生した場合において、消防、警察等の防災関係機関と協力して災害現場で防災活動を円滑に行うことができるよう、これらの機関相互で共通運用する無線として、防災相互通信用無線の整備に努める。

5 通信運用マニュアルの作成等

市及び防災関係機関は、災害時における通信回線のふくそう及び混信並びに通信施設の損壊に際しても通信を確保できるよう、あらかじめ災害応急対策に必要な通信機器の需要の動向等を踏まえ、通信運用マニュアルを作成するなど、効果的な運用に努めるとともに、通信施設の応急復旧に必要な資機材及び要員を確保する。

6 通信施設の応急復旧

災害により市の通信施設が使用不能となった場合は、業者に依頼し、速やかに応急復旧を図る。

【資料編3-3-14 盛岡市通信施設応急復旧業者一覧表】

第4節 情報の収集・伝達計画

第1 基本方針

- 1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を円滑かつ的確に実施するため、災害情報の収集及び伝達を行う。
- 2 災害情報の収集及び伝達に当たっては、災害情報システムを利用する等、防災関係機関と密接に連携を図る。
- 3 災害により通信施設が被災した場合においても災害情報を関係機関に伝達できるよう、通信手段の複数化を図る。
- 4 災害応急対策を効果的に実施するため、重要な情報をあらかじめ選定し、その情報を優先的に収集及び伝達する。
- 5 Lアラート(災害情報共有システム)で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

第2 実施機関(責任者)

実施機関	収集・伝達する災害情報の内容	初期情報 報告様式	被害額等 報告様式
市本部長	1 災害発生の概要及び災害応急対策の実施状況	1	-
	2 避難指示の実施状況	1-1	-
	3 人的被害及び住家等の被害状況	2	2
		2-1	2-1
		2-2	2-2
	4 庁舎等の被害状況	3	3
	5 社会福祉施設、社会教育施設、文化施設及び体育施設の被害状況	4	4
	6 医療施設、上下水道施設及び保健衛生施設の被害状況	B	5
		C	5-1
		5	
		5-1	
	7 消防防災施設の被害状況	6	6
8 自然公園施設及び観光施設の被害状況	D	7	
9 商工関係の被害状況	E	8	
10 高圧ガス及び火薬類施設の被害状況	9	9	
11 水産関係の被害状況	F	10	
12 農業施設の被害状況	F	12	

実施機関	収集・伝達する災害情報の内容	初期情報 報告様式	被害額等 報告様式
	13 農作物等の被害状況	F	13
	14 家畜等の被害状況	F	14
	15 農地農業用施設の被害状況	F	15
	16 林業施設、林産物、市有林及び私有 林の被害状況	F	16
	17 河川、道路、橋りょう及び都市施設 等の被害状況	G-1	17
	18 市営住宅の被害状況	G-1	18
	19 学校に係る児童、生徒及び教職員の 被害状況	H	19
	20 学校の被害状況	H	20
	21 指定文化財の被害状況	H	21
盛岡広域振興局土木部	所管する河川、ダム、道路、橋りょう、 砂防、地すべり防止施設等の被害状況	17	17
岩手河川国道事務所	所管する河川、ダム、道路、橋りょう、 砂防、地すべり防止施設等の被害状況	17	17
北上川ダム統合管理事務所			
盛岡森林管理署	所管する森林、施設等の被害状況	16	16
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	施設等の被害状況	-	-
東日本電信電話（株）岩手支 店	所管する電気通信関係施設の被害状況	-	-
エヌ・ティ・ティ・コミュニ ケーションズ（株）			
（株）NTTドコモ			
KDDI（株）			
ソフトバンク（株）			
楽天モバイル（株）			
東日本旅客鉄道（株）盛岡支 社	所管する鉄道関係施設の被害状況	-	25
I GRいわて銀河鉄道（株）			
東北電力ネットワーク（株） 盛岡電力センター	所管する電力関係施設の被害状況	23	23
（一社）岩手県高圧ガス保安 協会	所管するガス関係施設の被害状況	9	9
盛岡ガス（株）			

【資料編3-4-2 災害情報事務処理要領実施細目】

〔市本部の担当〕

部	課	担当業務
総務部	管財課	庁舎等の被害報告
	危機管理防災課	1 人的被害及び住家等の被害報告 2 消防防災施設等の被害報告
市民部	市民協働推進課	コミュニティ施設等の被害報告
	市民登録課	火葬場等の被害報告
交流推進部	文化国際課	文化施設の被害報告
	スポーツ推進課	スポーツ施設の被害報告
	観光課	観光施設等の被害報告
環境部	環境企画課	飲料水供給施設の被害報告
	廃棄物対策課	一般廃棄物処理施設等の被害情報の報告
	クリーンセンター課	
	資源循環推進課	
保健福祉部	地域福祉課	社会福祉施設等の被害報告
	障がい福祉課	
	長寿社会課	
	介護保険課	
	生活福祉第一課	
	生活福祉第二課	
	企画総務課	医療施設等の被害報告
子ども未来部	子ども青少年課	要保護児童等の被害報告
		社会福祉施設等の被害報告
商工労働部	経済企画課	商業関係施設・勤労者福祉施設等の被害報告
	ものづくり推進課	工業関係施設等の被害報告
農林部	農政課	1 農林業施設等の被害報告
	林政課	2 農作物等の被害報告
	農業委員課	3 家畜等の被害報告 4 森林等の被害報告 5 飲雑用水供給施設の被害報告
建設部	道路管理課	道路、橋りょう施設等の被害報告
	河川課	河川管理施設等の被害報告
	建築住宅課	市営住宅等の被害報告
都市整備部	都市計画課	都市施設等の被害報告
	景観政策推進課	保存建造物等の被害報告
	公園みどり課	公園施設等の被害報告
	建築指導課	建築物等の被害報告
	盛岡南整備課	開発区域内の都市施設等の被害報告
	市街地整備課	
玉山総合事務所部	総務課	消防防災施設等の被害報告
	税務住民課	飲料水供給施設等の被害報告
	健康福祉課	被災者の被害報告

部	課	担当業務
玉山総合事務所 所部	産業振興課	1 農林業施設等の被害報告 2 農作物・家畜等被害報告
	建設課	道路・河川・公園等施設の被害報告
医療部	総務課	医療施設等の被害報告
	医事課	
上下水道部	総務課	上下水道施設等の被害報告
教育部	総務課	学校施設等の被害報告
	学務教職員課	児童、生徒、教員等の被害報告
	生涯学習課	社会教育施設等の被害報告
	歴史文化課	文化財等の被害報告
応援部	議事総務課	応援部隊の集結場所の被害報告
	選挙管理委員課	
	監査課	

※ 玉山総合事務所部の担当業務は、玉山地域に関するものに限る。

第3 実施要領

1 災害情報の収集及び報告

- (1) 市本部長は、災害情報ごとに、その収集及び報告に係る責任者、調査要領、連絡方法等を定める。
- (2) 市本部長は、災害情報の総括責任者を選任し、災害情報の収集、集計及び報告に当たらせる。
- (3) 市本部長は、災害情報の収集に当たっては、所轄警察署と緊密な連絡を行う。
- (4) 市本部長は、災害の規模及び状況により、市本部における情報の収集及び被害調査が不可能又は困難と認めた場合は、次の事項を明示して、県本部長、県盛岡地方支部長又は防災関係機関の長に対して応援要請を行う。
 - ア 職種及び人数
 - イ 活動地域
 - ウ 応援期間
 - エ 応援業務の内容
 - オ 携行すべき資機材等
 - カ その他参考事項
- (5) 市本部長は、被害状況を県盛岡地方支部長に報告するが、緊急を要する場合には、県本部長に直接報告する。
- (6) 市本部長は、直接即報基準（「火災・災害等即報要領」〔昭和59年10月15日消防災第 267号〕に基づき市町村が即報すべき火災、災害等の基準）に該当する火災・災害等を覚知した場合は、第1報については、県本部長のほか、直接消防庁にも、原則として30分以内に報告する。
- (7) 市本部長は、県本部と連絡がとれない場合は、直接国に対して被害状況を報告する。
- (8) 市本部長は、火災等の災害が同時多発し、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への

通報が殺到した場合には、最も迅速な方法により、直ちに消防庁及び県本部長に報告する。

- (9) 孤立地域が発生した場合には、防災関係機関と連携し、被害状況、備蓄状況及び要配慮者の有無等を早期に把握し、県に報告する。

【資料編2-6-1 災害時孤立化想定地域一覧表】

- (10) 市本部長は、災害情報の収集及び報告に当たっては、次の事項に留意する。

ア 災害の初期の段階で被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、災害の具体的状況、個別の災害情報などの概要を報告する。

イ 収集した災害情報は、地域別、対策別、組織別及び確認、未確認別等に整理の上、管理する。

ウ 市本部長が行う災害応急対策に必要な災害情報のうち、自ら収集できない情報については、その情報源及び収集方法を明らかにしておく。

【資料編3-4-3 災害時におけるタクシー無線による情報収集に関する協定書（岩手県タクシー協会盛岡支部）】

【資料編3-4-4 地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書（国土地理院）】

【資料編3-4-5 災害時における地図製品等の供給等に関する協定（株式会社ゼンリン）】

- (11) 応援要請

ア 市本部長は、災害状況を迅速かつ的確に把握するため、特に必要があるときは、次のヘリコプターの派遣を要請して情報収集を行う。

(ア) 県防災ヘリコプター

(イ) 警察ヘリコプター

(ウ) 消防ヘリコプター

(エ) 自衛隊ヘリコプター

イ 市本部長は、航空機による情報収集の必要がある場合は、県本部長又は県盛岡地方支部警察署長に要請する。

ウ 市本部長が、自衛隊の航空機による情報収集のため、自衛隊の災害派遣要請をする場合の手続きは、第12節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

エ 市本部長は、ドローンによる情報収集の必要がある場合は、関係機関や協定先に要請し、上空からの被災状況の把握に努める。

- (12) 防災関係機関は、その所管する災害情報の収集及び報告に係る責任者を定め、災害が発生した場合には、関係機関に対して迅速かつ正確に報告又は通報する。

2 災害情報収集の優先順位

(1) 災害情報の収集に当たっては、災害の規模の把握及び災害応急対策の実施において重要な被害情報を優先的に収集する。

(2) 災害発生 of 初期においては、住民の生命、身体に対する被害状況及び住民が当面の生活を維持することに直接関係する住居、医療衛生施設、交通施設、通信施設等の被害状況を重点的に収集する。

(3) 災害の規模や状況が判明したときは、公共施設、文教施設、産業施設その他の被害状況を調査して収集する。

3 災害情報の報告要領

(1) 報告を要する災害及び基準

報告を要する災害は、おおむね次の基準に合致するものをいう。

- ア 人的又は物的被害が生じたとき。
- イ 災害救助法の適用基準に合致したとき。
- ウ 災害対策本部を設置したとき。
- エ 災害が初期の段階で軽微であっても、今後拡大するおそれのあるとき、又は市における災害は軽微であっても全国的に見た場合に同一災害で大きな被害が生じているとき。
- オ 災害による被害に対して国の特別の財政援助（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第 150号）、災害復旧国庫負担法等による国庫補助の適用がなされること。）を要するとき。
- カ 災害の状況及び社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるとき。

(2) 被害状況判定の基準

災害による被害の判定は、被害状況判定の基準の定めるところによる。

【資料編3-4-1 災害の被害認定基準・災害報告取扱要領】

(3) 災害情報の種類

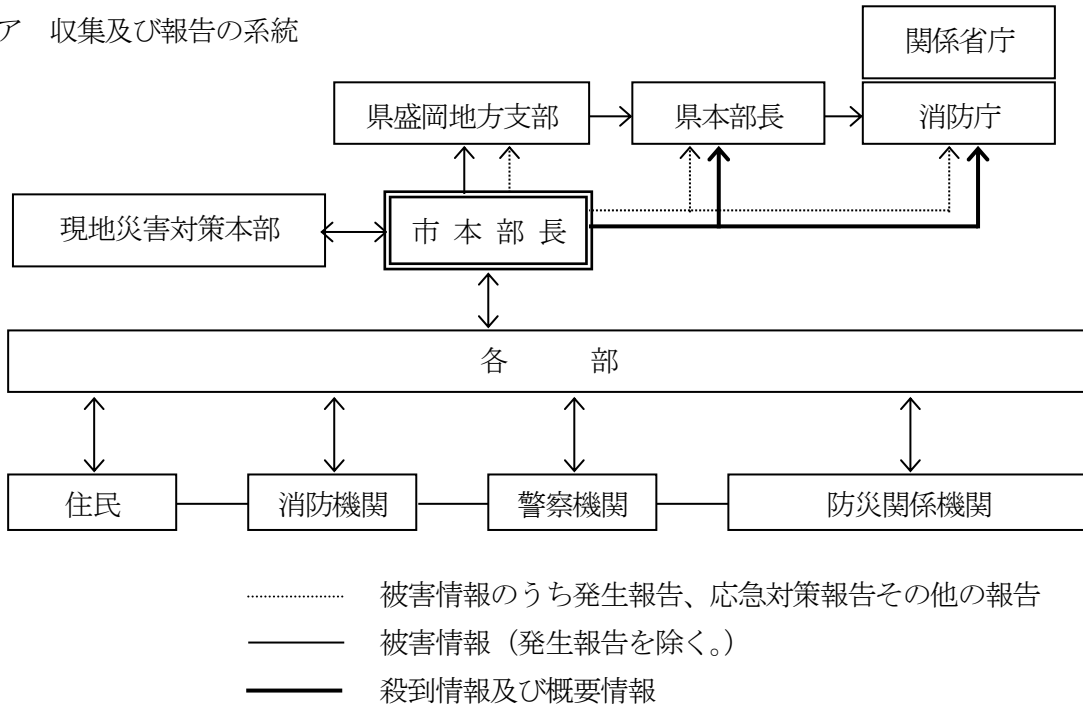
災害情報は、次の種類別に報告する。

種類	内容	報告様式	伝達手段
初期情報 報告	被害発生直後にその概要を報告するとともに、災害応急対策の内容とその進捗状況について逐次報告するもの	様式1～1-1	原則として、電子メール及び県行政情報ネットワークによるものとし、防災行政無線（電話、ファックス）等はバックアップ用として利用するものとする。
	災害の規模やその状況が判明するまでの間（災害発生初期）に、種類別に報告するもの	様式A～J及び様式2、2-1、2-2、3、4、5、5-1、6、9、22、23、24	
被害額等 報告	被害額等が判明した時に、種類別に報告するもの	様式2～25	
その他の 報告	前記の報告以外で、必要な事項について報告するもの	任意様式	

(4) 報告の系統

各部及び防災関係機関から報告を受けた災害情報は、次の系統により伝達する。

ア 収集及び報告の系統



イ 報告要領

報告は、災害情報事務処理要領実施細目に定める報告種別及び区分による。

【資料編3-4-2 災害情報事務処理要領実施細目】

4 災害情報通信の確保

(1) 災害情報通信のための電話の指定

市本部長は、災害時における情報連絡系統を明らかにするとともに、そのふくそうを避けるため、災害情報通信に使用する災害時優先電話を定める。

(2) 災害情報通信に使用する通信施設

災害情報の報告又は通報を行う場合に使用する通信施設については、次のいずれかによる。

ア 災害対策本部並びに県本部及び県盛岡地方支部との場合

防災行政情報通信ネットワーク衛星系、県情報通信基盤（いわて情報ハイウェイ）、指定電話、消防無線（一部有線電話使用）、電報及び非常通信

イ 災害対策本部及び他の防災関係機関との場合

インターネット、指定電話、電報及び非常通信

ウ 災害対策本部及び国との場合

インターネット、指定電話、電報及び非常通信

エ 防災関係機関相互の場合

専用電話、指定電話及びインターネット

(3) 伝達手段の確保

ア 災害情報の収集伝達は、自ら有する有線及び無線通信施設を利用し、最も迅速かつ的確な手段をもって行う。

イ 有線及び無線通信施設が災害により損壊した場合においては、第3節「通信情報計画」

の定める他の通信手段により、災害情報の収集伝達を行う。

ウ すべての通信が不通の場合においては、通信可能な地域まで伝令を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして災害情報の収集伝達に努める。

5 消防庁への報告先

区分 回線別	平日 (9:30~18:15) 消防庁応急対策室	左記以外 消防庁宿直室
NTT回線	TEL 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537	TEL 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553
地域衛星通信ネットワーク	TEL (*2)-048-500-90-43422 FAX (*2)-048-500-90-49033	TEL (*2)-048-500-90-49102 FAX (*2)-048-500-90-49036

※ () …盛岡市役所内線電話から発信の場合

第5節 広報広聴計画

第1 基本方針

- 1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災者の人心の安定を図るとともに災害救助に対する協力及び復興への意欲を喚起し、円滑な災害応急対策を推進するため、広報広聴活動を実施する。
- 2 広報活動の実施に当たっては、防災関係機関が密接な連携の下に行うものとし、情報の混乱、誤報、遅延等の防止に努める。
- 3 報道機関は、防災関係機関からの災害広報の要請に協力するものとし、防災関係機関は、災害報道のための取材活動に協力する。
- 4 情報通信事業者は、広報手段等に関する最新の技術、サービス等に関する情報を提供する等、災害広報の実施者の広報活動に対する支援を行うよう努める。
- 5 広報活動に当たっては、あらかじめ被災者が必要とする情報を選定し、その優先順位を定める。その際、特に要配慮者が必要とする情報の選定に配慮する。
- 6 広聴活動に当たっては、被災者の要望等を広く聴取する。その際、特に要配慮者の相談、要望等について配慮する。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	広報広聴活動の内容
市本部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の発生状況 2 気象予報・警報等及び災害発生時の注意事項 3 高齢者等避難の発令、避難指示及び緊急安全確保 4 避難所の開設状況 5 救護所の開設状況 6 道路及び交通情報 7 災害応急対策の実施状況 8 災害応急復旧の見通し 9 二次災害の予防に関する情報 10 災害予防及び人心安定のために必要な事項 11 安否情報及び避難者名簿情報 12 相談窓口及び臨時災害相談所の開設状況 13 生活関連情報 14 ボランティア、義援物資の受入れ等に関する情報 15 その他必要な情報
盛岡広域振興局土木部	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象予報・警報及び災害発生時の注意事項 2 水防に係る指示
岩手河川国道事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象予報・警報等及び災害発生時の注意事項

実施機関	広報広聴活動の内容
北上川ダム統合管理事務所	2 水防に係る指示 3 所管施設の被災状況、復旧状況及び災害応急普及の見通し
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく広報
盛岡財務事務所	1 金融機関の営業開始及び休日臨時営業 2 預貯金の便宜払戻措置並びに損傷日本銀行券及び貨幣の引換え措置
東日本電信電話（株）岩手支店	1 通信の途絶の状況 2 災害応急復旧の状況
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株）	3 利用者に協力要請する事項
（株）NTTドコモ	
KDDI（株）	
ソフトバンク（株）	
楽天モバイル（株）	
日本赤十字社岩手県支部	義援金の募集
日本放送協会盛岡放送局	1 気象予報・警報等の伝達 2 緊急警報放送 3 避難情報 4 災害の発生状況及び被害状況 5 災害応急対策の実施状況
東日本旅客鉄道（株）盛岡支社	1 鉄道施設の被災状況 2 災害応急復旧の状況
I GRいわて銀河鉄道（株）	3 利用者への代替輸送等の情報
東北電力ネットワーク（株）盛岡電力センター	1 電力関係施設の被災状況 2 災害応急復旧の状況 3 利用者への電力供給等の情報
（株）IBC岩手放送	1 気象予報・警報の伝達
（株）テレビ岩手	2 避難情報
（株）エフエム岩手	3 災害の発生状況及び被害状況
（株）岩手めんこいテレビ	4 災害応急対策の実施状況
（株）岩手朝日テレビ	
（株）岩手日報社	1 避難情報 2 災害の発生状況及び被害状況 3 災害応急対策の実施状況
（公社）岩手県バス協会	1 バス路線の復旧状況 2 利用者等への情報提供
（一社）岩手県高圧ガス保安協会	1 ガス関係施設の被災状況 2 災害応急復旧の状況

実施機関	広報広聴活動の内容
盛岡ガス（株）	3 利用者へのガス供給等の情報
東日本高速道路（株）東北支社盛岡管理事務所	1 高速道路の被災状況及び交通規制の状況 2 災害応急復旧の状況 3 利用者への迂回路等の情報

〔市本部の担当〕

部	課	担当業務
市長公室部	広聴広報課	1 報道発表、報道協力要請等の報道機関への対応 2 所管業務に係る広報資料の収集、作成及び整理 3 市民相談及び苦情内容に応じた担当部への仕分け 4 人的被害に関する報道発表等の報道機関への対応
総務部	危機管理防災課	1 ヘリコプターによる災害広報等の要請 2 被災地における災害広報 3 所管業務に係る広報資料の収集、作成及び整理 4 自衛隊の災害派遣要請
市民部	市民協働推進課	1 所管業務に係る広報資料の収集、作成及び整理 2 安否に関する問合わせへの対応
	健康保険課	所管業務に係る広報資料の収集、作成及び整理
	医療助成年金課	
	都南総合支所課	1 市民相談及び苦情内容に応じた担当部への仕分け 2 災害の広報
交流推進部	観光課	所管業務に係る広報資料の収集、作成及び整理
環境部	環境企画課	所管業務に係る広報資料の収集、作成及び整理
保健福祉部	介護保険課	被災者の生活相談及び苦情の受付窓口の設置
	長寿社会課	
子ども未来部	子ども青少年課	1 所管業務に係る広報資料の収集、作成及び整理 2 被災者の生活相談及び苦情等の受付窓口の設置
	子育てあんしん課	
	母子健康課	
商工労働部	経済企画課	所管業務に係る広報資料の収集、作成及び整理
建設部	道路管理課	所管業務に係る広報資料の収集、作成及び整理
都市整備部	都市計画課	所管業務に係る広報資料の収集、作成及び整理
玉山総合事務所	総務課	所管業務に係る広報資料の収集、作成及び整理
出納部	会計課	所管業務に係る広報資料の収集、作成及び整理
医療部	総務課	所管業務に係る広報資料の収集、作成及び整理
上下水道部	総務課	所管業務に係る広報資料の収集、作成及び整理
	経営企画課	所管業務に係る災害広報
教育部	学務教職員課	1 被災児童及び生徒に対する教育相談窓口の設置 2 所管業務に係る広報資料の収集、作成及び整理

※ 玉山総合事務所部の担当業務は、玉山地域に関するものに限る。

第3 実施要領

1 広報活動

(1) 広報資料の収集

広報資料は、次の方法によって収集する。

ア 市本部長は、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれがあると認めるときは、広報係員を直接現場に派遣して資料の収集に当たらせる。

イ 広報資料の収集に当たっては、災害発生の原因、経過及び推移を知ることのできる写真及びビデオの収集を図る。

ウ ヘリコプター等による被災地の航空写真、ビデオ等の収集を図る。

エ 収集した資料のうち、写真については、撮影日時、地点等を明らかにした付票を付して迅速かつ確実に災害対策本部に送付する。

なお、付票には「災害資料」と朱書きする。

オ 市本部長は、県本部長に対し災害に係る広報資料を提供するとともに、適宜更新する。

(2) 住民に対する広報

ア 広報の実施

(ア) 市本部長は、関係機関との密接な連携の下、それぞれが収集した広報資料及び情報により被災者その他の住民等に必要な広報を的確に行う。

(イ) 報道機関は、市が県災害情報システム等からLアラートへ送信した情報について、住民等に広報を行うよう努める。

イ 広報の優先順位

(ア) 災害の発生状況

(イ) 災害発生時の注意事項

(ウ) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令状況

(エ) 道路及び交通情報

(オ) 医療機関の被災情報及び活動状況

(カ) 給水及び給食の実施

(キ) 毛布等の生活関連物資の配給

(ク) 安否情報

(ケ) ライフラインの応急復旧の見通し

(コ) 生活相談の受付

(サ) 各災害応急対策の実施状況

(シ) その他生活関連情報

(3) 広報の方法

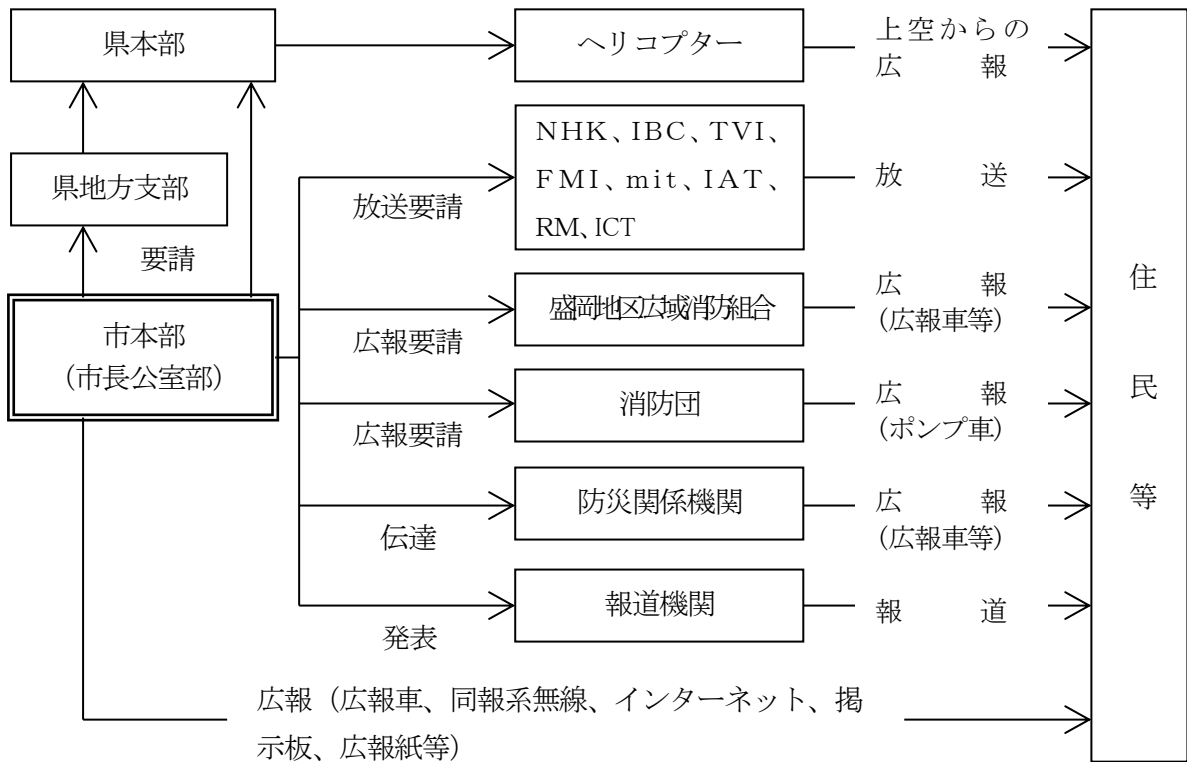
ア パブリシティ対応として、臨時記者会見室を設置し、報道機関に対して情報及び資料を定期的に提供する。

イ ラジオの市政放送番組を災害情報番組に切り替えるとともに、ラジオ、テレビ、新聞等のマスメディアを活用し、災害対策本部情報を周知する。

ウ インターネット（ホームページ及び携帯端末に配信できるサービス）により情報を提供

- する。その際、総合的な情報を提供するポータルサイト等の設置に努める。
- エ 被災者に対しては、次の事項も併せて実施する。
- (ア) 広報車で情報を周知する。
 - (イ) 避難場所等に電話、ファクシミリ等を設置し、災害対策本部からの情報を災害情報掲示板に掲示して周知する。
 - (ウ) 災害対策本部の職員を必要に応じて現地に派遣し、チラシや回覧等で周知する。
- オ 災害対策本部前に災害情報掲示板を設置し、必要な情報を掲示する。
- カ 災害対策広報紙を必要に応じて発行し、配布する。
- (4) 広報の応援要請
市本部長が、航空機による広報が必要と認める場合の要請手続は、第12節「自衛隊災害派遣要請計画」又は第32節「岩手県防災ヘリコプター応援要請計画」に定めるところによる。
- (5) 災害広報実施系統
災害広報の実施系統は、次のとおりとする。

【災害広報の実施系統】



2 広聴活動等

- (1) 市本部長は、被災者の精神的不安を解消するため、被災者の相談、要望、苦情等を広く聴取し、その早期解決に努める。
- (2) 市本部長は、庁舎内に相談窓口を、避難場所等に臨時災害相談所を設置するとともに、巡回による移動相談を実施する。

第6節 交通確保・輸送計画

第1 基本方針

- 1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、各道路管理者及び関係機関は、相互に協力して適切な交通規制及び円滑な応急復旧作業を行い、交通の確保を図る。
- 2 市本部長は、災害応急活動を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ緊急輸送道路を指定し、防災性の向上に努めるとともに、災害が発生した場合には、災害対策本部内に道路応急復旧のための専門班を配置し、優先的に交通の確保を図る。
- 3 市及び防災関係機関は、災害応急対策の実施に係る要員、物資等を迅速に輸送するため、あらかじめその保有する車両等の動員計画を定めるとともに、運送関係事業者等の保有する車両等を調達し、緊急輸送体制を確保する。
- 4 緊急輸送の実施に当たっては、陸上輸送及び航空輸送の有機的な連携を図る。なお、物資の輸送に当たっては、県及び市の物資集積・輸送拠点を経て、各指定避難所等へ物資が届けられる緊急輸送ネットワークの形成を図る。
- 5 県及び市は、防災関係機関による災害応急対策を支援するために、防災拠点等、緊急輸送道路及びヘリポート等の確保を図るとともに、これらの管理者との情報共有に努める。
- 6 災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、国土交通省は物流上、重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、機能強化、重点支援を実施する。

【資料編3-6-13 重要物流道路一覧表】

第2 実施機関（責任者）

実施機関	実施内容
市本部長	1 市道に係る交通規制、災害対策基本法に基づく車両の移動等及び応急復旧 2 災害応急対策の実施に係る要員及び物資の緊急輸送
盛岡広域振興局土木部	所管する道路に係る交通規制、災害対策基本法に基づく車両の移動等及び応急復旧
盛岡中央郵便局	1 災害救助用物資を内容とする小包郵便料金免除 2 道路、橋りょう等被害情報の協力
岩手河川国道事務所	1 所管する道路に係る交通規制、災害対策基本法に基づく車両の移動等及び応急復旧 2 災害対策基本法に基づく県又は市に対する車両の移動に係る区間指定の指示
東日本高速道路（株）東北支社 （盛岡管理事務所）	所管する高速自動車道に係る交通規制、災害対策基本法に基づく車両の移動等及び応急復旧
（一社）岩手県建設業協会	災害時における道路啓開及び応急復旧

陸上自衛隊岩手駐屯部隊	1 災害派遣要請に基づく緊急輸送 2 災害派遣活動の実施に係る交通規制
東日本旅客鉄道（株）盛岡支社	鉄道車両による緊急輸送
日本貨物鉄道（株）東北支社	
I G Rいわて銀河鉄道（株）	
（公社）岩手県トラック協会	トラック、バス等の車両による緊急輸送
（公社）岩手県バス協会	
日本通運（株）盛岡支店	

〔市本部の担当〕

部	課	担当業務
総務部	管財課	1 自動車の集中管理及び配車 2 被災者及び物資等の輸送 3 自動車の燃料の確保 4 緊急通行車両確認証明書等の申請
	危機管理防災課	航空輸送の要請
建設部	交通政策課	1 緊急通行車両確認証明書等の申請（借上車に限る。） 2 輸送機関との連絡調整 3 飛行場外離着陸場の設置
建設部	道路管理課	1 交通途絶箇所及び交通回路線の公示 2 道路及び橋りょうの被害防止並びに道路及び橋りょうの損壊に係る応急復旧 3 道路及び橋りょうに係る障害物除去 4 災害対策基本法に基づく車両の移動等
各部	各課	所掌する応急対策業務に係る要員及び物資の輸送

第3 交通確保

1 情報連絡体制の確立

- (1) 道路管理者及び交通規制実施者（以下この節において「道路管理者等」という。）は、あらかじめ災害時における情報連絡系統を定める。
- (2) 道路管理者等は、交通混雑及び被害状況を的確に把握し、相互に連絡をとるとともに、市本部長に報告する。

2 防災拠点等の指定

- (1) 市本部長は、災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、交通の確保の重点拠点として、災害応急活動の中核となる防災拠点、緊急物資等の輸送、集積等の中核となる物資集積・輸送拠点及び交通拠点を定める。
- (2) 市本部長が指定する防災拠点等は、次のとおりとする。

ア 防災拠点

市庁舎、玉山総合事務所、都南総合支所庁舎、支所庁舎、市立病院、市防災センター及

び盛岡地区広域消防組合（消防署）

イ 物資集積・輸送拠点

(ア) 義援物資等の集積場所

義援物資等の集積場所は、義援物資等集積場所一覧表による。

【資料編3-6-1 義援物資等集積場所一覧表】

(イ) 航空輸送拠点

飛行場外離着陸場は、ヘリポート等一覧表のとおりとする。

【資料編3-6-12 ヘリポート等一覧表】

ウ 交通拠点

東北自動車道盛岡南IC及び盛岡IC

3 緊急輸送道路の指定

(1) 市本部長は、緊急輸送道路を指定し、防災性の向上に努めるとともに、災害が発生した場合には、優先的に交通の確保を図る。

(2) 緊急輸送道路は、次に該当する道路の中から指定する。

ア 高速自動車国道及び一般国道を中心とする幹線道路

イ 防災拠点等へのアクセス道路

ウ 上記の代替道路

【資料編3-6-2 緊急輸送道路一覧表】

(3) 緊急輸送道路は、以下のとおり区分する。

ア 第1次緊急輸送道路

防災拠点（市庁舎、災害拠点病院ほか）、物資集積拠点、輸送拠点を連絡する道路

イ 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と防災拠点（災害拠点病院以外の病院、消防本部・消防署ほか）、交通拠点、広域防災拠点、重要物流道路及び代替・補完路が連結する拠点を連絡する道路

4 応急復旧

(1) 復旧順位

道路管理者は、災害の態様及び緊急度に応じて、相互に連携を図りながら復旧作業を行う。

(2) 復旧資材等の確保

道路管理者は、あらかじめ復旧資材、機械等の状況を把握し、災害時における応急復旧に対処する供給体制を整備する。

(3) 復旧方法

ア 道路上の瓦れき等の障害物を除去する。

イ 段差、亀裂、陥没等を応急復旧する。

ウ 落橋した場合には、被災状況に応じて、組立式の仮橋あるいはH型鋼、覆工板等により応急復旧する。

【資料編3-27-1 災害時における応急対策業務に関する協定（盛岡市建設業協同組合）】

(4) 迂回路の確保

火山災害等により、被災した道路を直ちに復旧することは不可能な場合もあることから、道路管理者は、道路が被災し更に被害が拡大する危険があると判断した場合には、安全な道路による迂回路の確保に努める。

5 交通規制

(1) 実施区分

交通規制の実施者は、一般交通の安全及び災害応急対策に必要な緊急輸送等を確保するため、相互に連絡をとりながら、次の区分により交通規制を実施する。

ア 第1次交通規制

災害が発生した直後における緊急の措置として、被災地を結ぶ緊急輸送道路において、緊急自動車、緊急通行車両及び規制除外車両であるとの確認を受けた車両（以下この節において「緊急通行車両等」という。）以外の車両の全方向への通行を禁止し、又は制限する。

イ 第2次交通規制

道路状況に応じて、第1次交通規制を解除し、路線別、車種、用途別及び時間別に車両（緊急通行車両等を除く。）の通行を禁止し、又は制限する。

ウ 第3次交通規制

道路状況に応じて、車両の通行を禁止し、又は制限する。

(2) 規制の内容

ア 交通規制を行った区域又は区間の路線上の車両については、直ちに同路線以外の道路へ誘導退去させるとともに、その通行を抑制する。

イ 交通規制を行った区域又は区間に入ろうとする車両については、その流入を阻止する。

ウ 交通規制を行った区域又は区間の路線上に駐車している車両その他の物件について、災害応急対策に著しい支障があると認める場合においては、当該車両その他の物件の所有者等に対して移動等の措置を命じる。

なお、措置を命じられた者が当該措置をとらないとき、又は命令の相手方が現場にいないときは、警察官が自らその措置を行う。

エ 交通規制の実施により、車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合においては、関係機関と連携を図り、必要な措置を講ずる。

(3) 交通規制の周知

ア 交通規制の実施者は、交通規制を実施した場合は、原則として「災害対策基本法に基づく車両通行禁止」標示を設置する。

イ 標示を設置することが困難又は不可能な場合においては、通行を禁止し、又は制限したことを明示するとともに、必要に応じて遮断等の措置を講ずる。また、警察官等が現地において標示・誘導に当たる。

ウ 規制標示には、次の事項を表示する。

(ア) 禁止又は制限の対象

(イ) 規制する区域又は区間

(ウ) 規制する期間

エ 交通規制の実施者は、一般交通に支障が生じないよう、災害の態様及び道路の状況に応じて、適当な迂回路を選定し、必要な地点に案内板を設置する。

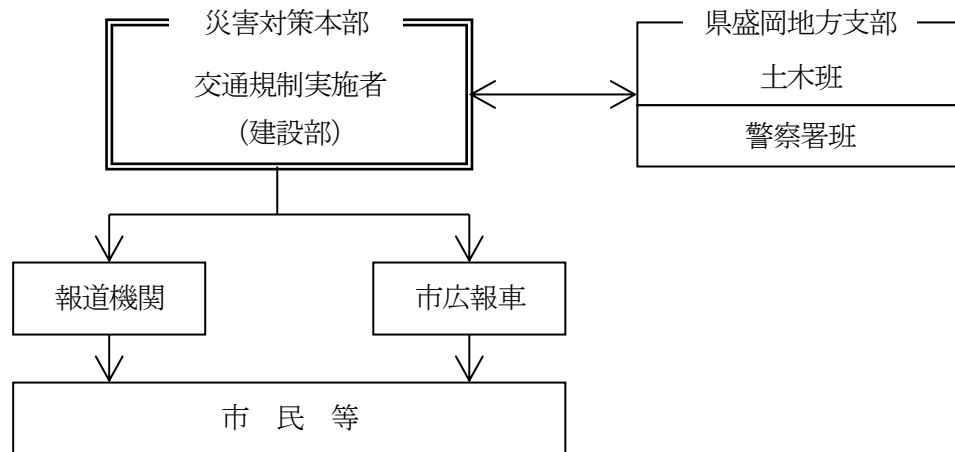
オ 交通規制の実施者は、規制地周辺において、車両広報により規制状況やう回路等の周知徹底を図るとともに、報道機関に連絡をとり、交通規制に係る放送を依頼する。

カ 道路管理者及び警察機関による交通規制時の交通指導は、警察官及び警察官の補助として交通指導員が行う。

(4) 報告の系統

交通規制の実施者は、規制を行った場合、次の系統により防災関係機関に速やかに連絡を行う。

【交通規制連絡系統図】



(5) 緊急通行車両認識証明書の交付

緊急輸送のために車両を使用する者は、県公安委員会（交通規制課又は警察署）に次の事項を明らかにして、緊急通行車両確認の申出をする。

- ア 番号標に標示されている番号
- イ 輸送人員又は品名
- ウ 使用者の住所及び氏名
- エ 輸送日時
- オ 輸送経路（出発地、経由地、目的地）

6 災害時における車両の移動

(1) 道路管理者は、放置車両等が発生した場合において、緊急通行車両の通行を確保するため必要があると認めるときは、その管理する道路について区間を指定し、当該放置車両等の運転手等に対し車両の移動等の命令を行う。この場合において、運転手等がない場合等には、道路管理者は、自ら車両等の移動等を行う。

(2) 道路管理者は、自ら車両等の移動等を行う場合には、やむを得ない限度で当該車両等を破損することができる。

(3) 道路管理者は、車両等の破損によって生じた損失について、当該車両等の所有者等と協議の上、補償する。

(4) 市は、緊急通行車両の通行ルートを確認するため必要があると認めるときは、県道路管理者、国道路管理者又は高速自動車道路管理者に対し必要な要請を行う。

第4 緊急輸送

1 緊急輸送の対象

- (1) 市及び防災関係機関は、災害応急対策を実施するために必要な要員、物資等を輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送事業者等関係団体との物資輸送に係る災害時応援協定の締結により、緊急輸送体制を整備する。
- (2) 災害時における緊急輸送の対象となる要員、物資等の範囲は次のとおりとする。
 - ア 応急復旧対策に従事する者
 - イ 医療、通信、調達等で応急復旧対策に必要とされる者
 - ウ 食料、飲料水その他生活必需品
 - エ 医療品、衛生資材等
 - オ 応急復旧対策用資機材
 - カ その他必要な要員、物資及び資機材

2 陸上輸送

(1) 車両の確保

- ア 市及び防災関係機関は、あらかじめ災害時における輸送車両の運用及び調達方法を定める。
- イ 市及び防災関係機関は、その保有し、又は調達する輸送車両で不足が生じる場合は、他の機関に調達又はあっせんを要請する。

(2) 燃料の確保

市及び防災関係機関は、あらかじめ災害時における輸送に要する燃料の調達方法を定める。

(3) 災害対策本部における自動車輸送

ア 公用車の集中管理

- (ア) 非常配備体制後は、原則として総務部において、公用車を集中管理する。
- (イ) 各部は、非常配備体制後、直ちに総務部に車両等の管理の移管及び運転技士の配置換えを行う。ただし、各部は、所掌する応急対策業務の遂行上欠くことができないと認められる車両等については、移管しないことができる。
- (ウ) 各部は、公用車を使用する場合は、総務部長に申し込む。
なお、貨物輸送を行う場合は、次の事項を明示して申し込む。

- a 輸送貨物の所在地
- b 輸送貨物の内容及び数量
- c 輸送先
- d 輸送日時
- e 荷送人
- f 荷受人
- g その他参考事項

イ 運送事業者の保有する自動車の調達

- (ア) 総務部長は、運送事業者が保有する自動車による輸送が必要と認められる場合は、建設部長に連絡し、その確保を図る。
- (イ) 建設部長は、総務部長から連絡を受けた場合は、それぞれ公益社団法人岩手県バス協

会会長又は公益社団法人岩手県トラック協会会長に、自動車の供給を要請し、必要に応じて市本部長と協議の上、速やかにその確保を図る。

ウ 事前準備

総務部長及び建設部長は、公用車の集中管理又は民間等の自動車の調達等について、市計画に定めるもののほか、必要な事項についてあらかじめ調査し、その実施体制の整備を図る。

- 【資料編3-6-3 災害時における罹災者、避難民及び災害応急対策要員の一般乗合旅客自動車による移送に関する協定（社団法人岩手県バス協会）】
- 【資料編3-6-4 協定書（赤帽岩手県軽自動車運送協同組合）】
- 【資料編3-6-5 災害時における応急対策用燃料等の調達に関する協定書（岩手県石油商業協同組合）】
- 【資料編3-6-6 災害時における物資の緊急輸送及び物資拠点の運営等に関する協定書（株式会社ヤマト運輸）】
- 【資料編3-6-7 災害時における電動車両等の支援に関する協定書（三菱自動車）】
- 【資料編3-6-8 盛岡市と損害保険ジャパン株式会社岩手支店との災害対応力向上に関する協定書】
- 【資料編3-6-9 災害時における物資輸送及び運営等の協力に関する協定（北東北福山通運株式会社）】
- 【資料編3-6-10 災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定（一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク）】

3 航空輸送

(1) 航空輸送の実施

次に掲げる事態が発生した場合は、航空輸送を実施する。

- ア 人命及び身体の保護上緊急を要するとき。
- イ その他輸送又は移送に緊急を要するとき。

(2) 応援要請

市本部長が、航空機による緊急輸送が必要と認める場合の手続は、第12節「自衛隊災害派遣要請計画」又は第32節「岩手県防災ヘリコプター応援要請計画」に定めるところによる。

(3) 飛行場外離着陸場の設置基準

飛行場外離着陸場の設置は、飛行場外離着陸場の設置基準のとおりである。

【資料編3-6-11 飛行場外離着陸場設置基準】

(4) 飛行場外離着陸場の現況

市における飛行場外離着陸場は、ヘリポート等一覧表のとおりである。

【資料編3-6-12 ヘリポート等一覧表】

4 災害救助法を適用した場合の輸送

災害救助法を適用した場合における輸送については、第14節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

第7節 公安警備計画

公安警備計画については、県計画によるほか「岩手県警察災害警備計画」の定めるところによる。

第8節 土砂災害等警戒活動計画

第1 基本方針

- 1 豪雨、暴風雨等によって、土砂災害やライフライン施設に対する被害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害に備えて警戒活動を行う。
- 2 豪雨、暴風雨等によって、土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、適切な情報を収集及び伝達するとともに、斜面判定士との連携によって、土砂災害危険箇所の巡視及び点検を行う。
- 3 豪雨、暴風雨等によって起こる土砂災害に備え、ライフライン、道路・交通機関等の警戒活動を行うとともに、施設の機能確保に努める。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	実施内容
市本部長	1 土砂災害危険箇所の巡視、点検及び警戒 2 土砂災害に対するライフライン及び道路・交通機関等の警戒 3 土砂災害発生時における災害拡大防止等の措置 4 土砂災害対策用資機材の緊急調達 5 ライフライン及び道路・交通機関の応急対策用資機材の緊急調達 6 土砂災害発生箇所並びにライフライン及び道路・交通機関の応急復旧
市消防団	1 土砂災害危険箇所の巡視及び報告 2 土砂災害危険箇所の応急崩壊防止作業
盛岡広域振興局土木部	1 所管する土砂災害警戒区域並びに道路等の監視及び警戒 2 所管する土砂災害警戒区域並びに道路等の応急復旧
岩手河川国道事務所	1 所管する公共土木施設の監視及び警戒
北上川ダム統合管理事務所	2 所管する公共土木施設の応急復旧
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく災害防止活動及び災害拡大防止活動
日本放送協会盛岡放送局	放送関係施設の安全確保
(株)IBC岩手放送	
(株)テレビ岩手	
(株)岩手めんこいテレビ	
(株)岩手朝日テレビ	
(株)エフエム岩手	
東日本電信電話(株)岩手支店	電気通信関係施設の安全確保
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)	
(株)NTTドコモ東北	
KDDI(株)	

実施機関	実施内容
ソフトバンク（株）	電気通信関係施設の安全確保
楽天モバイル（株）	
東日本旅客鉄道（株）盛岡支社	線路、駅舎など鉄道施設の安全確保
I G Rいわて銀河鉄道（株）	
東北電力ネットワーク（株） 盛岡電力センター	電力関係施設の安全確保
（一社）岩手県高圧ガス保安協会	ガス関係施設の安全確保
盛岡ガス（株）	

〔市本部の担当〕

部	課	担当業務
総務部	危機管理防災課	自衛隊の災害派遣要請
環境部	環境企画課	飲料水供給施設の監視及び警戒
農林部	農政課	1 農地・森林及び農林業施設等の監視及び警戒
	林政課	2 飲雑用水供給施設の監視及び警戒
建設部	道路管理課	道路、橋りょう等の監視及び警戒
	河川課	1 河川管理施設等の監視及び警戒 2 土砂災害危険箇所（砂防施設等を含む。）の監視及び警戒
都市整備部	都市計画課	住宅開発地等の監視及び警戒
上下水道部	総務課	災害情報の収集及び連絡調整
	水道建設課	水道施設等の監視及び警戒
	水道維持課	
	浄水課	
	下水道整備課	下水道施設等の監視及び警戒
	下水道施設管理課	
玉山事務所課		
玉山総合事務所部	総務課	消防防災施設等の監視及び警戒
	税務住民課	飲料水供給施設等の監視及び警戒
	産業振興課	農林業施設等の監視及び警戒
	建設課	道路・河川・公園等施設の監視及び警戒

※ 玉山総合事務所部の担当業務は、玉山地域に関するものに限る。

第3 実施要領

1 土砂災害警戒活動

(1) 情報収集

土砂災害警戒区域指定地、急傾斜地崩壊危険区域指定地及び急傾斜地崩壊危険箇所において災害が発生し、又は発生するおそれがあると予想される場合は、適切な措置を講じるため、情報の収集に努め、速やかに関係各課及び防災関係機関に連絡し、警戒配備に備える。

(2) 警戒活動

各危険箇所において防災パトロールを実施し、前兆現象の早期発見に努める。

(3) 斜面判定士制度の活用

市本部長は、砂防ボランティア岩手県協会との連携によって、土砂災害危険箇所の巡視及び点検を行う。

(4) 情報交換の徹底

市本部長は、県、他の市町村及び防災関係機関と気象観測情報等の交換に努める。

(5) 土砂災害警戒区域指定に伴い、警戒区域ごとに土砂災害に関する次の事項を定める。(土砂災害防止法第8条関係)

ア 情報の収集及び伝達に関する事項

イ 予報の発表及び伝達に関する事項

ウ 警報の発表及び伝達に関する事項

エ 避難に関する事項

オ 救助に関する事項

カ 区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

(6) 土砂災害警戒区域内に主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する次の事項を定める。(土砂災害防止法第8条関係)

ア 情報の収集及び伝達に関する事項

イ 予報の発表及び伝達に関する事項

ウ 警報の発表及び伝達に関する事項

2 ライフライン、道路・交通機関警戒活動

(1) 上水道施設

ア 応急対策要員の確保（待機及び非常招集体制の確立）

イ 応急対策用資機材の確保

ウ 応急給水の準備

(2) 下水道施設

ア 応急対策要員の確保（待機及び非常招集体制の確立）

イ 応急対策用資機材の確保

(3) 電力供給施設

ア 応急対策要員の確保（待機及び非常招集体制の確立）

イ 応急対策用資機材の確保

(4) ガス供給施設

ア 応急対策要員の確保（待機及び非常招集体制の確立）

イ 応急資機材の点検、整備及び確保

ウ ガス製造設備、主要供給路線、橋りょう架管、浸水の恐れのある地下マンホール内整圧器等の巡回点検

(5) 電気通信施設

ア 情報連絡用回線の作成及び情報連絡員の配置

イ 異常事態の発生に備えた監視要員又は防災上必要な要員の配置

- ウ 重要回線、設備の把握、各種措置計画の点検等の実施
 - エ 災害対策用機器の点検、出動準備又は非常配置及び電源設備に対する必要な措置の実施
 - オ 防災のために必要な工事車両及び資機材の準備
 - カ 電気通信設備等に対する必要な防護措置
 - キ その他安全上必要な措置
- (6) 放送事業者
- 気象情報等の収集に努める。
- ア 電源設備及び給排水設備の整備並びに点検
 - イ 中継・連絡回線の確保
 - ウ 放送設備・空中線の点検
 - エ 緊急放送の準備
- (7) 鉄道施設・道路管理者
- 気象情報等の収集に努め、必要に応じ警備・警戒体制をとるとともに、施設・設備の点検及び利用者の混乱を防止するため、適切な措置を講じる。
- ア 鉄道施設
 - (ア) 列車の緊急停止及び速度制限
 - (イ) 適切な車内放送及び駅構内放送の実施
 - (ウ) 安全な場所への避難誘導等
 - イ 道路管理者
 - (ア) 通行制限又は速度規制の実施
 - (イ) 迂回、誘導等適切な措置の実施

第9節 消防活動計画

第1 基本方針

- 1 消防機関は、大規模火災発生時において、防災関係機関と連携を図り、火災防ぎょ活動等を行う。
- 2 消防機関は、同時多発火災による被害を軽減するため、あらかじめ大規模火災防ぎょ計画を定める。
- 3 消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合においては、「消防相互応援協定」、「消防相互応援に関する協定」、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」の定めるところにより、消防相互応援を行う。
- 4 本計画に定めのないものについては、消防計画等の定めるところによる。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	実施内容
市本部長	1 警戒区域の設定及び当該区域への立入りの制限等 2 消防応援の要請
市消防団	1 消火、救助その他災害の発生又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置の実施 2 消防警戒区域の設定及び当該区域への立入りの制限等
盛岡地区広域消防組合	1 消火、救急、救助その他災害の発生又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置の実施 2 消防警戒区域の設定及び当該区域への立入りの制限等
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく消防活動の支援

〔市本部の担当〕

部	課	担当業務
総務部	危機管理防災課	1 消防活動の連絡調整 2 消防応援の要請 3 警戒区域の設定 4 自衛隊の災害派遣要請

第3 実施要領

- 1 市本部長の措置
 - (1) 市本部長は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において必要と認めるときは、消防機関の長に対し、消防職員及び消防団員の出動準備又は出動を要請する。
 - (2) 市本部長は、災害により情報孤立地域が発生した場合においては、被災現地消防団員との情報連絡体制を確保する。

- (3) 市本部長は、消防機関が行う消防活動等を支援する。また、災害が拡大し、必要があると認める場合においては、警戒区域を設定し、応急活動の従事者以外の当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。
- (4) 市本部長は、単独の消防機関のみによる消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合においては、あらかじめ相互応援協定を締結している市町村に対して応援要請を行うとともに、県本部長に対して消防部隊の応援要請を行うほか、第12節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、自衛隊の災害派遣を要請する。

【資料編2-17-2 消防相互応援協定】

【資料編2-17-3 消防相互応援に関する協定】

【資料編3-9-1 緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画】

【資料編3-9-2 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱】

【資料編3-9-3 岩手県防災資機材管理貸付要領】

- (5) 市本部長は、これらの要請を行った場合においては、その受入体制の整備を図る。特に、ヘリコプターの派遣を要請した場合においては、飛行場外離着陸場を確保する。

【資料編3-6-12 ヘリポート等一覧表】

2 消防機関の長の措置

- (1) 消防機関の長は、同時多発火災による被害を軽減するため、次により大規模火災防ぎょ計画を定める。

ア 重要対象物の指定

火災が同時多発した場合は、優先的に防ぎよする施設として、避難場所、医療施設、防災拠点施設、援助物資の輸送拠点施設、市民生活に直接影響を及ぼす公共施設及び報道機関等の施設を重要対象物として指定する。

イ 延焼阻止線の設定

火災発生地域の延焼火災及び消火不能地域から延焼拡大した火災を阻止するため、あらかじめ地形、建物、空地、水利の状況及び動員部隊を考慮の上、延焼阻止線を設定する。

ウ 消防活動計画図の作成

消防部隊の効率的かつ効果的運用を確保するため、危険区域、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難場所、避難路等を調査し、防災関係機関と調整の上、消防活動計画図を作成する。

- (2) 応急活動体制の確立

ア 消防機関の長は、あらかじめ非常招集、部隊編成、資機材の確保、有線電話途絶時における通信の運用等について定める。

イ 消防機関の長は、市本部長から出動準備の要請を受けたときは、次の措置をとる。

(ア) 消防職員及び消防団員に対する出動準備命令又は待機命令

(イ) 出動準備終了後における市本部長への報告（消防職員及び消防団員の数、待機状況、部隊編成状況、装備状況等）

ウ 消防職員及び消防団員は、出動準備命令又は出動命令を受けたときは、直ちに命令事項に従って行動し、指揮系統を通じて準備又は出動の状況を消防機関の長に報告する。

エ 消防職員及び消防団員は、地域内に大規模な災害が発生したことを知り、消防部隊の活

動を必要と認めるときは、出動命令を待つことなく所属の署所に非常参集の上、参集したことを所属長に報告し、その指示を受ける。

(3) 火災防ぎょ活動

ア 消防機関の長は、住民及び自主防災組織に対して、出火防止及び初期消火の徹底を指導するとともに、消防職員、消防団員及び消防資機材の効率的運用を図り、延焼の拡大を迅速かつ的確に防止する。

イ 火災防ぎょ活動に当たっては、次の点に留意する。

(ア) 火災発生が比較的少ないと判断した場合は、積極的な防御を行い、一挙鎮滅を図る。

(イ) 火災件数が消防力を上回る場合は、重要かつ消防効果の大きい火災に対して優先的に防ぎょを行う。

(ウ) 火災が随所に発生し、消防隊個々による防ぎょでは効果を期待できない場合は、部隊を集中して人命の確保と最重要地域の防ぎょに当たる。

(エ) 火災が著しく多発し、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして避難者の安全確保に当たる。

(オ) 大量の人命救助を要する場合は、火災状況に応じ、これを優先する。

(カ) 水災等の他の災害が同時に発生した場合は、原則として火災防ぎょを優先する。

(4) 救急及び救助活動

ア 消防機関の長は、あらかじめ医療機関、医師会、日本赤十字社、警察等の関係機関と救助隊の派遣、救護所の設置、医療機関への搬送等について協議を行い、このための活動計画を定める。

イ 消防機関の長は、大規模災害時における家屋の倒壊、障害物の落下、がけ崩れ、車両の衝突等の発生に対処するため、必要に応じて人員、資機材を活用し、救急及び救助活動を行い、人命の安全確保に努める。

ウ 救急及び救助活動に当たっては、次の点に留意する。

(ア) 負傷者に対しては、可能な限り止血その他の応急措置を行った上で、安全な場所に搬送する。

(イ) 負傷者が多数発生した場合は、トリアージ（負傷者選別）を行う。

(ウ) 大規模災害により、救急及び救助能力を上回る場合は、多くの人命の危険のある対象物を優先する。

(5) 避難対策活動

ア 消防機関の長は、あらかじめ高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達、避難誘導、避難場所・避難路の防ぎょ等の活動計画を定める。

イ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達並びに避難誘導については、自主防災組織等との連携を図る。

ウ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令がなされた場合においては、これを住民に伝達するとともに、火勢の状況等正しい情報に基づき、住民を安全な方向に誘導する。

エ 住民の安全な避難を確保するため、災害危険地域からの避難を完了するまでの間、火災の鎮圧及び延焼拡大の防止を図る。また、避難場所等の管理者と連携を図りながら、避難誘導を行う。

オ 高齢者、障がい者等の避難誘導に当たっては、社会福祉施設、自主防災組織、町内会等

のコミュニティ組織等と連携を図り、高齢者の居所の把握及び連絡体制の整備を図る。

(6) 情報収集及び広報活動

消防機関の長は、災害情報の収集及び伝達を円滑に処理できるよう、あらかじめその活動計画を定める。

(7) 消防警戒区域等の設定

ア 消防吏員及び消防団員は、火災の現場において消防警戒区域等を設定し、応急活動の従事者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。

イ 消防機関の長及び消防署長は、ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれ著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認めるときは、火災警戒区域を設定し、その区域内における火気の使用を禁止し、又は応急活動の従事者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。

(8) 措置命令

自衛官及び消防吏員は、通行禁止区域等において警察官がその場にいる場合、自らの緊急通行車両の円滑な運行を確保するため、災害対策基本法第76条の3の規定に基づき、車両その他の物件の所有者等に対し移動等の措置を命じ、又は自らその措置をとることができる。

第10節 水防活動計画

第1 基本方針

- 1 洪水、内水氾濫及び火山災害時における河川等の護岸、堤防の損壊、ため池の決壊及び越流等、山腹の崩壊等によるせき止め、溢流、氾濫等による水災を警戒し、又は防御し、これによる被害の軽減を図る。
- 2 水防区域の監視、警戒活動、ダム、水門等の操作及び応急水防措置が迅速かつ円滑に実施できるよう、重点的に水防活動を実施すべき地域を調査検討するとともに、事前配備体制の充実を図る。
- 3 水防活動上必要な施設及び設備の整備を計画的に推進する。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	実施内容
市本部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 河川等の監視及び警戒 2 洪水発生時における水門等の閉鎖 3 浸水対策用資機材の緊急調達 4 堤防、水門等の応急復旧
市消防団（市水防団）	<ol style="list-style-type: none"> 1 重要水防箇所の監視及び報告 2 危険箇所の応急水防作業
盛岡広域振興局土木部	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管する河川等の監視及び警戒 2 所管する河川等の応急復旧
岩手河川国道事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管する河川等の監視及び警戒 2 所管する河川等の応急復旧
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく水防活動

〔市本部の担当〕

部	課	担当業務
市長公室部	広聴広報課	災害広報及び報道機関との連絡
総務部	危機管理防災課	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防団（水防団）との連絡調整等 2 水防関係機関との調整 3 ダム放流河川情報の伝達
農林部	農政課	農林道、農業用水路等の被害の防止、応急措置及び復旧
	林政課	
建設部	道路管理課	道路、橋りょう等の応急措置及び復旧
	河川課	市管理河川の被害の防止、応急措置及び復旧
	建築住宅課	市営住宅等の応急措置及び復旧
都市整備部	公園みどり課	公園施設の応急措置及び復旧
上下水道部	総務課	災害情報の収集及び連絡調整
	下水道整備課	下水道施設等の被害の防止、応急措置及び復旧
	下水道施設管理課	

部	課	担当業務
	玉山事務所課	
玉山総合事務所部	産業振興課	農林業施設等の被害の防止、応急措置及び復旧
	建設課	道路・河川・公園等施設の被害の防止、応急措置及び復旧

※ 玉山総合事務所部及び上下水道部玉山事務所課の担当業務は、玉山地域に関するものに限る。

第3 実施要領

- 1 洪水、内水氾濫及び火山災害時のせき止め、溢流、氾濫、ため池の決壊及び越流等の水災を警戒し、又は防御し、これによる被害を軽減するための水防活動は、水防法第33条の規定に基づく「盛岡市水防計画」に定めるところにより実施する。
- 2 がけ崩れ等の事態により、住宅被害の発生するおそれのある地域の住民に対する避難誘導等の警戒体制を強化する。
- 3 市本部長及び各施設の管理者は、堤防、水門等の被害状況を確認し、被害の拡大及び二次災害を防止するため、防災関係機関に対して応援要請を行うとともに、迅速な応急復旧対策及び排水ポンプによる応急排水を実施する。
- 4 災害による警戒区域の設定等については、第15節「避難・救出計画」に定めるところによる。

第11節 相互応援協力計画

第1 基本方針

- 1 市は、県内全市町村、東北地区六都市、中核市等による相互応援協定等に基づき、災害時における応援協力をを行う。
- 2 市及び防災関係機関は、その所管事務に関係する団体等と応援協定の締結を進め、また、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保する等、災害時において協力を得られる体制の整備に努める。
 なお、応援協定の締結に当たっては、近隣のみならず、遠方の地方公共団体や関係機関との協定締結も考慮する。
 また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。
- 3 市は、大規模な災害の発生を覚知したときは、あらかじめ締結した応援協定に基づき、速やかに応援体制を構築する。
 また、応急対策職員派遣制度による対口支援等について必要な準備を整える。
- 4 市、その他防災関係機関は応援計画や受援計画を定めるように努め、また、応援、受援に関する連絡、要請方法の確認や応援部隊の活動拠点の確保等を図り、訓練を実施するなど、実効性の確保に努め、日頃から災害時において協力を得られる体制の整備に努める。
- 5 市は、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	実施内容
市本部長	1 災害に係る応援要請 2 災害に係る防災関係機関の行う災害応急対策の応援 3 他の市町村の地域で発生した災害に係る応援
東北農政局岩手県拠点	災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	市本部長からの災害派遣要請に基づく人命又は財産保護に係る部隊派遣
盛岡地方気象台	県災害対策本部等での防災気象情報の解説
日本放送協会盛岡放送局	市本部長からの要請に基づく災害報道の実施
(株)IBC岩手放送	
(株)テレビ岩手	
(株)岩手めんこいテレビ	
(株)岩手朝日テレビ	
(株)エフエム岩手	
(株)岩手日報社	

(公社) 岩手県トラック協会	物資及び被災者の輸送
(公社) 岩手県バス協会	
東日本旅客鉄道(株) 盛岡支社	
日本貨物鉄道(株) 東北支社	
I G Rいわて銀河鉄道(株)	
日本通運(株) 盛岡支店	
(一社) 岩手県高圧ガス保安協会	プロパンガスの供給
(一社) 盛岡市医師会	医療及び救護の実施

〔市本部の担当〕

部	課	担当業務
総務部	危機管理防災課	1 大規模災害時における岩手県内市町村相互応援に関する協定に基づく応援要請 2 東北地区六都市災害時相互応援に基づく協定市に対する応援要請 3 大規模災害時の「南部藩ゆかりの地」相互応援に基づく協定市町に対する応援要請 4 中核市災害相互応援協定に基づく協定市に対する応援要請 5 災害時における相互応援に関する協定（うるま市）に基づく応援要請 6 「石川啄木ゆかりの地」災害時における相互応援に関する協定（文京区）に基づく応援要請 7 秋田・岩手横軸連携相互援助に基づく応援要請 8 大規模災害時における相互応援の連絡調整
市民部	健康保険課	義援物資の受入れ等
交流推進部	観光課	応援部隊の宿泊施設の確保
環境部	廃棄物対策課	1 一般廃棄物処理に係る相互応援に関する協定に基づく県内他市町村等への廃棄物処理に係る応援要請 2 災害時における廃棄物の処理等に関する協定に基づく廃棄物関係団体等への廃棄物処理に係る応援要請 3 廃棄物処理に係る仮設トイレ等のリース業者に対するあっせん要請
保健福祉部	地域福祉課	義援金の募集等に係る関係団体との調整連絡
	企画総務課	1 (一社) 盛岡市医師会への医療班の派遣要請 2 県への医療班の派遣要請 3 医療班の派遣
商工労働部	経済企画課	プロパンガスの調達に係る(一社)岩手県高圧ガス保安協会に対するあっせん要請
農林部	農政課	米穀の調達に係る県に対するあっせん要請
建設部	道路管理課	道路施設、河川管理施設及び土地改良施設の応急対策業務に係る盛岡市建設業組合に対する斡旋及び応援要請

	交通政策課	物資等の緊急輸送に係る（公社）岩手県トラック協会及び赤帽岩手県軽自動車運送協同組合に対するあっせん要請
	用地課	応急仮設住宅の用地の確保
	建築住宅課	確保された用地における応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理の資材の調達に係る社団法人プレハブ建築協会に対するあっせん要請
都市整備部	都市計画課	県への被災宅地危険度判定士の派遣要請
	建築指導課	県への被災建築物応急危険度判定士の派遣要請
出納部	会計課	1 義援物資、義援金の受付情報の周知 2 義援金の受付及び出納保管
上下水道部	総務課	給水及び応急復旧の応援要請
教育部	学校教育課	学用品の調達に係る取扱業者に対するあっせん要請
応援部	議事総務課	応援部隊の集結場所の開設及び連絡調整
	選挙管理委員課	
	監査課	

第3 実施要領

1 市町村の相互協力

(1) 相互応援協定の締結

ア 大規模な災害が発生した場合は、「相互応援協定」に基づき、相互に応援協力する。

【資料編3-11-1 東北地区六都市災害時相互応援に関する協定】

【資料編3-11-2 大規模災害時における岩手縣市町村相互応援に関する協定】

【資料編3-11-3 大規模災害時の「南部藩ゆかりの地」相互応援に関する協定】

【資料編3-11-4 中核市災害相互応援協定】

【資料編3-11-5 大規模災害時における秋田・岩手横軸連携相互援助に関する協定】

【資料編3-11-6 災害時における相互応援に関する協定（うるま市）】

【資料編3-11-7 「石川啄木ゆかりの地」災害時における相互応援に関する協定（文京区）】

イ 相互応援協定には、次の事項を定める。

(ア) 連絡の窓口

(イ) 応援調整市町村の設置

(ウ) 応援の種類

(エ) 応援要請の手続

(オ) 応援の自主出動

(カ) 応援経費の負担

(キ) 資料の交換

(ク) その他協定の実施に必要な施行細目

ウ 大規模な災害が発生した場合は、次の応援調整市を通じて応援要請を行う。

(ア) 岩手県内

応援調整市名	担当課	電話番号		FAX番号
		防災関係無線	有線電話	
正 北上市	危機管理課	X-20-502-1	0197-64-2111	0197-65-5170
副 宮古市	危機管理課	X-466-1	0193-62-2111	0193-71-2103

(イ) 東北地区6都市

応援調整市名	担当課	有線電話	FAX番号
正 秋田市	総務部防災安全対策課	018-888-5434	018-888-5435
副 青森市	総務部危機管理課	017-734-5059	017-734-5061

エ 応援の種類は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 応急措置等を行うに当たって必要となる情報収集及び提供
- (イ) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (ウ) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急措置等に必要な資機材及び物資の提供
- (エ) 災害応急活動に必要な車両等の派遣
- (オ) 災害応急活動に必要な職員の派遣
- (カ) 被災者の一時受入れのための施設の提供
- (キ) その他特に要請のあった事項

オ 被災した場合は、次の事項を明らかにして、電話又はFAXにより要請し、後日文書を提出する。

- (ア) 被害の種類及び状況
- (イ) 応援を希望する資機材、物資、車両等の種類、数量等
- (ウ) 応援を希望する職種別人員
- (エ) 応援場所及び応援場所への経路
- (オ) 応援の期間
- (カ) その他参考事項

(2) 県に対する応援要請

ア 市本部長は、大規模災害時において、近隣市町村の応援のみでは十分に被災者の救援等の応急対策が実施できない場合は、県盛岡地方支部長を通して、県本部長に応援を求める。

イ 応援要請は、次の事項を明らかにして口頭又は電話により要請し、後日、災害応援要請書を提出する。

- (ア) 被害の種類及び状況
- (イ) 応援を希望する資機材、物資、車両等の種類、数量等
- (ウ) 応援を希望する職種別人員
- (エ) 応援場所及び応援場所への経路
- (オ) 応援の期間
- (カ) その他参考事項

【資料編3-11-8 災害応援要請書】

2 防災関係機関の相互協力

(1) 防災関係機関の応援要請

防災関係機関の長は、市本部長に対して応急措置の実施若しくは応援を求めようとする場合、又は他の防災関係機関等に応援を依頼しようとする場合は、次の事項を明らかにして災害対策本部に対して口頭又は電話により要請し、後日文書を提出する。

- ア 被害の種類及び状況
- イ 応援を希望する機関名（応援のあつせんを求める場合に限る。）
- ウ 応援を希望する人員、物資等の種類、数量等
- エ 応援場所及び応援場所への経路
- オ 応援の期間
- カ その他参考事項

(2) 防災関係機関相互間の協力

- ア 防災関係機関は、他の防災関係機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障のない限り、相互に協力する。
- イ 防災関係機関は、相互の協力が円滑に行われるよう、必要に応じて事前協議を行う。

3 団体等との協力

市及び防災関係機関は、その所管事務に関係する団体等と応援協定を締結するなど、災害時において団体等の協力が得られる体制の整備に努める。

4 消防活動に係る相互協力

大規模災害時における緊急消防援助隊の派遣及び県内市町村等における消防の相互応援については、第9節「消防活動計画」に定めるところによる。

5 応援部隊の受入体制

市本部長は、応援部隊を受け入れるときは、次の事項について必要な措置をとる。

- (1) 作業実施期間中の現場責任者の選定
- (2) 応援部隊の作業に必要な資機材の準備
- (3) 応援部隊の宿泊施設の準備
- (4) 応援部隊の駐車場の選定
- (5) 応援部隊の集結は、応援部隊の集結場所による。

【資料編3-11-9 応援部隊の集結場所】

6 経費の負担方法

- (1) 派遣を受けた職員に対する給与及び経費については、災害対策基本法施行令第18条に定めるところによる。
- (2) 防災関係機関等が市に協力した場合における経費負担については、各応急対策計画に定めるもののほか、その都度あるいは事前に協議して定める。

7 国内外からの義援物資及び義援金の受入れ

(1) 義援物資

ア 義援物資の受付

(ア) 市本部長は大規模な災害が発生し、物資の不足が見込まれる場合は、義援物資の募集を行う。

(イ) 受付に当たっては、受付担当窓口及び物資の集積場所をあらかじめ明示するとともに、

被災地のニーズを確認し、受入れを希望する物資及び希望しない物資を把握の上、その内容を県に報告するとともに、報道機関を通じて公表する。

- (ウ) 市本部長は、義援物資の仕分け及び配布作業の人員確保のため、ボランティア等の活用を検討する。
- (エ) 市本部長は、報道機関及びインターネットを通じた情報提供体制を整備し、次のような情報提供又は呼びかけができるようにする。
 - a 他市町村及び企業に対しては、被災地が必要としている物資の情報を提供する。
 - b 個人に対しては、できるだけ義援金による支援の協力を呼びかける。
- (オ) 市本部長は、送付された義援物資を受け付け、被災者に配分するまで適切に保管する。

イ 配分

県本部等から送付された義援物資については、市本部長が被災者に配分する。なお、県本部等からの義援物資の配分を受けるに当たっては、引渡しを受ける場所を指定する。

ウ 受付の停止

市本部長は、必要物資の十分な調達に見通しが立った時点において、義援物資の募集の停止をし、それを周知する。

(2) 義援金

ア 義援金の受付

- (ア) 市本部長は、大規模な災害等が発生した場合は、速やかに日本赤十字社岩手県支部等と義援金募集の実施について協議し、義援金収集団体等を構成員とする義援金配分委員会を組織する。
- (イ) 義援金募集が決定された場合、実施機関相互が連携し、義援金の受付を開始するとともに、インターネット等を通じて周知する。
- (ウ) 実施機関はそれぞれに送付された義援金を受け付け、被災者に配分するまでの間適切に保管する。

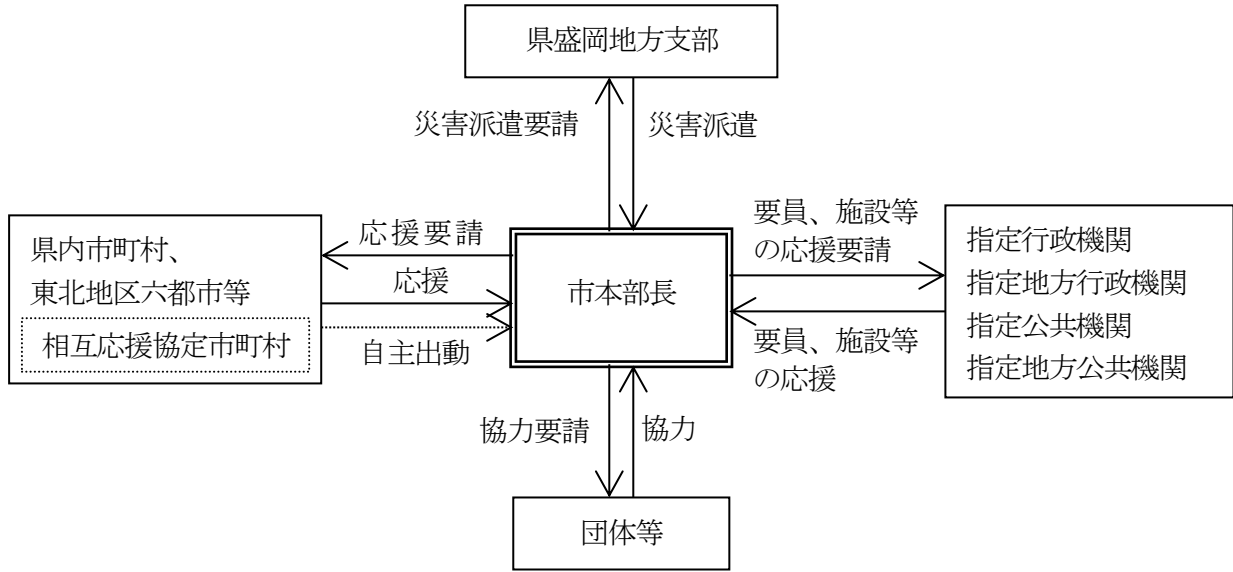
イ 配分

受け付けた義援金及び義援金収集団体から送付された義援金は、すべて被災者に配分し、その配分割合は義援金配分委員会において決定し、市本部長が配分する。

(3) 海外からの支援の受入れ

- ア 市本部長は、県本部長等から海外からの義援物資受入れの連絡があった場合は、県本部長と連絡、調整を図りその受入体制を整備する。
- イ 受入れに当たっては、支援の種類、規模、到着予定時刻、場所等を確認の上、その支援活動が円滑に実施できるよう、県本部長と連携を図る。

【災害時における応援要請系統図】



第12節 自衛隊災害派遣要請計画

第1 基本方針

- 1 市本部長は、災害発生時において自衛隊の人員、装備、資機材等が必要と判断した場合は、県本部長を通じて災害派遣要請をする。
- 2 陸上自衛隊岩手駐屯部隊等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、速やかに災害情報の収集に努めるとともに、市本部長等からの災害派遣要請を受けて、又は一定の条件下においては自主的に人命救助を第一義とする緊急救援活動を行うなど、組織的な救援活動を行う。
- 3 市本部長は自衛隊の災害派遣に当たり、その受入体制を整備するとともに、災害派遣の活動に係る連絡調整を実施する。また、緊急時に円滑な派遣活動が実施されるよう、防災訓練等を通じ、自衛隊との連携強化を図るものとする。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	実施内容
市本部長	県本部長に対する自衛隊の災害派遣の要請の要求
県本部長	自衛隊に対する災害派遣の要請
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	要請に基づく災害派遣

〔市本部の担当〕

部	課	担当業務
総務部	危機管理防災課	1 自衛隊の災害派遣要請 2 災害派遣部隊との連絡調整 3 災害派遣部隊に対する支援

第3 実施要領

- 1 災害派遣の基準
災害派遣の基準は、次のとおりである。

区分	災害派遣の基準
要請派遣	災害に際して、市本部長等が人命又は財産の保護のため、必要があると認め、災害派遣要請を行った場合
予防派遣	災害に際し、被害がまさに発生しようとしており、市本部長等が災害派遣要請を行った場合
自主派遣	大規模災害が発生し、人命救助等の必要性から特に緊急を要し、市本部長等の災害派遣要請を待っている時期を失すと認められる場合
近傍派遣	防衛省の施設等の近傍に、火災その他の災害が発生した場合

- 2 災害派遣命令者

市本部長等から災害派遣の要請を受け、また、自ら災害派遣を行うことができる者（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条に示す指定部隊等の長）は、次のとおりである。

区分	指定部隊等の長	連絡先	
		昼間	夜間（休日を含む。）
陸上自衛隊	岩手駐屯地司令	東北方面特科連隊第3科 滝沢 (019) 688-4311 内線230	駐屯地当直司令 滝沢 (019) 688-4311 内線490

3 災害派遣時に実施する救援活動

自衛隊が災害派遣時に実施する作業等は、災害の態様、他の救援機関の活動状況、派遣要請の内容等によるが、通常、次のとおりである。

項目	内容	市計画の該当章節
被害状況の把握	車両、航空機等により、情報収集活動を行い、被害状況を把握する。	第3章第4節
避難への援助	避難情報が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。	第3章第15節
遭難者等の捜索救助活動	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して捜索救助を行う。	第3章第23節
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対して、土のうの作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。	第3章第10節
消防活動	火災に対して、利用可能な消防車その他の消火用具（空中消火が必要な場合は、航空機）により、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常、関係機関が提供するものを使用する。	第3章第9節
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。	第3章第22節
応急医療、救護及び感染症予防	被災者に対して応急医療、救護及び感染症予防を行うが、薬剤等は、通常、関係機関が提供するものを使用する。	第3章第16節
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。	第3章第6節
給水及び給食	被災者に対する給水及び給食を実施する。	第3章第18節・第19節
入浴支援	被災者に対して入浴支援を実施する。	—
救援物資の無償貸付又は譲与	防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に救援物資を無償貸付し、又は譲与する。	第3章第12節
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。	第3章第29節
その他	その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なものについて所要の措置をとる。	第3章第12節

4 災害派遣の要請手続

(1) 災害派遣の要請

ア 市本部長及び防災関係機関の長は、災害発生時において、その救援及び応急復旧が当該機関等だけでは明らかに能力が不足し、若しくは時機を失すると判断した場合、又は自衛隊の人員、装備及び機材によらなければ困難と思われる場合は、次の事項を明らかにして、県本部長に口頭又は電話で自衛隊の災害派遣要請を求め、後日、自衛隊災害派遣要請書を提出する。この場合において、市本部長は、必要に応じ、その旨及び地域の災害の状況を自衛隊に通知する。

- (ア) 災害の状況、通信途絶の状況及び派遣を要する事由
- (イ) 派遣を希望する期間
- (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (エ) その他参考となる事項（派遣を希望する部隊の種類、車両、航空機の概数等）

【資料編3-12-1 自衛隊災害派遣要請書】

イ 市本部長及び防災関係機関の長は、県本部長に対する災害派遣要請の要求後において、ア(ア)から(エ)までに掲げる事項に変更を生じた場合は、派遣要請の要求手続に準じて、変更の手続をする。

ウ 市本部長は、通信の途絶等により県本部長に対する自衛隊の災害派遣要請の要求ができない場合は、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定部隊等の長に通知することができる。

エ 市本部長は、ア又はウに掲げる通知をしたときは、速やかに県本部長にその旨を通知しなければならない。

(2) 自衛隊の能力

陸上自衛隊東北方面特科連隊の主要装備は、陸上自衛隊東北方面特科連隊主要装備等一覧表による。

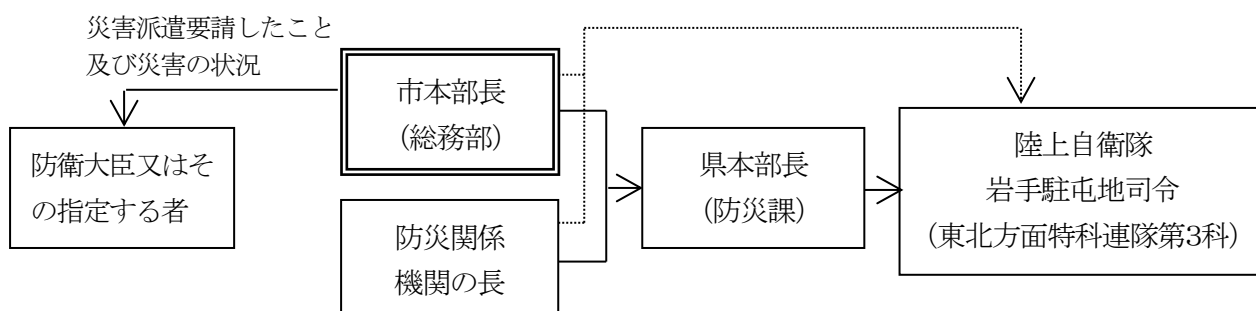
【資料編3-12-2 陸上自衛隊東北方面特科連隊主要装備等一覧表】

(3) 撤収の要請

市本部長及び防災関係機関の長は、自衛隊の災害派遣の目的を達したと判断した場合には、撤収日時を記載した自衛隊災害派遣撤収要請書により県本部長に撤収要請を依頼する。

【資料編3-12-3 自衛隊災害派遣撤収要請書】

〔要請系統〕



5 災害派遣部隊の受入れ

(1) 災害派遣部隊との連絡調整

ア 市本部長及び防災関係機関の長は、次の点に留意し、災害派遣部隊の活動が十分に達成されるように努める。

(ア) 派遣部隊との連絡職員を指名し、派遣する。

(イ) 陸上自衛隊岩手駐屯地司令と協議の上、連絡班室を設置する。

(ウ) 応援を求める活動内容、所要人員及び資機材等の確保についての計画を立て、部隊到着後は速やかに作業が開始できるよう、あらかじめ準備する。

(エ) 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに、現地連絡所を設け、部隊指揮官と次の事項について連絡調整を図る。

a 災害情報の収集及び交換

b 災害派遣の要否についての検討及び派遣を要請する場合の部隊の規模、期間、地区等についての調整

c 市等の保有する資機材等の準備状況

d 自衛隊の能力及び作業状況

e 他の災害復旧機関等との競合防止

f 関係市町村相互間における作業の優先順位

g 宿泊及び経費分担

h 撤収の時期及び方法

(オ) 集結場所は、派遣部隊の集結場所のとおりとする。

【資料編3-12-4 自衛隊派遣部隊の集結場所】

イ 市本部長は、ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合においては、次により準備を行う。

(ア) 事前の準備

a 飛行場外離着陸場として使用する土地の所有者及び管理者との調整を行う。

b 飛行場外離着陸場の位置の確認のため、飛行場外離着陸場及びその周辺地域を含む地図（縮尺1万分の1程度のもの）を提供する。

c 夜間等の災害派遣に対応できるよう、ヘリコプター誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度及び経度（岩手県災害対策用地図）により飛行場外離着陸場位置を明らかにする。

d 自衛隊があらかじめ行う各飛行場外離着陸場への離着陸訓練の実施に対して協力する。

(イ) 受入時の準備

a 離着陸地点には、必要に応じてH記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、飛行場外離着陸場の近くに上空からの風向及び風速の判定ができるよう、吹き流しを掲揚する。

b 飛行場外離着陸場内の風圧により巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。

c 砂塵が舞い上がる場合においては、散水を行い、積雪時においては、除雪又はてん圧を行う。

d 飛行場外離着陸場付近の住民に対して、ヘリコプターの離発着について広報を行う。

- e 物資を搭載する場合は、その形状及び重量を把握の上、事前に自衛隊と調整を行う。
- f 離発着時においては、飛行場外離着陸場には関係者以外の者は立ち入らせない。

【資料編3-6-11 飛行場外離着陸場設置基準】

6 自衛隊の自主派遣

- (1) 指定部隊等の長（陸上自衛隊岩手駐屯地司令等をいう。以下同じ。）は、災害の発生が突発的でその救援が特に急を要し、市本部長等の派遣要請を待ついとまがない場合においては、要請を待つことなく、その判断に基づいて部隊を派遣する。
- (2) この場合において、指定部隊等の長は、できるだけ早急に市本部長等に連絡し、緊密な連携の下に、適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

なお、部隊派遣後に市本部長等から災害派遣の要請があった場合においては、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

- (3) 指定部隊等の長が、要請を待たないで災害派遣を行う場合の判断基準は、次のとおりである。
 - ア 関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき。
 - イ 市本部長等が自衛隊の災害派遣要請を行うことができないと認められ、直ちに救援の措置をとる必要があるとき。
 - ウ 自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合において、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められるとき。
 - エ その他上記に準じて特に緊急を要し、市本部長等からの要請を待ついとまがないと認められるとき。

7 災害派遣に伴う経費の負担

- (1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として次の基準により、派遣を受けた市及び防災関係機関が負担する。
 - ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
 - イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため、通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備等を含む。）及び入浴料
 - ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材の調達、借上げ、運搬及び修理費
 - エ 有料道路の通行料
- (2) 負担区分について疑義が生じた場合、又はその経費が生じた場合は、その都度協議の上、決定する。

第13節 ボランティア活動計画

第1 基本方針

- 1 ボランティア活動に対しては、その自主性を尊重しつつ、その活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。
- 2 被災地におけるボランティア活動に対するニーズの把握に努める。
- 3 ボランティアの受付、ボランティア活動の調整、活動拠点の確保等その受入体制の整備に努める。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	実施内容
市本部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 ボランティア活動に対するニーズの把握 2 ボランティア活動に関する情報の提供 3 盛岡市災害ボランティアセンター※の設置要請及び支援 4 ボランティア活動に係る日本赤十字社岩手県支部（以下本節中「日赤県支部」という。）及び盛岡市社会福祉協議会との連絡調整 5 自主防災組織、関係団体等との連絡調整
日赤県支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 ボランティア活動に係る日赤県支部の地区及び分区との連絡調整 2 ボランティア活動に係る県との連絡調整
盛岡市社会福祉協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1 盛岡市災害ボランティアセンターの設置・運営及びボランティア受入場所の開設調整 2 ボランティア活動に対するニーズの総括 3 ボランティア活動に係る岩手県社会福祉協議会及び他市町村の社会福祉協議会との連絡調整

※ 盛岡市災害ボランティアセンターは、関係行政機関やボランティア団体相互の連絡調整を行うものであり、その設置及び運営は盛岡市社会福祉協議会が中心となる。

〔市本部の担当〕

部	課	担当業務
総務部	危機管理防災課	自主防災組織との連絡調整
市民部	市民協働推進課	町内会、自治会等の地縁団体との連絡調整
	都南総合支所課	
保健福祉部	地域福祉課	<ol style="list-style-type: none"> 1 盛岡市社会福祉協議会及び日赤県支部との連絡調整 2 盛岡市災害ボランティアセンターとの連絡調整及び同センターに対する運営支援
玉山総合事務所	総務課	自治会等の地縁団体との連絡調整
教育部	学務教職員課	学生及び生徒に対する連絡
	生涯学習課	社会教育団体に対する連絡

※ 玉山総合事務所部の担当業務は、玉山地域に関するものに限る。

【資料編3-13-2 災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書】

第3 実施要領

1 ボランティアに対する協力要請

(1) 市本部長は、被災地におけるボランティアニーズの把握に努め、ボランティアの協力が必要と認める場合は、盛岡市社会福祉協議会に対して盛岡市災害ボランティアセンターの設置を要請するとともに、日赤県支部とも連携して、ボランティアへの協力を要請する。

(2) 市本部長は、さらに多くのボランティアを必要とする場合は、県本部長に対して次の情報の提供を行う。

ア ボランティアの活動内容及び人数等

イ ボランティアの集合日時及び場所

ウ ボランティアの活動拠点

エ ボランティア活動に必要な装備及び資機材の準備状況

オ その他必要な事項

(3) 市本部長は、ボランティア活動に関する情報を住民に提供するとともに、広く参加を呼びかける。

また、日赤県支部、社会福祉協議会等に対し、ボランティア活動に関する情報を提供するとともに、被害状況に応じ、県に対しても情報の提供を行う。

2 ボランティアの受入れ

(1) 市は、盛岡市社会福祉協議会、NPO・NGO・ボランティア団体等及び中間支援組織（NPO・ボランティア団体等の活動支援や異なる組織の活動調整を行う組織）と一体となった体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

【資料編3-13-1 奉仕団宿泊施設一覧表】

(2) ボランティアの受入れは盛岡市社会福祉協議会が中心となって設置・運営を行う盛岡市災害ボランティアセンターが行うものとし、ボランティアに対しては盛岡市災害ボランティアセンターの運営マニュアルに従ってオリエンテーションを行う。

また、専門ボランティアの受入れ・要請は所管部署が行うものとする。

(3) 県から事務の委任を受けた市は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、盛岡市災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

【資料編3-13-2 災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書】

3 ボランティアの活動内容

ボランティアに期待される活動内容は、次のとおりである。

- (1) 炊き出し
- (2) 募金活動
- (3) 話相手
- (4) シート張り
- (5) 清掃
- (6) 介助
- (7) 引っ越し
- (8) 負傷者の移送
- (9) 後片付け
- (10) 避難場所等の運営支援
- (11) 物資の仕分け
- (12) 物資の搬送
- (13) 安否確認及び調査活動
- (14) 給食サービス
- (15) 洗濯サービス
- (16) 移送サービス
- (17) 入浴サービス
- (18) 理容サービス
- (19) その他応急危険度判定、医療、無線等の専門的知識又は技術を活かした活動

4 ボランティア等に対する補償制度

市本部長の指示に基づき、災害応急対策奉仕作業に従事し、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは扶養者がこれらの原因によって受ける損害を災害対策基本法第84条に規定する損害補償の例に準じて、市が補償の措置を講ずるものとする。

第14節 災害救助法の適用計画

第1 基本方針

- 1 市本部長は、災害による住家の滅失が一定規模以上となった場合、災害救助法（以下本節中「法」という。）の適用を県本部長に要請する。
- 2 市本部長は、法に基づく救助については、県の補助機関として活動に当たるが、救助を迅速に行う必要がある場合は、県本部長の委任を受けて実施する。
- 3 県及び市は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調査を行っておくものとする。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	実施内容
市本部長	1 避難場所等の供与 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 4 被災者の救出 5 被災した住宅の応急修理 6 学用品の給与 7 埋葬 8 死体の搜索及び処理 9 災害によって住居又はその周辺に流入した土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

〔市本部の担当〕

部	課	担当業務
総務部	危機管理防災課	法の適用の事務手続
保健福祉部	地域福祉課	1 法が適用される被害情報の報告 2 法の適用に基づく救助

第3 実施要領

1 法適用の基準

法による救助は、原則として同一原因による災害によって市の被害が次の程度に達した場合で、かつ、被害者が現に救助を要する状態にあるときに実施する。

- (1) 全壊、全焼、流失等により住宅が滅失した世帯（以下「滅失世帯」という。）の数が、次のいずれかに該当する場合
 - ア 市内の滅失世帯数が 100世帯以上である場合
 - イ 県内の滅失世帯数が 1,500世帯以上であって、市内の滅失世帯数が50世帯以上である場合

ウ 県内の滅失世帯数が7,000世帯以上である場合

【資料編3-14-1 災害に係る住家の被害認定基準】

- (2) 被害世帯数の算定は、次のとおりとする。
- ア 住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって1滅失世帯とする。
 - イ 家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能の状態となった世帯は、3世帯をもって1滅失世帯とする。
 - ウ 全壊及び半壊の判定に当たっては、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(内閣府)によるものとする。
- (3) 災害が隔絶した地域において発生するなど、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別な事情があり、かつ、滅失世帯が多数である場合
- 被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって内閣府令で定める基準に該当する場合
- ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
 - イ 被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。

2 法適用の手続

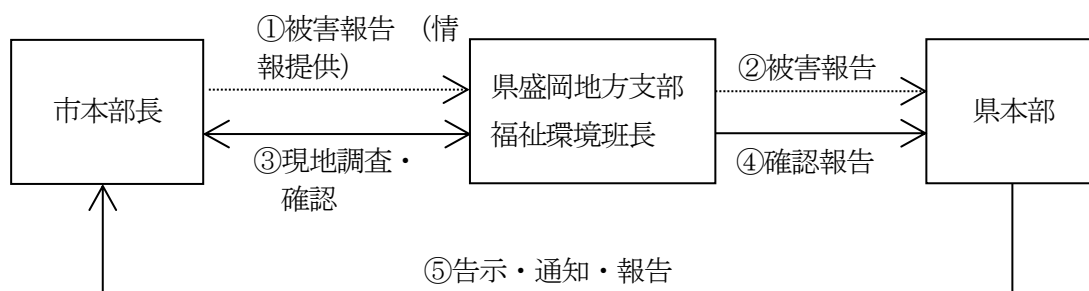
- (1) 市本部長は、その区域における災害による被害が、法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれが生じた場合においては、直ちにその旨について県盛岡地方支部福祉環境班長を通じて県本部長に情報提供する。
- (2) 法の適用基準となる被害世帯数については、第4節「情報の収集・伝達計画」に定める被害判定基準によるものとし、市本部長は被害状況を取りまとめの上、「人的及び住家被害報告」(様式2)により、県本部長に情報提供する。

【資料編3-4-1 災害の被害認定基準・災害報告取扱要領】

【資料編3-4-2 災害情報事務処理要領実施細目】

- (3) 市本部長は、災害による被害規模が大きく、被害状況を早急に取りまとめることが困難な場合においては、被害の概要を報告する。

【法適用の手続】



3 救助の実施

法の適用による救助の具体的な実施方法は、応急対策計画の各節で定めるところによる。

救助の種類	応急対策計画の該当節
避難所の設置	第15節「避難・救出計画」
応急仮設住宅の供与	第20節「応急仮設住宅の建設及び応急修理計画」
炊き出しその他による食品の 給与	第19節「食料・生活必需品供給計画」
飲料水の供給	第18節「給水計画」
被服、寝具その他生活必需品 の給与又は貸与	第19節「食料・生活必需品供給計画」
医療	第16節「医療・保健計画」
助産	第16節「医療・保健計画」
被災者の救出	第15節「避難・救出計画」
被災した住宅の応急修理	第20節「応急仮設住宅の建設及び応急修理計画」
学用品の給与	第25節「文教対策計画」
埋葬	第23節「行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋火葬計画」
死体の捜索及び処理	
障害物の除去	第22節「廃棄物処理・障害物除去計画」
輸送費及び賃金職員等雇上費	第24節「応急対策要員確保計画」

4 救助の種類、程度、期間等

救助の 種 類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の 設置 (法第 4条第1 項)	災害により現に 被害を受け、又は受 けるおそれのある 者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 340円 以内 高齢者等の要援護者等 を収容する指定福祉避難 所を設置した場合は、当該 地域における通常の実費 を支出でき、上記を超える 額を加算できる。	災害発生 の日から7 日以内とす る。	(1) 費用は、避難所の設 置、維持及び管理のた めの賃金職員雇上費、 消耗器材費、建物等の 使用謝金、借上費又は 購入費、光熱水費並び に仮設便所等の設置 費を含む。 (2) 避難に当たっての 輸送費は別途計上す る。 (3) 避難所での避難生 活が長期にわたる場 合等においては、避難 所で避難生活してい る者への健康上の配 慮等により、ホテル・ 旅館など宿泊施設を 借上げて実施するこ とが可能。(ホテル・

救助の 種 類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
				旅館の利用額は@7,000円(食費込・税込)／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の 設置 (法第4 条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する指定福祉避難所を設置した場合は、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	(1) 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期エアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 (2) 避難に当たっての輸送費は別途計上する。
応急仮設 住宅の供 与	住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 建設型応急住宅 (1) 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 (2) 基本額1戸当たり6,775,000円以内 (3) 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実	災害発生の日から20日以内に着工する。	(1) 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,775,000円以内であればよい。 (2) 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模

救助の種 類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
		費		な施設を設置できる) (3) 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する福祉仮設住宅を設置できる。 (4) 供与期間は2年以内とする。
		2 賃貸型応急住宅 (1) 規模 建設型応急住宅に準じる (2) 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	(1) 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 (2) 供与期間は建設型応急住宅と同様。
炊出しその他による食品の給与	(1) 避難所に収容された者 (2) 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,230円以内	災害発生の日から7日以内とする。	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費とする。	災害発生の日から7日以内とする。	輸送費、人件費は別途計上する。
被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	(1) 夏期(4月～9月)、冬期(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 (2) 下記金額の範囲内とする。	災害発生の日から10日以内とする。	(1) 備蓄物資の価格は、年度当初の評価額とする。 (2) 現物給付に限ること。

救助の種 類	対象	費用の限度額			期間	備考	
	区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増す 毎に加算
	全壊 全焼 流失	夏 19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
		冬 31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
	半壊 半焼	夏 6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
	床上浸水	冬 10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	(1) 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費とする。 (2) 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内とする。 (3) 施術者 協定料金の額以内とする。			災害発生の日から14日以内とする。	患者等の移送費は、別途計上する。	
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	(1) 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費とする。 (2) 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額とする。			分べんした日から7日以内とする。	妊婦等の移送費は、別途計上する。	
被災者の救出	(1) 現に生命又は身体が危険な状態にある者 (2) 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費とする。			災害発生の日から3日以内とする。	輸送費及び人件費は別途計上する。	
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊(焼)若しくはこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、1世帯当たり50,000円以内			災害発生の日から10日以内とする。		

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	(1) 住宅が半壊(焼)又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 (2) 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分とし、1世帯当たり次の金額とする。 (1) 大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000円以内 (2) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円以内	災害発生の日から3ヶ月以内(災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6ヶ月以内)とする。	
学用品の給与	住宅の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用できず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒に対して行う。	(1) 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材又は正規の授業で使用している教材実費とする。 (2) 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内。 小学校児童 4,800円 中学校生徒 5,100円 高等学校等生徒 5,600円	災害発生の日から(教科書)1ヶ月以内(文房具及び通学用品)15日以内とする。	(1) 備蓄物資は評価額とする。 (2) 入進学時の場合は、個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象に実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり大人(12歳以上)は219,100円以内、小人(12歳未満)は175,200円以内	災害発生の日から10日以内とする。	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜	行方不明の状態	当該地域における通常	災害発生	輸送費及び人件費は、

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
索	にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	の実費とする。	の日から10日以内とする。	別途計上する。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,500円以内とする。 (一時保存) 既存建物借上費は、通常の実費とする。 既存建物以外は、1体当たり 5,400円以内とする。 検案、救護班以外は慣行料金とする。	災害発生の日から10日以内とする。	(1) 検案は原則として救護班とする。 (2) 輸送費、人件費は別途計上する。 (3) 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障を来している場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 138,300円以内とする。	災害発生の日から10日以内とする。	
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第4条第1項)	(1) 被災者の避難に係る支援 (2) 医療及び助産費 (3) 被災者の救出 (4) 飲料水の供給 (5) 死体の捜索 (6) 死体の処理 (7) 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費とする。	救助の実施が認められる期間以内とする。	
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・ 避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・ 避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職

救助の種 類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
				員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内とする。	時間外勤務手当及び旅費は別途定める額とする。
救助の事務を行うのに必要な費用	(1) 時間外勤務手当 (2) 賃金職員等雇上費 (3) 旅費 (4) 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料) (5) 使用料及び賃借料 (6) 通信運搬費 (7) 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る左記(1)から(7)までに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額に	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

救助の 種 類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
		ついては 100分の8 ニ 1億円を超え2億円 以下の部分の金額につ いては 100分の7 ホ 2億円を超え3億円 以下の部分の金額につ いては 100分の6 へ 3億円を超え5億円 以下の部分の金額につ いては 100分の5 ト 5億円を超える部分 の金額については 100分 の4		

※ この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、県知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

第15節 避難・救出計画

第1 基本方針

- 1 災害発生時において、市民等の生命及び身体の安全を確保するため、迅速かつ的確な避難情報を伝達するとともに、避難支援等関係者の安全を確保しながら避難誘導を行う。
- 2 救出救助活動を行う防災関係機関は、災害発生当初における救出救助活動の重要性を十分に認識し、救出救助活動に必要な人的・物的資源を優先的に配分するなど、救出救助体制を整備し、倒壊家屋の下敷きになった者等の早急な救出活動を行う。
- 3 被災者の避難生活の場を確保するため、避難所を迅速に開設するとともに、その適正な運営を図る。
- 4 市は、避難情報の発令を円滑に行えるよう、様々な災害発生状況を考慮した実践的な訓練を実施する。

第2 実施機関（責任者）

1 避難情報

実施機関	実施内容
市本部長	必要と認める地域の必要と認める市民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き指示 (水防法第29条、災害対策基本法第60条)
盛岡広域振興局土木部	必要と認める地域の必要と認める市民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き指示 (水防法第29条、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第25条、災害対策基本法第61条)
警察署	
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	(1) その場に居合わせた者、事物の管理者その他の者に対する避難のための警告又は避難のための措置 (自衛隊法第94条) (2) 災害派遣要請に基づく避難の援助

〔市本部の担当〕

部	課	担当業務
総務部	危機管理防災課	(1) 避難情報の発令 (2) 自衛隊の災害派遣要請 (3) 避難場所等の開設の指導
子ども未来部	子育てあんしん課	避難者数の総括
建設部	河川課	避難のための立退きの指示
上下水道部	下水道整備課	

2 警戒区域の設定

実施機関	実施内容
市本部長	警戒区域の設定による災害応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限若しくは禁止又は退去の命令 (災害対策基本法第63条)
警察署	警戒区域の設定による災害応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限若しくは禁止又は退去の命令 (災害対策基本法第63条、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)第4条)
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	警戒区域の設定による災害応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限若しくは禁止又は退去の命令 (市長(市長の委任を受けてその職務を行う市の職員を含む。)及び警察官がいない場合) (災害対策基本法第63条)

〔市本部の担当〕

部	課	担当業務
総務部	危機管理防災課	(1) 警戒区域の設定 (2) 自衛隊の災害派遣要請

3 救出

実施機関	実施内容
市本部長	災害により生命及び身体が危険な状態にある者又は生死が不明の状態にある者の捜索又は救出
盛岡地区広域消防組合	災害により生命及び身体が危険な状態にある者又は生死が不明の状態にある者の捜索又は救出
警察署	災害により生命及び身体が危険な状態にある者又は生死が不明の状態にある者の捜索又は救出
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく救出

〔市本部の担当〕

部	課	担当業務
総務部	危機管理防災課	(1) 行方不明者の捜索 (2) 自衛隊の災害派遣要請 (3) 災害救助法の適用事務手続
保健福祉部	地域福祉課	災害救助法の適用時における救出の事後事務

4 避難場所等の開設及び運営

実施機関	実施内容
市本部長	避難場所の開放 避難所の開設及び運営

〔市本部の担当〕

部	課	担当業務
総務部	危機管理防災課	避難場所の開放 避難所の開設の指導
子ども未来部	子育てあんしん課	避難者数の総括

第3 実施要領

1 避難情報

(1) 避難情報の発令

- ア 実施責任者は、災害情報を迅速に収集し、避難を要する地域の早期の実態把握に努め、対象地域を適切に設定し、時機を失することなく、避難情報の発令を行う。
- イ 市本部長は、台風等の接近に伴う災害の発生又は夜間及び早朝における災害の発生等が予想される場合には、市民に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めること及び自主的な避難並びに避難行動要支援者等に対する避難行動の開始を促すため、早めの段階で高齢者等避難を発令することを検討する。
- ウ 実施責任者は、避難時の周囲の状況等により、避難のため立退きを行うことがかえって危険を伴うおそれがあり、かつ事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避などの行動を促すため、緊急安全確保を指示することができる。
- エ 市は、避難情報の対象地域又は解除等について、助言を求めることができるよう、県その他の防災関係機関との連絡体制をあらかじめ整備するよう努める。
- オ 県は、台風等、災害の発生が予想される場合には、盛岡地方気象台、岩手河川国道事務所、専門家等による「風水害対策支援チーム」を設置する。同チームは、市町村の避難情報の発令状況を確認するとともに、チーム内で情報や知見を共有し、避難情報の発令の対象となる市町村及び助言内容を検討する。
- カ 県は、「風水害対策支援チーム」で検討した、避難情報の発令を判断するための情報や助言内容等について、市町村長等へ伝達する。
- キ 市は県からの伝達を踏まえ、できるだけ早期の避難情報、特に避難指示の発令と日中の避難完了に努める。
- ク 実施責任者は、避難情報の発令を行った場合、速やかにその旨を県本部長に報告する。
- ケ 実施責任者は、避難情報の解除に当たっては、十分な安全性の確認に努める。
- コ 市本部長は、避難情報の対象地域及び避難情報の解除について、県その他の防災関係機関に助言を求めることができる。

(2) 避難情報の内容

実施責任者は、次の内容を明示して避難情報の発令を行う。

- ア 発令者
- イ 避難情報発令の日時
- ウ 避難情報発令の理由
- エ 避難対象地域
- オ 避難対象者及びとるべき行動

- カ 避難先
 - キ 避難経路
 - ク その他必要な事項
- (3) 避難情報発令の判断基準

ア 洪水予報河川（北上川、雫石川及び中津川）

次の(ア)から(ウ)の基準のほか、降雨や雨域の変化の状況、北上川上流洪水予報、四十四田、御所、綱取各ダムの放流状況、地形条件その他の情報を含めて総合的に判断する。

発令対象範囲は、各河川の洪水浸水想定区域、北上川上流重要水防箇所調書等から検討する。必要に応じて、国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所に助言を求める。

(ア) 【警戒レベル3】高齢者等避難の発令

次のaからeのいずれかに該当する場合を発令の目安とする。

- a 洪水予報基準水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達し、かつ、北上川上流洪水予報において引き続きの水位上昇が見込まれている場合
- b 洪水予報基準水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達することが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合）
- c 洪水予報河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合
- d 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合
- e 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

(イ) 【警戒レベル4】避難指示の発令

次のaからgのいずれかに該当する場合を発令の目安とする。

- a 洪水予報基準水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達した場合
- b 北上川上流洪水予報において、洪水予報基準水位観測所の水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達することが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合）
- c 洪水予報河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合
- d 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合
- e 四十四田ダム、御所ダム又は綱取ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合
- f 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
- g 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合

(ウ) 【警戒レベル5】緊急安全確保の発令

次のaからeのいずれかに該当する場合を発令の目安とする。

- a 洪水予報基準水位観測所の水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達した場合
- b 洪水予報河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合

- c 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合
- d 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合
- e 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（指定河川洪水予報の氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報（洪水））、消防団等からの報告等により把握できた場合）

【参考：洪水予報基準水位観測所一覧】

予報区域名	河川名	観測所名	観測所所在地	水防団待機水位 (m)	氾濫注意水位 (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)
北上川上流	北上川	館坂橋	盛岡市北夕顔瀬町	1.40	2.00	2.50	2.80
	北上川 雫石川	明治橋	盛岡市仙北一丁目	0.80	1.40	2.60	3.00
	中津川	山岸	盛岡市浅岸字大塚	1.80	2.20	2.40	2.70
雫石川	雫石川	太田橋	盛岡市中屋敷1	3.00	4.00	4.50	5.20

イ 水位周知河川（築川、松川、北上川及び諸葛川）

次の(ア)から(ウ)の基準のほか、降雨や雨域の変化の状況及び地形条件その他の情報を含めて総合的に判断する。

発令対象範囲は、各河川の洪水浸水想定区域、岩手県重要水防箇所調書等から検討する。必要に応じて、県に助言を求める。

(ア) 【警戒レベル3】高齢者等避難の発令

次のaからdのいずれかに該当する場合は発令の目安とする。

- a 水位周知を行う基準水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達した場合
- b 水位周知を行う基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、次の(a)～(c)のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合
 - (a) 水位周知を行う基準水位観測所上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合
 - (b) 水位周知河川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[洪水]）が出現した場合
 - (c) 水位周知を行う基準水位観測所上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合
- c 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合
- d 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

(イ) 【警戒レベル4】避難指示の発令

次のaからfのいずれかに該当する場合は発令の目安とする。

- a 水位周知を行う基準水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達した場合

- b 水位周知を行う基準水位観測所の水位が避難判断水位を超えた状態で、次の(a)～(c)のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合
 - (a) 水位周知を行う基準水位観測所上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合
 - (b) 水位周知河川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[洪水]）が出現した場合
 - (c) 水位周知を行う基準水位観測所上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合
- c 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合
- d 築川ダムの管理者から、貯水池の水位がサーチャージ水位を超えると予想される旨の通知があった場合
- e 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
- f 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合
- (ウ) 【警戒レベル5】緊急安全確保の発令

次のaからeのいずれかに該当する場合を発令の目安とする。

 - a 水位周知を行う基準水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）を越えた状態で、堤防天端高（又は背後地盤高）に到達した場合
 - b 水位周知河川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合）
 - c 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合
 - d 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合
 - e 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（河川管理者・消防団等からの報告により把握できた場合）

【参考：水位周知を行う基準水位観測所一覧】

河川名	観測所名	観測所所在地	水防団体機水位 (m)	氾濫注意水位 (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)
築川	葛西橋	盛岡市東中野字柳下 96	1.70	2.20	2.30	2.50
松川	古川橋	盛岡市好摩字小袋 38-5	1.50	2.50	2.70	3.10
北上川	船田橋	盛岡市下田字船綱 41-12	2.00	2.60	2.80	3.20
諸葛川	諸葛橋	盛岡市上厨川字杉原 114 地先	1.20	1.90	2.40	2.80

ウ その他河川（ア及びイ以外の河川）

次の(ア)から(ウ)の基準のほか、降雨や雨域の変化の状況、地形条件、消防団等からの避難の必要性に関する通報及び市民等からの浸水の発生に関する通報等を含めて総合的に判断する。

発令対象範囲は、各河川の特性や過去の浸水実績等から検討する。必要に応じて、岩手

河川国道事務所及び県に助言を求める。

(ア) 【警戒レベル3】高齢者等避難の発令

洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[洪水]）が出現した場合

(イ) 【警戒レベル4】避難指示の発令

洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[洪水]）が出現した場合

(ウ) 【警戒レベル5】緊急安全確保の発令

洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合）

エ 土砂災害

降雨や雨域の変化の状況、地形条件、土砂災害警戒情報を補足する情報（土砂災害警戒判定メッシュ情報及び岩手県土砂災害警戒情報システムの土砂災害警戒判定情報をいう。以下同じ。）その他の情報を含めて総合的に判断する。ただし、土砂災害警戒情報は、雨量に基づいて土砂災害発生の危険度を判定したもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではないので、可能な限り現地確認を行って判断する。

発令対象範囲は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所及び土砂災害が発生する可能性のある箇所とする。

(ア) 【警戒レベル3】高齢者等避難の発令

次のa又はbのいずれかに該当する場合を発令の目安とする。

- a 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合
- b 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合

(イ) 【警戒レベル4】避難指示の発令

次のaからeまでのいずれかに該当する場合を発令の目安とする。

- a 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合
- b 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合
- c 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
- d 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合
- e 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合

(ウ) 【警戒レベル5】緊急安全確保の発令

次のaからcまでのいずれかに該当する場合を発令の目安とする。

- a 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合
- b 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）となった場合
- c 土砂災害の発生が確認された場合

(4) 避難情報の周知

ア 地域住民等への周知

- (ア) 市は、台風接近時等において、大雨の予報等が発表された段階から、災害の危険が去るまでの間、避難情報発令の今後の見通し、発令時にとるべき避難行動について、逐次、住民や要配慮者利用施設の管理者に対して伝達する。
- (イ) 市は、危険の切迫性に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。
- (ウ) 実施責任者は、避難情報の内容を防災行政無線をはじめ、Lアラート、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用によって、直ちに地域住民等に周知徹底を図る。
また、観光施設等の不特定多数の者が集まる場所にあっても、あらかじめ、伝達体制を整備し、直ちに来訪者に周知徹底を図る。
- (エ) 実施責任者は、災害の種別に応じた避難情報の伝言分をあらかじめ作成しておく。
- (オ) 避難情報の周知に当たっては、必要に応じ、障がい者、高齢者、外国人等の避難行動要支援者の住居を個別に巡回するなど、避難行動要支援者に配慮した方法を併せて実施する。
- (カ) 観光客、外国人等の地域外からの来訪者に対する避難情報の周知に当たっては、あらかじめ案内板や避難標識等により表示し、避難対策の徹底に努める。
- (キ) 緊急を要する場合のほかは、あらかじめ警告を発し、地域住民等に避難のための準備をさせる。
- (ク) 避難情報の発令に当たっては、日没等避難完了までの時間帯に考慮する。
- (ケ) 市本部長は、感染症予防の観点から、避難者が特定の避難所に集中しないよう配慮する（分散避難）。
- (コ) 避難情報に使用する信号の種類及び内容は、次のとおりとする。

災害の種類	サイレン			備考
火災	3秒 △ 2秒	3秒 △ 2秒	3秒 △	連続 近火信号をもって避難信号とする。
水災	3秒 △ 2秒	3秒 △ 2秒	3秒 △	連続 水防法に基づく避難信号

【資料編3-15-1 災害時における緊急割込み放送に関する協定（ラジオもりおか）】

イ 関係機関相互の連絡

実施責任者は、避難情報の発令を行った場合は、法令に基づく報告又は周知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

(ア) 報告又は通知事項

- a 避難情報の発令を行った者
- b 避難情報の発令理由
- c 避難情報の発令時刻
- d 避難対象地域
- e 避難先
- f 避難者数

(イ) 法令に基づく報告又は通知義務

報告又は通知義務者	報告又は通知先	根拠法令
市長	知事	災害対策基本法第60条第4項
知事又はその指示を受けた者	当該区域を管轄する警察署長	地すべり等防止法第25条
水防管理者及び知事又はその指示を受けた者		水防法第29条
警察官	市長	災害対策基本法第61条第3項
自衛官	長官の指定する者	自衛隊法第94条第1項

(5) 避難の方法

ア 避難は、原則として徒歩によるものとし、車両による避難は、混乱に伴う危険発生のおそれがないと認められる場合その他特別の事由がある場合に限る。

イ 避難は、できるだけ事業所、学校又は自主防災組織を中心とした、一定の地域、事業所単位ごとに災害の状況に応じ、安全かつ適切な避難方法により行う。

(6) 避難の誘導

ア 市本部長は、あらかじめ避難行動要支援者の居住状況等に配慮して避難計画を定める。

イ 地域住民を安全かつ迅速に避難場所等に誘導するため、消防団が自主防災組織等と協力して各分団区域の誘導に当たる。

【資料編3-15-2 消防分団担当区域一覧表】

ウ 避難誘導に当たっては、避難行動要支援者（高齢者、障がい者、傷病者、子供等）の避難を優先する。

エ 次の場合において、当該避難が困難と認められるときは、消防団員等を配置して誘導する。

(ア) 幼稚園、小学校、病院、社会福祉施設等の生徒、患者、入所者等の避難

(イ) 在宅の高齢者、障がい者等の避難

オ 避難行動要支援者の避難にあたっては、本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用するよう努める。

カ 避難誘導に当たっては、避難支援従事者は自らの安全を確保した上で行う。

キ 避難への援助のため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続きは、第12節「自衛隊災害

派遣要請計画」に定めるところによる。

(7) 避難者の確認等

市職員、消防団員、民生委員等は、それぞれが連携・分担しながら、避難場所等及び避難対象地域を巡回し、避難者の確認を行うとともに、避難が遅れた者の救出を行う。

ア 避難場所等

(ア) 避難した住民等の確認

(イ) 特に、自力避難が困難な避難行動要支援者の安否の確認

イ 避難対象地域

(ア) 避難が遅れた者又は要救出者の有無の確認

(イ) 避難が遅れた者等の避難誘導及び救出

(8) 避難経路の確保

ア 警察官は、避難路を確保するために必要がある場合は、避難道路及び避難場所等の周辺道路の交通規制を行う。

イ 市本部長は、避難の障害となるおそれのある物件等を除去し、安全性を確保する。

(9) 避難支援等関係者の安全確保

市本部長は、あらかじめ定めた安全確保策に従い、避難支援等関係者の安全の確保を図る。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

ア 実施責任者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市民の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、次の事項を明示して警戒区域を設定する。

(ア) 発令者

(イ) 警戒区域設定の日時

(ウ) 警戒区域設定の理由

(エ) 警戒区域設定の地域

(オ) その他必要な事項

イ 実施責任者は、災害応急対策に従事する者以外の者に対して警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

(2) 警戒区域設定の周知

ア 地域住民への周知

実施責任者は、警戒区域設定の内容を防災行政無線を始め、Lアラート、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段を複合的に活用し、地域住民等への周知徹底を図るとともに、ロープ等によりこれを明示する。

イ 関係機関相互の連絡

実施責任者は、警戒区域を設定した場合、法に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

(ア) 報告又は通知事項

a 警戒区域設定を行った者

b 警戒区域設定の理由

- c 警戒区域設定の発令時刻
- d 警戒区域設定の地域
- (イ) 法令に基づく報告又は通知義務

報告又は通知義務者	報告又は通知先	根拠法令
知事	市長	災害対策基本法施行令第30条第3項
警察官		災害対策基本法第63条第2項
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官		災害対策基本法第63条第3項

3 救出

(1) 救出班の編成

- ア 市本部長は、災害発生直後において、緊急に救出・救助を行う必要がある場合は、当該地区の消防団、自主防災組織、地域住民等により、救出・救護体制を整え、救出活動を実施する。
- イ 市本部長は、多数の救出を要する者がいると認める場合は、その搜索、救出及び収容に当たらせるため、消防職員及び消防団員を主体とする「救出班」を編成し、救出活動を実施する。

(2) 救出の実施

- ア 搜索及び救出は、救出を必要とする者又は生死不明な者がいると認められる地域を重点的に行う。

【資料編3-15-3 災害時における船舶等の貸与に関する協定書(北上川に舟っこを運航する盛岡の会)】

- イ 搜索の実施に当たっては、地域住民、旅行者、滞在者等の協力を得て、居住者及び同行者の把握を行う。
- ウ 本部長は、必要なジャッキ、つるはし、ファイバースコープ等の救出用資機材及び工事中用重機等を確保できない場合は、県盛岡地方支部土木班、建設業協会等の協力を得て調達する。
- エ 本部長は、孤立化した地域における救出・救助、物資補給等のために、ヘリコプターの出動が必要と認める場合は、県本部長に要請する。
- オ 搜索のため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、第12節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

(3) 救出したときの措置

- ア 救出班は、負傷者等を救出した場合は、医療救護班と協力して直ちに応急医療を行い、医療機関(救護所を含む。)に収容する。
- イ 救出班は、遺体を発見した場合は、第23節「行方不明者等の搜索及び遺体の処理・埋火葬計画」に定めるところにより、適切に措置する。

(4) 災害救助法を適用した場合の救出

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第14節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

4 避難場所の開放

- (1) 市本部長は、避難情報を発令した場合は、必要に応じ、災害の種類に応じた避難場所を開

放する。

- (2) 市本部長は、避難場所を開放した場合は、開放日時及び場所等について、住民等に周知する。
- (3) 市本部長は、避難場所の開放を地域の自主防災組織や自治会等と連携して行うなど、迅速な開放に努める。

5 避難所の開設及び運営

(1) 避難所の開設

ア 市本部長は、あらかじめ定める避難計画に従い、避難所を開設した場合は、飲料水、毛布、医療品、仮設トイレ、テレビ等避難生活に必要な物資等を調達する。

イ 市本部長は、避難所の開設に当たっては、避難所の管理者の協力を得るとともに、指定福祉避難所を開設する等、要配慮者に配慮した環境の確保に努める。さらに、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に指定福祉避難所として開設するよう努める。

【資料編3-15-4 災害時における指定緊急避難場所及び指定避難所としての施設利用に関する協定
(社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団)】

ウ 市本部長は、市が設置する避難所をできる限り多く開設する。あらかじめ指定した避難所だけでは対応できない場合においては、次の方法により避難所の確保に努める。

(ア) あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

【資料編3-15-5 災害時における相互協力に関する協定書(盛岡少年刑務所)】

【資料編3-15-6 災害時における相互協定に関する協定書(国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構本部管理本部東北管理部)】

【資料編3-15-7 災害時における相互協定に関する協定書(岩手県同胞援護会)】

【資料編3-15-8 災害時における相互協定に関する協定書(盛岡少年院)】

(イ) 隣接市町村長と協議し、当該市町村に避難所の開設及び運営を委託し、又は建物若しくは土地を借り上げて避難所を開設する。

(ロ) 県本部長と協議し、県有の施設又は民間アパート等を避難所とする。

(ハ) 隣接市町村及び県の施設を避難所として指定した場合は、市本部長は、所属職員の中から管理者を定め、当該避難所の運営に当たる。

エ 市本部長は避難所を開設した場合、次の事項を市民等に周知するとともに、県に報告する。

(ア) 開設日時及び場所

(イ) 開設箇所数及び各避難所の避難者数

(ロ) 開設期間の見込み

オ 避難所での受入れの対象となる者は、次のとおりとする。

区分	対象者
災害により、現に被害を受けた者	(ア) 住家が被害を受け、居住の場所を失った者 (イ) 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者等、現実には被害を受けた者
災害により、現に	(ア) 避難情報を発令した場合の避難者

被害を受けるおそれのある者	(イ) 避難情報は発令しないが、緊急に避難することが必要である者
---------------	----------------------------------

カ 市本部長は、避難所の電気、水道等のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。

キ 市は、避難所の開設を地域の自主防災組織や自治会等に委託するなど、迅速な開設に努める。

ク 市本部長は、指定避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、指定避難所の開設状況等を適切に県に報告する。

ケ 市本部長は、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を実施する。

(2) 避難所の運営

ア 市本部長は、あらかじめ定める避難計画に従い、避難所の円滑な運営に努める。この場合において、市本部長は避難所の生活環境が常に良好なものとなるよう、保健師、管理栄養士等による巡回や岩手県災害派遣福祉チームの活用を通じて、その状況把握に努め、必要な対策を講じる。

イ 市本部長は、避難所における感染症対策については、県が作成するガイドライン等も参考とし、必要な措置を講じるものとする。

ウ 市本部長は、避難所の管理者と連携を図り、安否情報及び食料、生活必需品等の配給及び生活支援等に関する情報を提供するものとし、避難者が適切に情報を得られるように、活用する媒体に配慮する。

エ 市本部長は、避難者数、防災ボランティア数、物資の種類及び数量等について偏ることのないよう、調整を行う。

オ 市本部長は、避難所における生活が長期化すると認められる場合は、避難者の協力を得ながら、次の措置をとる。

(ア) 避難者、住民組織、支援ボランティア等の連携による、被災者の自治組織の育成及び被災者自らによる避難所運営の支援

(イ) 物資の需要把握の体制整備

(ロ) 生活相談、メンタルケア、健康相談、各種情報の提供体制の整備

(エ) ホームヘルパー等による介護の実施

(オ) 保健衛生の確保

(カ) 避難所のパトロールの実施等による安全の確保

(キ) 可能な限りのプライバシー確保及び性別、性的マイノリティ（LGBTQ等）や高齢者、障がい者、難病患者、食物アレルギーを有する者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の多様なニーズへの配慮

(ク) 応急仮設住宅や公営住宅の斡旋に努めるほか、必要に応じ、民間アパート、旅館、ホテル等の活用

カ 市本部長は、学校を避難所として使用する場合には、応急教育の支障とならないよう学校長及び避難者の自治組織等と協議を行い、必要な調整を行う。

キ 避難所の管理者は、市本部長から連絡が途絶し、指示を受け取ることができない場合は、指示を受け取れる状況になるまで、管理者の判断により避難所を運営する。

ク 市本部長は、関係機関の協力を得ながら、避難者の愛玩動物の受入れについて留意するとともに、受入れに当たっては、次の措置をとるよう努める。

(ア) 避難所内又はその近隣に、動物の飼育が可能な場所を確保するよう努める。

(イ) 飼育者の氏名及び住所並びに動物の種類、数及び特徴を確認する。

(ウ) 動物に関する情報収集及び情報発信を行う。

ケ 市本部長は、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努める。

コ 市本部長は、避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じる。

サ 市本部長は、感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じる。

シ 市本部長は、避難所における性暴力・DVの防止対策を講じ、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体と連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

(3) 災害救助法を適用した場合の避難所

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第14節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

6 帰宅困難者対策

(1) 市本部長は、災害の発生に伴い、通勤、通学、出張、買い物、旅行等により、自力で帰宅することが極めて困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）に対し、必要な情報の提供を行うなど、帰宅のための支援を行う。

(2) 市本部長は、帰宅困難者のうち、救援が必要となった者又は避難所での受入れが必要となった者に対し、物資の提供及び避難所への受入れを行う。

7 避難所以外の在宅避難者に対する支援

(1) 在宅避難者の把握

ア 市本部長は、自宅、車中その他避難所以外にいる者で電気・ガス・上水道の供給停止、下水道の使用中止及び流通の途絶が継続することにより、物資及び食料の調達並びに炊事が困難となる等、被災により日常生活を営むことが困難な者（以下「在宅避難者等」という。）の人数、必要とする支援等を早期に把握する。

イ 市本部長は、民生・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等の協力を得ながら、要配慮者の安否等の確認に努める。

(2) 在宅避難者に対する支援

ア 市本部長は、市役所（支所、出張所等）における配布や在宅避難者等がいる集落又は避難所の巡回により、物資の支給を行う。

イ 市本部長は、在宅避難者等に対し、物資や食料の配布の広報の実施、被災者支援に関する情報提供等必要な情報や支援・サービスが容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

ウ 在宅避難者等に対する広報や情報提供は、在宅避難者が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。

8 広域避難

(1) 県内広域避難

ア 県内広域避難の要請

- (ア) 市本部長は、災害の予測規模、予想される災害の事態等に鑑み、県内広域避難の必要があると認めた場合、応援協定を締結した他の市町村長又は適当と認める他の市町村長（以下「協議先市町村長」という。）に対し、避難者の受入れを協議する。
- (イ) 市本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ県本部長に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。
- (ウ) 市本部長は、法令に基づく報告又は通知を行う。

〔法令に基づく報告又は義務〕

報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
県内広域避難の協議をしようとするとき	県本部長	災害対策基本法第61条の4第2項
受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 公示 2 市本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けたときに現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び市本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 3 県本部長	災害対策基本法第61条の4第6項、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第2条の3第2項
県内広域避難の必要がなくなったと認めるとき	1 協議先市町村長 2 市本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けたときに現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び市本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 3 公示 4 県本部長	災害対策基本法第61条の4第7項、災害対策基本法施行規則第2条の3第2項

イ 県内広域避難の受入れ

- (ア) 市本部長は、他の市町村長からの県内広域避難の受入れの要請があったときは、避難者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。
- (イ) 市本部長は、受け入れる広域避難者の避難等の用に供するための施設（以下「受入施設」という。）を決定し提供する。
- (ウ) 市本部長は、法令に基づく報告又は通知を行う。

〔法令に基づく報告又は義務〕

報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び市本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第61条の4第4項、災害対策基本法施行規則第2条の3第1項
	協議元市町村長	災害対策基本法第61条の4第5項
県内広域避難の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	受入施設を管理する者及び市本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第61条の4第8項、災害対策基本法施行規則第2条の3第1項

(2) 県外広域避難

ア 県外広域避難の要請

- (ア) 市本部長は、県外広域避難の必要があると認めた場合は、県本部長に対し、本県以外の都道府県の知事と避難者の受入れについて協議することを求める。
- (イ) 市本部長は、県本部長から受入施設が決定した旨の通知を受ける。
- (ウ) 市本部長は、法令に基づく報告又は通知を行う。

〔法令に基づく報告又は義務〕

報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 公示 2 市本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けたときに現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び市本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第61条の9第10項、災害対策基本法施行規則第2条の3第4項
県外広域避難の必要がなくなったと認めるとき	1 県本部長 2 公示 3 市本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けたときに現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び市本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第61条の9第11項、災害対策基本法施行規則第2条の3第4項

イ 他都道府県からの広域避難の受入れ

- (ア) 市本部長は、県本部長から他都道府県の被災者の受け入れについて協議を受けたときは、正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。

- (イ) 市本部長は、受入施設を決定し提供する。
- (ウ) 市本部長は、法令に基づく通知又は報告を行う。

〔法令に基づく報告又は義務〕

報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び市本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第61条の5第6項
	県本部長	災害対策基本法第61条の5第7項
他の都道府県からの広域避難の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	受入施設を管理する者及び市本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第61条の5第14項、災害対策基本法施行規則第2条の3第4項

9 広域一時滞在

(1) 県内広域一時滞在

ア 県内広域一時滞在の要請

- (ア) 市本部長は、災害の規模、避難者の受入状況等に鑑み県内の他市町村へ一時滞在の必要があると認めた場合、応援協定を締結した他の市町村長、又は適当と認める他市町村長に対し避難者の受入れの協議をする。
- (イ) 市本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ県本部長に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。
- (ウ) 市本部長は、法令に基づく報告又は通知を行う。

〔法令に基づく報告又は義務〕

報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
県内広域一時滞在を協議しようとするとき	県本部長	災害対策基本法第86条の8第2項
受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 公示 2 市本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けたときに現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び市本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 3 県本部長	災害対策基本法第86条の8第6項、災害対策基本法施行規則第8条の2第2項
県内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるとき	1 協議先市町村長 2 市本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けたときに現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する	災害対策基本法第86条の8第7項、災害対策基本法施行規則第8条の2

	者及び市本部長が必要と認める関係指定 地方行政機関の長その他の防災関係機関 等の長 3 公示 4 県本部長	第2項
--	---	-----

イ 県内広域一時滞在の受入れ

- (ア) 市本部長は、他の市町村長からの広域一時滞在の受入れの要請があったときは、正当な理由がない限りこれを受け入れる。
- (イ) 市本部長は、被災者の一時滞在の用に供するための施設（以下本節中「受入施設」という。）を決定し提供する。
- (ウ) 市本部長は、法令に基づく報告又は通知を行う。

〔法令に基づく報告又は義務〕

報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び市本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の8第4項、 災害対策基本法施行規則第8条の2第1項
	協議元市町村長	災害対策基本法第86条の8第5項
県内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	受入施設を管理する者及び市本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の8第8項、 災害対策基本法施行規則第8条の2第1項

(2) 県外広域一時滞在

ア 県外広域一時滞在の要請

- (ア) 市本部長は、県外広域一時滞在の必要があると認めた場合は、県本部長と協議し、本県以外の都道府県の知事と避難者の受入れについて協議するよう求める。
- (イ) 市本部長は、県本部長から受入施設が決定した旨の通知を受ける。
- (ウ) 市本部長は、受入施設が決定した旨の通知を受けたときは、法令に基づく報告又は通知を行う。

〔法令に基づく報告又は義務〕

報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 公示 2 受入施設を管理する者及び市本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の9第10項、 災害対策基本法施行規則第8条の2

報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
		第4項
県外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるとき	1 県本部長 2 公示 3 市本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けたときに現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び市本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の9第11項、 災害対策基本法施行規則第8条の2第4項

イ 他都道府県からの広域一時滞在の受入れ

- (ア) 市本部長は、県本部長から他都道府県の被災者の受け入れについて協議を受けたときは、正当な理由がある場合を除きこれを受け入れる。
- (イ) 市本部長は、受入施設を決定し提供する。
- (ウ) 市本部長は、法令に基づく通知又は報告を行う。

〔法令に基づく報告又は義務〕

報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び市本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の9第6項、 災害対策基本法施行規則第8条の2第4項の規定により準用する同条第1項
	県本部長	災害対策基本法第86条の9第7項
他の都道府県からの広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	受入施設を管理する者及び市本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の9第14項、 災害対策基本法施行規則第8条の2第4項の規定により準用する同条第1項

10 市民等に対する情報等の提供体制

- ア 市は被災者の安否について、住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で可能な限り安否情報を回答するよう努める。
- イ 市は、安否情報の適切な提供のため、必要と認めるときは、関係機関と協力して、被災者

に関する情報の収集に努める。

- ウ 安否情報の提供に当たって、被災者の中に配偶者からの暴力等を受けるなど危害を受けるおそれがある者等が含まれるときは、当該加害者に居所が知られることがないよう個人情報の管理を徹底する。
- エ 市本部長は、広域避難等をした者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができる体制の整備を図る。
- オ 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

第16節 医療・保健計画

第1 基本方針

- 1 市本部長は、救急救助の初動体制を確立し、県内の災害派遣医療チーム（以下「岩手DMAT」という。）、災害医療コーディネーター、医療機関及び防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な医療活動を行う。
 - ※ DMAT 災害急性期（おおむね発災後48時間以内）に活動できる機動性を持つ、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム。被災地での広域医療搬送、病院支援、域内搬送、現場活動などを主な活動とする。
 - ※ 災害医療コーディネーター 医療ニーズを把握し、医療救護班等の配置調整後、活動支援等、活動支援等のコーディネートを実施する、県本部長から委嘱される者
- 2 上下水道、電気、ガス等ライフラインの機能停止、医療施設自体の被災による機能低下等に対応するため、災害時における地域医療の拠点となる病院を確保する。
- 3 効果的な医療活動を行うため、迅速かつ正確な情報の伝達及び傷病者の搬送体制の確立を図る。
- 4 精神医療の初動体制を確立し、県内の災害派遣精神医療チーム（以下、本節中「岩手DPAT」という。）、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な精神医療活動を行う。
- 5 被災者の心身両面にわたる健康を維持するため、保健指導及びこころのケアを実施する。
- 6 動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を、関係機関・団体との連携の下に、迅速かつ適切に講じる。
- 7 災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整の実施体制の整備に努める。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	実施内容
市本部長	1 災害救助法が適用されないとき又は災害救助法が適用されるまでの間の医療、助産及び保健 2 救護所の設置 3 市立病院に係る医療救護班の編成及び派遣 4 他の医療機関に対する応援要請
県環境生活部	被災した愛玩動物の救護対策
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく医療救護班の編成及び派遣
日本赤十字社岩手県支部	盛岡赤十字病院に係る岩手DMAT及び医療救護班の編成及び派遣

(一社) 盛岡市医師会	病院等に係る医療救護班の編成及び派遣
(一社) 岩手県歯科医師会	歯科医師会会員診療所に係る歯科医療救護班の編成及び派遣
(一社) 岩手県歯科衛生士会	避難場所等における口腔ケア及び歯科医師の補助
(一社) 岩手県獣医師会	避難場所等における愛玩動物の救護のための健康相談・支援
(一社) 岩手県薬剤師会	医療救護活動における薬剤師の派遣、医薬品の供給・管理
(公社) 岩手県栄養士会	栄養・食生活支援活動における管理栄養士等の派遣
(公社) 岩手県看護協会	医療救護活動及び保健衛生活動における看護師等の派遣
全国健康保険協会岩手支部	各種保険金の給付及び被災医療機関の診療報酬の特別措置の実施

〔市本部の担当〕

部	課	担当業務
総務部	危機管理防災課	自衛隊の災害派遣要請
保健福祉部	企画総務課	医療救護班の派遣要請及び連絡調整
	生活衛生課	被災した愛玩動物の救護対策
医療部	総務課	1 市立病院に係る医療救護班の派遣 2 市立病院での医療活動

第3 実施要領

1 初動医療体制

(1) 医療機関等の被災状況の把握

ア 市本部長は、災害発生後、直ちに市内の医療機関に対し、被災状況等を調査する。調査項目は、次のとおりである。

- (ア) 施設の被災状況
- (イ) 入院患者等の有無及び入院患者の転院の必要性の有無
- (ウ) 医療行為の継続の可否
- (エ) 新規入院患者の受入可能病床数
- (オ) 被災者の来訪状況

イ 市本部長は、調査の結果、入院患者の転院等が必要な場合は、市内の医療機関に緊急入院の手配を行う。

ウ 市本部長は、被災者の発生状況及び医療機関への被災者の来訪状況から医療需要を把握する。

(2) 医療救護班の編成

ア 市本部長は、災害時における医療救護活動を迅速かつ適切に行うため、各医療機関と密接な連携を図る。

【資料編2-22-1 災害時の医療救護活動に関する協定書（社団法人盛岡市医師会）】

イ 災害時における医療、助産の救護を実施するため、次の各機関にあらかじめ医療救護班を編成しておく。

- (ア) 災害対策本部……………市立病院班で編成する。

- (イ) 県盛岡地方支部……県立病院班（岩手DMATを含む。）で編成する。
- (ウ) 医療機関……市医師会班で編成する。
- ウ 医療救護班（1班）の編成基準
 - 医師1～3名、看護師3名、事務職員兼運転手1名
- (3) 現場医療救護所及び救護所の設置

市本部長は、被害の状況及び規模に応じて、災害の現場に現場医療救護所を設置するほか、次の場所に救護所を設置する。

 - ア 指定避難所
 - イ 指定緊急避難場所
 - ウ 医療施設
- (4) 医療救護班及び岩手DMATの活動
 - ア 医療救護班は、救護所において医療救護活動を実施するとともに、必要に応じ、被災地域、避難場所等を巡回して医療救護活動を行う。
 - イ 医療救護班は、おおむね次の業務を行う。
 - (ア) 傷病者に対する応急措置
 - (イ) 後方医療施設への傷病者の搬送の可否及び搬送順位の決定
 - (ウ) 救護所及び避難場所等における巡回医療の支援
 - (エ) 被災地の病院の医療支援
 - (オ) 助産救護
 - (カ) 死亡の確認
 - (キ) 遺体の検案及びその後の措置
 - ウ 医療活動の実施に当たっては、岩手DMAT及び保健活動班と連携を図る。
 - エ 医療班は、関係団体と密接な連携を図りながら、被災地における医療活動の状況把握に努めるとともに、派遣された医療救護班、医療ボランティア団体等の医療活動について災害医療コーディネーターと協力して調整を行う。
- (5) 岩手DMATの活動
 - ア 岩手DMATは、主に現場医療救護所及び診療機能の確保が困難な災害拠点病院等のほか、傷病者の搬送等の際における応急的な医療活動を実施する。
 - イ 岩手DMATは、おおむね次の業務を行う。
 - (ア) 傷病者の治療優先度の評価（トリアージ）
 - (イ) 傷病者の救命処置
 - (ウ) 後方医療施設への傷病者の搬送の統括及び実施
 - (エ) 広域搬送医療拠点に設置する臨時医療施設（ステージングケアユニット：SCU）の運営
 - (オ) 広域医療搬送の際に必要な観察及び処置
 - (カ) 被災した病院の医療支援
 - ウ 災害現場における医療活動の実施に当たっては、救出班、捜索班及び現地災害対策本部と密接な連携を図り、当該関係機関等による安全管理の下で活動する。
 - エ 後方医療施設への傷病者の搬送に当たっては、関係機関と連絡を図る。
 - オ 岩手DMATは、派遣された医療救護班と協働しながら活動するものとする。

(6) 岩手DPATの活動

ア 岩手DPATは、精神科医療及び精神保健活動の支援等を実施する。

イ 岩手DPATは、次の業務を行う。

- (ア) 情報収集とアセスメント
- (イ) 精神科医療機能に対する支援
- (ウ) 住民及び支援者に対する支援
- (エ) 精神保健に係る普及啓発
- (オ) 活動実績の登録
- (カ) 活動情報の引継ぎ

ウ 県内外での活動に関わらず、被災地域の交通事情やライフラインの被害等、あらゆる状況を想定し、移動手段、医薬品等の医療資機材の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。

エ 精神医療活動の実施に当たっては、防災関係機関と密接な連携を図りながら活動を行う。

(7) 岩手県災害医療コーディネーターの活動

ア 種類及び活動

種類	招集・指揮者	主な活動場所	活動範囲
本部災害医療コーディネーター	知事（県保健福祉部医療政策室長）	県災害対策本部支援室（≒県災害医療支援ネットワーク会議）	県全体
地域災害医療コーディネーター	知事（保健所長）	市、地方支部又は地域災害拠点病院（≒地域災害医療支援ネットワーク会議）	各保健医療圏

イ 本部災害医療コーディネーターの活動内容

(ア) 役割

- ① 県保健福祉部と連携して被災地の医療ニーズを把握し、医療救護班その他の医療救護チーム等（DMATを除く。）の派遣調整、医療資源の配分及び傷病者や入院患者の広域搬送等の医療救護活動に関する統括的な調整及び専門的な助言を行う。
- ② 県保健福祉部が主催する関係機関連絡調整会議（災害医療支援ネットワーク会議）に参画し、関係機関との連絡体制の構築に関する専門的な助言を行う。
- ③ 平時から県の災害医療対策に対して専門的な助言を行う。

(イ) 具体的な職務

- ① 統括DMATとの連携（急性期における連携及び統括DMAT活動終了時における所要事項の引継を含む。）に関すること。
- ② 被災地の医療ニーズの把握に関すること。
- ③ 医療救護班その他の医療救護チーム等（DMATを除く。）の効果的派遣に関すること。
- ④ 傷病者や入院患者の広域搬送等に関すること。

⑤ 地域災害医療コーディネーターとの連絡調整に関すること。

ウ 地域災害医療コーディネーターの活動内容

(ア) 役割

- ① 市（保健所）と連携して被災地域の医療ニーズを把握し、圏域内の医療救護活動の調整（DMATを除く。）を行うほか、その他の支援チーム等の活動との統括的調整及び専門的な助言を行う。
- ② 市（保健所）が主催する地域災害医療ネットワーク会議等に参画し、関係機関との連携体制の構築に関する専門的な助言を行う。
- ③ 地方支部保健医療班（県央保健所）が必要に応じ主催する地域関係機関広域連絡調整会議等に参画する。
- ④ 平時から、圏域内の医療連携体制に対する専門的な助言を行う。

(イ) 具体的な職務

災害等の発生時においては、圏域内における次の職務に関する統括・調整を行う。

- ① DMATとの連携に関すること。
- ② 医療ニーズの把握に関すること。
- ③ 医療救護班その他の医療救護チーム等（DMATを除く。）効果的派遣、活動調整及び撤収に関すること。
- ④ 各種支援チームと医療救護班等の活動連携に関すること。
- ⑤ 収容先医療機関の確保に関すること（機能不全となった医療機関から患者等を搬送する場合等）
- ⑥ 本部災害医療コーディネーターとの連絡調整に関すること。
- ⑦ 地域災害医療コーディネーター活動終了時における県央保健所長への所要事項の引継ぎに関すること。

エ 災害医療コーディネート活動情報連絡体制

(ア) 発災直後から超急性期

市（保健所）は、地域災害医療コーディネーター及び市医師会等と連携して、市内の病院、診療所、歯科診療所及び薬局等の被災上場や活動状況（以下「医療情報」という。）について情報収集を行うほか、必要に応じて地域災害拠点病院から情報収集を行う。

(イ) 急性期から慢性期

必要に応じて市保健所に医療救護活動拠点を設置し、地域災害医療支援ネットワーク会議等を開催して、地域災害医療コーディネーターや市医師会等と連携しながら市内の医療救護所や在宅療養支援等の医療情報を収集し、必要となる医療救護活動についての検討・調整を行う。

また、被害状況や支援体制等の状況を地方支部保健医療班長（県央保健所長）に報告する。

(8) 歯科医療救護班の活動

ア 歯科医療救護班は、救護所において歯科医療活動を行うとともに、必要に応じ、被災地域、避難場所等を巡回して歯科医療活動を行う。

イ 歯科医療救護班は、次の業務を行う。

(ア) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置

- (イ) 歯科医療を要する傷病者の収容歯科医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (ウ) その他必要とされる措置

(9) 県薬剤師会班の活動

県薬剤師会班は、救護所及び避難所等において次の業務を行う。

- ア 傷病者等に対する調剤、服薬指導
- イ 救護所及び医薬品等の集積所等における医薬品等の仕分け、管理
- ウ その他、消毒方法、医薬品の使用方法等の薬学的指導

(10) 医薬品及び医療資機材の調達

- ア 市本部長は、地域内の医療施設が被災した場合に備え、岩手DMAT及び医療救護班が使用する医薬品、衛生材料及び医療資機材（以下本節中「医薬品等」という。）について、相互に供給を行う体制を整備する。
- イ 医薬品等は、岩手DMATが携行し、又は従事する医療機関の手持品をもって繰替使用する。ただし、手持品がなく、又は不足したときは、市本部長が調達する。
- ウ 市本部長は、必要な医薬品等を調達できない場合は、県盛岡地方支部保健医療班長を通じて県本部長に調達又はあつせんを要請するものとし、地震災害の規模により大量の医薬品を早急に必要とするときは、直接県本部長に対して調達又はあつせんを要請する。

【資料編2-22-2 災害時における医薬品等の確保に関する協定書（岩手県医療薬品卸業協会）】

【資料編2-22-3 災害時における医療資器材の確保に関する協定書（東北医療機器協会岩手県支部）】

(11) 広域災害救急医療情報システム（EMIS）

関係機関は、国の広域災害救急医療情報システム（EMIS）により、各都道府県における下記の情報の収集及び提供のほか、DMATの派遣等に関する情報の収集及び提供を行う。

- ア 発災直後情報（傷病者の受入可否）
- イ 医療機関の機能の状況（手術受入情報、透析患者受入情報）
- ウ ライフラインの状況（電気、水道、医療ガス）
- エ 受入患者の状況（重傷患者数、中等症患者数）
- オ 患者転送情報（重症患者数、広域搬送可能患者数、中等症患者数）

※ 広域災害救急医療情報システム（EMIS）

災害時に被災した都道府県を越えて医療機関の稼働状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速且つ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約提供することを目的としたシステム。

2 医療機関の防災能力の向上

- (1) 医療機関は、地震災害時においても、医療施設の機能を維持し、空病床の利用や収容能力の臨時拡大等により、傷病者の収容を行うよう努める。
- (2) 医療機関は、上下水道、電気、ガス等のライフラインの機能が停止した場合の対策並びに医療スタッフ及び医薬品等の確保対策について、相互に支援を行う体制を整備するなど、防災能力の強化を図る。
- (3) 医療機関は、地震災害時における情報の収集、発信方法、救急患者の受入方法、医療救護班の派遣方法等に関するマニュアルの作成に努める。

3 災害拠点病院（県立病院）以外の医療機関の活動

- (1) 被災地内の医療機関は、患者及び職員の安全を確保し、二次災害の防止を図る。
- (2) 被災地内の医療機関は、傷病者に対しトリアージを実施し、傷病の程度に応じた応急処置を行うとともに、必要に応じて後方医療機関への搬送手続をとり、又は自ら収容等の対応を図る。
- (3) 被災地内の医療機関は、当該保健医療圏の地域防災拠点病院と連携しながら、可能な限り傷病者の受入れ、手術、処置等の治療、入院措置等に努める。
- (4) 被災し診療不能となった医療機関については、地区医師会等を通じ、救護所において医療救護班として医療活動を実施するよう努める。
- (5) 被災地外の医療機関は、当該二次保健医療圏の地域災害拠点病院と連携しながら、被災地から搬送された傷病者の受入れ及び治療に努める。
- (6) 被災地外の医療機関は、地区医師会等を通じ、協定に基づく医療救護班を被災地に派遣する。

4 傷病者の搬送体制

(1) 傷病者の搬送の手続

- ア 被災地内の災害拠点病院、DMAT及び救護所の責任者は、医療又は助産を行った後、後方医療機関に搬送する必要があるか否かを判断する。
- イ 傷病者の搬送は、原則として医療救護班が保有する自動車により搬送するものとし、これが不可能な場合においては、市本部長に対して搬送車両の手配を要請する。
- ウ 傷病者搬送の要請を受けた市本部長は、あらかじめ定められた搬送先病院の順位に基づき、収容先医療機関の受入体制を確認の上、搬送する。

(2) 傷病者の搬送体制の整備

- ア 市本部長は、あらかじめ医療機関の規模、位置、診療科目等から、搬送先病院の順位を定める。
- イ 市本部長は、あらかじめ、ヘリコプター離発着箇所、離発着スペース等を考慮し、ヘリコプターによる搬送が可能な医療機関との連絡体制を整備する。
- ウ 市本部長は、傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関に搬送するため、収容先医療機関の被災状況、空病床数など、傷病者の搬送先を決定するために必要な情報の把握に努める。

5 個別疾患体制

(1) 人工透析

ア 情報収集及び連絡

- (ア) 市本部長は、透析施設等から収集した透析患者の受診状況及び透析施設の稼働状況について、県盛岡地方支部保健医療班に情報提供する。
- (イ) 透析施設の管理者は、施設内の医療体制を整備し、被災状況等を市本部長に報告するとともに、代替透析施設情報等を透析患者等へ連絡する。

イ 透析に必要な水及び医薬品等の確保

市本部長は、地震災害による水道、電気等のライフラインが機能停止した場合は、県本部長と連携し、透析に必要な水及び医薬品を確保する。

(2) 難病等

ア 情報収集及び連絡

市本部長は、難病患者等の受診状況、医療機関の稼働状況等について、県盛岡地方支部保健医療班に情報提供する。

イ 医薬品等の確保

市本部長は、難病患者等に使用する医薬品を調達する場合は、第3の1(6)「医薬品及び医療資機材の調達」に定めるところにより行う。

6 健康管理活動の実施

(1) 市本部長は、被災者の精神的・身体的なダメージを緩和し、健康維持を図るため、保健師（1名以上）及び管理栄養士等（1名以上）による「健康管理活動班」を編成し、健康管理活動を行う。

(2) 健康管理活動班は、医療救護班と合同で健康管理活動を行うものとし、原則として救護所と同一の場所に保健相談室を設置して行う。また、必要に応じて避難場所等及び仮設住宅等を巡回して健康管理活動を行う。

(3) 健康管理活動班は、おおむね次の業務を行う。

ア 被災者に対する健康相談、健康調査、保健指導、栄養・食生活支援活動及びこころのケア

イ 避難場所等に避難している被災者や在宅避難者等に対する健康教育

ウ 被災者に対する保健サービスについての連絡調整

7 応援の要請

市本部長は、応急医療、救護及び保健活動のため、必要があると認める場合は、第11節「相互応援協力計画」又は第12節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、自衛隊等の災害派遣を要請する。

8 災害救助法を適用した場合の医療及び助産

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第14節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

9 愛玩動物等の救護対策

市本部長は、県と協同で、被災した愛玩動物等の保護や適正な飼養に関し、次の救護対策を講じる。

(1) 被災地における動物の保護

ア 被災地の巡回や、住民から協力を得る等により、被災地の残された動物の把握を行う。

イ 所有者不明の動物及び放浪している動物について、関係団体の協力の下、保護収容するとともに、所有者の発見に努める。

ウ 負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。

エ 危険動物が施設から逸走した場合は、飼養者、警察官、その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。

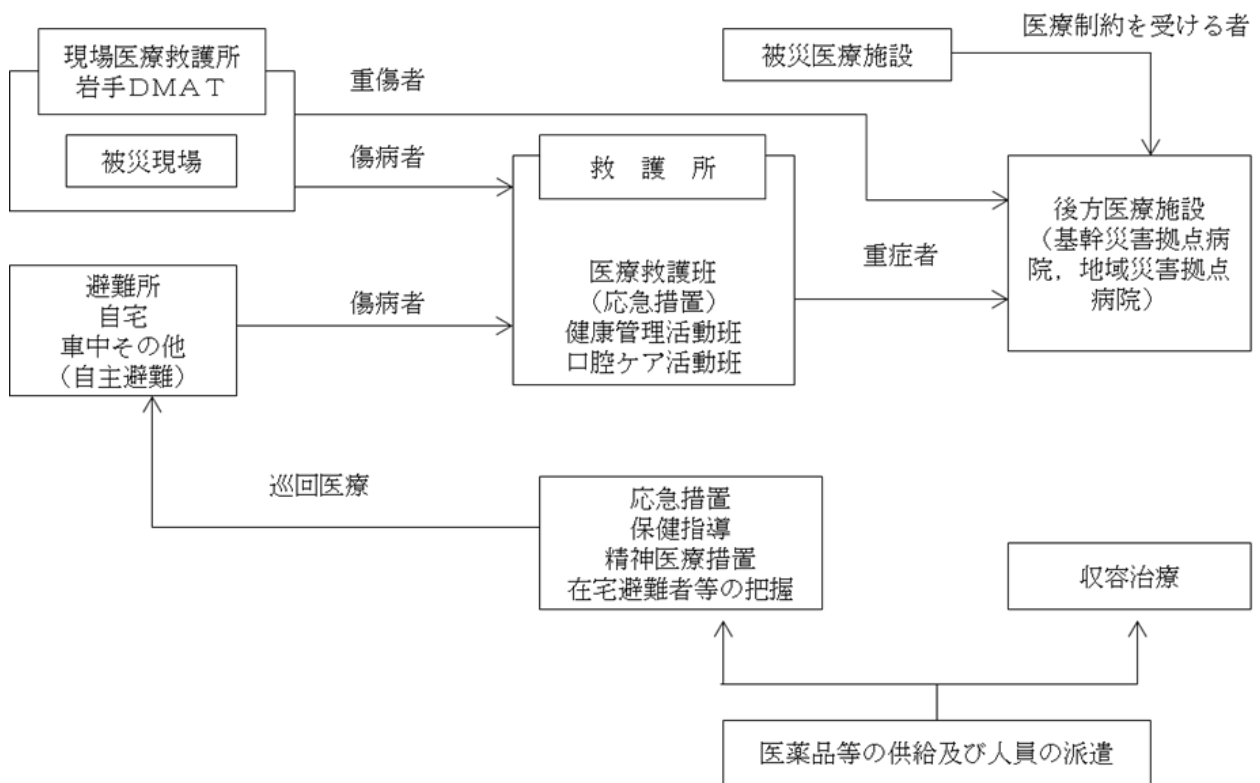
(2) 避難場所等における愛玩動物の適正な飼養管理

飼い主とともに避難した愛玩動物について、避難場所等の管理者等や関係機関の協力を得ながら動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

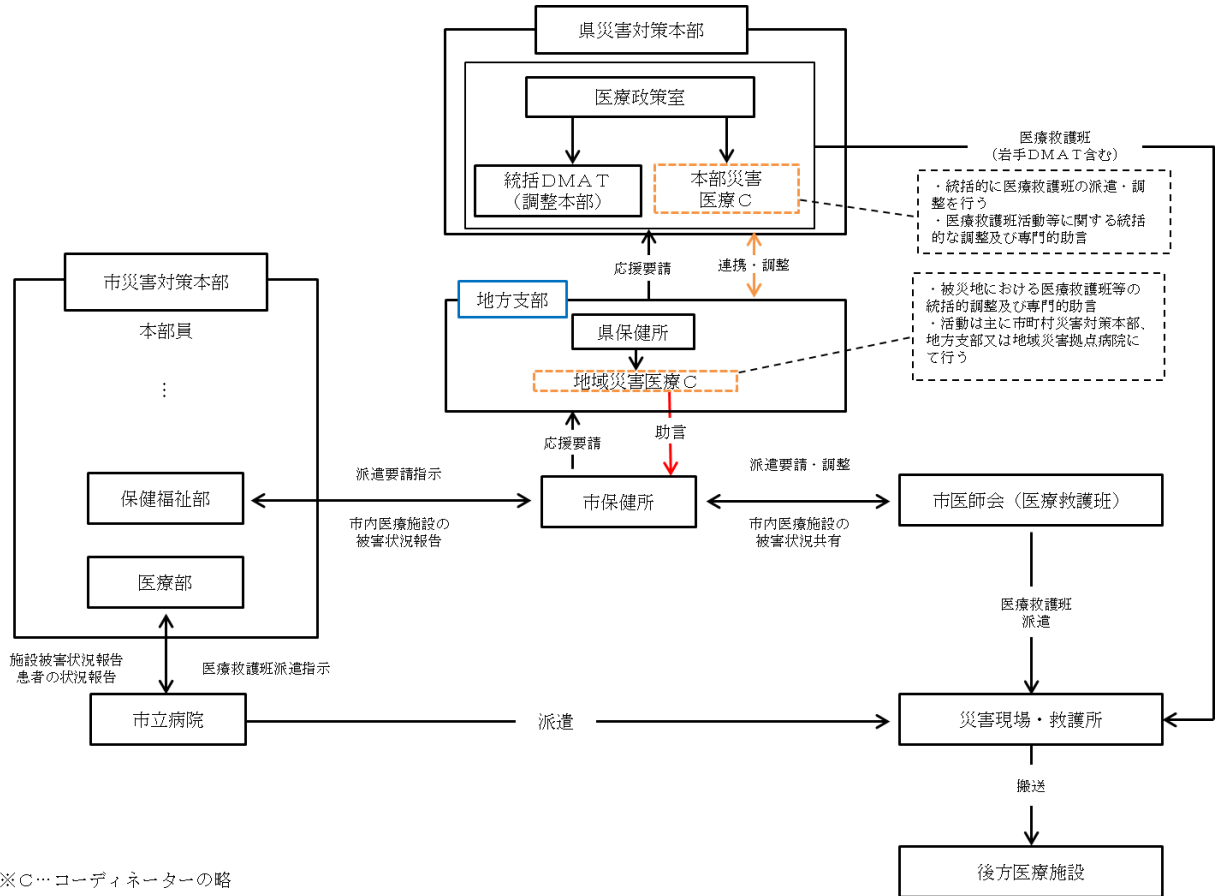
- ア 愛玩動物を伴った被災者の把握及びとりまとめ
- イ 適正飼育の推進
 - (ア) 各避難場所等における愛玩動物の飼育場所についての必要な助言を実施する。
 - (イ) 適正な飼育方法についての指導及び助言を実施する。
- ウ 飼育補助対策
 - (ア) ペットフードやペット飼育用品等の支援物資を配布する。
 - (イ) 動物の病気に関する相談や措置について、獣医師会等に依頼を行う。
 - (ウ) 飼育困難となった愛玩動物の譲渡や一時預かりについて、関係団体と連携し、個人からの支援の申入れの調整や受付を行う。

【資料編3-16-1 岩手県災害時動物救護本部設置要綱】

【災害時における医療・健康管理活動の流れ（イメージ）】



【災害時における医療・精神医療・健康管理活動の情報連絡系統図】



※C…コーディネーターの略

第17節 要配慮者の対応計画

第1 基本方針

被災した乳幼児、高齢者、障がい者、妊産婦及び傷病者、外国人等の要配慮者に対し、被災状況及び福祉要望の把握に努めるとともに、継続した支援活動に努める。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	実施内容
市本部長	1 要配慮者の安否及び被災状況の確認 2 要保護園児・児童の早期発見及び保護 3 在宅福祉サービスの継続的提供又は施設の緊急入所 4 福祉サービスの情報提供 5 被災した要配慮者への支援

〔市本部の担当〕

部	課	担当業務
交流推進部	文化国際課	1 外国人の被災状況の把握 2 被災した外国人への支援
保健福祉部	障がい福祉課	1 要配慮者（障がい者に限る。）の被災状況の把握 2 被災した要配慮者（障がい者に限る。）への支援
	長寿社会課	1 要配慮者（高齢者に限る。）の被災状況の把握 2 被災した要配慮者（高齢者に限る。）への支援
子ども未来部	子育てあんしん課	1 保育園児の被災状況 2 被災した保護園児の支援
玉山総合事務所部	健康福祉課	1 要配慮者の被災状況の把握 2 被災した要配慮者への支援
教育部	学務教職員課	1 幼稚園児及び児童の被災状況の確認 2 被災した幼稚園児及び児童の保護

※ 玉山総合事務所部の担当業務は、玉山地域に関するものに限る。

第3 実施要領

1 要配慮者の被災状況の把握

(1) 要配慮者の安否確認及び被災状況の把握

民生委員、児童委員、地域住民、社会福祉協議会、ボランティア等の協力を得ながら、速やかに在宅要配慮者の安否確認を行うとともに、被災状況の把握に努める。

また、保護者を失う等の要保護園児・児童の早期発見及び保護に努めるとともに、避難場所等の調査を実施し、要配慮者の所在の確認を行う。

(2) 在宅の要配慮者に対しては、必要に応じ、避難場所等への誘導、社会福祉施設等への緊急入所等の措置を講ずる。

(3) 福祉要望の把握

被災した要配慮者の福祉要望の把握に努める。

2 被災した要配慮者への支援活動

(1) 在宅福祉サービスの継続的提供

- ア 被災した要配慮者に対し、居宅、避難場所、応急仮設住宅などにおいて、補装具及び日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。
- イ デイサービスセンター等の社会福祉施設の早期再開に努め、要配慮者に対する福祉サービスの継続的な提供に努める。

(2) 要配慮者の施設への緊急入所

居宅、避難場所等では生活ができない要配慮者については、本人の意思を尊重した上で、社会福祉施設への緊急入所の措置を迅速かつ的確に実施する。

(3) 情報提供

関係団体、ボランティア等の協力を得て、要配慮者に対する居宅、避難所、応急仮設住宅等における福祉サービスの情報提供を行う。

3 被災した要配慮者の対策

(1) 高齢者に係る対策

ア 高齢者の生活に必要な物資及びサービスに関する要望を把握するため、災害ボランティア等の協力を得て、避難場所等における相談体制の整備及び在宅の高齢者の訪問相談を実施する。

イ 高齢者の要望に応じた物資の迅速な調達及び提供に努める。

ウ 市内の老人福祉施設等と連携し、高齢者に必要な保健福祉サービスが、速やかに提供できる体制の確保に努める。

また、高齢者のうち移動が可能で希望する者については、市内又は近隣市町村若しくは県内又は近隣県の老人福祉施設等への入所等を勧める。この場合、市町村間及び他県との調整を県に要請する。

エ 高齢者の健康管理には特に留意することとし、第16節「医療・保健計画」により対策を講ずる。

オ 避難場所及び仮設住宅等の設置に当たっては、段差の解消など高齢者に配慮した仕様の施設を検討する。

(2) 障がい者に係る対策

ア 避難場所等設営のための資材として、障がい者用トイレ、車いすなどの福祉機器並びに視覚障がい者及び聴覚障がい者のための情報伝達機器(ラジオ、FAX、文字放送テレビ、電光掲示板など)を確保し、必要に応じ、速やかに避難場所等に提供する。

イ 手話通訳者等のボランティアとも連携して、個別ルートも含め視覚障がい者及び聴覚障がい者との情報伝達システムの確立を図る。

ウ 避難場所及び在宅障がい者等の調査により、手話通訳やガイドヘルパーなどのサービスの要望を把握し、県の協力を得て必要な人員を確保し、サービスの提供に努める。

エ 市内の障がい者福祉施設等と連携し、障がい者に必要な保健福祉サービスが、速やかに提供できる体制の確保に努める。

また、障がい者のうち移動が可能で希望する者については、市内又は近隣市町村、県内

及び近隣県福祉施設等への緊急入所等を勧める。この場合、市町村間及び他県との調整を県に要請する。

オ 障がい者の健康管理には特に留意することとし、第16節「医療・保健計画」により対策を講ずる。

カ 避難場所及び仮設住宅等の設置に当たっては、段差の解消や障がい者用トイレの設置など障がい者に配慮した仕様の施設を検討する。

(3) 幼児・児童に係る対策

ア 哺乳びん、粉ミルク、紙おむつ等の育児用品を迅速に確保し、提供する。この場合、物資の調達が困難なときは、県に協力を要請する。

イ 避難場所等の責任者からの通報体制の確立などにより、被災による孤児、遺児及び保護者の負傷等による要保護児童の迅速な発見に努める。

要保護児童を発見したときは、児童相談所に連絡するとともに、実態を把握の上、親族等に情報提供し、必要な場合には、養護施設等児童福祉施設での受入れ、里親への委託等の保護を行う。

また、状況に応じ県に協力を要請する。

ウ 児童相談所を中心に、保健所と連携し、被災児童のメンタルヘルスケアを実施する。

(4) 妊産婦及び傷病者等に係る対策

要配慮者の状況に応じて、高齢者、障がい者及び幼児・児童に係る対策に準じて対策を講ずる。

(5) 外国人に対する対策

必要に応じて通訳を手配した上で、高齢者、障がい者及び幼児・児童に係る対策に準じて対策を講じる。

第18節 給水計画

第1 基本方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災者に対する給水を迅速かつ円滑に実施できるよう、水道施設の復旧及び応急給水拠点の確保を図るとともに、関係業者等の協力が得られる体制を整備する。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	実施内容
市本部長	1 水道水の供給 2 県本部長の指示に基づく生活の用に供される水の供給
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく給水

〔市本部の担当〕

部	課	担当業務
総務部	危機管理防災課	自衛隊の災害派遣要請
環境部	環境企画課	飲料水供給施設の被害状況の調査及び応急復旧
農林部	農政課	飲雑用水供給施設の被害状況の調査及び応急復旧
玉山総合事務所	税務住民課	飲料水供給施設の被害調査並びに応急処置及び復旧対策
上下水道部	総務課	1 応援要請等の手配 2 職員の安全管理 3 無線、携帯電話等情報通信手段の確保及び統制
	経営企画課	1 市民からの電話対応及びその情報内容の整理 2 広報車による市民への情報の周知
	給排水課	応急給水
	水道建設課	配水管の被害状況の調査及び応急復旧
	水道維持課	
	浄水課	1 水源及び浄配水場施設の被害状況の調査及び応急復旧 2 水道水の水質検査

※ 玉山総合事務所の担当業務は、玉山地域に関するものに限る。

第3 実施要領

1 給水

(1) 水道水及び水道施設の確保

市本部長は、災害時において応急給水が円滑に実施できるよう、水道施設の復旧に努める。

(2) 給水班の編成

市本部長は、職員を主体として給水班を編成し、次の業務を行う。

ア 給水業務

- イ 水道水の水質検査
- ウ 汚濁水の使用禁止、停止、制限等の措置

(3) 応援の要請

ア 市本部長は、給水のため必要があると認める場合は、第11節「相互応援協力計画」又は第12節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、県等に対し、応援を要請する。

イ 被災地に対する給水

(ア) 被災地に対する給水は、給水対策計画のとおりとする。

【資料編3-18-1 給水対策計画】

(イ) 応急給水量の基準

応急給水の目標水量を次のように定める。

災害発生からの日数	目標水量	市民の水の運搬距離
3日まで	3リットル／人・日	おおむね1km以内
4日から10日まで	20リットル／人・日	おおむね250m以内
11日から21日まで	100リットル／人・日	おおむね100m以内
22日から28日まで	被災前給水量	おおむね10m以内

2 応急給水用資機材の調達

(1) 調達方法

ア 市本部長は、あらかじめ地域内の水道関係業者及び団体と応援協定を締結するなど、災害時における応急給水用資機材の調達を図る。

イ 市本部長は、業者等から調達した器具及び機材を受領するときは、品名、数量等を確認の上受領し、保管する。

(2) 応援の要請

市本部長は、応急給水用資機材を確保できない場合は、第11節「相互応援協力計画」に定めるところにより、応援を要請する。

【資料編3-18-2 日本水道協会東北地方支部災害時相互応援に関する協定】

【資料編3-18-3 公益社団法人日本水道協会岩手県支部水道施設の災害に伴う相互応援計画】

【資料編3-18-4 災害応急復旧工事等に関する協定書】

【資料編3-18-5 上下水道施設の災害に伴う応援協定書（第一環境株式会社）】

【資料編3-18-6 水道施設の災害に伴う応援協定書（財団法人岩手防災保安協会）】

【資料編3-18-7 八戸圏域水道企業団・盛岡市上下水道局パートナーシップに関する覚書】

【資料編3-18-8 盛岡市上下水道局・岩手中部水道局企業団パートナーシップに関する覚書】

3 給水の方法

(1) 水質の保全

災害時には、衛生環境が悪化するおそれがあるので、応急給水に際して、その水質保全に万全を期するものとする。

ア 給水作業中は、適宜残留塩素の測定を行う（残留塩素濃度 0.2mg／リットル以上を確保する。）。

イ 給水用器具は、すべて衛生的処理を完全に行って使用する。

(2) 拠点給水（給水車等による運搬給水が対応可能な地域への給水）

断水の状況に応じて、避難場所等に応急給水拠点を設けて、減断水の影響を受けない浄水場系統の配水幹線に設置されている消火栓から水道水を給水車等へ補給し、応急給水拠点において給水する。

なお、容器を持参しない市民へは、非常用給水ポリ袋を配布する。

(3) 臨時給水所における給水（拠点給水の範囲外地域への給水）

飲料水を応急給水する移動基地として臨時給水所を設け、断水地域に近接する消火栓に仮設給水栓を設置し、給水する。

なお、容器を持参しない市民へは、非常用給水ポリ袋を配布する。

(4) 移動給水

断水の程度が部分的な場合は、必要とする地域に広報車とともに給水車を巡回させて給水する。

(5) 医療施設等への優先的供給

医療施設、福祉施設、避難場所等に対しては、優先的に給水を行う。

ア 補給拠点（取水箇所）の設置は、被災しない水道施設の位置に配慮し、医療施設等への優先的給水が容易に行える場所とする。

イ 医療施設、福祉施設、重要施設等の受水槽設置施設への給水は、揚水ポンプ付給水車により戸別に給水する。

4 水道施設被害汚染対策

(1) 水道事業者の措置

ア 水道事業者は、災害による配給水施設の破損又は汚染に備えるため、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、次の措置を講ずる。

(ア) 必要な技術要員を待機させ、必要な資機材の整備を図る。

(イ) 緊急修理用資機材及び消毒剤を確保し、出動体制を整える。

(ウ) 施設を巡回して事故発生の有無及び被害の状況を確認する。

イ 水道事業者は、水道施設が被災し、又は水道水が汚染する等の被害を受けた場合は、次の措置を講ずる。

(ア) 施設の損壊、漏水等に係る応急復旧を行う。

(イ) 水道水が汚染し、飲料水又は生活の用に供される水として使用することが、被災者の健康維持上有害と認めるときは、直ちにその使用禁止の措置をとる。ただし、生活の用に供される水については、その使用範囲を制限することにより、目的を達することができる認めるときは、使用範囲の制限を行う。

(ウ) 水道水の供給ができなくなったときは、応急措置を講じるとともに、市本部長に被害の状況及び応急対策の報告を行う。

(2) 市本部の措置

市本部長は、水道事業者の応急措置だけでは、水道水の供給ができないと認める場合は、第11節「相互応援協力計画」の定めるところにより応援を要請する。

5 災害救助法等を適用した場合の飲料水の供給

災害救助法等を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第14節「災害救助法

の適用計画」に定めるところによる。

第19節 食料・生活必需品供給計画

第1 基本方針

- 1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災者等に対する食料や被服、寝具等の生活必需品（以下本節中「物資」という。）を迅速かつ円滑に支給できるよう、関係業者等の協力が得られる体制を整備し、物資の調達を図る。
- 2 災害発生時等における物資の需要と供給のバランスを確保するため、情報、調達及び配分の窓口の一元化を図る。
- 3 県、市町村その他の防災機関は、その備蓄する物資の供給に関し、相互に協力するよう努める。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	実施内容
市本部長	炊き出しの実施及び物資の調達及び供与
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	1 物資の無償貸付又は譲渡 2 災害派遣要請に基づく給食
東北農政局岩手県拠点	災害時における応急用食料の調達・支給に関する情報収集・連絡
日本赤十字社岩手県支部	災害救助法の適用時における物資の調達及び支給に関する協力
(一社)岩手県高圧ガス保安協会	プロパンガスの調達及び支給

〔市本部の担当〕

部	課	担当業務
総務部	危機管理防災課	自衛隊の災害派遣要請
財政部	契約検査課	物資等の調達
市民部	健康保険課	物資支給計画の総括
保健福祉部	地域福祉課	災害救助法による物資供給事務の総括
商工労働部	ものづくり推進課	プロパンガスの調達及びあっせんの連絡調整
農林部	農政課	米穀等主要食料の確保及び支給
	業務課	青果及び水産物の調達の連絡調整

第3 実施要領

- 1 物資の支給対象者
 - (1) 物資の支給は、次に掲げる者に対して行う。
 - ア 避難場所等に避難した者で、物資の持ち合わせのない者
 - イ 住家が、全壊（焼）、流出、半壊（焼）又は床上浸水の被害を受けた者
 - ウ 被服、寝具、炊事道具その他生活上必要な最低限度の家財等を災害により喪失した者

- エ 物資が無い又はライフラインの寸断等により、日常生活を営むことが困難な者
- オ 災害応急対策活動に従事している者で、物資の支給を必要とする者

2 支給物資の種類等

(1) 食料の種類等

ア 支給食料及び支給数量は、おおむね次のとおりとする。

なお、市本部長は、被災状況及び食料調達の状況に応じて品目及び数量を変更し、又は特定品目に重点を置いて支給することができる。

(ア) 支給食料の種類

区分	支給食料
主食用	米穀、炊き出しによる米飯、弁当、パン、うどん、そば、乳児用ミルク、インスタント食品、乾パン等
副食用	缶詰、漬物、佃煮、ちくわ、かまぼこ、ハム、ソーセージ、野菜等 ※ 副食物は、変質、腐敗等のしにくいものとする。
調味料	味噌、醤油、塩、砂糖等

(イ) 1人当たりの支給数量

区分	支給基準数量
米穀	被災者 1食当たり 精米 200グラム以内
	応急供給受配者 1日当たり 精米 400グラム以内
	災害救助従事者 1食当たり 精米 300グラム以内

イ 発災直後は、おにぎり、パン等すぐに食べることができる食料を支給する。

ウ 避難が長期化する場合にあっては、避難場所等で自炊するための食材、調味料、燃料、調理器具等を支給する。

エ 食料の支給に当たっては、乳幼児、高齢者、難病患者・透析患者・その他の慢性疾患患者、食物アレルギーを有する者、宗教上の理由により食事制限のある者等に配慮する。

なお、これらの食料の備蓄、輸送、配食等に当たっては、管理栄養士の活用を図ることとする。

(2) 食料以外の物資の種類等

食料以外の支給する物資の種類は、おおむね次のとおりとする。

なお、被災状況や物資の調達の状況に応じ、品目を変更し、又は特定品目に重点を置いて支給する。

また、高齢者、障がい者、乳幼児、女性等については、介護用品、育児用品、女性用品等の態様に応じた物資の調達に十分配慮する。また、男女別の物資が受け取りやすいよう支給方法等を工夫するとともに、性的マイノリティ（LGBTQ等）の視点にも配慮する。

区分	支給物資
外衣	洋服、作業衣、子供服等
肌着	シャツ、パンツ等
寝具	タオルケット、毛布、布団等
身回品	タオル、手ぬぐい、靴下、サンダル、かさ等

炊事道具	なべ、炊飯器、こんろ、ガス器具等
食器	はし、茶わん、皿等
日用品	石けん、ちり紙、歯ブラシ、ビニールシート等
光熱材料費	マッチ、ろうそく、木炭、灯油、プロパンガス等
その他	新聞

3 物資の確保

(1) 市本部長は、被災者に対する物資の支給が必要と認められる場合は、各避難場所等からの聞き取り等により、支給物資の品目、数量を随時算出する。

(2) 市本部長は、備蓄物資の供出、関係業者からの購入等により、必要とする物資を確保する。

【資料編2-5-6 災害時における必要な物資の賃貸借に関する協定（株式会社レンタルのニッケン）】

【資料編2-5-7 災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定書（イオン）】

【資料編2-5-8 災害時における防災活動の協力に関する協定書（イオンスーパーセンター株式会社）】

【資料編2-5-9 災害時における必要な物資の賃貸借に関する協定書（東北シート工業株式会社）】

【資料編2-5-10 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書（株式会社アクティオ）】

【資料編2-5-11 災害時における物資供給に関する協定書（NPO法人コメリ災害対策センター）】

【資料編2-5-12 災害時における量の提供に関する協定書（「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会）】

【資料編2-5-13 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定（株式会社ダスキン盛岡）】

【資料編2-11-1 災害時における生活物資の確保及び供給に関する協定（盛岡卸センター）】

【資料編2-11-2 災害時におけるプロパンガス等の供給に関する協定（岩手県高圧ガス保安協会）】

【資料編3-19-1 災害救助用米穀等に関する協定書】

【資料編3-19-2 災害時における相互応援に関する協定（中央卸売市場）】

【資料編3-19-3 大規模災害発生時における支援協定書（生活衛生同業組合）】

【資料編3-19-4 大規模災害発生時における支援協定書（盛岡ホテル協議会）】

【資料編3-19-5 災害時における災害救援ベンダー使用に関する協定書（みちのくコカ・コーラボトリング）】

【資料編3-19-6 災害時における飲料の確保に関する協定（みちのくコカ・コーラボトリング）】

【資料編3-19-7 災害時における飲料の確保に関する協定書（株式会社ミチノク）】

【資料編3-19-8 盛岡広域圏における備蓄物資の相互融通に関する覚書】

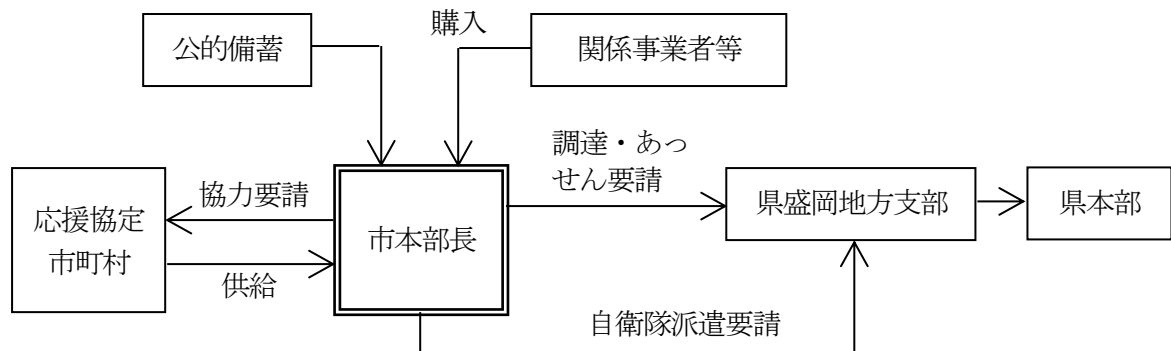
【資料編3-19-9 地方創生に関する包括連携協定書（大塚製薬株式会社）】

(3) 市本部長は、必要な物資の確保ができない場合は、県盛岡地方支部総務班長を通じて県本部長に対し物資の調達又はあつせんを要請する。

(4) 自衛隊の保有する物資の無償貸付又は譲渡を要請する場合の手続は、第12節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

(5) 市本部長は、物資の調達可能数量等を常時把握するとともに、あらかじめ、災害時における供給協定の締結など、関係業者等の協力が得られる体制を整備する。

【物資の調達・供給系統図】



4 物資の輸送及び保管

(1) 市本部長は、あらかじめ公共施設等の中から物資の集積場所を選定する。

【資料編3-6-1 義援物資等集積場所一覧表】

(2) 県本部長があつせんした物資の輸送は、県本部長が行う。

(3) 市本部長は、避難場所等に物資を引き渡す場合は、「物資引渡書」により授受を明確にする。

【資料編3-19-10 物資引渡書】

(4) 市本部長は、物資等の保管に当たっては、必要に応じて、警備員を配置し、又は警察機関、消防機関の警備を要請、指示するなど、事故防止の措置をとる。

5 物資の支給等

(1) 物資の支給

ア 原則として物資は支給することとし、市本部長が指定したものに限り、貸与する。

イ 物資の支給は、受給者の便益及び物資の適正な配分に留意し、市役所(支所、出張所等)、物資集積・輸送拠点における配布や、個々の世帯又は避難場所を巡回して実施する。

(2) 食料の供給における留意事項

ア 市本部長は、あらかじめ食料供給の順位、範囲、炊き出し方法等について定める。

イ 炊き出しによる支給は、既設の給食施設等又は仮設の供給施設を使用し、自ら行い、又は委託して行う。

ウ 炊き出しのため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、第12節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

エ 防災関係機関の長は、所管の応急対策業務従事者に対し、食料の供給ができないときは、市本部長に対し、食料の供給について応援を求める。

6 住民等への協力要請

市本部長は、必要と認めるときは、被災住民、自主防災組織等の団体及びボランティア組織に対して、物資の荷下ろし、仕分け、支給等について協力を求める。

7 物資の需給調整

- (1) 市本部長は、必要な物資の品目及び数量を地域別及び避難場所別に迅速に把握できるよう、あらかじめ支給すべき物資及びその基準数量を定めるとともに、物資の需要に関する情報収集や輸送拠点、避難場所等にある物資の在庫量の把握に努める。
 - (2) 市本部長は、集積場所にある物資の在庫量を常時把握する。
- 8 災害救助法を適用した場合の物資の供与又は貸与
- 災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第14節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

第20節 応急仮設住宅の建設及び応急修理計画

第1 基本方針

- 1 災害により住家が滅失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者の生活の場を確保するため、応急仮設住宅を供与する。
- 2 災害により住家が被災し、自らの資力では応急修理を行うことができない者の日常生活に欠くことのできない住宅部分について、最小限度必要な応急修理を行う。
- 3 災害により住家が滅失し、住宅に困窮した者に対して公営住宅等のあっせんを行う。
- 4 既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とする。
- 5 応急仮設建築物を建築しようとする者、被災住宅の応急修理を行おうとする者等に対して、相談及び助言を行う。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	実施内容
市本部長	被災住宅の応急修理及び公営住宅等の入居あっせん
盛岡広域振興局土木部	応急仮設住宅の供与及び公営住宅等の入居あっせん

〔市本部の担当〕

部	課	担当業務
財政部	契約検査課	応急修理資材の調達
保健福祉部	地域福祉課	1 災害救助法適用による応急修理等の事務の総括 2 応急修理対象世帯の選定
建設部	用地課	応急仮設住宅の用地の確保
	建築住宅課	1 応急修理の設計及び施工監督 2 応急仮設住宅の設置
都市整備部	都市計画課	被災宅地の危険度判定
	建築指導課	1 被災住宅の応急修理の要不要調査 2 仮設建築物の建築相談及び助言

第3 実施要領

1 応急仮設住宅の供与

(1) 供与対象者

応急仮設住宅の供与は、次に掲げる者に対して行う。

- ア 住宅が全壊、全焼又は流出した世帯
- イ 仮住居がなく、又は借家等の借上げができない世帯
- ウ 自らの資力では住宅を確保することができないと認められる者

(2) 供与対象者の調査及び報告

市本部長は、住宅の被害確定の日から5日以内に次の事項を明記し、県盛岡地方支部福祉

班長を経由して県本部長に報告する。

- ア 被害状況
- イ 被災地における住民の動向及び市の住宅に関する要望事項
- ウ 市の住宅に関する緊急措置の状況及び予定
- エ 供給対象者における要配慮者の有無及びニーズ
- オ その他住宅の応急対策上の必要事項

(3) 建設場所の選定

ア 市本部長は、あらかじめ応急仮設住宅の建設候補地を指定する。

【資料編3-20-1 応急仮設住宅の建設候補地一覧表】

- イ 応急仮設住宅の建設場所は、公有地を優先して選定することとし、公有地に適当な敷地がないときは、私有地の所有者と十分協議して選定する。
- ウ 敷地は、水道水が得やすく、かつ、保健衛生上支障のない場所を選定する。
- エ 被災者を集団的に受け入れる応急仮設住宅の敷地は、交通、教育、被災者の生業の利便等について検討の上、選定する。
- オ 学校の敷地を応急仮設住宅の敷地として選定するときは、学校の教育活動に十分配慮する。

(4) 資材の調達

- ア 市本部長は、あらかじめ、建築関係機関と災害時における応援協定を締結するなど関係業者、団体との協力体制を整備する。
- イ 市本部長は、災害救助法が適用されない規模においては、資材を調達し、応急仮設住宅を設置する。
なお、資材の調達に当たっては、寒冷地であることを十分に考慮する。

【資料編3-20-2 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書】

(5) 応急仮設住宅の入居

- ア 県本部長は、市本部長の協力を得て、応急仮設住宅の入居者の選定を行う。ただし、状況に応じて、市本部長に委任して選定することができる。
- イ 入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。
- ウ 市本部長は、仮設住宅の入居者の決定に当たっては、要配慮者の優先入居、コミュニティの維持及び構築に十分配慮する。
- エ 県本部長は、市本部長の協力を得て、応急仮設住宅の管理を行う。ただし、状況に応じて、市本部長に委任することができる。

2 住宅の応急修理

(1) 供与対象者

住宅の応急修理は、次に掲げる者に対して行う。

- ア 住家が半壊し、半焼し、又は一部流失したため、当面の日常生活を営むことができない世帯
- イ 自己の資力では、住宅の応急修理を行うことができない世帯
- ウ 大規模な補修を行わなければ、居住することが困難である程度に住宅が半壊した世帯

(2) 供与対象者の調査及び選考

市本部長は、住宅の被害確定の日から5日以内に、応急修理の供与対象者について調査及び選考する。

(3) 修理の範囲

修理の範囲は、居所、炊事場、便所等の当面の日常生活に欠くことができない部分とする。

(4) 修理期間

ア 修理期間は、災害発生の日から1か月以内とする。

イ 市本部長は、1か月以内に修理することができないと認める場合は、県本部長に対して期間延長の申請をし、県本部長が内閣総理大臣の承認を得たときは、期間を延長する。

3 公営住宅への入居のあっせん

(1) 市本部長は、公営住宅への入居資格を持つ者に対し、公営住宅等のあっせんを行うとともに、自らが管理する公営住宅への入居について速やかに手続を行う。

また、公営住宅等への入居に係る特例を認めた被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）が適用される場合には、他の都道府県等の公営住宅等を含めて入居のあっせんを行う。

(2) 市本部長は、要配慮者の入居を優先する。

4 被災者に対する住宅情報の提供

市本部長は、応急仮設住宅への入居手続、被災住宅の応急修理に係る申請手続、技術指導及び各融資制度の相談、提供可能な公営住宅情報等の周知を図るため、相談窓口を設置するとともに、各種広報活動を通じて、被災者への周知を図る。

5 被災宅地の危険度判定

(1) 被災宅地危険度判定士の派遣要請

ア 市本部長は、宅地が広範囲に被災したことによる二次災害を防止するため、県本部長に対して被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

イ 被災宅地危険度判定士の派遣を要請する場合の手続は、第11節「相互応援協力計画」に定めるところによる。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話又は県防災行政無線により申し出ることができる。この場合においては、事後速やかに文書を提出する。

ウ 前記アによる派遣要請後において、災害の状況により派遣を必要とする期間、派遣を必要とする区域及び派遣を希望する人員に変更が生じた場合は、前記アの手続に準じて県本部長に変更の手続をする。

(2) 被災宅地危険度判定士の業務

被災宅地危険度判定士は、次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

ア 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごと調査表に記入し、判定を行う。

イ 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」及び「調査済宅地」の3区分に判定する。

ウ 判定結果は、当該宅地の見易い場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区分	表示方法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。

要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

(3) 市本部長の措置

市本部長は、被災宅地危険度判定を実施するため、次の措置を行う。

- ア 市本部長が判定実施を決定したときは、災害対策本部の下に実施本部を設置し、判定業務に当たる。
- イ 実施本部は、次の業務に当たる。
 - (ア) 宅地に係る被害情報の収集
 - (イ) 判定実施計画の作成
 - (ウ) 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
 - (エ) 判定結果の調整及び集計並びに市本部長への報告
 - (オ) 判定結果に対する住民等からの相談への対応
 - (カ) その他判定資機材の配布

6 被災建築物の応急危険度判定

市本部長は、地震により被災した建築物による二次的災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士の協力を得て、次により被災建築物の応急危険度判定を行う。

(1) 市本部長の措置

市本部長は、全国被災建築物応急危険度判定協議会作成「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」に基づき、次の措置を行う。

- ア 市本部長が判定実施を決定した場合は、災害対策本部の下に実施本部を設置する。
- イ 実施本部は、次の業務に当たる。
 - (ア) 被災状況の把握
 - (イ) 判定実施計画の策定
 - (ウ) 県本部長への支援要請
 - (エ) 被災建築物応急危険度判定士の受入れ
 - (オ) 判定の実施及び判定結果の集計、報告
 - (カ) 住民への広報
 - (キ) その他判定資機材の配布

(2) 被災建築物応急危険度判定士の業務

被災建築物応急危険度判定士は、「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」に基づき、判定を実施し、判定結果を表示する。

【資料編3-20-3 応急危険度判定士等宿泊場所一覧表】

7 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与及び応急修理

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第14節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

第21節 感染症予防計画

第1 基本方針

- 1 被災地域における感染症の発生を未然に防止するため、感染症予防上必要な措置を実施する。
- 2 災害により被害が発生し、生活環境の悪化、り病者の病原菌に対する抵抗力の低下等が生じた場合は、県本部長の協力を得て、感染症予防上必要な措置を実施する。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	実施内容
市本部長	県本部長の指導及び指示に基づく被災地域の消毒その他の措置等の実施
県央保健所	市本部長に対する感染症予防上必要な指示及び指導
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく感染症予防上必要な措置

〔市本部の担当〕

部	課	担当業務
総務部	危機管理防災課	自衛隊の災害派遣要請
保健福祉部	指導予防課	感染症予防全般（感染症予防用資機材の調達及びあっせんを含む。）

第3 実施要領

1 感染症予防活動の実施体制

(1) 消毒班

市本部長は、防疫業務を円滑に実施するため、あらかじめ「消毒班」を編成しておく。

消毒班（1班）の編成基準

区分	人員
衛生技術者	1名
事務職員	1名
作業員	3名

(2) 疫学調査協力班

市本部長は、検病調査を円滑に実施するため、あらかじめ「疫学調査協力班」を編成しておく。

疫学調査協力班（1班）の編成基準

区分	人員
看護師又は保健師	1名
助手	1名

(3) 感染症予防班

市本部長は、県本部長の指示に基づき、災害の規模及び状況に応じ、適当な人数の感染症予防班を編成する。

2 感染症予防用資機材の調達

(1) 市本部長は、あらかじめ関係業者及び団体と協定を締結するなど、感染症予防用資機材の確保を図る。

(2) 市本部長は、必要な感染症予防用資機材を調達することができない場合は、次の事項を明示し、地方支部保健医療班長を通じて、県本部長にその調達又はあっせんを要請する。

ア 感染症予防用資機材の調達数量

イ 送付先

ウ 調達希望日時

エ その他参考事項

3 感染症情報の収集及び広報

(1) 市本部長は、感染症予防班、各地区の衛生組織その他関係機関の協力を得て、感染症又はその疑いのある患者の発見その他感染症に関する情報の把握に努める。

(2) 市本部長は、第5節「広報広聴計画」に定める広報媒体に加え、次の方法により感染症に関する広報を実施する。

ア 疫学調査、健康診断、消毒の実施など、被災者と接する機会を通じての広報

イ 避難場所、仮設住宅等の巡回を通じて、被災者個々に行う広報

4 実施方法

疫学調査協力班は、おおむね次の方法により疫学調査を実施する。

(1) 疫学調査

ア 下痢患者又は有熱患者が現に発生している地域、避難場所等、浸水地域その他衛生条件の悪い地域の住民を優先し、緊急度に応じ順次実施する。

イ 浸水し、又は滞水している地域にあっては、通常週1回以上実施し、大規模な避難場所等に感染症の疑いのある患者の発生した兆候が現れた場合はできる限り頻繁に実施する。

(2) 携行資材

資材名	背負式動力噴霧器	薬品		
		クレゾール	石灰	オーヤラックス
数量	10台	500 g 入	50g入	500 g 入

(3) 衛生の保持

市本部長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び第22節「廃棄物処理・障害物除去計画」に定めるところにより、道路、溝渠、公園等公共の場所を中心として、ごみ及びし尿の処理等を実施するとともに、被災地及びその周辺地域の衛生の保持に努める。

(4) 消毒方法

市本部長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第27条の規定に基づき、同法施行規則（平成11年厚生省令第99号）第14条の定めると

ころにより、県本部長が指示した場所について消毒を実施する。

ア 実施回数は、原則として床上浸水地域にあつては3回以上、床下浸水地域にあつては2回以上とする。

イ 床上浸水地域、床下浸水地域及び必要と認める地域に対しては、被災直後に町内会等を通じてクレゾール、ロール石灰等を配布し、床及び壁の拭浄、手洗設備の設置、便所の消毒及び生野菜の消毒等を行わせる。

(5) ねずみ族、昆虫等の駆除

市本部長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第28条の規定により、県本部長が定めた地域内において、同法施行規則第15条の規定に定めるところにより、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

(6) 生活の用に供される水の供給

市本部長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第31条の規定により、第18節「給水計画」に定めるところによって、生活の用に供される水の供給を行う。

なお、生活の用に供される水の使用停止処分に至らない程度の被災であっても、井戸水及び水道水の衛生的処理について指導する。

(7) 臨時予防接種

市本部長は、臨時予防接種を実施し、これができない場合は、県本部長にその実施を求める。

(8) 患者等に対する措置

市本部長は、被災地域に感染症又はその疑いのある患者が発生した場合は、次の措置をとる。

ア 消毒班により、患者輸送車、トラック、ヘリコプター等を利用し、速やかに感染症指定医療機関に収容する。

イ 交通途絶のため、感染症指定医療機関に収容することができないときは、被災地域以外の場所の感染症指定医療機関に収容する。

ウ やむを得ない理由により、感染症指定医療機関に収容することができない患者等に対しては、感染症指定医療機関以外の医療機関であつて、県本部長が適当と認める医療機関に収容する。

(9) 避難場所等の感染症予防指導等

避難場所等における感染症予防指導は、次の方法により行う。

なお、避難場所等における過密抑制に配慮する。

ア 1日1回以上の疫学調査を行う。

イ 避難場所等の自治組織を通じ、感染症予防についての指導の徹底を図る。

ウ 給食従事者は、健康診断を終了した者をできるだけ専従とする。

エ 飲料水等については、消毒班又は県盛岡地方支部保健医療班において水質検査を実施し、消毒措置の指導を行う。

第22節 廃棄物処理・障害物除去計画

第1 基本方針

- 1 災害によって一時的に発生する大量の廃棄物及び災害後に被災地域から恒常的に発生する廃棄物については、「盛岡市災害廃棄物処理計画」に基づき、迅速かつ適切に処理し、被災地域における環境衛生の確保を図る。
- 2 ごみ処理施設、し尿処理施設等が損壊した場合における処理については、他の自治体等との連携による広域的な処理体制の確立及び廃棄物関係団体等との連携を図る。
- 3 被災住民の日常生活に直接障害となっている障害物及び道路、河川等の利用の障害となっている障害物については、迅速かつ円滑に除去し、被災者の保護及び交通の確保等を図る。
- 4 廃棄物の処理及び障害物の除去を実施する機関は、迅速かつ円滑にこれらの処理及び除去ができるよう連携を図る。

第2 実施機関（責任者）

1 廃棄物処理

実施機関	実施内容
市本部長	廃棄物の処理及び清掃全般

〔市本部の担当〕

部	課	担当業務
環境部	廃棄物対策課	ごみの処理及び清掃並びにし尿の処理

2 障害物除去

実施機関	実施内容
市本部長	1 被災者の日常生活に直接障害となっている障害物の除去 2 緊急輸送の確保及び災害の拡大防止の障害となっている障害物の除去
盛岡広域振興局土木部	1 市本部長が行う障害物の除去に対する応援及び協力 2 所管する道路、河川等の関係施設に係る障害物の除去
岩手河川国道事務所	所管する道路、河川等の関係施設に係る障害物の除去
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく障害物の除去

〔市本部の担当〕

部	課	担当業務
総務部	危機管理防災課	1 防災上支障のある物件の除去 2 自衛隊の災害派遣要請
保健福祉部	地域福祉課	社会福祉協議会及び日本赤十字社岩手県支部との連絡調整
建設部	道路管理課	道路関係の障害物の除去

部	課	担当業務
	河川課	河川関係の障害物の除去
玉山総合事務部	建設課	道路関係及び河川関係の障害物の除去
都市整備部	都市計画課	宅地関係の堆積土砂の除去

※ 玉山総合事務部部の担当業務は、玉山地域に関するものに限る。

第3 実施要領

1 廃棄物処理

(1) 処理方法

ア 市本部長は、廃棄物処理施設の被災状況を迅速に把握するとともに、被災地域における建築物の倒壊等による廃棄物及び一般生活による廃棄物等の種類（大きさ、性状等）及び発生量を把握する。

イ 市本部長は、災害廃棄物対策指針（平成30年3月環境省）及び岩手県災害廃棄物対応方針と連携を図りつつ、盛岡市災害廃棄物処理計画に基づき廃棄物の処理を進める。

ウ 廃棄物の収集運搬は、次の施設を優先して行うものとし、被災状況及び仮置場の設置状況に応じて収集運搬体制を検討する。

(ア) 医療施設

(イ) 社会福祉施設

(ウ) 避難場所等

エ 市本部長は、関係機関と連携を図り、次により廃棄物処理を行う。

区分	処理内容
第1次対策	(ア) 一般家庭から排出される生活ごみ、破損家財ごみ等の排出方法について、市民に周知する。また、腐敗性廃棄物及び感染性廃棄物は、環境衛生確保の観点から、収集運搬体制が整い次第、優先的に収集を行う。 (イ) 被災状況に応じて、一次仮置場を設置する。また、災害廃棄物の発生量及び処理可能量を推計し、全体の処理スケジュール等を検討する。
第2次対策	(ア) 一次仮置場に搬入されたごみについては、第1次対策が終了後、粗選別等の中間処理を行い、速やかに廃棄物処理施設等へ搬入する。 (イ) 大量の災害廃棄物の発生が見込まれる場合には、二次仮置場を設置し、廃棄物の保管及び破碎・選別等の中間処理を行う。
第3次対策	(ア) 倒壊建築物等の解体工事及びこれに伴う廃棄物の運搬は、原則として当該建築物の所有者が行う。 (イ) 搬入された倒壊建築物等の廃棄物については、第2次対策終了後、関係機関の協力を得て、速やかに処理を行う。

※ 市本部長は、災害廃棄物処理に当たっては、可能な限り再生利用及び減量化するよう努める。

※ 事業者は、事業活動に伴う廃棄物等について、原則として、事業者の自己責任において自己処理し、又は他の廃棄物処理業者に委託して処理するものであるが、災害の規模、

災害廃棄物等の発生量に応じて、災害廃棄物の処理に関する市の方針に従いながら、適切な分別等に努める。

※ 事業者は、自己処理又は委託処理が困難なときは、市本部長に報告し、処理方法について指示を受ける。

※ 市本部長は、大量の廃棄物が発生し、市内における処理が困難であると認めるときは、第11節「相互応援協力計画」に定めるところにより、県内全市町村、東北地区六都市、中核市、岩手県等に対し、廃棄物処理に係る応援を要請する。

【資料編3-22-1 災害時における廃棄物の処理等に関する協定書（盛岡市廃棄物業協会）】

【資料編3-22-2 災害時における廃棄物の処理等に関する協定書（岩手県産業資源循環協会）】

【資料編3-22-3 一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定書（県内市町村等）】

(2) 処理班の編成

市本部長は、被災地における清掃業務を円滑に行うため、次の班を編成する。

- ア 廃棄物対策課長 ————— 連絡調整班 ——— 連絡調整係
- イ 資源循環推進課長 ————— ごみ収集班 ——— 収集運搬係
- ウ 収集センター所長 ————— ごみ収集班 ——— 収集運搬係
- エ リサイクルセンター所長 ——— ごみ処理班 ——— 処理係
- オ クリーンセンター所長 ——— ごみ処理班 ——— 処理係

(3) 処理施設

- ア 盛岡市クリーンセンター（焼却）
- イ 盛岡市リサイクルセンター（破砕・埋立）
- ウ 盛岡・紫波地区環境施設組合（焼却・破砕・埋立）
- エ 岩手・玉山環境組合（焼却・破砕）
- オ 盛岡市玉山廃棄物処分場（埋立）

※ 市本部長は、自らの廃棄物処理施設が被災し、又は処理能力を上回ったことなどにより、廃棄物処理ができない場合においては、第11節「相互応援協力計画」に定めるところにより、他市町村等の廃棄物処理施設にその処理を依頼する。

(4) 廃棄物収集運搬用資機材の確保

市本部長は、被災状況等の必要に応じて、第11節「相互応援協力計画」に定めるところにより、他市町村等及び廃棄物関係団体に対し、応援を要請する。

(5) 仮置場の確保

ア 市本部長は、災害廃棄物（障害物）を一時的に集積するため、衛生環境に支障のない公有地等を利用して一次仮置場を確保するものとし、あらかじめ所有者、管理者等と調整する。

イ 市本部長は、被災状況に応じて、災害廃棄物や処理困難物等を選別・保管するために、二次仮置場を確保するものとし、災害廃棄物の発生量に応じて、破砕等の中間処理を行うための仮設処理施設を設置するものとする。

(6) 仮置場の衛生保持

ア 市本部長は、必要に応じて薬剤散布等の消毒を実施し、仮置場の衛生保持及び土壌汚染防止等の環境対策に努める。

イ 消毒方法については、第21節「感染症予防計画」に定めるところによるものとし、消毒

班と連携して行う。

(7) 住民等への協力要請

ア 市本部長は、必要と認めるときは、被災住民、自主防災組織等の住民団体及びボランティア組織に対して廃棄物の分別・運搬及び仮置場での作業等について協力を求める。

イ 市本部長は、盛岡市社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。

また、市は、市民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

2 し尿処理

(1) 処理方法

ア 市本部長は、被災地域における建築物の倒壊又はライフラインの損壊により、し尿処理が困難であり、これを放置することにより衛生環境上著しく支障を生ずるおそれのある世帯数等を把握する。

イ 市本部長は、災害廃棄物対策指針及び岩手県災害廃棄物対応方針と連携を図りつつ、盛岡市災害廃棄物処理計画に基づきながら、し尿及び浄化槽汚泥の処理を進める。

ウ し尿処理は、次の施設を優先して行う。

また、倒壊家屋、消失家屋等のくみ取り式便槽のし尿については、早急に処理を行う。

(ア) 医療施設

(イ) 社会福祉施設

(ウ) 避難場所等

エ 市本部長は、被災地域における環境衛生の確保を図るため、関係機関と連携し、次によりし尿処理を行う。

区分	し尿処理の方法
医療施設、社会福祉施設及び避難場所等	(ア) 施設内のトイレが使用不可能となった場合は、仮設トイレ又は簡易トイレを設置する。 (イ) 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 (ウ) バキュームカーにより、し尿の収集及び運搬を行う。
地域	(ア) 住宅での生活確保及び地域の衛生環境を維持するため、公園等に臨時貯留場所又は共同の便槽付きの仮設トイレを設置する。 (イ) 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 (ウ) バキュームカーにより、し尿の収集及び運搬を行う。
一般家庭	(ア) ライフラインの損壊により水洗トイレの使用が不可能となった場合は、溜置きした風呂おけ等の水を利用する。 (イ) 地域内に設置された仮設トイレを利用する。 (ウ) 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 (エ) バキュームカーにより、し尿の収集及び運搬を行う。
事業所	(ア) 仮設トイレ又は簡易トイレを設置する。 (イ) 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 (ウ) バキュームカーにより、し尿の収集及び運搬を行う。

(2) 処理施設

- ア 盛岡地区衛生処理組合
- イ 盛岡北部行政事務組合
- (3) し尿処理資機材の確保
 - ア 市本部長は、あらかじめ地域内のし尿処理業者、リース業者等と応援協定を締結するなど、仮設トイレ、簡易トイレ、バキュームカー等のし尿処理用資機材の確保を図る。
 - イ 市本部長は、一般廃棄物（し尿）収集運搬業者等に対し、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬を要請する。

なお、処理施設が被災し、又は処理能力を上回ったなどにより、し尿処理ができない場合は、一部事務組合の管理者より指示を受け、指定された処理施設に搬入する。
 - ウ 市本部長は、必要なし尿処理用資機材を調達できない場合は、第11節「相互応援協力計画」に定めるところにより、災害派遣を要請する。

3 障害物除去

(1) 処理方法

- ア 市本部長及び道路等の管理者は、所属職員等による「障害物除去班」を編成し、所属の障害物除去用資機材を活用して障害物を除去する。
- イ 障害物の除去は、次の障害物を優先して除去する。
 - (ア) 災害応急対策の実施の障害となっている緊急輸送道路並びに防災拠点等及び避難所間の道路にある障害物
 - (イ) 被災住民の日常生活の直接的な障害となっている障害物
 - (ウ) 放置することにより、災害を拡大するおそれのある障害物
- ウ 市本部長及び道路等の管理者は、次により障害物を処理する。
 - (ア) 住居関係障害物の除去
 - a 市本部長は、「障害物除去対象者名簿」を作成し、障害物を除去する。
 - b 災害救助法が適用された場合における障害物の除去に係る対象、費用の限度額、期間等は、第14節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

なお、災害救助法が適用されない場合においても、災害対策基本法第62条の規定に基づき、災害救助法適用時に準じて障害物の除去を行う。
 - (イ) 道路関係障害物の除去
 - a 市本部長及び道路の管理者は、その所管する道路上の障害物の状況をパトロール等により把握し、相互に連絡を行い、協力して障害物を除去する。
 - b 市本部長及び道路の管理者は、道路上の障害物の状況を、第4節「情報の収集・伝達計画」に定めるところにより県本部長に報告する。
 - (ウ) 河川関係障害物の除去
 - 河川管理者は、河川の機能を確保するため、関係機関と協力し、土砂、流出油等の障害物を除去する。

(2) 障害物除去用資機材の確保

- 市本部長及び道路等の管理者は、自ら保有する障害物除去用資機材を適正に配置及び保管するとともに、あらかじめ関係業者等と応援協定を締結するなど、障害物除去用資機材の確保を図る。

【資料編2-9-3 障害物除去機械一覧表】

(3) 応援の要請

ア 市本部長は、障害物を処理できない場合は、次の事項を明示して、近隣市町村あるいは地方支部福祉環境班長又は土木班長を通じて県本部に対して応援を要請する。

- (ア) 障害物除去に必要な職種及び人員
- (イ) 障害物所教養資機材の種類、数量
- (ウ) 応援を要する期間
- (エ) 障害物除去地域、区間
- (オ) その他参考事項

イ 障害物除去のため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、第12節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

(4) 障害物の臨時集積場所の確保

ア 本市部長は、除去した障害物について、市本部長が災害発生の状況に応じて指定する場所に集積して処理する。

イ 臨時集積場所は、おおむね次の事項に配慮して選定する。

- (ア) 障害物の搬入に便利であり、地域住民の衛生上や日常生活に影響の少ない公有地を選定する。
- (イ) 公有地を選定できないときは、(ア)に準じて私有地を選定し、あらかじめ所有者との調整を行う。

ウ 市本部長は、災害発生後、臨時集積場所を確保できないときは、災害対策基本法第64条第1項及び同法施行令第24条の規定により、他人の土地を一時使用する。

(5) 除去後の障害物の処理

ア 市本部長は、土砂及び瓦れきについては、汚水の浸透した土砂等の消毒を行い、次の場所で処理する。

- (ア) 臨時集積場所
- (イ) 住民の日常生活又は農林水産業等の生産活動に支障がない場所
- (ウ) 埋立予定地

イ 市本部長は、所有者が所有権を放棄し、又は所有者が不明である 竹木、家具、家財等で、加工又は修理しても使用できないと認めるものについては、次の廃棄物処理施設で処理を行う。

- (ア) 盛岡市クリーンセンター
(焼却)
- (イ) 盛岡市リサイクルセンター
(破碎・埋立)
- (ウ) 盛岡・紫波地区環境施設組合
(焼却・破碎・埋立)
- (エ) 岩手・玉山環境組合
(焼却・破碎)
- (オ) 盛岡市玉山廃棄物処分場
(埋立)

- ※ 市本部長は、自らの廃棄物処理施設が被災し、又は処理能力を上回ったことなどにより、廃棄物処理ができない場合においては、第11節「相互応援協力計画」に定めるところにより、他市町村等の廃棄物処理施設にその処理を依頼する。
- ウ 加工又は修理を加えることにより、使用可能な工作物又は物件を除去した場合においては、次の措置を講ずる。

措置者	措置内容
市本部長	災害対策基本法第64条第2項から第6項まで及び同施行令第25条から第27条までの定めるところにより、保管その他の措置を講ずる。
警察官・自衛官	災害対策基本法第64条第8項、第9項及び同施行令第25条から第27条までの定めるところにより、除去した工作物又は物件の設置されていた地域を管轄する警察署長等は、保管その他の措置を講ずる。

4 災害救助法を適用した場合の障害物の除去

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第14節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

5 建築物等の石綿の飛散及び有害物質の漏えい防止

建築物等への被害があり、石綿の飛散及び有害物質の漏えいが懸念される場合は、市又は事業者は、石綿の飛散及び有害物質の漏えいを防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

第23節 行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋火葬計画

第1 基本方針

災害による行方不明者の捜索並びに遺体の処理及び埋火葬は、各実施機関相互の協力体制により、迅速かつ円滑に行う。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	実施内容
市本部長	1 行方不明者の捜索及び遺体の収容 2 遺体収容所の確保及び遺体の処理 3 身元不明の遺体の一時安置 4 遺体の埋火葬
市消防団	行方不明者の捜索及び遺体の収容
警察署	行方不明者の捜索及び遺体の検視
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく行方不明者の捜索
日本赤十字社岩手県支部	災害救助法の適用時における遺体の処理及び埋葬に関する協力
(一社)盛岡市医師会	遺体の検視及び処理の協力
(一社)岩手県歯科医師会	遺体の検視、身元確認及び処理に関する協力

〔市本部の担当〕

部	課	担当業務
総務部	危機管理防災課	1 行方不明者、遺体の捜索 2 自衛隊の災害派遣要請
市民部	市民登録課	遺体の埋火葬の手続
	都南総合支所課	
保健福祉部	生活福祉第一課 生活福祉第二課	遺体の処理 (行旅病人及び行旅死亡取扱法(明治32年法律第93号)に係る遺体の処理とする。)
	企画総務課	遺体の検案及び検視
	生活衛生課	1 遺体の埋火葬の総括 2 遺体収容所の開設指導及び総括 3 遺体収容所に収容された遺体の管理 4 遺体の処理 (墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)に係る遺体の処理とする。)

第3 実施要領

- 1 行方不明者の捜索及び遺体の収容
 - (1) 捜索の手配

市本部長は、災害により行方不明者が発生した場合は、次の事項を明らかにして、県盛岡地方支部警察署班長に捜索の手配を行うとともに、手配した内容等を県盛岡地方支部総務班長を通じて県本部長に報告する。

ア 行方不明者の住所、氏名、年齢、身体的特徴、着衣、携帯品等

イ 上記の事項が明らかでないときは、行方不明者が発生した地域及び行方不明者数

(2) 捜索の実施

ア 市本部長は、多数の行方不明者が発生した場合においては、所属職員、消防団員により捜索班等を編成し、行方不明者の捜索及び遺体の収容を行う。

区別	遺体収容所	捜索班	収容班	処理班
所要人員	3名	20名	20名	20名
摘要		(警察官2名を含む。)		(医師1名を含む。)

イ 市本部長は、必要に応じて自主防災組織等の住民組織及びボランティア団体に対し、捜索班への協力を要請する。

ウ 市本部長は、必要に応じて県盛岡地方支部総務班長及び県盛岡地方支部警察署班長に対し、航空機等による広域的な捜索の実施を要請する。

エ 市本部長は、捜索班が不足と認める場合は、第12節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、自衛隊の災害派遣を要請する。

オ 捜索班員は、行方不明者又は遺体を発見した場合は、次の措置をとる。

(ア) 発見時において生存している場合は、医療救護班と協力して直ちに応急医療を行い、医療機関に搬送する。

(イ) 遺体を発見し、その状態について犯罪に関する疑いがある場合においては、速やかに警察官に通報するとともに、遺体及び遺体の発見場所を保存する。

(ウ) 遺体を発見し、又は住民から発見の通報を受けたときは、警察官又は遺体処理班に通知する。その際、発見場所、発見状況等が分かるよう可能な限り写真撮影又は簡易な図面を作成するほか、所持品等身元確認資料を確実に保全する。

カ 市本部長は、行方不明者として把握した者が、他市町村に住民登録を行っていることが判明した場合は、当該登録地の市町村又は県本部長に連絡する。

キ 市本部長は、行方不明者として把握した者が、外国人の場合には、県本部長に連絡する。

ク 県本部長は、行方不明者として把握したものが外国人であった場合には、直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等に連絡する。

2 遺体の収容

(1) 市本部長は、災害によって多数の死者が発生し、現地における遺体の処理が困難であると認めるときは、遺体収容所を設置する。

(2) 遺体は、遺体収容所に収容する。

(3) 遺体の収容所への搬送は、捜索班等が行う。ただし、家族等が収容しようとするときは、次の措置が終わった後とする。

ア 異常遺体に関する検視

イ 医師の検案

ウ 遺体請書の徴収

3 遺体の管理

- (1) 市本部長は、遺体収容所に収容された遺体が発見された経過を記載した文書を作成し、必要に応じて遺族等に閲覧させる。
- (2) 市本部長は、遺体収容所に収容されている遺体の遺族が判明し、遺体の引取りを希望する場合は速やかに引き渡す。
- (3) 市本部長は、遺体収容所に収容されている遺体の引取り者が判明せず、衛生上収容の継続が困難であると認められる場合は火葬の手続をとる。
- (4) 市本部長は、引取者が判明しない遺体を火葬した場合は、当該遺体の発見された経過を記載した文書とともに、焼骨を保管する。

【資料編3-23-1 遺体収容所】

4 遺体の処理

- (1) 市本部長は、災害によって多数の死者が発生した場合においては、医師、看護師等により遺体処理班を編成し、遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置をとる。
- (2) 遺体処理用資機材は、従事する医療機関の手持品をもって繰替使用するものとし、手持品がなく、又は不足したときは、市本部長が調達する。
- (3) 市本部長は、遺体処理用資機材の調達ができない場合は、第11節「相互応援協力計画」に定めるところにより、要請する。

5 遺体の埋火葬

市が実施する遺体の埋火葬は、身元不明又は身元が判明しているが引取者のない遺体を対象とする。

- (1) 埋火葬は、火葬場の従業員又は捜索班員等で行う。
- (2) 遺体は、原則として火葬にする。
- (3) 一時安置した多数の死者を埋火葬するときは、原則として、安置の際に付した遺体番号の順により埋火葬する。
- (4) 市本部長は、遺体の埋葬量が市の火葬能力を上回ること等により、自ら火葬ができない場合においては、県地方支部福祉医療班長を通じて、県本部長に広域火葬を要請する。

6 遺体搬送車の調達

全国霊柩自動車協会岩手県支部、いわて生活協同組合及び全日本冠婚葬祭互助協会との災害協定により、調達する。

【資料編3-23-2 災害時における遺体の搬送に関する協定（社団法人全国霊柩自動車協会）】

【資料編3-23-3 災害時における遺体の搬送に関する協定（生活協同組合）】

【資料編3-23-4 災害時における棺等葬祭用品等の供給に関する協定（岩手県葬祭業協同組合）】

【資料編3-23-5 災害時における棺等葬祭用品等の供給に関する協定（生活協同組合）】

【資料編3-23-6 災害時における協力に関する協定（社団法人全日本冠婚葬祭互助協会）】

7 災害救助法を適用した場合の遺体の捜索、処理及び埋火葬

災害救助法が適用された場合における対象、費用の限度額、期間等は、第14節「災害救助法

の適用計画」に定めるところによる。

第24節 応急対策要員確保計画

第1 基本方針

災害時における災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、必要な応急対策要員（以下本節中「要員」という。）の確保を図る。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	実施内容
市本部長	1 要員の確保 2 災害現地における防災関係機関相互の要員の調整
防災関係機関	要員の確保

〔市本部の担当〕

部	課	担当業務
商工労働部	経済企画課	労働力確保に係る連絡調整

第3 実施要領

1 要員の確保

災害応急対策の各実施機関における要員の確保は、次の場合に行う。

- (1) 所属職員、他の機関からの応援職員、自主防災組織等の住民組織及びボランティア等によっても、要員に不足を生じるとき。
- (2) 他の機関からの応援職員等による支援を待つ余裕がないとき。

2 確保の方法

- (1) 防災関係機関は、次の事項を明示して、盛岡公共職業安定所長に要員の確保を申し込む。

- ア 目的
- イ 作業内容
- ウ 必要技能及び人員
- エ 期間
- オ 災害応急対策の実施場所
- カ その他参考事項

- (2) 要員に対する賃金は、法令その他特別の定めがある場合を除き、就労地域における公共職業安定所の業種別標準賃金とする。

3 要員の従事命令等

- (1) 従事命令の執行者及び種類

従事命令及び協力命令は、災害対策基本法等に基づき、要員の確保ができない場合において、災害応急対策を実施するため、特に必要があると認めるときに行う。

執行者	対象作業	命令区分	根拠法令
市本部長	災害応急対策作業全般	従事命令	災害対策基本法第65条第1項
警察官			災害対策基本法第65条第2項
消防吏員又は消防団員	消防作業	従事命令	消防法第29条第5項
救急隊員		協力命令	消防法第35条の10
水防管理者	水防作業	従事命令	水防法第24条
消防団長又は消防機関の長			

(2) 命令の対象者

作業区分	対象者
災害応急対策作業（災害救助法及び災害対策基本法による市本部長の従事命令）	ア 医師、歯科医師又は薬剤師 イ 保健師、助産師又は看護師 ウ 土木技術者又は建築技術者 エ 大工、左官又はとび職 オ 土木業者又は建築業者及びこれらの従事者 カ 地方鉄道業者及びその従事者 キ 軌道経営者及びその従事者 ク 自動車運送業者及びその従事者
災害救助作業（協力命令）	救助を要する者及びその近隣の者
災害応急対策作業（災害対策基本法による市長又は警察官の従事命令）	市の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
消防作業（従事命令又は協力命令）	火災の現場付近にある者
水防作業（従事命令）	区域内に居住する者、水防の現場にある者又は災害により生じた事故の現場付近にある者
災害応急対策作業（警察官職務執行法による警察官の従事命令）	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者

(3) 公用令書の交付

交付者	命令区分	交付事由	根拠法令
市本部長	従事命令	ア 命令を発するとき。 イ 発した命令を変更するとき。 ウ 発した命令を取り消すとき。	災害対策基本法第81条第1項

(4) 損害補償

従事命令又は協力命令（災害対策基本法によるものを除く。）による従事者が、その作業により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は障がいの状態となった場合においては、法令の定めるところにより損害を賠償する。

(5) その他

公用令書の交付を受けた者が、やむを得ない事故により作業に従事することができない場合は、次に掲げる書類を添付して、市本部長に届け出る。

ア 負傷又は疾病による場合は、医師の診断書

イ 負傷又は疾病以外による場合は、警察官その他公務員の証明書

4 災害救助法を適用した場合の要員の確保

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第14節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

第25節 文教対策計画

第1 基本方針

- 1 災害により通常の学校教育を実施することが困難となった場合においても、教育施設及び教職員を確保の上、応急教育を実施する。
- 2 災害により教科書、学用品等（以下この節において「学用品等」という。）を喪失又は棄損した児童・生徒に対して、就学上の支障をきたさないよう学用品等の供与を行う。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	実施内容
市本部長	応急教育の実施

〔市本部の担当〕

部	課	担当業務
交流推進部	スポーツ推進課	体育施設の応急対策の実施
保健福祉部	地域福祉課	災害救助法の事務手続
教育部	総務課	1 学校施設の被害の調査及び報告 2 避難場所等の開設及び運営 3 教育災害対策予算に係る事務 4 部内活動の記録及び報告
	学務教職員課	応急給食の実施
	生涯学習課	社会教育施設の応急対策の実施
	歴史文化課	文化施設及び文化財に対する応急対策の実施

第3 実施要領

1 学校施設の確保

(1) 応急教育予定場所の設定

学校が被害を受けた場合又は学校が避難場所等として使用されている場合の応急教育の場所は、次による。

- ア 応急的な修理で使用できる場合は、当該施設の応急修理を行い使用する。
- イ 学校の一部校舎（普通校舎）が使用できない場合は、特別教室、屋内体育館等を利用し、なお不足する場合は2部授業を行う。
- ウ 校舎の全部又は大部分が使用できない場合は、公民館等の公共施設を利用する。
- エ 特定の地域が全体的に被害を受けた場合は、住民が避難した先の最寄りの学校、被災しない公民館等の公共施設を利用する。

(2) 他施設の利用

隣接する学校その他の公共施設を利用して授業を行う場合は、当該施設管理者の応援及び協力を得る。

- ア 市内の施設利用の場合

災害対策本部において、関係者が協議の上行う。

- イ 県盛岡地方支部教育事務所班管内の他市町村の施設利用の場合
市本部長は、県盛岡地方支部教育事務所班長に対して施設利用のあつせんを求める。

(3) あつせんを求める手続

協力、あつせんを求める場合は、次の事項を明示して行う。

- ア あつせんを求める学校名
イ 予定施設名又は施設種別
ウ 授業予定人員及び教室
エ 予定期間
オ その他参考事項

2 教職員の確保

- (1) 災害に伴い、教育職員に欠員が生じた場合は、少数のときは学校内において調整して授業に支障のないようにし、学校内で解決できないときは、学校長は、市本部長に教員派遣の応援を求める。この場合、市本部長は、県盛岡地方支部教育事務所班長を通じて県本部長に教職員の派遣を要請する。

(2) 応援要請

教育職員派遣の応援要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

- ア 派遣を求める学校名
イ 授業予定場所
ウ 教科別（中学校・義務教育学校・高校）派遣要請人員
エ 派遣要請予定期間
オ 派遣要請職員の宿舎その他の条件
カ その他参考事項

3 応急教育の方法

災害に伴う被害の程度によって授業が不可能なときは、休校とする。ただし、正規の授業は困難であっても、速やかに応急授業の実施に努める。応急教育の実施は、次の事項に留意して行う。

- (1) 特に精神的な安定及び保健衛生の確保に努める。
(2) 教科書、学用品等の損失状況を把握し、児童・生徒の学習に支障がないように配慮する。
(3) 教育の場が学校施設以外のときは、授業の方法等に留意する。
(4) 災害に伴う交通機関の状況又は他の施設利用による通学手段の確保その他通学に関する事項を考慮する。
(5) 学校が避難場所等に利用される場合は、避難者に対して支障にならないよう配慮する。
(6) 授業が不可能となる事態が予想されるときは、家庭学習の方法を講ずる。
(7) 授業の不可能な期間が長期にわたるときは、学校と児童・生徒との連絡方法等の整備を図り、指示伝達事項の徹底を図る。

4 学用品等の調達方法

災害により学用品等を失った場合の調達は、次の方法による。

- (1) 調達及び支給の実施者

学用品等の調達は、市本部長が行うものとする。ただし、市本部長が調達できないときは、地方支部教育事務所班長を通じて県本部長に調達及びあつせんを要請するものとし、この場合の輸送は業者と市本部間の通常の方法による。

(2) 支給の種別

ア 災害救助法による支給

災害救助法が適用された世帯の児童・生徒に対しては、災害救助法に定める「学用品の給付」による。

イ 災害救助法適用災害で住宅が被災しなかった場合のあつせん

災害救助法が適用された災害で、教科書を失った児童・生徒の属する世帯の被害が床上浸水以下の場合は、災害救助法適用と併せて調達又はあつせんする。この場合の費用は本人負担とする。

(3) 支給の方法

市本部長は、次の方法により支給する。

ア 市本部長は、学用品等支給基準に基づき、児童・生徒の別に別記様式による学用品等割当台帳により割当てをする。

イ 支給する学用品等は、受領書と引換えに各学校に交付し、学校長が各児童・生徒に支給する。

(4) 災害救助法を適用した場合における学用品の給与

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第14節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

5 応急給食

学校給食については、次の点に留意して応急給食を実施する。

(1) 給食施設と原材料等の被害のため、平常の給食ができない場合においては、パン、ミルク等の給食を実施するように努める。

(2) 原材料又はパン、ミルク等の補給が困難な場合は、県本部長に連絡し、その指示を受け、物資の調達を図る。

(3) 学校が避難場所等として使用される場合は、学校給食と避難者用炊き出しとの調整に留意する。

6 応急保健安全対策

災害時における児童・生徒の保健衛生については、次の事項に留意する。

(1) 欠席児童・生徒の家庭訪問等を行うことにより、事故又は疾病の状況を把握する。

(2) 学校内において、特に感染症又は食中毒等が発生した場合は、校医又は県盛岡地方支部保健環境班長に連絡し、その判断に基づき、給食の停止、休校等の適宜な処置をとるとともに、県本部長に報告する。

(3) 通学路等の被害状況に応じて、登下校の安全確保に努める。

(4) 各学校で実施している避難訓練及び交通安全等の指導事項を遵守するよう指導し、事故の未然防止に努める。

7 その他施設等の応急対策

(1) 公民館、文化会館、体育館等の社会教育施設及び体育施設の対策

被災時において、公民館、文化会館、体育館等の施設は、災害応急対策のための避難場所等、現地対策本部等に利用される場合が多いことから、市本部長は、被害状況の把握に努めるとともに、その応急修理等を速やかに行う。

(2) 文化財等の対策

市本部長は、被災文化財にあつては文化財保護審議会に、被災指定保存建造物、被災保護庭園及び被災保存樹木にあつては自然環境等保全審議会の意見等を参考にし、その価値を可能な限り維持するよう所有者及び管理団体に指示する。

8 授業料の減免及び育英資金の貸与

(1) 市本部長は、必要に応じて被災した児童・生徒に対する学校納付金等の減免を行う。

(2) 被災生徒が育英資金又は奨学金の措置申請を行う場合は、罹災証明書を添付する。

9 被災児童・生徒の受入れ

市本部長は、被災地の市町村又は都道府県の長から要請があつた場合は、可能な限り被災児童・生徒の受入れを行う。

【別記様式】 学用品等割当台帳

被災区分		児童又は生徒名	保護者名	割当物資名
番号	学年			

第26節 農畜産物応急対策計画

第1 基本方針

- 1 被災地域における病害虫の発生及びまん延を予防し、農作物の被害の防止を図る。
- 2 家畜の被害を最小限にとどめることができるよう、適切な措置及び指導を行う。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	実施内容
市本部長	1 被災地域における病害虫防除の実施 2 家畜、草地、飼料畑及び畜産施設の被害に対する応急措置
県病害虫防除所	病害虫防除に関する必要な指示及び指導

〔市本部の担当〕

部	課	担当業務
農林部	農政課	1 被災地域における病害虫防除の実施
玉山総合事務所部	産業振興課	2 畜産に関する応急対策

※ 玉山総合事務所部の担当業務は、玉山地域に関するものに限る。

第3 実施要領

1 防除の対策

(1) 防除の実施

- ア 市本部長は、次の事項を定め、防除措置を講ずる。
- (ア) 防除時期
 - (イ) 防除資機材（航空機、防除器具、農薬等）の種類及び数量
 - (ウ) 防除体制（人員、車両等の動員及び配置）
- イ 市本部長は、業務を円滑に実施するため、次の班を編成する。

班名	担当業務
調査班	巡回調査を行い、病害虫の種類、発生区域、発生状況、まん延状況、防除状況等の把握に努める。
指導班	防除全般について積極的な指導及び普及を行い、病害虫の発生による被害防止に努める。

- ウ 市本部長は、防除措置について必要と認める場合は、県盛岡地方支部農林班長を通じて県本部長に応援を要請する。

(2) 防除資機材の調達

- ア 市本部長は、必要な資機材、人員、車両等の確保及び調達を行う。
- イ 市本部長は、防除資機材等の確保が困難な場合は、次の事項を明示し、県盛岡地方支部農林班長を通じて県本部長にその調達又はあっせんを要請する。

- (ア) 資機材の種類別数量
- (イ) 送付先
- (ウ) 調達希望日時（期間）
- (エ) その他参考事項

2 畜産対策

(1) 家畜の防疫

災害時における家畜の防疫は、家畜伝染予防法（昭和26年法律第116号）及び家畜防疫対策要綱（平成11年4月12日付け11蓄A第467号農林水産省畜産局長通達）により実施する。

(2) 家畜の避難

水害による浸水等の災害の発生が予想され、又は発生したときの家畜の避難は、次の方法により行う。

ア 市本部長は、近隣市町村その他の協力機関と連絡し、避難場所等について協議する。

イ 市本部長は、家畜を避難させる必要を認めるときは、家畜飼育者等に家畜を避難させるよう指示する。

(3) 飼料等の確保

避難する家畜の飼料、わら等が現地において調達できないときは、次の方法により確保する。

ア 市本部長は、県盛岡地方支部農林班長に確保のためのあつせんを要請する。

イ 要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

- (ア) 要請する飼料の種類及び数量
- (イ) 納品又は引継の場所及び時期
- (ウ) その他必要事項

(4) 青刈飼料等の対策

市本部長は、風水害等により飼料作物、牧草等が被害を受けた場合は、次の応急措置を実施する。

ア 全滅又は回復の見込みがない場合は、速やかに再播措置について指導する。

イ 一部の被害で回復の見込みのあるものは、即効性の液肥を使用し、成育を促進するよう指導する。

ウ 災害発生時において、飼料作物、牧草等の種子及び肥料を確保できない場合は、県盛岡地方支部農林班長を通じて、県本部長に確保のためのあつせんを要請する。

(5) 牛乳の集乳対策

市本部長は、酪農家が生産した牛乳が交通途絶等により集乳運搬ができない場合は、県盛岡地方支部農林班長に対し、集乳運搬について協力を要請する。

第27節 公共土木施設・鉄道施設応急対策計画

第1 基本方針

- 1 公共の福祉と円滑な応急対策の実施を確保するため、被災した道路施設、河川管理施設、砂防施設等について速やかに応急措置及び応急復旧を実施する。
- 2 乗客の安全及び交通の確保を図るため、被害状況を的確に把握するとともに、旅客の避難誘導及び被害箇所の早期復旧を実施する。

第2 実施機関（責任者）

1 公共土木施設

実施機関	実施内容
市本部長	1 道路施設の被害状況の把握及び応急復旧の実施 2 河川管理施設の被害状況の把握及び応急復旧の実施
盛岡広域振興局土木部	1 所管する道路施設の被害状況の把握及び応急復旧の実施 2 所管する河川管理施設の被害状況の把握及び応急復旧の実施 3 所管する砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地危険区域の砂防施設等の被害状況の把握及び応急復旧の実施
岩手河川国道事務所	1 所管する道路施設の被害状況の把握及び応急復旧の実施 2 所管する河川管理施設の被害状況の把握及び応急復旧の実施 3 所管する砂防指定地及び地すべり防止区域の砂防施設等の被害状況の把握及び応急復旧の実施

〔市本部の担当〕

部	課	担 当 業 務
農林部	農政課	農林道の被害状況の把握及び応急復旧の実施
	林政課	
建設部	道路管理課	道路施設の被害状況の把握及び応急復旧の実施
	河川課	河川管理施設の被害状況の把握及び応急普及の実施
玉山総合事務所	産業振興課	農林道の被害状況の把握及び応急復旧の実施
	建設課	道路施設及び河川管理施設の被害状況の把握及び応急復旧の実施

※ 玉山総合事務所の担当業務は、玉山地域に関するものに限る。

2 鉄道施設

実施機関	実施内容
市本部長	鉄道施設の被害状況の把握及び応急復旧の情報収集
東日本旅客鉄道（株）盛岡支社	鉄道施設の被害状況の把握及び応急復旧の実施
日本貨物鉄道（株）東北支社	
I G Rいわて銀河鉄道（株）	

〔市本部の担当〕

部	課	担当業務
建設部	交通政策課	鉄道施設の被害状況の把握及び応急復旧の情報収集

第3 実施要領

1 公共土木施設

(1) 被害状況の把握及び連絡

実施機関は、被害の発生状況を把握し、災害対策本部及び防災関係機関に連絡するとともに、その後の応急対策の活動状況等についても、随時連絡する。

(2) 二次災害の防止対策

ア 実施機関は、クラック発生箇所等の調査を行い、二次災害の防止のための応急復旧を実施する。

イ 県及び市は、二次災害の危険性があると認められる場合は、必要に応じ、第15節「避難・救出計画」に定める避難情報の発令等の措置をとる。

(3) 要員及び資機材の確保

ア 実施機関は、必要な人員及び資機材を確保するため、関係機関相互の調達、あっせん等の手段を講ずるとともに、あらかじめ災害時における応援協定を締結するなど、関係業者、団体等の協力が得られる体制を整備する。

イ 実施機関相互又は関係業者等に対する協力要請は、次の事項を明示して行う。

- (ア) 資機材の種類及び数量
- (イ) 職種別人員
- (ウ) 場所
- (エ) 期間
- (オ) 作業内容
- (カ) その他参考事項

【資料編3-27-1 災害時における応急対策業務に関する協定（盛岡市建設業協同組合）】

【資料編3-27-2 災害時における応急対策業務に関する協定（岩手県測量設計業協会）】

(4) 関係機関との連携強化

ア 実施機関は、応急復旧の実施に当たっては、広域的な応援体制をとるよう努める。

イ 障害物の除去等に係る応急復旧に当たっては、警察、消防機関、自衛隊、占用工作物管理者等の協力を得て実施する。

(5) 緊急輸送道路の確保

実施機関は、関係機関と速やかに協議及び調整の上、災害の態様と緊急度に応じて緊急輸送道路の重点的な応急復旧を実施する。

(6) 県への支援要請

市は、市が管理する県道又は市道（県が管理する道路と交通上密接な関連を有するものに限る。）について、市における道路の維持又は災害復旧に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、市に代わって県が行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、県に対し

必要に応じて支援を要請する。

2 鉄道施設

(1) 活動体制

ア 実施機関は、災害の状況に応じ、災害対策本部又は現地対策本部を設置し、応急活動を行う。

イ 応急措置の連絡指示、被害情報の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じて無線車又は移動用無線機を利用する。

(2) 災害発生時の初動措置

ア 列車の措置

(ア) 乗務員は、災害を感知したときは、高い盛土区間、橋りょうの上など危険と思われる箇所を避けて、速やかに列車を停止させる。

(イ) 状況に応じ、旅客の避難、救出及び救護の要請を行うとともに、駅又は輸送指令に必要事項を通報する。

イ 保守担当区の措置

災害により、列車の運転に支障が生ずる事態の発生又は発生が予想される場合は、線路、トンネル、橋りょう、重要建築物、信号保安施設等の巡回又は固定警備を行う。

ウ 駅の措置

(ア) 駅長は、災害に応じて、列車防護及び運転規制を行う。

(イ) 駅長は、災害発生と同時に営業を中止し、速やかに情報収集を行い、必要に応じて救護所の開設及び医療機関の救援を要請する。

(3) 旅客の避難誘導及び救出救護

ア 避難誘導

(ア) 駅長及び乗務員は、旅客に対し、被害状況等の広報を積極的に行い、避難について駅員の指示に従うよう協力を求める。

(イ) 乗務員は、被災状況、救出救護の手配、避難場所その他必要事項について、駅又は輸送指令に連絡する。

イ 救出救護

(ア) 駅長及び乗務員は、列車の脱線、転覆、建造物の崩壊等により死傷者が発生したときは、直ちに救出救護活動を行う。

(イ) 災害対策本部長は、災害の状況に応じ、直ちに救護班の派遣を指示する。

(ウ) 現地災害対策本部長は、現地職員を指揮し、医療機関と連携して救出救護活動に当たる。

(4) バス事業者との連携強化

旅客の避難誘導及び代替輸送に当たっては、バス事業者による営業用バス車両の提供等の協力を得て行う。

(5) 応急復旧

ア 実施機関は、鉄道施設が被災した場合には、被害の状況を勘案し、内部による復旧工事のほか、外注工事により、速やかに応急復旧を実施する。

イ 実施機関は、必要な要員及び資機材を確保するため、相互に融通、調達、あっせん等の手段を講ずる。

ウ 実施機関相互の応援協力要請は、次の事項を明示して行う。

- (ア) 資機材の種類及び数量
- (イ) 職種別人員
- (ウ) 場所
- (エ) 期間
- (オ) 作業内容
- (カ) その他参考事項

第28節 ライフライン施設応急対策計画

第1 基本方針

電力、ガス、上下水道、電気通信施設等のライフライン施設の事業者又は管理者及び石油等燃料の供給事業者は、災害時における活動体制を確立するとともに、相互に連携を図りながら、応急対策を実施してライフライン及び必要な燃料の確保を図る。

第2 実施機関（責任者）

1 電力施設

実施機関	実施内容
市本部長	電力施設に係る被災状況及び応急対策の情報収集
東北電力ネットワーク（株） 盛岡電力センター	1 所管する電力施設に係る被災状況の把握 2 被災した電力施設に係る応急措置及び応急復旧の実施 3 被災地域における広報の実施

[市本部の担当]

部	課	担当業務
総務部	危機管理防災課	電力施設に係る被災状況及び応急対策の情報収集

2 ガス施設

実施機関	実施内容
市本部長	ガス供給施設に係る被災状況及び応急対策の情報収集
ガス供給事業者	1 所管するガス供給施設に係る被災状況の把握 2 被災したガス供給施設に係る応急措置及び応急復旧の実施 3 需要家等に対する広報の実施

[市本部の担当]

部	課	担当業務
総務部	危機管理防災課	ガス供給施設に係る被災状況及び応急対策の情報収集

3 上下水道施設

実施機関	実施内容
市本部長	1 所管する上下水道施設に係る被災状況の把握 2 被災した上下水道施設に係る応急措置及び応急復旧の実施

[市本部の担当]

部	課	担当業務
環境部	環境企画課	飲料水供給施設等の応急復旧の実施

部	課	担当業務
農林部	農政課	飲雑用水供給施設等の応急復旧の実施
上下水道部	総務課	上下水道施設の被害状況の把握
	経営企画課	広報の実施
	水道建設課	水道施設の応急復旧の実施
	水道維持課	
	浄水課	
	下水道整備課	下水道施設の応急復旧の実施
	下水道施設管理課	
玉山事務所課		
玉山総合事務所部	税務住民課	飲料水供給施設等の応急復旧の実施

※ 玉山総合事務所部の担当業務は、玉山地域に関するものに限る。

4 電気通信施設

実施機関	実施内容
市本部長	電気通信施設に係る被災状況及び応急対策の情報収集
東日本電信電話(株)岩手支店	1 所管する電気通信施設に係る被災状況の把握 2 被災した電気通信施設に係る応急措置及び応急復旧の実施
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)	
(株)NTTドコモ	
KDDI(株)	
ソフトバンク(株)	
楽天モバイル(株)	

[市本部の担当]

部	課	担当業務
総務部	危機管理防災課	電気通信施設に係る被災状況及び応急対策の情報収集

第3 実施要領

1 電力施設

(1) 防災活動体制

ア 非常災害対策本部の設置

- (ア) 電気事業者は、大規模な災害が発生した場合においては、迅速かつ的確な対策を実施するため、非常災害対策本部を設置する。
- (イ) 非常災害対策本部の編成に当たっては、夜間、休日等の緊急呼び出しのほか、交通又は通信機能の途絶時においても対応できるよう、応急対策要員の指名、連絡方法、出動方法等について検討の上、適切な活動組織を整備する。

イ 対策要員の確保

- (ア) 電気事業者は、災害の規模及び状況に応じて、おおむね次の区分により防災体制を確保する。

体制区分	災害の規模及び状況
警戒体制	非常災害の発生が予想され、災害に備えた体制を整えるべきと判断される場合
第1非常体制	非常災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断した場合又は非常災害が発生し、必要と認めた場合
第2非常体制	国内広域で大規模な非常災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断した場合又は大規模な非常災害が発生し、早期復旧が困難であり長期化が懸念される場合

- (イ) 電気事業者は、その体制区分に応じた要員について、出動を指示する。
- (ウ) 非常災害対策要員は、次により迅速に行動する。
 - a 非常体制の発令がなされると予想される場合においては、災害情報に留意の上、非常体制の発令に備える。
 - b 非常体制の発令があった場合においては、速やかに所属する対策組織に出動し、非常災害対策活動に従事する。
 なお、非常災害対策本部への出動が困難である場合においては、あらかじめ定められた最寄りの事業所に出動し、当該事業所において非常災害対策活動に従事する。
 - c 非常体制の発令がなされたと判断される場合においては、自主出動し、非常災害対策活動に従事する。
- (エ) その他の職員は、非常災害に対する安全対策を実施し、可能な限り通常業務に従事する。

ウ 情報連絡活動

- (ア) 電気事業者は、定時に被災電力施設等から、次の情報を収集する。
 - a 一般情報等
 - (a) 気象などに関する情報
 - (b) 一般被害情報
 - (c) 停電による主な影響の状況
 - (d) 国及び地方公共団体の災害対策本部、報道機関及び被災地域への対応状況
 - b 自社被害情報等
 - (a) 自社施設等の被害情報及び復旧状況
 - (b) 他の事業者からの要員及び資機材等の応援状況
 - (c) 人身災害その他の災害の発生状況
 - (d) その他の災害に関する情報
- (イ) 電気事業者は、上記により収集した被害情報について、第4節「情報の収集・伝達計画」に定めるところにより、市本部長及び防災関係機関に対して連絡する。

(2) 応急対策

ア 資機材の調達及び輸送

- (ア) 電気事業者は、自ら保有する予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材については、次の方法により確保する。
 - a 現地調達
 - b 電気事業者相互間による流用

- c 納入メーカーからの購入
- d 他の電気事業者からの融通
- (イ) 非常災害対策本部と被災電力施設との通信が途絶し、相当の被害が予想される場合においては、非常災害対策本部において復旧資機材の所要数量を想定し、被災電力施設に対して緊急出荷する。
- (ウ) 資機材が不足する場合は、工事業者、メーカー、他の電気事業者等に対して応援を要請する。
- (エ) 被災電力施設への資機材の輸送は、あらかじめ供給契約をしている関係業者の保有する車両等により行う。
なお、輸送力が不足する場合においては、他の電気事業者に応援を要請して輸送力の確保を図る。
- (オ) 電気事業者は、応急対策に関し、広域的な応援体制をとるよう努める。
- (カ) 市本部長は、電気事業者から応急対策要員、応急対策資機材及び輸送等のあつせん要請があった場合は、その確保、あつせんに協力するとともに、状況に応じて第12節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、自衛隊の災害派遣要請を行う。
- イ 危険予防措置の実施
 - (ア) 電気事業者は、電力需要の実態を考慮し、災害時においても原則として送電を継続するが、次の場合においては、送電を停止する。
 - a 送電を継続することが危険と認められるとき
 - b 警察署、消防機関等の関係機関から送電停止の要請があったとき
 - (イ) 送電の停止に当たっては、被害状況及び被災地域に及ぼす影響を十分考慮し、範囲の縮小及び時間の短縮に努める。
 - (ウ) 電気事業者は、電気施設保安のため、技術員を派遣し、必要な措置を講ずる。
- ウ 応急工事の実施

電気事業者は、応急工事の実施に当たっては、次の施設を優先して行うほか、災害状況、各施設の応急工事の難易等を勘案して、電力供給上復旧効果の最も大きい施設から実施する。

 - (ア) 災害応急対策実施機関
 - (イ) 医療施設
 - (ウ) 社会福祉施設
 - (エ) 避難場所等
- エ 災害時における電力の融通

電気事業者は、災害時における電力融通計画を定めるとともに、「全国融通電力受給契約」、「二社融通電力受給契約」等に基づいて、相互に電力を融通する。
- (3) 復旧対策
 - ア 電力施設の復旧に当たっては、恒久的復旧を原則とするが、災害の規模、設備の重要度、被害の状況等によりやむを得ないと判断される場合においては、応急復旧を行う。
 - イ 各設備の復旧は、災害状況、被害状況、被害復旧の難易等を勘案して、電力供給上復旧効果の大きい施設から、おおむね次に定める復旧順位により実施する。
 - (ア) 水力発電設備

- a 系統に影響の大きい発電所
- b 当該地域に対する電力供給上支障を生じる発電所
- c 早期に措置を講じない場合において、復旧が一層困難になるおそれのある発電所
- d その他の発電所
- (イ) 送電設備
 - a 全回線送電不能の主要線路
 - b 全回線送電不能のその他の線路
 - c 一部回線送電不能の主要線路
 - d 一部回線送電不能のその他の線路
- (ウ) 変電設備
 - a 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
 - b 都市部に送配電する送電系統の中間変電所
 - c 重要施設に配電する配電用変電所
- (エ) 配電設備
 - a 病院、交通、通信、報道機関、上下水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所その他重要施設への供給回線
 - b その他の回線
- (オ) 通信設備
 - a 非常災害用通信回線
 - b 給電指令回線並びに制ぎょ監視及び系統保護回線
 - c 保守用回線等
- (4) 道路管理者等との連携

電気事業者は、各設備の復旧工事に当たっては、道路管理者等の関係機関と相互に連携を図る。
- (5) 災害広報
 - ア 被災地域における広報は、復旧状況、事故防止を主体として、広報車、報道機関等を通じて行う。
 - イ 電気事業者は、被災地域における相談及び事故防止を図るため、移動相談所を開設する。

【資料編3-28-1 災害時の協力に関する協定（東北電力ネットワーク株式会社盛岡電力センター）】

2 ガス施設

(1) 防災活動体制

ア 非常災害対策本部の設置

(ア) ガス事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、迅速かつ的確な対策を実施するため、非常災害対策本部を設置する。

(イ) 非常災害対策本部の編成に当たっては、夜間、休日等の緊急呼出しのほか、交通、通信機能の途絶時においても対応出来るよう、応急対策要員の指名、連絡方法、出動方法等について検討の上、適切な活動組織を整備する。

イ 対策要員の確保

ガス事業者は、災害の規模及び状況に応じて、おおむね次の区分により非常災害対策本部

を設置する。

体制区分	災害の規模及び状況
第1次非常体制	被害又は被害予想が軽度又は局部の場合
第2次非常体制	被害又は被害予想が中程度の場合
第3次非常体制	被害又は被害予想が大きい場合

ウ 情報連絡活動

ガス事業者は、収集した被害情報について、第4節「情報の収集・伝達計画」に定めるところにより、市本部長及び防災関係機関に対して連絡する。

(2) 応急対策

ア 災害時の初動措置

ガス事業者は、災害時における初動措置として、次の措置を講ずる。

- (ア) 災害対策本部、報道機関等からの被害情報等の収集
- (イ) 事業所設備等の点検
- (ウ) 整圧所における送出入量の調整又は停止
- (エ) ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧処理
- (オ) その他状況に応じた措置

イ 応急措置

(ア) ガス事業者は、応急措置として、次の措置を講ずる。

- a 各事業所が有機的な連携を図り、施設の応急措置に当たるよう指示する。
- b 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。
- c 供給停止地域について、供給可能な範囲で供給切替え等を行い、速やかなガス供給の再開に努める。
- d その他現場の状況により適切な措置を講ずる。
- (イ) 応急措置の実施に当たっては、次の施設を優先して行う。
 - a 災害応急対策実施機関
 - b 医療施設
 - c 社会福祉施設
 - d 避難場所等

ウ 資機材の調達

(ア) ガス事業者は、自ら保有する資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は次の方法により確保する。

- a 取引先、メーカー等からの調達
- b 各事業所相互間における流用
- c 他のガス事業者からの融通

(イ) 市本部長は、ガス事業者から応急対策要員、応急対策資機材及びその輸送等のあっせん要請があった場合は、その確保、あっせんに協力する。

(3) 復旧対策

ア ガス施設の復旧活動

ガスの供給を停止した場合における復旧作業については、二次災害を防止するため、次により作業を進める。

(ア) 整圧所の復旧

ガスの受入又は送出を一時又は一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検及び補修を行い、各設備の安全性を確認した後、標準作業に基づいて供給を再開する。

(イ) 中圧導管の復旧

- a 区間遮断
- b 気密試験（漏洩箇所の発見）
- c 漏洩箇所の修理

(ウ) 低圧導管と需要家設備の応急復旧

- a 閉栓確認作業
- b 被災地域の復旧ブロック化
- c 復旧ブロック内巡回点検作業
- d 復旧ブロック内の漏洩検査
- e 本支管の漏洩箇所の修理
- f 本支管混入空気除去
- g 供内管の検査及び修理
- h 点火及び燃焼試験
- i 開栓

イ 再供給時の事故防止措置

ガス供給の再開に当たっては、二次災害の発生を防止するため、次により作業を進める。

(ア) 供給施設

ガス再供給時のガス漏洩等により二次災害を防止するための点検措置を行う。

(イ) 需要家施設

各需要家の内管検査及びガスメーターの個別点検試験を実施し、ガスの燃焼状態が正常であることを確認して再開する。

(4) 道路管理者等との連携

ガス事業者は、各設備の復旧工事に当たっては、道路管理者等の関係機関と相互に連携を図る。

3 上水道施設

(1) 防災活動体制

ア 上下水道局災害対策本部の設置

(ア) 市本部長は、災害が発生した場合において、必要な対策を迅速かつ円滑に実施するため、上下水道局災害対策本部を設置し、関係機関と密接な連携を図りながら、応急対策を実施する。

(イ) 上下水道局災害対策本部の編成に当たっては、夜間、休日等の緊急呼出しのほか、交通、通信機能の途絶時においても対応できるよう、応急対策要員の指名、連絡方法、出動方法等について検討の上、適切な活動組織を整備する。

イ 動員体制の確立

(ア) 市本部長は、災害時における水道水の確保、復旧及び情報連絡活動に従事する要員を確保するため、配備体制を確立するものとし、担当業務をあらかじめ指定する。

(イ) 指名された職員は、勤務時間外において災害が発生した場合には、被害状況に応じて、所属勤務所に自主参集の上、応急対策に従事する。

ウ 関係機関及び関係業者との協力体制の確立

市本部長は、あらかじめ復旧対策に必要な要員及び資機材について、請負業者及び指定給水装置工事事業者等と応援協定を締結するなど、協力体制を確立する。

【資料編3-18-2 日本水道協会東北地方支部災害時相互応援に関する協定】

【資料編3-18-3 公益社団法人日本水道協会岩手県支部水道施設の災害に伴う相互応援計画】

【資料編3-18-4 災害応急復旧工事等に関する協定書】

【資料編3-18-5 上下水道施設の災害に伴う応援協定書（第一環境株式会社）】

【資料編3-18-6 水道施設の災害に伴う応援協定書（財団法人岩手防災保安協会）】

【資料編3-18-7 八戸圏域水道企業団・盛岡市上下水道局パートナーシップに関する覚書】

(2) 情報連絡活動

ア 市本部長は、水道施設の被災時における情報連絡の手段、時期、内容等についてあらかじめ定める。

イ 市本部長は、水道施設に被害が発生した場合は、第4節「情報の収集・伝達計画」に定めるところにより、県本部長に報告する。

(ア) 通信手段

一般加入電話が使用できない場合の上下水道局災害対策本部内における連絡は、衛星携帯電話及び水道業務無線を用いて行う。

(イ) 通信時期及び内容

上下水道局災害対策本部における連絡は、緊急連絡事項を除き、あらかじめ定めた内容により行う。

(3) 応急措置

市本部長は、二次災害の発生のおそれがある場合又は被害が拡大するおそれがある場合においては、被災水道施設が復旧するまでの間、次の措置を講ずる。

ア 取水、導水、浄水施設等

取水施設、導水施設、浄水施設等に亀裂、崩壊等の被害が生じた場合においては、必要に応じて取水及び導水の停止又は減水を行う。

イ 配水管路等

(ア) 漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上危険であると判断される箇所については、断水措置をし、道路管理者等の協力を得て、保安柵等による危険防止措置を講ずる。

(イ) 道路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、配水調整を行う。

ウ 給水措置

倒壊、焼失した家屋又は所有者の不明な家屋の漏水は、仕切弁又は止水栓により閉栓する。

(4) 水道施設の応急復旧

市本部長は、水道施設が被災した場合は、次により応急復旧の措置を講ずる。

ア 浄水場、配水場、ポンプ場等の施設が被災した場合の被害の内容及び程度に応じ、関係業者等に緊急応援を要請する。

イ 配水管及び給水管が被災した場合は、各施設の被災状況に応じた水運用（配水支管の制

限を含む)を図り、系統ごとに応急復旧ブロックを設定し、配水場に近い上流側より順次復旧作業を行う。

(ア) 復旧順位

復旧は、次の順位により進める。

- a 配水本管
- b 配水支管
- c 給水管

なお、消火栓が設置された管路の復旧は、優先的に行う。

(イ) 復旧班の編成

復旧工事は、災害応急復旧工事等に関する協定に基づき、盛岡市上下水道工事業協同組合に要請し、各ブロック別に調査作業班、復旧工事班及び交代班を編成して継続的に復旧作業を行う。

(ウ) 連絡調整

各班に上下水道局職員1名を配置し、上下水道局災害対策本部との連絡調整を行う。

ウ 応急復旧に必要な資機材の調達は、備蓄資機材で対応が困難と判断されるときは、関係業者等に対して資機材の供給又は確保を要請し、集積場所を選定して調達する。

(5) 道路管理者等との連携

市本部長は、各施設の復旧に当たり、道路管理者等と相互に連携を図る。

(6) 災害広報

住民等に対する広報は、復旧状況を主体として、広報車、報道機関等を通じて行う。

4 下水道施設

(1) 災害時の活動体制

ア 上下水道局災害対策本部の設置

(ア) 市本部長は、災害が発生した場合において、必要な対策を迅速かつ円滑に実施するため、上下水道局災害対策本部を設置し、関係機関と密接な連携を図りながら、応急対策を実施する。

(イ) 上下水道局災害対策本部の編成に当たっては、夜間、休日等の緊急呼出しのほか、交通、通信機能の途絶時においても対応できるよう、応急対策要員の指名、連絡方法、出動方法等について検討の上、適切な活動組織を整備する。

イ 動員体制の確立

(ア) 市本部長は、災害時における下水道施設の被害の復旧及び情報連絡活動に従事する要員を確保するため、配備体制を確立するものとし、担当業務をあらかじめ指定する。

(イ) 指名された職員は、勤務時間外において災害が発生した場合には、被害状況に応じて所属勤務所に自主参集の上、応急対策に従事する。

ウ 関係機関及び関係業者との協力体制の確立

市本部長は、あらかじめ復旧対策に必要な要員及び資機材について、請負業者等と応援協定を締結するなど、協力体制を確立する。

【資料編3-18-5 上下水道施設の災害に伴う応援協定（第一環境株式会社）】

【資料編3-28-2 北海道・東北ブロック下水道災害時支援に関するルール】

【資料編3-28-3 農業集落排水施設災害対策応援に関する協定】

【資料編3-28-4 災害発生時における農地・農業用施設の復旧支援に関する協定】

(2) 情報連絡活動

ア 市本部長は、下水道施設の被災時における情報連絡の手段、時期、内容等についてあらかじめ定める。

イ 市本部長は、下水道施設に被害が発生した場合は、第4節「情報の収集・伝達計画」に定めるところにより、県本部長に報告する。

(ア) 通信手段

一般加入電話が使用できない場合の上下水道局災害対策本部における連絡は、衛星携帯電話及び水道業務用無線を用いて行う。

(イ) 通信時期及び内容

上下水道局災害対策本部における連絡は、緊急連絡事項を除き、あらかじめ定めた内容により行う。

(3) 応急対策

ア 災害復旧用資機材の確保

(ア) 市本部長は、発電機、空気圧縮機、水中ポンプ、コンクリートブレーカー、土のう等の資機材の確保に努める。

(イ) 市本部長は、必要に応じ、第11節「相互応援協力計画」に定めるところにより、他の市町村に応援を要請する。

(ウ) 下水道施設の被災により、資機材が不足した場合においては、メーカー及び他の下水道関係事業者等から調達する。

イ 応急措置

(ア) ポンプ場及び処理場において、停電によりポンプの機能が停止した場合は、非常用発電機によって機能を確保し、排水及び処理不能の事態が起らないよう対処する。

(イ) 管渠の被害に対しては、被害の箇所及び程度に応じた応急措置を実施する。

(ウ) 施行中の箇所については、請負業者に対して被害を最小限にとどめるよう指示するとともに、必要に応じて現場要員及び資機材の補給を行わせる。

(4) 下水道施設の応急復旧

下水道施設に被害が発生した場合においては、主要施設から順次復旧を図るものとし、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の復旧の後に枝線管渠、取付管等の復旧を行う。

ア 処理場等

処理場及びポンプ場において、停電が発生した場合は、非常用発電機等により排水及び処理機能を確保する。

イ 管渠施設

管渠施設に破損等の被害が発生した場合は、既設マンホールを利用したバイパス等の設置や代替管を活用して復旧に努める。

(5) 道路管理者との連携

市本部長は、各施設の復旧に当たり、道路管理者と相互に連携を図る。

(6) 災害広報

住民等に対する広報は、復旧状況を主体として、広報車、報道機関等を通じて行う。

5 電気通信施設

(1) 災害時の活動体制

ア 災害対策本部の設置

電気通信事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要があると認められるときは、災害対策本部を設置する。

イ 対策要員の確保

電気通信事業者は、災害対策本部の設置時において、業務の運営及び応急対策に必要な要員を確保するため、あらかじめ必要な措置を講ずる。

ウ 情報連絡活動

電気通信事業者は、電気通信施設の被害状況及び応急対策の実施状況について、第4節「情報の収集・伝達計画」に定めるところにより、市本部長及び防災関係機関に連絡する。

(2) 応急措置

ア 資機材の調達

(ア) 電気通信事業者は、自ら保有する災害対策用資機材、器具等の在庫量を常時把握しておくとともに、調達を必要とする資機材については、速やかに確保する。

(イ) 電気通信事業者は、応急復旧に関し広域的な応援体制をとるよう努める。

イ 情報通信手段の機能確認等

電気通信事業者は、災害発生後、直ちに情報通信手段の機能の確認等を行う。

ウ 重要通信の確保等

(ア) 通信が著しく困難となり、重要通信を確保する必要があるときは、電気通信事業法及び電話サービス契約約款等に基づき、通話の利用制限を行う。

(イ) 防災関係機関の専用通信設備等が被災し、通信が途絶した場合は、防災関係機関の重要通信を優先的に確保する。

(ウ) 衛星通信等の可搬無線機の活用により、緊急情報連絡用の回線設定に努める。

(エ) 災害救助法が適用され、又はこれに準じた状況の場合は、当該地域に公共電話を特設することができる。

(3) 電気通信施設の応急復旧

電気通信事業者は、被災した電気通信施設の復旧について、次により実施する。

ア 災害復旧工事の計画、実施

(ア) 応急復旧工事

a 電気通信設備等を応急的に復旧する工事

b 現状復旧までの間の維持に必要な補強、整備等の工事

(イ) 原状回復工事

電気通信設備の機能、形態を被災前の状況に復する工事

(ウ) 本復旧工事

a 被災の再発を防止するための設備拡張、改良工事を折り込んだ復旧工事

b 電気通信設備が全く消滅した場合に復旧する工事

イ 復旧の準備

順位	応急する電気通信設備
第1順位	(ア) 気象機関に設置されているもの

	(イ) 水防機関に設置されているもの (ウ) 消防機関に設置されているもの (エ) 災害救助機関に設置されているもの (オ) 警察機関に設置されているもの (カ) 防衛機関に設置されているもの (キ) 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されているもの (ク) 通信の確保に直接関係がある機関に設置されているもの (ケ) 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されているもの
第2順位	(ア) ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されているもの (イ) 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されているもの (ウ) 選挙管理機関に設置されているもの (エ) 新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されているもの (オ) 預貯金業務を行う金融機関に設置されているもの (カ) 国又は地方公共団体の機関に設置されているもの (第1順位となるものを除く。)
第3順位	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(4) 災害広報

電気通信事業者は、通信が途絶し、又は利用制限を行った場合においては、利用者に対してトーカー装置による案内、広報車、テレビ、ラジオ、窓口掲示等の方法により、応急復旧の措置、復旧見込み時期等の周知を図る。

(5) 道路管理者等との連携

電気通信事業者は、各設備の復旧工事に当たっては、道路管理者等の関係機関と相互に連携を図る。

第29節 危険物施設等応急対策計画

第1 基本方針

- 1 危険物による災害の発生又は拡大の防止を図るため、危険物施設等に対する災害応急対策を講ずる。
- 2 危険物の保安措置等を図るため、自衛隊の災害派遣を要請する。

第2 実施機関（責任者）

1 石油類等危険物

実施機関	実施内容
市本部長	(1) 被害状況の把握 (2) 災害の発生又は拡大の防止のための応急措置
市消防団	消火、救助その他災害の発生又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置
盛岡地区広域消防組合	消火、救急、救助その他災害の発生又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置
警察署	交通規制の実施
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく危険物の保安措置

〔市本部の担当〕

部	課	担当業務
総務部	危機管理防災課	(1) 危険物災害の防除活動に係る指導及び連絡 (2) 消火薬剤の調達 (3) 負傷者の救出救護 (4) 避難措置及び警戒区域の設定 (5) 自衛隊の災害派遣要請

2 火薬類

実施機関	実施内容
市本部長	(1) 被害状況の把握 (2) 災害の発生又は拡大の防止のための応急措置
市消防団	消火、救助その他災害の発生又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置
盛岡地区広域消防組合	消火、救急、救助その他災害の発生又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置
警察署	交通規制の実施
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく火薬類の保安措置

〔市本部の担当〕

部	課	担当業務
総務部	危機管理防災課	(1) 火薬類災害の防除活動に係る指導及び連絡 (2) 消火薬剤の調達

部	課	担当業務
		(3) 負傷者の救出救護 (4) 避難措置及び警戒区域の設定 (5) 自衛隊の災害派遣要請
商工労働部	ものづくり推進課	(1) 火薬施設に係る被害状況調査 (2) 火薬施設に係る応急対策

3 高圧ガス

実施機関	実施内容
市本部長	(1) 被害状況の把握 (2) 災害の発生又は拡大の防止のための応急措置
市消防団	消火、救助その他災害の発生又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置
盛岡地区広域消防組合	消火、救急、救助その他災害の発生又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置
警察署	交通規制の実施
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく高圧ガスの保安措置

〔市本部の担当〕

部	課	担当業務
総務部	危機管理防災課	(1) 高圧ガス災害の防除活動に係る指導及び連絡 (2) 消火薬剤の調達 (3) 負傷者の救出救護 (4) 避難措置及び警戒区域の設定 (5) 自衛隊の災害派遣要請
商工労働部	ものづくり推進課	(1) 高圧ガス施設に係る被害状況調査 (2) 高圧ガス施設に係る応急対策

4 毒物・劇物及び放射性物質

実施機関	実施内容
市本部長	(1) 被害状況の把握 (2) 災害の発生又は拡大の防止のための応急措置
市消防団	消火、救助その他災害の発生又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置
盛岡地区広域消防組合	消火、救急、救助その他災害の発生又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置
警察署	交通規制の実施
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく毒物及び劇物の保安措置

〔市本部の担当〕

部	課	担当業務
総務部	危機管理防災課	(1) 自衛隊の災害派遣要請 (2) 負傷者の救出救護 (3) 避難措置及び警戒区域の設定
保健福祉部	企画総務課	毒物及び劇物災害の防除活動に係る指導及び連絡

部	課	担当業務
環境部	環境企画課	放射性物質に係る関係機関との連絡調整

第3 実施要領

1 石油類等危険物

(1) 危険物施設責任者

ア 被害状況の把握及び連絡

危険物施設の責任者は、災害発生後、直ちに災害対策本部、消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について随時連絡する。

イ 要員の確保

危険物施設の責任者は、あらかじめ事業所内の自衛消防組織を編成するとともに、災害時の要員を確保する。

ウ 応急措置

危険物施設の責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置を講ずる。

(ア) 危険物施設の実態に応じ、危険物の流失又は出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検及び出火等の防止措置を講ずる。

(イ) タンクの破壊等により、漏洩した危険物が流出し、及び拡散しないよう防止措置を講ずる。

(ウ) 従業員及び周辺住民に対する安全措置を講ずる。

エ 情報の提供及び広報

危険物施設の責任者は、災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じた場合は周辺住民に対し、災害の状況、避難の必要性等に関する情報を提供するとともに、住民の不安を増大させないよう災害広報活動を行う。

(2) 市本部長の措置

市本部長は、危険物施設の管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、第9節「消防活動計画」に定めるところにより対処する。

2 火薬類

(1) 火薬類保管施設責任者

ア 被害状況の把握及び連絡

火薬類保管施設の責任者は、災害発生後、直ちに災害対策本部、消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について随時連絡する。

イ 応急措置

(ア) 火薬類保管施設の責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置を講ずる。

a 火気の使用を停止し、状況に応じて保安関係以外の電源を切断する。

b 時間的余裕のある場合においては、貯蔵火薬類を他の地域に搬送する。

c 搬送経路が危険である場合又は搬送する時間的余裕のない場合においては、火薬類を水中に沈めるなどの措置を講ずる。

d 火薬庫の入口、窓等を完全に密閉し、木部には防火の措置を講ずる。

e 災害の状況により周辺住民の避難を必要と認めるときは、次の措置を講ずる。

- (a) 災害による避難について、住民に周知する。
- (b) 当該施設の従業員についても、応急対策要員を除き、避難の措置を講ずる。
- (イ) 吸湿、変質、不発、半爆等のため、著しく原性能若しくは原型を失った火薬類又は著しく安定度に異常を呈した火薬類は、廃棄する。
- (ウ) 火薬庫が近隣の火災等により危険な状態となり、又は火薬類が煙若しくは異臭を発生し、その安定度に異常を呈したときは、直ちにその旨を警察官、消防職員及び消防団員に通報する。

(2) 市本部長の措置

市本部長は、火薬類保管施設の管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、第9節「消防活動計画」に定めるところにより対処する。

3 高圧ガス

(1) 高圧ガス保管施設責任者

ア 被害状況の把握及び連絡

高圧ガス保管施設の責任者は、災害発生後、直ちに災害対策本部、消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について随時連絡する。

イ 応急措置

高圧ガス保管施設の責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置を講ずる。

- (ア) 火気の使用を停止し、状況に応じて保安関係以外の電源を切断する。
- (イ) 高圧ガス保管施設が危険な状態となったときは、直ちに充填、消費等の作業を中止し、施設内のガスを安全な場所に移し、又は大気中に安全に放出し、この作業のために必要な作業員以外の者を退避させる。
- (ウ) 充填容器等を安全な場所に移動する。
- (エ) 災害の状況により周辺住民の避難が必要と認めるときは、次の措置を講ずる。
 - a 災害による避難について、住民に周知する。
 - b 当該施設の従業員についても、応急対策要員を除き、避難の措置を講ずる。
- (オ) 充填容器等が外傷又は火災を受けたときは、充填されている高圧ガスを規定の方法により放出し、又はその充填容器等とともに、損害が他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋める。
- (カ) 高圧ガス保管施設又は充填容器が危険な状態となったときは、直ちにその旨を警察官、消防職員及び消防団員に通報する。

(2) 市本部長の措置

市本部長は、高圧ガス保管施設の管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、第9節「消防活動計画」に定めるところにより対処する。

4 毒物・劇物及び放射性物質

(1) 毒物・劇物保管施設及び放射性物質を利用し、又は保管する施設の責任者

ア 被害状況の把握及び連絡

毒物・劇物保管施設及び放射性物質を利用し、又は保管する施設の責任者は、災害発生後、直ちに災害対策本部、消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について随時連絡する。

イ 応急措置

毒物・劇物保管施設及び放射性物質を利用し、又は保管する施設の責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置を講ずる。

- (ア) タンクの破壊等により漏洩した毒物・劇物及び放射性物質が流出し、及び拡散しないよう防止措置を講ずる。
- (イ) 従業員及び周辺住民に対する安全措置を講ずる。

ウ 情報の提供及び広報

毒物・劇物保管施設及び放射性物質を利用し、保管する施設の責任者は、災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じた場合は、周辺住民に対して災害の状況、避難の必要性等に関する情報を提供する。

(2) 市本部長の措置

ア 市本部長は、毒物・劇物保管施設及び放射性物質を利用し、保管する施設の責任者及び防災関係機関と連携を図りながら、火災に際しては、第9節「消防活動計画」に定めるところにより対処するとともに、毒物・劇物及び放射性物質による汚染区域の拡大防止のために必要な措置を講ずる。

イ 市本部長は、災害の態様に応じて、警戒区域の設定、広報、避難の指示等を行う。

第30節 林野火災応急対策計画

第1 基本方針

- 1 消防機関は、林野火災発生時において、防災関係機関と連携を図り、火災防ぎょ活動等を行う。
- 2 消防機関の長は、林野火災による被害を軽減するため、あらかじめ林野火災防ぎょ計画を定める。
- 3 市は、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合においては、「消防相互応援に関する協定」に定めるところにより、消防相互応援を行う。
- 4 本計画に定めのないものについては、消防組織法に基づく「消防計画」に定めるところによる。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	実施内容
市本部長	1 警戒区域の設定及び当該区域への出入りの制限等 2 消防応援の要請
市消防団	1 消火、救助その他災害の発生又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置の実施 2 消防警戒区域の設定及び当該区域への立入りの制限等
盛岡地区広域消防組合	1 消火、救急、救助その他災害の発生又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置の実施 2 消防警戒区域の設定及び当該区域への立入りの制限等
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく消防活動の支援

〔市本部の担当〕

部	課	担当業務
総務部	危機管理防災課	1 消防応援の要請 2 消防応急活動の連絡調整 3 消火薬剤及び消防資機材の調達及びあっせん 4 警戒区域の設定及び当該区域への立入りの制限 5 岩手県防災ヘリコプターの派遣要請 6 自衛隊の災害派遣要請
農林部	農政課	1 農業関係機関との連絡調整 2 農業施設被害情報の収集 3 農作物等被害情報の収集 4 農地農業用施設被害情報の収集 5 家畜等被害情報の収集
	林政課	1 林業関係機関との連絡調整 2 農林業施設及び森林等被害情報の収集

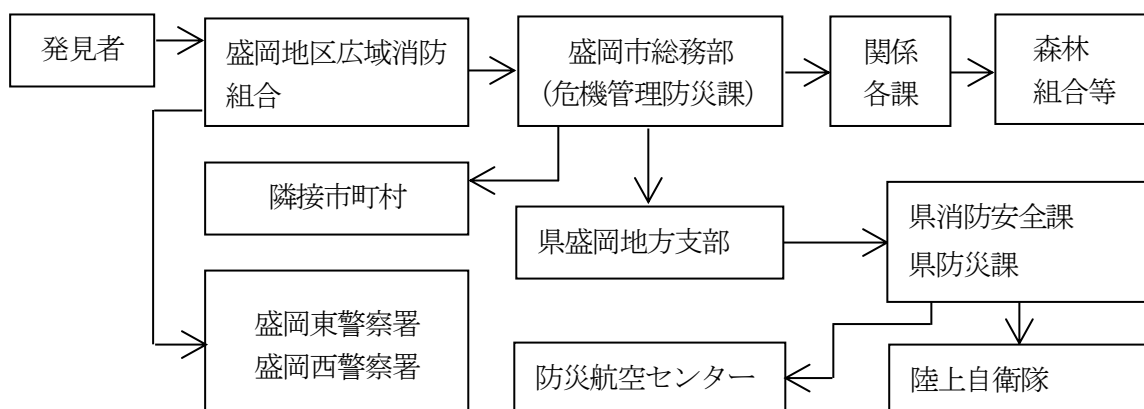
部	課	担当業務
建設部	道路管理課	交通規制の情報の収集
玉山総合事務所部	産業振興課	1 農林業関係機関との連絡調整 2 農林業施設及び森林等被害情報の収集
	建設課	交通規制の情報の収集

※ 玉山総合事務所部の担当業務は、玉山地域に関するものに限る。

第3 実施要領

1 通報連絡体制

防災関係機関における情報連絡は、次により行う。



2 市本部長の措置

- (1) 市本部長は、林野火災が発生し、又は発生のおそれがある場合において、必要と認めるときは、消防機関の長に対し、消防職員及び消防団員の出動準備若しくは出動を命じ、又は要請する。
- (2) 市本部長は、消防機関が行う消防応急活動等を支援する。
林野火災が拡大し、必要があると認める場合においては、警戒区域を設定し、応急活動の従事者以外の当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。
- (3) 市本部長は、単独の消防機関による消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合においては、あらかじめ相互応援協定を締結している市町村に対して応援要請を行うとともに、県本部長に対して消防部隊の応援要請を行うほか、第12節「自衛隊災害派遣要請計画」に定める手続により、自衛隊の災害派遣を要請する。

【資料編 2-17-2 消防相互応援協定】

【資料編 3-11-1 東北地区六都市災害時相互応援に関する協定】

【資料編 3-11-2 大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定】

【資料編 3-11-3 大規模災害時の「南部藩ゆかりの地」相互応援に関する協定】

【資料編 3-11-4 中核市災害相互応援協定】

【資料編 3-11-5 大規模災害時における秋田・岩手横軸連携相互援助に関する協定】

- (4) 市本部長は、地上からの消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合におい

ては、空中消火を実施するため、県本部長に対して、第32節「岩手県防災ヘリコプター応援要請計画」に定める手続により防災ヘリコプターの応援要請を行うほか、自衛隊によるヘリコプターの応援要請を行う。

【資料編3-32-1 岩手県防災ヘリコプター応援協定】

【資料編3-32-2 岩手県防災ヘリコプター運行管理要綱】

【資料編3-32-3 岩手県防災ヘリコプター緊急運行要領】

(5) 市本部長は、これらの要請を行った場合においては、その受入体制の整備を図る。

特に、空中消火のためのヘリコプターの派遣を要請した場合においては、ヘリポート等及び補給基地を確保するとともに、空中消火に必要となる消火薬剤補給のための要員を配備する。

【資料編3-6-12 ヘリポート等一覧表】

3 消防機関の長の措置

(1) 林野火災防ぎょ計画

消防機関の長は、林野火災による被害を軽減するため、次により、林野火災防ぎょ計画を定める。

ア 重要対象物の指定

林野火災が発生した場合は、優先的に防ぎょする施設として、避難場所、医療施設、防災拠点施設、救援物資の輸送拠点施設、市民生活に直接影響を及ぼす公共施設及び報道機関等の施設を重要対象物として指定する。

イ 延焼阻止線の設定

林野火災発生地域の延焼火災及び消火不能地域から延焼拡大した火災を阻止するため、あらかじめ、その地形、空地、水利の状況及び動員部隊を考慮の上、延焼阻止線を設定する。

ウ 消防活動計画図の作成

消防部隊の効率的、効果的運用を確保するため、危険区域、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難場所及び避難路などを調査し、防災関係機関と調整の上、消防活動計画図を作成する。

(2) 応急活動体制の確立

ア 消防機関の長は、あらかじめ、非常招集、部隊編成、資機材の確保及び有線電話途絶時における通信運用等を定める。

イ 消防機関の長は、市本部長から出動準備命令を受けたときは、次の措置をとる。

(ア) 消防職員及び消防団員に対する出動準備命令

(イ) 出動準備命令時に、必要と認める場合における待機命令

(ウ) 出動準備終了後における市本部長への報告（消防職員及び消防団員の数、待機状況、部隊編成状況、装備状況等）

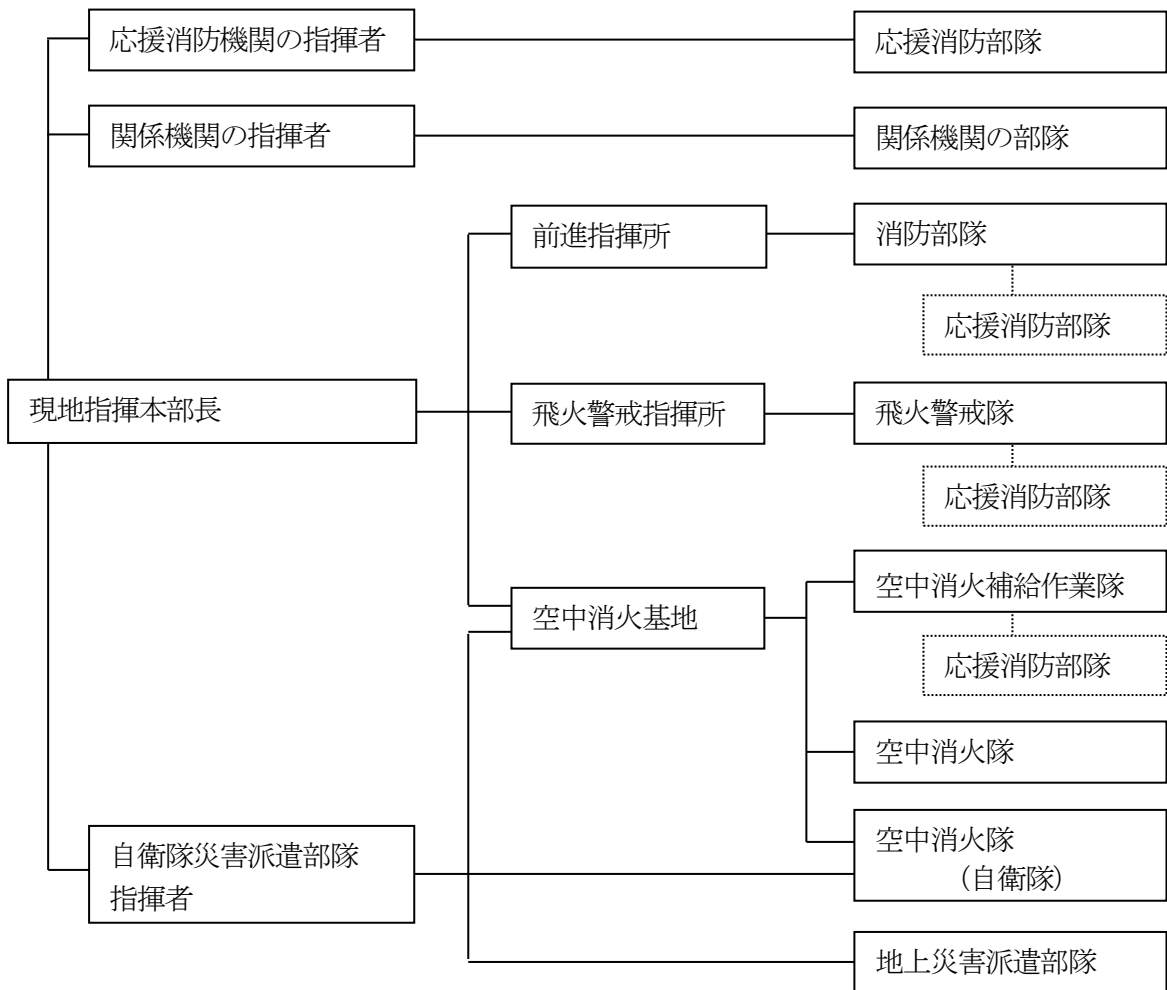
ウ 消防職員及び消防団員は、出動準備命令又は出動命令を受けたときは、直ちに命令事項に従って行動し、指揮系統を通じて、準備又は出動の状況を消防機関の長に報告する。

エ 消防機関の長及び消防職員及び消防団員は、地域内に大規模な林野火災が発生したことを知り、消防部隊の活動が必要と認めるときは、出動命令を待つことなく所属の署所に自

主参集の上、参集したことを所属長に報告し、その指揮を受ける。

(3) 火災防ぎょ活動

- ア 消防機関の長は、住民及び自主防災組織に対して、出火防止と初期消火の徹底を指導するとともに、消防職員及び消防団員は、消防資機材の効率的運用を図り、延焼の拡大を迅速かつ的確に防止する。
- イ 林野火災の拡大状況に応じて、消防機関、他市町村の消防機関の応援隊、自衛隊派遣部隊等が統一的指揮の下に円滑な消防活動を実施できるよう、現地指揮本部を設置する。
- ウ 現地指揮本部は、付近一体が見渡せる風横又は風上の高地で無線障害の少ない場所等、火災の状況及び防ぎょ活動の状況が把握できる位置に設置し、旗等により表示する。
- エ 現地指揮本部には、必要に応じ、関係機関の指揮者等による連絡会議等を設ける。
- オ 消防機関の長は、現地最高指揮者として防ぎょ方針を決定し、有機的な火災防ぎょ活動を実施する。
- カ 林野火災の区域が他の消防組合の区域にまたがる場合は、合同現地指揮本部を設置し、現地最高指揮者は、当該消防機関の長が協議して決定する。
- キ 現地指揮本部には、可能な限り、消防通信、その他関係機関の通信施設を集中して設置し、通信施設の相互利用を図る。
- ク 現地指揮本部の指揮系統は、おおむね次のとおりとする。



ケ 火災防ぎょ活動に当たっては、次の点に留意する。

- (ア) 林野火災の発生が比較的少ないと判断した場合は、積極的な防ぎょを行い、一挙鎮滅を図る。
 - (イ) 林野火災の延焼が消防力を上回る場合は、重要かつ消防効果の大きい火災に対して優先的に防ぎょを行う。
 - (ウ) 林野火災が随所に発生し、消防隊個々による防ぎょでは効果を期待できない場合は、部隊を集中して、人命の確保と最重要地域の防ぎょに当たる。
 - (エ) 林野火災が延焼し、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして、避難者の安全確保に当たる。
 - (オ) 大量の人命救助を要する場合は、火災状況に応じ、これを優先する。
 - (カ) 他の災害が同時に発生した場合は、原則として、火災防ぎょを優先する。
- (4) 単独の消防機関のみによる消防応急活動等によっては対応できないと判断した時には、あらかじめ相互応援協定を締結している消防機関に対して応援要請を行う。

【資料編2-17-3 消防相互応援に関する協定】

【資料編3-9-1 緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画】

【資料編3-9-2 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱】

(5) 救急・救助活動

ア 消防機関の長は、あらかじめ、医療機関、医師会、日本赤十字社、警察等の関係機関と救助隊の派遣、救護所の設置、医療機関への搬送等について協議を行い、その活動計画を定める。

イ 救急・救助活動に当たっては、次の点に留意する。

- (ア) 負傷者に対しては、可能な限り、止血その他の応急措置を行った上、安全な場所に搬送を行う。
- (イ) 負傷者が多数発生した場合は、重症者、子供、老人、病人及び障がい者を優先する。
- (ウ) 大規模林野火災により、救急及び救助能力を上回る場合は、その効果を重視するとともに、多くの人命危険のある対象物を優先する。

(6) 避難対策活動

ア 消防機関の長は、あらかじめ、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の伝達、避難誘導、避難場所等及び避難路の防ぎょ等に係る活動計画を定める。

イ 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の伝達並びに避難誘導については、消防団、自主防災組織等との連携を図る。

ウ 高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保が出された場合においては、これを住民に伝達するとともに、火勢の状況等正しい情報に基づき、住民を安全な方向に誘導する。

エ 住民の安全避難を確保するため、災害危険区域からの避難を完了するまでの間、林野火災の鎮圧及び延焼拡大の防止を図る。また、避難場所等の管理者と連携を図りながら、避難誘導を行う。

オ 高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の避難誘導に当たっては、社会福祉施設、消防団、自主防災組織、町内会等のコミュニティ組織等と連携を図り、高齢者等の居所の把握、連絡体制の整備を図る。

(7) 情報収集・広報活動

消防機関の長は、災害情報の収集及び伝達を円滑に処理できるよう、あらかじめ、その活動計画を定める。

(8) 消防警戒区域等の設定

消防職員及び消防団員は、林野火災の現場において、消防警戒区域等を設定し、応急活動の従事者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。

第31節 火山災害等継続災害への対応計画

第1 基本方針

- 1 市は、気象庁からの火山噴火の長期化や土石流発生のおそれなど火山現象に関する情報を、迅速かつ的確に、関係機関及び市民等に伝達するための体制を整備する。
- 2 市は、火山活動が長期化した場合には、火山活動の状況を考慮しつつ、状況に応じた避難指示、警戒区域の設定等、警戒避難体制の整備に努め、かつ、警戒区域の変更、状況の変化に応じた対策を行う。
- 3 市は、避難生活が長期化した場合は、必要に応じ火山活動状況を勘案しながら、避難者の避難指示対象区域・警戒区域への一時入域を実施する。
- 4 市は、国、県等の協力の下、火山災害の状況に応じ、土石流対策等適切な安全確保対策を講ずる。また、火山活動の長期化・反復のおそれがある場合は、安全な場所に仮設住宅・公営住宅、仮設校舎等を建設するとともに、復興計画に基づき、必要に応じて、住宅の安全確保、道路の迂回等、発生直後から将来の復興を考慮した対策を講ずる。
- 5 市は、火山災害の長期化に伴い、地域社会に重大な影響が及ぶおそれがあることを勘案し、必要に応じて、国、県等の協力の下、生活支援、生業支援等の被災者支援策及び被災施設の復旧その他の被災地域の復興を図るための措置を講ずる。
- 6 市は、活動火山対策特別措置法に基づく防災営農施設整備事業、降灰除去事業、降灰防除施設の整備等により、火山噴火に伴う被害の軽減に努める。
- 7 避難、救出救助活動は噴火警戒レベルに応じて行われるものであるが、突発的な噴火が発生した場合、住民、登山者等の避難に時間的余裕がないことが想定されることから、より迅速な情報伝達や避難誘導等を行うよう努める。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	実施内容
市本部長	1 火山に関する予警報・情報及び気象予警報等の周知 2 避難指示 3 県本部長の指導及び指示に基づく被災地域の消毒その他の措置等の実施 4 避難者の生活支援 5 降灰対応等

〔市本部の担当〕

部	課	担当業務
総務部	危機管理防災課	1 火山に関する予警報・情報及び気象予警報等の伝達 2 避難指示対象区域・警戒区域の設定、変更又は一時入域の実施
保健福祉部	地域福祉課	災害援護資金等の貸付

部	課	担当業務
	企画総務課	降灰による市民の健康影響評価
	指導予防課	感染症予防活動
子ども未来部	子育てあんしん課	避難場所等の安全確保
建設部	建築住宅課	応急仮設住宅の設置
各部	各課	所掌する施設に係る降灰除去等の対応

第3 実施要領

1 避難対策

(1) 避難誘導

ア 市は、泥流の発生状況を確認後、指定避難所等への避難誘導を行う。

イ 指定避難所等への安全な避難経路が確保できない地区については、住民等に地区内の高台への避難又は自宅待機（垂直避難）を呼びかける。

(2) 避難対策

市は、火山災害が長期化した場合、土石流等二次災害の発生から市民等を守るため、次の対策を講ずる。

なお、対策に当たって、県及び市は、必要に応じて、火山防災協議会での協議や有識者等の助言を踏まえ、火山活動の状況に応じた対策を行う。

ア 情報伝達体制

(ア) 火山に関する予警報・情報及び気象予警報等の情報伝達体制の整備

(イ) 土石流等二次災害に関する警報等の意味、必要性及び判断体制等についての市民等に対する啓発及び周知

イ 避難体制

(ア) 火山監視体制の強化

(イ) 避難誘導体制の強化

(ウ) 状況に応じた避難指示並びに警戒区域の設定及び変更

(エ) 住民への避難情報の通報体制の整備

ウ 一時的な避難施設の確保

土石流等が長期的に反復するおそれがある場合には、市民等の一時的避難施設の確保に努める。

(3) 避難指示対象区域・警戒区域への一時入域計画

ア 市は、避難指示対象区域・警戒区域への一時入域を実施する際には、火山活動の状況を十分に考慮し、入域者の安全対策に万全を期するものとする。

また、一時入域の実施に当たり、市は、必要に応じ、県に助言を求めるものとする。

イ 市は、避難指示対象区域・警戒区域への一時入域について、次の点に配慮した計画をあらかじめ策定する。

(ア) 市民等からの要望の集約方法及び集約体制

(イ) 一時入域の決定等の判断体制

(ウ) 安全確保のための防災関係機関との連携体制

ウ 市は、関係機関と連携し、避難指示対象区域・警戒区域への計画外の入域を防ぐ手段を講ずる。

2 安全確保対策

(1) 市は、火山に関する予警報・情報及び気象予警報等の伝達体制の整備により、警戒避難体制を整備する。

【資料編3-31-1 報道機関への放送協力要請（通知）】

(2) 市は、市民等の日常生活の利便性及び健康が維持できるよう支援するため、次の対策を講ずる。

ア 土石流、火山泥流等の安全確保対策

(ア) 火山の活動状況、危険区域等の関係機関への迅速な情報提供等、警戒及び避難に備えた監視体制の整備

(イ) 火山に関する予警報・情報及び気象予警報等の伝達体制の整備

(ウ) 的確な警戒避難体制を敷くための体制整備

イ 応急仮設住宅及び災害公営住宅の確保等

(ア) 応急仮設住宅及び災害公営住宅の確保及びあっせん

(イ) 居住性及びプライバシーの保護に考慮した避難施設の設置

(ウ) 被災者の家財道具等の保管場所の確保

(エ) 管内の空き屋情報とその活用に係る検討

ウ 火山灰対応対策

(ア) 降灰に関わる風向・風速情報の収集伝達

(イ) 降灰による市民に対する健康影響調査

エ 感染症予防活動

(ア) 感染症予防計画に基づく被災現場、浸水家屋等への消毒等

(イ) 廃棄物処理・障害物除去計画に基づく災害廃棄物の処理

(3) 一時的に多量に出る火山灰が二次災害の原因とならないよう、市、防災関係機関及び施設の管理者は、相互に協力し速やかに火山灰を除去する。

【資料編3-31-2 火山情報の伝達先一覧表】

(4) 対策にあたって、県及び市は必要に応じて火山防災協議会での協議や有識者等の助言を踏まえ、火山活動の状況に応じた対策を行う。

3 避難者の生活支援

(1) 生活資金の貸付等生活安定のための支援

(2) 住宅再建時の助成及び資金の貸付等の支援

(3) 家屋の応急修理及び火山灰除去作業の支援

(4) 事業の維持及び再建への支援

(5) 職業訓練、就業奨励等の再就職と雇用の安定への支援

4 治安確保対策

市は、警察と連携して住民等及び関係機関等へ、警戒区域の設定や避難対象地域への「立ち入り禁止」等の規制措置について周知し、警戒区域や避難対象地域の周辺における警戒活動を

実施する。

なお、警戒活動にあたっては、噴火形態によってさらなる危険も予測されることから、火山活動の状況を十分に考慮の上、行うものとする。

5 風評被害対策

- (1) 県及び市は、観光団体等と連携し、火山災害による風評被害が観光業などの地場産業に及ぶことのないよう、これを未然に防止し、又は影響を軽減するために必要な活動を実施する。
- (2) 県、市及び防災関係機関は、火山の現状や火山活動に応じた立入規制区域及び火山周辺における安全確保対策や災害時の避難計画について、様々な手段を活用して広報活動を行う。
- (3) 県、市及び防災関係機関は、火山活動の沈静化後においても、火山の現状等について積極的に広報活動を行い、風評被害の軽減に努める。

第32節 岩手県防災ヘリコプター応援要請計画

第1 基本方針

- 1 市本部長は、災害時において広域的かつ機動的な対応を図るため、岩手県防災ヘリコプター（以下「防災ヘリコプター」という。）による災害応急対策を必要と判断した場合は、県本部長に防災ヘリコプターの応援を要請する。
- 2 市本部長は、防災ヘリコプターの応援要請に当たり、その受入体制を整備する。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	実施内容
市本部長	1 防災ヘリコプターの応援要請 2 防災ヘリコプターの活動に対する支援

〔市本部の担当〕

部	課	担当業務
総務部	危機管理防災課	防災ヘリコプターの応援要請
建設部	交通政策課	飛行場外離着陸場の設置

第3 実施要領

1 要請の基準

防災ヘリコプターの応援を要請する基準は、次のとおりである。

公共性	災害等から住民の生命及び財産を保護し、被害の軽減を図る場合
緊急性	差し迫った必要性がある場合
非代替性	防災ヘリコプターによる活動が最も有効である場合

2 活動の内容

防災ヘリコプターの活動内容は、次のとおりである。

活動項目	活動の内容
災害応急対策活動	(1) 被災状況の偵察及び情報収集 (2) 救援物資、人員等の搬送 (3) 災害に関する情報、警報の伝達等の災害広報 (4) その他災害応急対策活動上、特に必要と認められる活動
消火活動	(1) 林野火災における空中消火 (2) 偵察及び情報収集 (3) 消防隊員、資機材等の搬送 (4) その他火災防衛活動上、特に必要と認められる活動
救助活動	(1) 中高層建築物等の火災における救助 (2) 山岳遭難、水難事故等における捜索及び救助 (3) 高速自動車道等の道路上の事故における救助 (4) その他救助活動上、特に必要と認められる活動

活動項目	活動の内容
救急活動	(1) 交通遠隔地からの傷病者の搬送 (2) 傷病者の転院搬送 (3) 交通遠隔地への医師、機材等の搬送 (4) 臓器搬送 (5) その他救急活動上、特に必要と認められる活動

3 応援の要請

(1) 市本部長は、災害発生時において、防災ヘリコプターの出動が必要と判断した場合は、次の事項を明らかにして、県本部長に電話等により応援要請を依頼し、文書を提出する。

ア 災害の種別

イ 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況

ウ 災害発生現場の気象状況

エ 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに連絡方法

オ 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制

カ 応援に要する資機材の品目及び数量

キ その他必要な事項

【資料編3-32-1 岩手県防災ヘリコプター応援協定】

【資料編3-32-2 岩手県防災ヘリコプター運航管理要綱】

【資料編3-32-3 岩手県防災ヘリコプター緊急運航要領】

(2) 応援の要請先は、次のとおりである。

岩手県復興防災部消防安全課 (岩手県防災航空センター)	連絡先	
	昼間	夜間 (17:15~8:30)
	TEL 0198-26-5251	TEL 019-651-3111
	FAX 0198-26-5256	FAX 0198-26-5256

4 防災ヘリコプターの受入れ

市本部長は、防災ヘリコプターの活動を支援するため、必要に応じ、次の受入体制を整備する。

(1) 離着陸場所の確保及び安全対策

(2) 傷病者等の搬送を行う場合は、搬送先の離着陸場所及び病院等の搬送手配

(3) その他必要な事項

第33節 応急公用負担計画

第1 基本方針

災害における災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、緊急の必要があるとき、一定の区域内の土地、建物又は工作物等を使用し、又は収用し、さらに、区域の住民等を応急措置の業務に従事させること等により、必要な措置を行う。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	実施内容
市本部長	1 応急公用負担等の必要性の確認 2 区域内の住民等の土地、建物、工作物及び物件の一時使用、収用又は処分 3 災害応急対策に対する区域内の住民等の従事
市消防団	1 消防対象物及びその土地の使用、処分又は使用の制限
盛岡地区広域消防組合	2 消防活動に対する火災現場付近にいる者の従事
盛岡東警察署	1 区域内の住民等の土地、建物、工作物及び物件の一時使用、収用又は処分
盛岡西警察署	2 災害応急対策に対する区域内の住民等の従事

〔市本部の担当〕

部	課	担当業務
総務部	危機管理防災課	応急措置を実施するための応急公用負担等に係る連絡調整

第3 実施要領

1 実施責任者

- (1) 応急公用負担等の権限の行使は、市長が行う。
- (2) 市長若しくは市長の権限を行使する市の職員が現場にいないときに、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、市長の委任を受けた者は、応急公用負担の権限を行使できる。
- (3) 消防のため、緊急の必要がある場合の応急公用負担の権限の行使は、消防職員又は消防団員が行う。
- (4) 水防のため、緊急の必要がある場合の応急公用負担の権限の行使は、総務部が行う。

2 応急公用負担等の対象及び内容

災害が発生し、又は発生する可能性が高い場合において、応急措置を実施するための応急公用負担等の対象及び内容は次のとおりとする。

(1) 市長

- ア 区域内の住民及び応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置業務に従事させること。
- イ 区域内の他人の土地、建物、その他工作物を一時使用すること。

ウ 区域内の他人の土地、竹木、その他の物件を使用し、又は収用し、処分すること。

(2) 消防職員、団員等

ア 消防職員、消防団員

(ア) 火災が発生し、又は発生しようとしている消防対象物及びこれらのものの存在する土地を使用し、処分し、又は使用を制限すること。

(イ) 緊急の必要があるとき、火災現場付近にいる者を、消火、延焼の防止、人命の救助その他の消防活動に従事させること。

イ 水防管理者

(ア) 水防の現場における必要な土地を一時使用し、土石、竹木、その他の資材を使用し、若しくは収用し、車その他の運搬具若しくは器具を使用し、又はその障害物を処分すること。

(イ) 水防のため、やむを得ない場合には、水防管理団体の区域内の住民又は水防の現場にいる者を水防活動に従事させること。

3 応急公用負担等の要請

(1) 人的公用負担は、相手方に次の事項を明示して口頭で要請する。

ア 目的

イ 作業の内容

ウ その他必要事項

(2) 物的公用負担は、次により行う。

ア 区域内の住民等の土地、竹木、建物、工作物その他の物件（以下本節中「工作物等」という。）の使用又は収用を行うときは、対象となる工作物等の占有者、所有者その他当該工作物等について権限を有する者に対して、公用負担に係る次の事項を通知する。

(ア) 当該工作物等の名称、種類、形状、数量及び所在した場所

(イ) 処分の期間又は期日

(ウ) その他必要事項

イ 通知すべき占有者などの氏名及び住所が不明の場合は、対象となる土地、建物等の名称、種類等の通知すべき事項を、市役所又は盛岡東警察署、盛岡西警察署及び紫波警察署に掲示し、通知に代える。

ウ 市長及び警察官が障害物（災害を受けた工作物等）を除去したときは、市長及び警察署長は、次の方法により当該工作物等の保管等を行う。

(ア) 当該工作物等の権限を有する者に対して返還に必要な事項を公示する。

(イ) 保管工作物等に滅失又は破損のおそれがある場合、若しくは保管に不相応な費用を要する場合は、当該工作物を売却し、その代金を保管する。

(ウ) 工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者、所有者等が負担する。

(エ) 工作物等の保管に関する公示の日から起算して、6月を経過しても当該工作物等又は売却した代金を返還する相手方が不明の場合は、市長が保管する工作物等は市に、警察署長が保管する工作物等は県に帰属する。

4 損失補填及び損害補償等

- (1) 区域内において物的公用負担により、通常生ずべき損失があった場合には、損失補償を行う。
- (2) 区域内の住民又は現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合には、実費弁償を行わない。ただし、応急措置業務に従事したことにより、死傷等をしたときは、条例の定めに従い、損害補償を行う。

第34節 原子力災害応急対策計画

第1 基本方針

市及び防災関係機関は、原子力災害が発生し、その影響が本市に及ぶおそれがある場合、各自の行うべき緊急事態応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、体制を定め、広報・広聴、避難対策、モニタリング及び医療保健について、それぞれの実施体制を定める。

第2 活動体制

1 市の活動体制

- (1) 市は、隣接県に立地する原子力事業所における特定事象又は原子力緊急事態の発生による影響が市域に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合、及び原子力緊急事態宣言に掲げる緊急事態応急対策を実施すべき区域に市域が含まれる場合においては、第一次的に緊急事態応急対策を実施する機関として、県その他の防災関係機関との連携の下に、緊急事態応急対策を実施するものとし、このための組織、配備体制及び職員の動員体制を定める。
- (2) 市対策本部の配備基準は県計画に準ずるが、県配備体制の1号及び2号は市配備体制の警戒配備に該当し、3号は非常配備に該当するものとする。
- (3) 市本部長は、緊急事態応急対策の迅速かつ的確な実施等に必要があると認めるときは、関係地方行政機関又は関係地方指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。この場合において、市本部長は、県本部長に対し、当該職員派遣に係るあつせんを求めることができる。

2 防災関係機関の活動体制

- (1) 防災関係機関は、隣接県に立地する原子力事業所における特定事象又は原子力緊急事態の発生による影響が市域に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合においては、その所管する緊急事態応急対策を実施する。
- (2) 防災関係機関は、所管する緊急事態応急対策を実施するため、必要な組織を整備するとともに、緊急事態応急対策の実施に当たっては、県、市との連携を図る。
- (3) 防災関係機関は、その活動に当たって、職員の安全確保に十分配慮するとともに、こころのケア対策に努めるものとし、必要に応じ、国等に対し、精神科医等の派遣を要請する。

第3 特定事象発生情報等の伝達

1 市の措置

- (1) 市長は、特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示を受領した場合は、直ちに、その内容を関係機関に通知するとともに、市民等に対して広報を行う。
- (2) 市長は、あらかじめ、通知先の機関及び通知方法等を定める。
- (3) 特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の受領後においては、ラジオ、テレビ等の報道内容に注意するとともに、地方支部及び関係機関との連絡を密にするなど、的確な情報の把握に努める。
- (4) 特定事象発生情報及び内閣総理大臣等による指示の広報は、おおむね次の方法による。
 - ア 同報系防災行政無線

- イ 有線放送
- ウ CATV
- エ コミュニティFM、臨時災害放送局
- オ 電話
- カ 携帯端末等の緊急速報メール
- キ 広報車
- ク 自主防災組織の広報活動

2 防災関係機関の措置

- (1) 放送事業者は、ラジオ放送においては番組を利用し、また、緊急の場合は番組を中断し、テレビ放送においては字幕、スーパー等により放送する。
- (2) その他の防災関係機関は、それぞれの所掌事務に応じて、関係団体等に通知する。

第4 情報の収集・伝達

1 情報の収集・伝達

市及び防災関係機関は、災害時における緊急事態応急対策を円滑かつ的確に実施するため、次に掲げる事項に留意し、災害情報の収集及び伝達を行う。

- (1) 災害情報の収集、伝達に当たっては、防災関係機関相互に密接に連携を図る。
- (2) 緊急事態応急対策の実施に当たっての重要な情報をあらかじめ選定し、その情報を優先的に収集、伝達する。

2 情報の収集・伝達実施要領

- (1) 市長は、県と連携し情報の把握に努めるとともに、県知事から伝達された情報を関係機関に周知する。
- (2) 上記のほか、第4節「情報の収集・伝達計画」に定める方法等に準じて、災害情報の収集・報告を行う。

第5 市民等への情報提供・広報広聴

1 市による情報提供

- (1) 市は、県から市民に対し情報提供を行う旨の通知を受けたときは、同様の内容により情報提供を行う。なお、県から提供される情報は次に掲げる事項である。

- ア 特定事象発生情報等の概要
- イ 災害の概況
- ウ 緊急時モニタリングの結果等
- エ 県等の防災関係機関の対策状況
- オ 市民がとるべき措置、注意事項
- カ その他必要と認める事項

- (2) 市民への情報提供は、次の方法によるほか多様な手段を活用する。

- ア 同報系防災行政無線
- イ 有線放送

- ウ CATV
- エ コミュニティFM、臨時災害放送局
- オ 電話
- カ 携帯端末等の緊急速報メール
- キ 広報車
- ク 自主防災組織の広報活動

2 防災関係機関による情報提供

防災関係機関は、県から市民に対し情報提供を行う旨の通知を受けたときは、職員及び所管する団体等に対し、同様の内容により情報提供を行う。

第6 緊急時モニタリング

市は、原子力災害が発生したときに県が行う、市内の環境への影響及び市内で販売される流通食品、市内で生産・収穫される農林水産物等、水道水、その他必要と認められるものの放射性濃度を把握するための緊急モニタリングに協力するほか、必要に応じて市の自主的な調査を実施する。

第7 避難・影響回避

- 1 市長は、原子力災害が発生した場合には、市民が正しい情報に基づき行動するよう、適時に注意喚起を行う。
- 2 市長は、原子力災害の発生に伴い、市外からの避難者を受け入れることとした場合は、迅速に指定避難所を開設し、その適正な運営を図るとともに、避難者が必要な情報や支援、サービスを容易に受け取ることができる体制の整備を図る。
- 3 市本部長は、国が原子力災害の観点から屋内避難指示を出している際に、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合、当該地域の住民に対し、独自の判断で避難指示を行うことができる。その際には、市長は国と堅密な連携を行うものとする。
- 4 複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

第8 医療・保健

市長は、原子力災害が発生した場合において、身体の避難退域時検査及び簡易除染の実施に必要な施設の確保及び体制の構築を図り、必要に応じ、これを実施するとともに、県外からの避難者等に対する被ばく医療の実施が必要な場合は、県内外の医療機関及び消防との連携を図り、当該医療機関への搬送を行う。また、市民等の心身両面にわたる健康を維持するため、健康相談、健康管理及びこころのケアを実施する。

1 避難退域時検査及び簡易除染

- (1) 市長は、国が指示又は決定する身体の避難退域時検査を行う際の基準に基づき、避難した住民等（県外から県内に避難した者を含む。）の身体の避難退域時検査及び簡易除染を実施する。この場合において、国、指定公共機関その他関係機関に対し、身体の避難退域時検査及び簡易除染の実施に必要な人員の派遣、資機材の確保など、必要な支援を求める。
- (2) 市長は、身体の避難退域時検査及び簡易除染を実施する施設を確保し、当該施設の名称等を県本部長に通知するものとし、身体の避難退域時検査及び簡易除染は、当該施設において実施する。

2 初動医療体制

- (1) 市長は、避難した住民等について、サーベイメーターによる身体の避難退域時検査等の結果、被ばく医療の必要性が指摘されたときは、県本部長に対し、被ばく医療の実施が必要な住民等の状況を報告し、搬送すべき医療機関及びその搬送方法の指示を求める。
- (2) 市長は、県本部長が市長からの報告に基づき、国、県内外の医療機関、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、原子力災害医療派遣チーム及び専門家、消防機関、自衛隊その他の関係機関と協議、調整し、搬送すべき医療機関及び搬送方法を決定した場合、その通知を受ける。
- (3) 市長は、県本部長の通知に基づき、被ばく医療の実施が必要な住民等の医療機関への搬送を実施する。県本部長は当該搬送等に協力する。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設等の災害復旧計画

第1 基本方針

被災した施設の管理者は、施設の原形復旧に加え、再度の被害発生防止を考慮に入れ、必要な施設の新設、改良復旧、耐震化、不燃化等について配慮した計画を作成し、早期に復旧を図る。

第2 災害復旧事業計画

- 1 災害応急対策を講じた後、被害の程度を十分調査検討し、公共施設等の災害復旧事業計画を速やかに作成する。
- 2 災害復旧計画の作成及び復旧事業の実施に当たっては、次の事項に留意する。
 - (1) 原状回復を基本としつつも、再度の被害防止の観点から、可能な限り改良復旧するよう計画し、復興を見据えたものとする。
 - (2) 被災施設の重要度や被災状況を勘案し、緊急に重要事業を定めて計画的な復旧を図る。
 - (3) 事業規模や難易度等を勘案し、迅速かつ円滑な事業を推進する。
 - (4) 環境汚染の未然防止を図るとともに、住民の健康管理に配慮して、事業を実施する。
 - (5) 事業の実施に当たり、ライフライン事業者とも十分に連携を図る。
 - (6) 事業の実施に当たっては、暴力団排除の徹底に努める。
- 3 公共施設等の災害復旧事業計画は、おおむね次のとおりとする。
 - (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
 - イ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
 - ウ 公園公共土木施設災害復旧事業計画
 - (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
 - (3) 都市施設災害復旧事業計画
 - (4) 上下水道施設災害復旧事業計画
 - (5) 社会福祉施設災害復旧事業計画
 - (6) 公立学校施設災害復旧事業計画
 - (7) 公営住宅災害復旧事業計画
 - (8) 公立医療施設災害復旧事業計画
 - (9) その他の災害復旧事業計画

第3 激甚災害の指定

- 1 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という。）の指定対象となる激甚災害が発生した場合は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう、必要な措置を講ずる。

- 2 激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を県知事に報告する。
- 3 県が実施する調査等に協力する。

【資料編4-1-1 激甚災害指定基準】

【資料編4-1-2 局地激甚災害指定基準】

第4 緊急災害査定の実施

災害が発生した場合、速やかに公共施設等の被害の実態を調査して必要な資料を調整し、早期の災害査定及び緊急査定の実施に努める。

第5 緊急融資等の確保

- 1 災害復旧に必要な資金需要額を速急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、補助金の申請、起債の許可、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰上交付等について、所要の措置を講ずる。
- 2 災害復旧資金の緊急需要が生じた場合は、災害つなぎ短期融資などにより、財源の確保を図る。

3 国庫負担又は補助

法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業の関係法令等は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 農林水産業施設災害復旧費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (9) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について
- (10) 生活保護法
- (11) 児童福祉法
- (12) 身体障害者福祉法
- (13) 知的障害者福祉法
- (14) 売春防止法
- (15) 障害者総合支援法
- (16) 老人福祉法
- (17) 医療施設等災害復旧費補助金交付要綱
- (18) 水道法

- (19) 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費の国庫補助について
- (20) 下水道法
- (21) 災害廃棄物処理事業国庫補助金交付要綱
- (22) 産業廃棄物処理事業国庫補助金交付要綱
- (23) と畜場災害復旧費補助金交付要綱
- (24) 社会福祉施設災害復旧費事務取扱要領
- (25) 公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱

4 地方債

災害復旧事業等に関連する地方債は、次のとおりである。

- (1) 補助災害復旧事業債
- (2) 一般単独災害復旧事業債
- (3) 公営企業等災害復旧事業債
- (4) 火災復旧事業債
- (5) 小災害復旧事業債
- (6) 歳入欠かん債

5 交付税

地方交付税に係る措置として、次の措置があげられる。

- (1) 災害復旧事業の財源に充てた地方債の元利償還金の基準財政需要額への算入措置
- (2) 普通交付税の繰上交付措置
- (3) 特別交付税による措置

第2節 生活の安定確保計画

第1 基本方針

災害により被害を受けた市民が、速やかに再起できるよう、被災者に対する生活相談をはじめ、義援金、救援物資、災害弔慰金の支給、生活福祉資金の貸付、失業者等の生活安定対策など、市民の自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。

第2 被災者の生活確保

1 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、県被災者台帳システムを活用し、個々の被災者の被害の状況や配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成する。

市は、県が災害救助法に基づく救助を行ったときは、被災者に関する情報の提供を県に要請する。

2 罹災証明書

(1) 定義

罹災証明は、災害救助法による各種施策や市税の減免等を実施するに当たって必要とされる家屋等の被害程度について、災害対策基本法第90条の2により、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、市長又は消防署長が確認できる程度の被害について証明する。

(2) 罹災証明の事項

罹災証明は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の項目の証明を行うものとする。

ア 全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、流出、床上浸水、床下浸水等

イ 火災による全焼、半焼、水損等

【資料編4-2-1 罹災証明交付申請書様式】

【資料編3-4-1 災害の被害認定基準・災害報告取扱要領】

(3) 罹災証明を行う者

罹災証明は、市長が行う。ただし、火災による罹災証明書及び災害に係る住家の被害認定基準運用指針によらない被害の証明は、対象となる家屋が所在する所轄の消防署長が行う。

(4) 罹災証明書の発行

ア 罹災証明の申請窓口は、市民部市民登録課に相談窓口を設置して一括して対応し、証明事項に係る市関係部署又は関係消防署を紹介する。

イ 罹災証明書は、罹災家屋等の所有者、管理者及び占有者並びに特に必要と認める者の申請に基づき、市長又は消防署長が発行する。

ウ 市長は、必要に応じて、県被災者台帳システムを活用するとともに、罹災証明の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住宅被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結及び応援の受入れ体制の構築を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

エ 罹災が証明できない場合、家屋以外のものが罹災した場合は、罹災者の届出に基づく「罹災届出証明書」を発行する。

【資料編4-2-2 罹災証明書様式】

オ 市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

カ 市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

3 生活相談

市及び関係機関は、被災者、市民、報道機関、国、県及び他の地方公共団体等から寄せられる問い合わせ、要望等に迅速かつ的確に応えるため、次の措置を講ずる。

機関名	措置事項
市	(1) 被災者のための相談所を市役所及び避難場所等に設置して苦情又は要望事項等を聴取し、その解決を図る。 (2) 解決が困難なものについては、その内容を関係機関に連絡するなど、速やかな対応を図る。 (3) 県及び防災関係機関と連携を密にし、相談体制を確立する。 (4) 国際交流関係団体等の協力を得て、外国人に対する相談体制を確立する。
警察	警察署、交番、駐在所又は現地の必要な場所に、臨時相談所を設置して安否確認や治安等の相談に当たる。
指定公共機関、指定地方行政機関等	支店、営業所又は現地の必要な場所に、臨時相談所等を設置し、所管業務の相談に当たる。

【資料編4-2-6 災害時における支援協力に関する協定書（岩手県行政書士会）】

4 災害弔慰金等の支給

盛岡市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第55号）に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金等を支給する。

【資料編4-2-3 盛岡市災害弔慰金の支給等に関する条例】

【資料編4-2-4 盛岡市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則】

5 被災者生活再建支援制度の活用

(1) 市は、災害によりその居住する住宅が全壊等の被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「支援法」という。）による支援金の活用が円滑に行われるよう、同支援金に関する広報活動を実施し、積極的に相談、指導等を実施する。

(2) 市は、申請書類の受付窓口となるが、支給に関する事務については、県が実施主体となり、被災者生活再建支援法人に指定された公益財団法人道府県センターに委託し実施する。

(3) 市は、申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に係る業務の実施体制の整備を図る。

(4) 対象となる自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象により生じる被害であり、支援法の対象となる自然災害は次のとおりである。

ア 災害救助法施行令（昭和22年政令第 225号）第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県における自然災害

(5) 支援金の支給対象

支援金の支給対象は、支援法が適用された自然災害により被災した次に掲げる世帯である。

ア 居住する住宅が全壊した世帯

イ 居住する住宅が半壊し、又はその居住する敷地に被害が生じ、その住宅をやむなく解体し、又は解体されるに至った世帯（解体世帯）

ウ 災害による危険な状態が継続することその他の事由により、住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（長期避難世帯）

エ 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修が行われなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（大規模半壊世帯）

オ イからエまでの世帯を除き、住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（中規模半壊世帯）

【支援金の支給】

(複数世帯の場合)

(単位 万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
長期避難世帯	賃借	100	50	150
大規模半壊世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借	50	50	100
中規模半壊世帯	建設・購入	—	100	100
	補修	—	50	50
	賃借	—	25	25

(単数世帯の場合)

(単位 万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯等	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借	75	37.5	112.5
大規模半壊世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借	37.5	37.5	75
中規模半壊世帯	建設・購入	—	75	75
	補修	—	37.5	37.5

	賃借	—	18.75	18.75
--	----	---	-------	-------

- ※ 基礎支援金 住宅の被害程度に応じて支給する支援金
- 加算支援金 住宅の再建方法に応じて支給する支援金

(6) 支給申請手続

支援金を申請する際には、支給申請書に次の書類を添付し市役所に提出する。

ア 基礎支援金

- (7) 住民票（外国人世帯にあつては、外国人登録済証明書）等世帯が居住する住宅の所在、世帯の構成が確認できる市町村が発行する証明書
- (イ) 住宅が全壊又は大規模半壊の被害を受けたことが確認できる罹災証明書（住宅に半壊の被害を受け、当該住宅をやむを得ず解体した場合も同様）（長期避難世帯として認定された世帯を除く。）
- (ロ) 預金通帳の写し（銀行、支店名、預金種目、口座番号、申請者本人の名義の記載があるもの）
- (エ) 住宅に半壊の被害又は住宅の敷地に被害を受け当該住宅をやむを得ず解体し、又は解体されたことが確認できる証明書（半壊解体・敷地被害解体を行った世帯に限る。）
- (オ) 長期避難世帯に該当する旨の市町村による証明書（長期避難世帯に該当する場合に限る。）

イ 加算支援金

建設・購入等に係る契約書の写し

(7) 支援金の申請期間

区分	申請期間
基礎支援金	災害のあった日から13ヶ月の間
加算支援金	災害のあった日から37ヶ月の間

6 住宅資金等の貸付

- (1) 災害により住居、家財等に被害を受けた者が、自力で生活の再建をするために必要となる資金の融資が円滑に行われるよう、被災者に対し、住宅資金等に関する広報活動を実施する。
- (2) 住宅資金等の融資を希望する被災者に対して、積極的に相談、指導等を実施する。
- (3) 災害復興住宅融資 （令和4年4月1日現在）

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
火災、地震、暴風雨等の災害により住宅が滅失又は損壊した者に対し、住宅の建設補修及び宅地の整備等に必要資金を「住宅金融支援機構」が融資する。	独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年7月6日法律第82号）		

<p>1 建設資金</p> <p>住宅が全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊した旨の罹災証明書の発行を受けた場合</p>		<p>1 土地を取得する場合 3,700万円</p> <p>2 土地を取得しない場合 2,700万円</p>	<p>1 据置期間 3年以内（この期間返済期間を延長する。）</p> <p>2 返済期間 「35年」又は「年齢に応じた最長返済期間」のいずれか短い年数以内</p> <p>3 利子 固定金利型</p> <p>4 返済方法 元利均等返済又は元金均等返済</p>
<p>2 購入資金</p> <p>住宅が全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊した旨の罹災証明書の発行を受けた場合</p>		<p>3,700万円</p>	<p>1 据置期間 3年以内（この期間返済期間を延長する。）</p> <p>2 返済期間 「35年」又は「年齢に応じた最長返済期間」のいずれか短い年数以内</p> <p>3 利子 固定金利型</p> <p>4 返済方法 元金均等返済又は元利均等返済</p>
<p>3 補修資金</p> <p>住宅に被害が生じた旨の罹災証明書の発行を受けた場合</p>		<p>1,200万円</p>	<p>1 据置期間 1年以内（この期間返済期間を延長する。）</p> <p>2 返済期間 「20年」又は「年齢に応じた最長返済期間」のいずれか短い年数以内</p> <p>3 利子 固定金利</p> <p>4 返済方法 元金均等返済又は元利均等返済</p>

(4) 生活福祉資金

貸付対象	根拠法令	資金種類	貸付限度額の目安	貸付条件
低所得者世帯、障がい者世帯及び高齢者世帯のうち、他から融資を受けることのできない世帯	生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年厚生労働省発社援0728第9号）	福祉資金福祉費（災害援護資金）	1世帯 150万円以内	1 据置期間 6ヶ月以内 2 償還期間 据置期間経過後7年以内 3 利子 保証人あり 無利子 保証人無し 年1.5% (据置期間中は無利子)
		福祉資金福祉費（住宅改修費）	1世帯 250万円以内	4 保証人 連帯保証人原則として1名 (1) 原則として借受人と同一市に居住し、その世帯の更生に熱意を有する者 (2) 生活福祉資金の借受人又は借受申込人となっていない者 5 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 6 申込方法 官公署が発行する罹災証明を添付し民生委員を通じ、市社会福祉協議会へ申し込む。

(5) 災害援護資金

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
台風、地震などの自然災害により、家屋等に被害を受けた世帯で世帯の前年の年間所得が 1人世帯 220万円 2人世帯 430万円 3人世帯 620万円 4人世帯 730万円 5人以上の世帯 730万円にその世帯に属する者の	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）	対象被害及び貸付限度額 1 世帯主の1月以上の負傷 150万円 2 住居の全壊 250万円 3 住居の半壊 170万円 4 家財の3分の1以上	1 据置期間 3年（特別の事情がある場合5年） 2 償還期間 据置期間経過後7年（特別の事情がある場合5年） 3 貸付 利率年3.0% (据置期間中は無利子) 4 償還方法

うち4人を除いたもの一人につき30万円を加算した額 ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては1,270万円以内		の損害 150万円 5 重複被害 (1) 1 + 2 350万円 (2) 1 + 3 270万円 (3) 1 + 4 250万円 6 住居全体の滅失又は流失 350万円	年賦又は半年賦 5 延滞利率 年 10.75%
---	--	---	-------------------------------

7 住宅の再建

- (1) 災害により居住していた住宅を喪失した者のうち、自力で住宅の再建が困難な低額所得者に対しては、公営住宅の建設及び補修により住居の確保を図る。
- (2) 滅失又は焼失した住宅が、公営住宅法（昭和26年法律第 193号）に定める基準に該当するときは、災害住宅の状況を速やかに調査して県に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成する。

8 租税の徴収猶予及び減免等

市が賦課する税目に関しては、地方税法（昭和25年法律第 226号）、条例等に基づき、期限の延長、徴収の猶予及び減免について、それぞれの実態に応じて適切な措置を講ずる。

第3 中小企業への融資

被災した中小企業者の施設の復旧に要する資金及び事業資金の融資が円滑に行われ、早期に経営の安定が図られるよう、次の措置を講ずる。

- 1 政府系中小企業金融機関（株式会社日本政策金融公庫及び株式会社商工組合中央金庫）の「災害特別融資枠」の設定を促進するため関係機関への要請
- 2 金融機関に対する中小企業向け融資の特別配慮の要請
- 3 被災した中小企業者の融資の円滑化を図るため、信用保証協会の積極的な保証及び保障枠の確保等の協力の要請
- 4 被害の状況に応じた金融機関の貸付手続の簡易化及び迅速化、貸付条件の緩和等についての特別取扱の要請
- 5 中小企業者の負担を軽減し、復旧を促進するため、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の指定を受けるために必要な措置
- 6 中小企業関係の被害状況に係る迅速な調査及び再建のための資金需要の把握
- 7 災害時の特別措置についての中小企業者への周知徹底

第4 農林漁業関係者への融資

災害により損失を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）又は農林漁業者の組織する団体（以下「被害組合」という。）に対し、農林漁業の生産力の維持増進及び経営の安定を図るため、次の措置を講ずる。

- 1 農業協同組合及び信用農業協同組合連合会が、被害農林漁業者又は被害組合に対して行う経営資金のつなぎ融資の指導あつせん
- 2 被害農林漁業者又は被害組合に対し、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）による経営資金の融資措置の促進並びに利子補給及び損失補償の実施
- 3 被害農林漁業者に対する株式会社日本政策金融公庫法に基づく災害復旧資金、経営再建、収入減補てん資金の融資のあつせん
- 4 農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済団体の災害補償業務の迅速化の要請
- 5 漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づく災害補償業務の迅速化の要請

第5 通貨の供給の確保及び非常金融措置

東北財務局盛岡財務事業所は、被災地における人心の安定及び被害の復旧を図るため、関係行政機関等と協議のうえ、災害の復旧や復興に必要となる各種金融対策の措置を講ずる。

- 1 通貨の供給の確保
 - (1) 被災地における金融機関の現金保有状況の把握に勤め、必要に応じ、被災地所在の金融機関に臨時に日本銀行券を寄託する。
 - (2) 金融機関の所要現金の確保について、必要な指導及び援助を行う。
 - ア 被災地における損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについては、職員を派遣するなどの必要な措置を講ずる。
 - イ 被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡をとったうえ、輸送通信の確保を図る。
 - ウ 被災金融機関が早急に営業を開始できるよう、指導を行う。
 - (3) 必要に応じて金融機関の営業時間の延長及び休日臨時営業をとるよう指導する。
- 2 非常金融措置
 - (1) 被災者の便宜を図るため、金融機関に対し、次のような非常措置をとるよう要請する。
 - ア 預金通帳等を滅失又は紛失した預金者に対し、り災証明書の提示又は簡易な確認方法をもって、被災者の預貯金の便宜的な払戻しを行う。
 - イ 被災者に対し、定期預金、定期積立金等の中途解約又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱を行うこと。
 - ウ 被災地の手形交換所において、被害関係手形の提示期間経過後の交換持ち出しを認めるほか、不渡り処分の猶予等の特別措置を講ずる。
 - エ 損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについて、実情に応じて必要な措置を講ずる。
 - (2) 金融機関の営業開始、休日臨時営業、預貯金便宜払戻措置、損傷日本銀行券及び貨幣の引

換え措置等について、金融機関と協力して速やかにその周知徹底を図る。

第6 日本郵便株式会社の業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

災害の態様及び公衆の被害状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便局の業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

- 1 災害救助法が適用され、現に救助を必要とする被災者で、収容施設（応急仮設住宅に収容する場合を除く。）の供与又は被服、寝具その他生活必需品の供与又は貸与を受けたときは、1世帯につき郵便はがき5枚及び郵便書簡（ミニレター）1枚の範囲内で必要と認める数量を交付する。

また、被害の状況により、被災者（法人を除く。）が差し出す第一種郵便物、通常はがき又は盲人用点字郵便物については、料金を免除する。

なお、取り扱う郵便局等については、別途日本郵便株式会社東北支社長が指定し、その旨公示する。

- 2 日本郵便株式会社東北支社長が公示した場合は、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金連合会にあてた救助用の物品を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。
- 3 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体に対する被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の通常払込み及び通常振替の料金を免除する。
- 4 被災者の緊急な資金需要その他の被災事情を考慮し、被災地の郵便局において、郵便貯金、郵便為替及び郵便振替業務についての一定の金額の範囲内における非常払渡し及び非常貸付、年金、恩給等の非常払渡し、国債等の非常買取及び非常貸付並びに簡易保険業務についての保険金及び貸付金の非常即時払、保険料払込猶予期間の延伸等の非常取扱いを実施する。

【資料編4-2-5 盛岡市と日本郵便株式会社との包括連携協定書】

- 5 被災地域地方公共団体の申請に応じ、簡保積立金を短期融資する。
- 6 民間の発意に基づいた被災地救援活動の充実を目的として、必要に応じて、郵便振替の加入者がその口座の預り金の寄附を総務大臣に委託する「災害ボランティア口座」を開設し、寄附金の募集及び民間災害救援団体への寄附金の配分を実施する。

なお、対象とする非常災害は、次のとおりとする。

- (1) 民間災害救援団体による救援事業が可能であること。
- (2) 災害対策基本法に基づき、国務大臣を本部長とする非常災害対策本部又は総理大臣を本部長とする緊急災害対策本部が設置された場合であること。
- (3) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれがある災害であること。

第3節 復興計画の策定

第1 基本方針

大規模な災害により甚大な被害を受けた地域については、復興計画を策定するとともに、復興の推進体制を整備し、関係機関と連携を図りながら、計画的な復興を図る。

第2 復興方針・復興計画の策定

1 計画策定組織の整備

学識経験者、公的団体、産業界、地区住民の代表等で構成する計画策定検討組織を設置する。この場合において、女性や要配慮者の意見が反映されるよう女性等の参画促進に努める。

2 計画策定の目標

防災都市を目指し、住民の安全、環境保全等に配慮したまちづくり計画とする。

3 復興計画の策定

- (1) 市街地の整備改善が必要な場合は、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）等を活用するとともに、土地区画整理事業及び市街地再開発事業の活用を図る。
- (2) 計画の策定に当たっては、建築物及び公共施設の耐震、不燃化等を基本的な目標とする。
- (3) ライフライン施設については、各事業者と調整を図りながら整備を促進する。
- (4) 防災とアメニティの観点から、既存不適格建築物の解消を図る。

第3 復興事業の実施

激甚災害に対する特別な財政措置は、次のとおりである。

項目	事業名
1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	(1) 公共土木施設災害復旧事業 (2) 公共土木施設災害関連事業 (3) 公立学校施設災害復旧事業 (4) 公営住宅等災害復旧事業 (5) 生活保護施設災害復旧事業 (6) 児童福祉施設災害復旧事業 (7) 老人福祉施設災害復旧事業 (8) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 (9) 障害者支援施設等災害復旧事業 (10) 婦人保護施設災害復旧事業 (11) 感染症指定医療機関災害復旧事業 (12) 感染症予防事業 (13) 医療施設等災害復旧事業 (14) 堆積土砂排除事業 ア 地方公共団体又はその機関が管理する公共施設に係る堆積土砂排除事業

項目	事業名
	イ 市街地区域内のその他の堆積土砂排除事業 (15) 湛水排除事業
2 農林水産業に関する特別の助成	(1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 (3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 (4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（天災融資法（昭和30年法律第 136号）が発動された場合に適用） (5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 (6) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助 (7) 共同利用小型漁船の建造費の補助 (8) 森林災害復旧事業に対する補助
3 中小企業に関する特別の助成	(1) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第 264号）による災害関係保証の特例 (2) 事業共同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
4 その他特別の財政援助及び助成	(1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 (2) 私立学校施設災害復旧事業に関する補助 (3) 市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 (4) 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第 129号）による国の貸付の特例 (5) 水防資材費の補助の特例 (6) 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 (7) 公共土木施設、公共学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助 (8) 雇用保険法（昭和49年法律第 116号）による求職者給付の支給に関する特例

第4節 原子力災害復旧計画

第1 基本方針

市、その他の防災関係機関は、原子力災害からの復旧復興のため、被ばく線量の低減や廃棄物の処理についての計画を定めるとともに、風評被害の防止についてもその対策を図る。

第2 低減措置・廃棄物等対策

市は、県が緊急時モニタリングの実施結果等を踏まえ、市民が日常生活から受ける追加被ばく線量(自然被ばく及び医療被ばくを除く線量をいう。以下同じ。)の低減を図る必要があると認め、必要な措置を講じるときは、県と連絡調整を図る。

市及び県は、市民が日常生活から受ける追加被ばく線量の低減を図るための措置(以下「低減措置」という。)の実施により発生した廃棄物等について、法令及び国が定める指針等に基づき、適切に管理又は処理されるよう指導する。

1 低減措置の実施

(1) 低減措置を行う目安等

低減措置を実施すべき目安及び低減措置の実施により確保すべき追加被ばく線量の水準は、低減措置の実施が必要と認めたときに、原子力災害対策指針その他の基準等を勘案し、県が定める。

(2) 低減措置の対象、実施者等

ア 低減措置は、学校等の施設、不特定多数の者が利用する施設、住居など、住民等が日常生活において利用する頻度が高い箇所のほか、事業活動等に支障があり、事業者等が低減措置を行う必要があると認める箇所とする。

イ 低減措置は、住民等が日常生活において利用する頻度が高い箇所を優先して実施する。この場合において、子どもは、成人に比較し放射線の影響を受けやすいことから、子どもの生活環境を最優先に実施する。

ウ 低減措置は、低減措置の対象となるものを所有し、管理し、又は占有する者(以下本節中「実施者」という。)が、国が示す方法又は県が適当と認める方法により実施する。

2 廃棄物の処理等

(1) 実施者は、低減措置の実施に伴い生じた廃棄物等を、法令及び国が定める指針等に基づき、適切に管理し、処理する。

(2) 市は、実施者に対し、当該廃棄物等が、法令及び国が定める指針等に基づき、適切に管理又は処理されるよう指導する。

3 実施者の措置

不特定多数の者が利用する施設に関し低減措置を行った実施者は、行った低減措置の内容、低減措置の実施結果等を公表する。

4 市の措置

(1) 市は、自らが所有し、又は管理する施設等の低減措置を速やかに実施するとともに、自ら

が行った低減措置の内容、低減措置の実施結果等を公表する。

- (2) 市及び県は、相互に連携し、実施者による低減措置及び廃棄物等の処理が、円滑かつ適切に実施されるよう、技術的な助言その他の採りうるべき必要な支援を行う。

第3 健康確保等

市は、県と相互に連携し、健康に不安を感じる市民等（広域一時滞在により市内に滞在する市外からの避難者を含む。以下この節において同じ。）に対し、健康相談を実施するとともに、市民等の健康確保に関し、必要と認めるときは、調査その他の必要な対策を実施する。

1 健康相談の実施

市は、県と相互に連携し、健康に不安等を感じる市民等からの相談、問い合わせに対応できるよう対応窓口を明確化するなど、相談体制の整備を図る。

2 市民の健康確保に関する調査その他の対策の実施

- (1) 市は、県が緊急時モニタリングの実施結果等を踏まえ、市民等の健康確保に関し、調査を行うことが必要と認めたときは、県と連携し、国その他の関係機関の助言を得て、必要な調査及び分析を行う。

- (2) 市は、県が調査及び分析の結果、市民等の健康確保に関する対策を実施する必要があると認めたときは、県及び国その他の関係機関と連携し、必要な対策を実施する。

第4 風評被害対策

市は、原子力災害による風評被害が商工業、観光業、農林水産業その他の地場産業に及ぶ影響を軽減するために必要な活動を実施する。

- 1 市は、県及び関係機関・団体と連携し、商工業、農林水産業その他の地場産業の産品等の適切な流通等が確保され、及び観光客の減少が生じることがないように、市内外での広報活動を行う。

- 2 広報活動を行うに当たっては、緊急時モニタリングの測定結果、出荷制限等の状況その他の情報を提供し、市内で生産される産品等及び市内の環境等が安全な状況にあることを広報する。

- 3 市は、関係機関・団体が自ら風評被害対策に向けた活動を実施する場合には、活動に必要な情報、資機材等の提供など、関係機関・団体に対し必要な支援を行う。